

平成27年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	平成27年10月22日(木)	開会	午前10時 4分
		散会	午後 4時12分
	平成27年10月26日(月)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 3時 4分
	平成27年10月28日(水)	開会	午前10時
		散会	午後 4時37分
	平成27年11月 4日(水)	開会	午前10時 3分
		散会	午後 4時23分
	平成27年11月 5日(木)	開会	午前10時 1分
		散会	午後 3時30分
	平成27年11月 6日(金)	開会	午前10時 1分
		散会	午後 4時41分
	平成27年11月17日(火)	開会	午前10時 1分
		散会	午後 4時18分
	平成27年11月19日(木)	開会	午前10時 2分
		閉会	午後 3時47分

場所 第3委員会室

出席委員 高橋政雄委員長

小久保憲一副委員長

内沼博史委員、細田善則委員、清水義憲委員、板橋智之委員、荒木裕介委員、中屋敷慎一委員、鈴木弘委員、渋谷実委員、山本正乃委員、木村勇夫委員、石川忠義委員、菅原文仁委員、権守幸男委員、西山淳次委員、秋山文和委員、木下博信委員

欠席委員 10月26日 鈴木弘委員

11月17日 権守幸男委員

11月19日 渋谷実委員、権守幸男委員

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第104号	平成26年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第105号	平成26年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

平成27年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月22日(木)	総括的事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月26日(月)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 都市整備部関係審査
10月28日(水)	下水道局関係審査 企業局関係審査 病院局関係審査
11月 4日(水)	危機管理防災部関係審査 警察本部関係審査
11月 5日(木)	県民生活部関係審査 県土整備部(含 収用委員会)関係審査
11月 6日(金)	福祉部関係審査 教育局関係審査
11月17日(火)	産業労働部(含 労働委員会)関係審査 農林部関係審査
11月19日(木)	保健医療部関係審査 環境部関係審査

【説明者】

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

堀光敦史財政課長

飯塚寛参事兼税務課長

【発言】

山本委員

- 1 県税収入の構成と推移について、納税率向上に向けて努力していることは高く評価している。平成26年度に納税率向上のため、主にどのようなことに取り組んだのか。
- 2 チーム型派遣で大規模8市に18人派遣しているとのことだが、これらの市における効果はどうだったか。
- 3 市町村や近隣都県と連携した給与からの特別徴収の一斉指定に向けて、準備や周知徹底をどのように行ったのか。

参事兼税務課長

- 1 平成26年度の納税率向上の取組だが、個人県民税対策として収入未済額の大きい大規模市にチーム型派遣をし、市の職員とチームを組んで高額滞納事案の徹底整理に努めた。市町村では差押えなどの滞納処分をやりにくい事案もあることから、市町村から県に事案を引き継いで直接徴収する取組も行っている。個人住民税の給与からの特別徴収一斉指定の準備にも取り組んだ。

個人県民税以外では、基本的には納期内納税をしていただくことが原則であるが、納税いただけない方には納税コールセンターでの電話による勧奨や、文書での催告などを実施し、それでもなお納税資力がありながら納税いただけない滞納者に対しては徹底した滞納処分を実施した。

- 2 チーム型派遣を行った、それぞれの市で納税率が向上した。チーム型派遣では、派遣された市だけでなく、近隣市にも良い影響を及ぼす。平成26年度は全63市町村のうち61団体で個人県民税の納税率が前年度より向上した。
- 3 特別徴収全県一斉指定の準備として、全市町村が各事業者に対して事前の通知を発送した。県では税理士会や商工団体を訪問し、個人住民税は原則特別徴収で納税していただきたいと特別徴収一斉指定への協力をお願いした。

山本委員

チーム型派遣はどこの市に派遣し、どの程度効果があったか。チーム型派遣は効果が高いと思うが、今後も続けるのか。

参事兼税務課長

平成26年度はさいたま市、川口市、新座市、川越市、所沢市、狭山市、入間市及び草加市にチーム型派遣を実施している。県内全ての市で納税率が前年度からアップした。8市以外の納税率のアップ率が0.9ポイントのところ、8市では1.0ポイントアップした。

今後であるが、平成27年度は納税率がより低位で収入未済額が大きい大規模市に集中してチーム型派遣を実施しているところである。

細田委員

- 1 県債全体の年度末残高は増加し続けているが、今後もこのまま続くのか。
- 2 臨時財政対策債発行可能額が今年度565億円減少しているが、県債残高に影響するのか。
- 3 財政調整基金の年度末残高が平成26年度に65億円から120億円に増加しているがなぜか。また、残高の適正規模についてどう考えるか。
- 4 投資的経費全体は2年連続で増加しているが、その中で土木費のみずっと減少傾向にある。この傾向は続くのか。また、公共投資に対して、1次、2次を合わせた経済波及効果についてどう分析しているか。

財政課長

- 1 県債全体の残高が増加している主な要因は、臨時財政対策債の残高が増加していることである。地方全体の一般財源総額が不足している状況は今後も続いていくものと考えられ、このような傾向は大きく変わることがないと思われる。しかしながら、本県においては行財政戦略プログラムで目標を立てているとおり、自治体でコントロールできる県債は残高を減らしていくよう財政運営をしているため、伸びのペースは緩やかになっていくものと考えている。
- 2 臨時財政対策債は本来普通交付税として交付されるものであり、キャッシュで交付される普通交付税の総額が増えれば、臨時財政対策債が減る仕組みとなっている。また、平成27年度において、本県のような財政力の高い団体に多く臨時財政対策債の発行可能額が配分されるという算定方法が見直され、財政力の高い団体への配分額が圧縮されたことが要因として挙げられる。
- 3 財政調整4基金の年度末残高は、平成8年度の約2,500億円をピークに減少傾向にあり、近年は900億円台で推移している。財政調整4基金については、ある一定程度残高がないと、単年度内の財源の出し入れの調整弁がなくなってしまうので、平成26年度においては若干積み増して、少し余裕を持たせていただいた。基金の適正規模については、一概にはいえないが、経験則から1,000億円程度は必要であると考えている。
- 4 国としても投資的経費はトータルで削減の傾向にあり、それにある程度呼応せざるを得ない状況にあることから、このような傾向となっている。
1次、2次を合わせた経済波及効果は平成26年度の公共事業の決算額が約700億円で、産業連関分析によれば約919億円の効果が出ているものと分析している。

板橋委員

- 1 財源別歳入について、県税の「その他」が56億円の減収となっているが、具体的な税目とその減収要因は何か。
- 2 自動車税も減収となっている。課税台数が多いと思うが、どのような徴収対策を講じているのか。
- 3 分担金及び負担金の減少が、36億円、62.2%と比較的大きいが、要因は何か。

参事兼税務課長

- 1 自動車取得税が約55億円の減収となっており、平成26年度の税制改正による影響が主な要因である。税率が引き下げられ、自家用が5%から3%、営業用と軽自動車が3%から2%となった。また燃費基準の良い車に対して減税するエコカー減税が拡充された。
- 2 自動車税は、軽自動車への買換えが進んでいることや若者の自動車離れが背景となり、定期課税の台数が年々減少して減収となっている。また、自動車税は課税台数が多く徴収対策に苦心している。納期内納税が原則だが、納期内に納めていただけなかった場合には自動車税納税コールセンターから納税の勧奨をしている。文書催告も再三再四行い自主的な納付をお願いしている。それでも、納税資力がありながら納税いただけない滞納者に対しては、より現金化しやすい給与や預貯金など、債権を中心とした滞納処分を徹底している。平成26年度は給与差押えを特に強化しており、平成25年度は86件だったが、平成26年度は220件と強化した。また、自動車登録差押えも平成25年度は214件だったが、平成26年度は836件と大幅に強化した。納税資力がありながらも納税いただけない滞納者には引き続き徹底した滞納処分を実施する。

会計管理課長

- 3 農地費負担金が減少している。これは、国営かんがい排水事業市町負担金について、平成25年度には国に支払う市町分の負担金が26億1,900万円あったが、平成26年度には全くなかったことによる。

板橋委員

農地費負担金について、もう少し詳しく説明してほしい。

会計管理課長

詳しくは農林部の審査でお聞きいただければと思うが、これまで実施した国営かんがい排水事業の負担金について、市町が分割せず一括で国に支払うこととしたため、平成25年度の負担額が大きくなった。市町負担金は一度県が受けるため、歳入における平成25年度の負担金の額が大きくなったが、平成26年度にはこれがなかったことが減少の要因である。

清水委員

- 1 財産のうち基金について、有価証券が655億円、合計では600億円ほど増加しているが、その要因は何か。
- 2 実質収支額が平成26年度に突出して改善しているが、その要因は何か。

会計管理課長

- 1 県債管理基金について、県債の満期一括償還の財源に充てるための残高が増加したことにより、約596億円増加したのが主な要因である。

財政課長

- 2 平成26年度においては前年度比で歳入・歳出ともに伸びている状況であり、歳入の伸びが歳出の伸びを大幅に上回ったことが要因となっている。歳入が増加した理由は、景気回復等による県税の伸びが大きく、税率引上げによる地方消費税や地方法人特別譲

与税の増も挙げられる。一方、歳出が増加した理由は、給与の特例減額の終了や社会保障関係経費の自然増が挙げられる。

なお、平成26年度の特殊事情として、年度末に平成25年度に発生した大雪の被害対策のための特別交付税が交付されたことが挙げられる。

内沼委員

- 1 翌年度へ繰り越すべき財源について、事故繰越しの繰越額が減少していることは良いが、繰越明許費繰越額が18億8,000万円、52.4%増加している要因は何か。
- 2 歳入歳出決算額の推移について、平成22年度、平成23年度と歳入・歳出とも減少し、平成24年度からは3年連続で増加しているが、最近の決算の特徴はどうなっているのか。平成26年度は他年度に比べて大幅に増加しているが、その要因は何か。
- 3 民生費は平成26年度には約267億円、0.7%増加しており、年々増加しているがどう考えているのか。

会計管理課長

- 1 繰越明許費のうち、農林水産業費の繰越額が123億6,400万円ほどあった。これは、平成25年度の大雪被害に係る農業用施設の撤去と再建支援のための資材の調達等に不測の日数を要したから翌年度に繰り越したものである。
- 2 決算額が減少した平成22年度と平成23年度は、歳入では、リーマンショックや東日本大震災の影響などにより、県税収入が減少したこと及び平成21年度に大きく増加した国の経済危機対策に伴う国からの交付金が減少したこと、歳出では、国からの交付金を活用した事業が減少したことが特徴である。

平成24年度から平成26年度については、歳入では、企業収益の改善などにより県税収入が3年連続増加したこと、歳出では、民生費が医療、介護などの社会保障に関する支出が年々増加していることなどにより、歳入・歳出ともに3年連続で増加したことが特徴である。

平成26年度の主な増加要因は、歳入では、県税が地方消費税の増収などにより増加したこと及び県債が第三セクター等改革推進債の発行などにより増加したこと、歳出は、総務費が埼玉高速鉄道株式会社経営再構築支援事業などにより、330億円増加したこと及び民生費が社会保障関連の支出の増加により267億円増加したことである。

財政課長

- 3 介護、医療、少子化、年金の4つの社会保障関連経費は増加傾向にある。これはオールジャパンの問題だが、我々はこれを2025年問題として既に認識し、取組を開始している。平成28年度予算編成方針においても、高齢者を「支えられる人」から「支える人」に転換する「シニア革命」を進めることを打ち出している。健康長寿の取組も同様だが、介護や医療の対象となる人を減らし、社会保障関連経費を抑制する方向の施策を展開していきたい。

菅原委員

- 1 決算特別委員会で提案された改善又は検討を要する事項などは、予算編成の過程でどのように生かされていくか。
- 2 県税の納税率が4年連続でアップしているものの、残念ながら6年連続で全国最下位である。特に個人県民税の納税率を高めていかなければならないが、平成26年度の特

別徴収割合の目標値は何パーセントだったのか。また、目標を達成できたのか。

- 3 平成26年に債権管理条例が制定され、今回の決算から私債権の放棄に関する報告が始まったが、私債権は今回の報告にある8項目で全てなのか。

また、同和対策緊急生活資金貸付金と県有地不法使用による不当利得返還金の具体的な内容は何か。

- 4 県債の市場公募債発行について、道路整備事業等の財源としてのみらい債や河川整備事業の財源としての愛県債があるが、例えば教育や医療のために発行する県債は検討していないのか。
- 5 公有財産について、今後会計基準が変わり、固定資産台帳の整備が進むと思うがどうなっていくのか。

財政課長

- 1 現在、部局が予算要求調書を作成しているところであるが、決算特別委員会における御指摘は調書の作成にダイレクトに影響するものである。また、1年前の改善又は検討を要する事項への措置状況は既に出されていることから、部局でも具体的に考えているところである。政党要望なども同様であるが、課長審査や知事審査などの段階で、それらの内容が取り込まれているか、チェックされる。

- 3 今回の報告は、平成26年度決算が初めてのものとなる。債権の種類は8項目で全てではなく、平成26年度に放棄する私債権が8項目に分類されているものである。この中で平成26年度限りとなるものもあり、今後追加されるものもある。今回報告した債権は、根雪のように残っている債権が対象となっている。具体的には既に時効が完成しており、相手方に資産がないもの、生活保護など生活困窮に陥っているもの、所在が不明であるものなど、債権を取り立てることができず、債権管理をしている方がコストが掛かってしまうため放棄をするものである。

同和対策緊急生活資金貸付金は昭和59年までに同和地区に住んでいる方に貸付をしたもので、取り立てる財産がないため放棄をするものである。県有地不法使用による不当利得返還金は、新河岸川の河川敷を1法人と1個人が土砂置場として不法占拠しており、平成11年度に明渡し請求及び不当利得返還請求の裁判が確定したもので、法人は既に倒産しており、個人は生活保護を受けている状況であるため放棄するものである。

- 4 平成26年度は川の再生などのプロジェクトに絞って発行しているため、教育や医療のための発行は検討していない。しかし、これらのプロジェクトは期間を限定しているものなので、今後、教育や医療の分野について検討することはある。
- 5 新公会計システムは平成29年度中の導入に向けて整備を進めている。固定資産台帳の整備は平成27年度当初予算において管財課で予算措置しており、台帳整備を進めているところである。

参事兼税務課長

- 2 個人住民税で給与所得のある納税義務者のうち特別徴収となっている納税義務者の割合、つまり特別徴収割合については、県と市町村で構成する個人住民税収確保対策協議会において目標値を80%としている。平成26年度は71.0%で全国40位だったが、市町村の頑張りもあり平成27年度は速報値で80.7%、全国24位にまで上がっている。

菅原委員

市町村が頑張っているということだが、市町村によって特別徴収割合が高いところと低いところがある。頑張っている市町村の取組を把握しているのか。また、他の市町村に取組を拡げていかないのか。

参事兼税務課長

個人住民税税収確保対策協議会において、全国一斉特別徴収の徹底に取り組んでいる。自治体によって取組に差があるということではなく、市町村によって納税義務者の構成が異なるため、特別徴収の割合もばらつきが出ていると考えている。

木村委員

退職手当債について何点か聞きたい。

- 1 退職手当の支給総額はいくらか。
- 2 団塊の世代が退職する中で、今後の大量退職となった場合、退職手当の見通しはどうなっていくのか。
- 3 交付税措置はあるのか。
- 4 退職手当については、自前で積み立てを行っていくべきであると思うが、どう考えているのか。

財政課長

- 1 平成26年度の支給総額は634億円で、そのうち60億円で退職手当債が充当されている。
- 2 退職手当債の発行は10年間の特例措置であり、平成27年度までとなっている。ただ、全国の自治体の中には退職手当が払えないところも出てくるので、国では延長について議論していると聞いている。
- 3 交付税措置はなく、単なる借金である。
- 4 委員御指摘のとおり、民間企業や公営企業では退職手当の積み立てが義務付けられている。しかしながら、財政状況が良くない中で、前もって財源を確保することはできない状況である。圧倒的に収支がマイナスの状況なので後ろに繰り延べることしかできない。また、退職手当債の発行を繰り返すことも財政運営上良くない。退職手当債はピークカットに使っているが、退職手当のピークは平成26年度であった。数年は横ばいだが、なだらかに下降していく見込みであり、財政負担は落ち着いていくと考えている。

荒木委員

款別の歳出で、支出済額がほとんどの費目で8割から9割以上の執行率となっているが、農林水産業費の執行率は69.9%、災害復旧費は対前年度の増減率が416.4%と増加する中で執行率は53.9%と特に低くなっている。これらの費目で低くなった理由は何か。

会計管理課長

農林水産業費と災害復旧費については、平成25年度の大雪による被害対策の事業費の額が大きかった。このため平成25年度に比べて平成26年度の支出額は大きくなっているが、年度内に事業が完了せず翌年度に繰り越した額も大きくなったため、支出済額の割合が低くなった。災害復旧費についても、彩の国くまがやドーム関係の事業費を3億8、

000万円ほど繰り越したため、執行率が低くなった。

中屋敷委員

- 1 収入未済と不納欠損について、収入未済を根雪にしないように努力しなければならないと考えるが、これまでどのように工夫してきたのか。また、今後どのように工夫するのか。
- 2 事務事業の見直しの対象事業数は1, 734事業とあるが、全ての事業であるのか。
- 3 縮小・廃止となった事業は、もともと過大な予算措置ではなかったのか。

財政課長

- 1 平成26年に制定した埼玉県債権の適正な管理に関する条例では債権放棄だけでなく、債権の管理に関する事務の処理について、必要な調整を行うものとされている。当課内に債権管理の担当組織を作り、債権を管理している各課に対しヒアリングを行い、結果を知事まで報告している。これにより、各課が成果を上げるように努力をする仕組みを構築したところであるが、引き続き、債権管理の旗振り役として努力していきたい。
- 2 1, 734事業は全事業である。
- 3 見直しは、平成26年度の予算編成時には必要性が認められた事業について、外部環境の変化や時の経過に伴って不要となっていないかを、平成27年度の予算編成時に検証したものである。したがって、平成26年度当初予算編成時にはいずれも必要な事業であった。

木下委員

- 1 歳出決算の対予算執行率が96.1%とあるが、執行率は高い方が望ましいのか、低い方が望ましいのか。低いことは悪いことではないのか。
- 2 執行差金は担当課の判断で使えるようになっているのか。それとも執行を管理する仕組みがあるのか。

財政課長

- 1 執行率の高低については、個人的な見解になるが、事業の性質により異なるので一概には言えない。例えば道路を作るとき、道路事業全体の中で部局に任せて執行している。一方で、例えば西部ふれあい拠点施設整備の予算を執行する場合には、別の事業に使うことはできない。いずれも議決をいただいた執行権の範囲内で執行するものである。
- 2 事業別に整理しており、事業の目的の中でいくらかと決めているため、その範囲では弾力的な執行が可能となっている。予算上、目までは執行権限が与えられており、地方自治法では議決によって人件費の項間流用が認められているが、それを超えて執行することはあってはならない。

秋山委員

- 1 滞納税の徴収強化について、高額滞納の整理促進、預貯金や給与等の差押え、不動産公売、インターネット公売、搜索等の取組で換価した金額と滞納額の年度間の推移はどうなっているのか。
- 2 県債の状況について、3兆7,783億円のうち58%が県でコントロール可能な一般債務、42%が臨時財政対策債を中心とした地方交付税算定の需要額の元利償還金に算入できるものになっている。臨時財政対策債の償還について将来にわたって国が財政措

- 置を行う見通しなのか。実質的借金はずっと減り続けていくことになる見通しなのか。
- 3 県債の借入れは、春日部市のように銀行などに競争入札を実施し、低い金利の借金をしているのか。
 - 4 事務事業の見直しについて、様々な部門で県が市町村に対して補助事業を開始するが、数年すると廃止になることが多く、市町村ははしごを外されるという経験をこれまで数多くしてきた。市町村は住民と直結しており、県の補助がなくなったから開始した事業をすぐに止めるわけにはいかない。市町村の背中を押すことはよいが、先の見通しを提示して、市町村が事業選択できるようにすべきと考えるが、どうか。
 - 5 消費税について、平成26年度から消費税率が5%から8%に引き上げられたが、県有施設などの施設使用料、手数料などの県民負担額はいくらか。また、歳入や歳出における影響額はどうか。

参事兼税務課長

- 1 平成26年度の換価額は、預貯金や給与などの債権で約2億4,000万円、不動産公売で662万8,000円、自動車や動産のインターネット公売合計で512万7,000円である。換価額の合計は約2億5,174万円である。高額滞納の整理促進について、200万円以上の高額滞納事案は、平成26年度9億4,239万円ほどあり4億1,534万8,000円を徴収した。滞納額の推移は、収入未済額の推移でお答えする。県と市町村で連携して収入未済額の圧縮に取り組んでいるが、過去5年では平成22年度に約365億円だったものが、平成23年度345億円、平成24年度313億円、平成25年度284億円、平成26年度250億円まで圧縮してきている。

財政課長

- 2 臨時財政対策債は100%措置されるという約束のもとに発行している。今後も制度が続くものと考えているが、本来は地方交付税で措置されるものであるので、国に対して地方交付税で措置するようにお願いしていく。一般の県債については平成25年度で頭打ちとなっており今後は減少していく。県債は負担の世代間の公平性や平準化を図ることが主旨であるが、今後、投資を伸ばしていくような場合には増加することも考えられる。
- 3 県では借入れが高額のため、市場公募債や銀行等引受けといった手法が用いられる。最低でも1回に50億円、場合によっては250億円から300億円の資金調達が必要であるため一社での引き受けは無理で、調達そのものができなくなるため、入札方式は県の資金調達手段としてはなじまないと考える。
- 4 平成27年度当初予算では福祉部と市町村との連携がうまくいっていない事例があった。新規の施策については、関係団体と協議し、共通認識を持つことが重要である。平成28年度当初予算編成通知の中に、あえて新たに市町村との連携、役割分担や共通認識を持つことに留意するようとの記載を追加している。
- 5 歳入については一般会計では4,400万円強、オール県庁では約13億円の増加となっている。歳出については一般会計で約45億円強、特別会計を合わせると約46億円となっている。

秋山委員

- 1 換価の合計額が2億5,174万円、高額滞納が4億円と答弁されたが、その差異について分かりやすく説明していただきたい。

- 2 給与差押えをかなり増やしたようだが、度重なる催告や予告の後に実施していると思われる。差押えに至る経緯はどうなっているのか。
- 3 臨時財政対策債は限度額まで発行するのか。
- 4 県は地方税法上では納税義務者ではないが、消費増税の影響とはいえ、あえて県民に転嫁をした理由は何か。

参事兼税務課長

- 1 換価とは、財産を差し押さえて公売や取立てを行った額である。高額滞納の徴収額4億1,500万円の中には、換価の額だけでなく自主的な納付の額も含まれているため、換価の合計額よりも高額滞納の徴収額の方が多くなっている。
- 2 納期内納税が原則だが、納期内納税していただけない場合にはまず督促状を送付する。その後コールセンターで納税の呼び掛け、文書催告をしてもなお、納税資力がありながら納税していただけない滞納者には、給与差押えなど徹底した滞納処分を実施している。

財政課長

- 3 臨時財政対策債は地方交付税の身代わりである。地方交付税は標準的な事務について措置されるので、それを下回る発行額にしてしまうと標準的な事務に対する財源を放棄することになりかねず、別の財源を用意することになる。可能性としてはあるが、現実的には考えにくい。与えられた財源の中で最大限事業を実施していく。
- 4 13億円のうち大部分は納税義務のある公営企業である。社会保障関連経費の安定財源を確保するため、広く薄くご負担をお願いしたい。

西山委員

県民向け市場公募債は、具体的に用途は決まっているのか。

財政課長

道路、河川の整備事業の財源に充当しており、具体的にどの道路、どの河川に充当されているかは整理していない。庁舎建設のための公募債のように一対一で対応するものは用途が特定されるが現状ではそうっていない。

【説明者】

中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、北島通次企画総務課長、
吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、堀光敦史財政課長、
山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

伊藤宏治監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞夫監査第二課長

【発言】

内沼委員

- 1 県民満足度調査の県政サポーター2, 788人はどのような形で募集され、選ばれるのか。
- 2 県民満足度調査の16項目の満足度平均が51.5%となっているが、これをどのように評価しているか。
- 3 県政サポーターアンケートは毎年行っているのか。数値の推移はどうか。
- 4 県民満足度調査の16項目の満足度について、高いものと低いものにどのようなものがあるのか。
- 5 施策関係者調査の1,369人はどのように選ばれるのか。
- 6 施策関係者調査では7項目の満足度平均が60.7%となっているが、数値はどのように推移しているのか。結果を県政にどのように生かしているのか。
- 7 行政報告書23ページの「市町村への権限移譲」について、平成26年度末現在、市町村に対して143事務を移譲するとともに、埼玉県分権推進交付金6億2,236万9,000円を交付したとあるが、市町村に対し事務処理に必要な財源はきちんと保証しているのか。また、お金だけではなく、人的な支援も必要と考えるが、県としてどのような支援を行っているのか。

計画調整課長

- 1 県政サポーター制度は県政全体の課題について意見を聴くというもので、広聴広報課で所管している。16歳以上の方に随時登録してもらう。1年以上アンケートに回答いただけない場合は登録が抹消されることになっている。
- 2 50%は超えているということになるが、更に高められるよう努めてまいりたい。
- 3 アンケートは毎年行っており、平成24年度の51.8%、平成25年度の51.0%、平成26年度の51.5%と、ほぼ横ばいの状態で推移している。
- 4 満足度の高い項目は「みどりと川を再生し自然と共存する」、「埼玉の魅力を創造し発信する」となっている。低い項目は「誰もが力を発揮しいきいきと活躍する」、「高齢者が安心してすごせる社会をつくる」となっている。
- 5 施策関係者調査は県民へのアンケートでは「わからない」という選択肢を選ぶ人が多

い専門的な2分野、障害者支援や産業振興の分野で実施している。障害者施設や商工会議所、商工会などにアンケートをお願いして、働いている方々に協力してもらっている。

- 6 ウーマノミクスプロジェクトの推進、障害者雇用サポートセンターの設置、特別養護老人ホームの整備、地域包括ケアシステムの構築など、それぞれの施策の推進に努めている。

地域政策課長

- 7 埼玉県分権推進交付金の算定に当たっては、移譲事務ごとに、人件費・物件費の総額を積算し、その額を人口や面積などの客観的指標により市町村に配分している。交付金の算定基準は3年ごとに見直しているが、見直しに当たって平成26年2月に実施した市町村アンケートでは、約90%の市町村から「適切」または「大きな問題はない」との回答をいただいている。各市町村での移譲事務に関する事務処理体制は様々であるが、今後も、市町村や事務担当課の意見を聴きながら、適切な交付金となるよう検討していきたい。また、人的支援については、移譲事務の各担当課では、説明会や研修会の開催、事務処理マニュアルの提供、市町村からの個別相談や問合せへの対応などを行っている。また、開発行為の許可事務など専門的な知識が必要な事務については、市町村の要請に応じて県職員の派遣や市町村からの実務研修生の受入れなどを行っている。

内沼委員

- 1 県政サポーター制度は16歳以上の方に随時登録いただくとのことだが、定数を定めずに、インターネットを通じて随時参加できるのか。
- 2 県民満足度調査の満足度について、項目ごとの数字が分かれば教えてほしい。
- 3 市町村への人的支援の点で、市町村に対してはどの程度の人数の職員を派遣しているのか。

計画調整課長

- 1 希望者はインターネットで随時登録できる。
- 2 平成26年度では、満足度が1番高い「みどりと川を再生し自然と共存する」は63.8%、2番目の「埼玉の魅力を創造し発信する」は56.4%、下位1番の「誰もが力を発揮しいきいきと活躍する」は43.1%で、1番と16番では20%程度差がついている。

地域政策課長

- 3 県から市町村には権限移譲以外にも多くの職員を派遣しているが、権限移譲の関係では、平成26年度の派遣は5人である。

板橋委員

- 1 IT投資の最適化について、外部専門家を活用してシステム開発評価を行ったとあるが、ITベンダーがシステム評価に関わった場合、開発するベンダーにもなりうるため、システムの調達で有利になることが懸念される。過去にITベンダーが外部専門家に就任した事例はあるか。
- 2 情報セキュリティ対策の推進について、情報漏えいが問題となっているが、セキュリティ研修やセキュリティ監査などを今後どのように充実させていくのか。
- 3 行政情報のオープンデータ化の推進について、データカタログシステムの内容はどの

ようなものか。

- 4 見沼田圃の保全・活用・創造について、0.5haの土地を公有地化し、公有地は合計30.7haとあるが、どのような場合に公有地化するのか。また、どのくらいの面積を公有地化するという計画はあるのか。さらに、公有地を体験農園などに活用したとのことだが、どのような効果があったのか。
- 5 埼玉高速鉄道(株)は、昨年度、第三セクター等改革推進債を利用して債務を圧縮すること等によって経営再構築を図ったが、今後の経営と、自治体からの金銭的支援についての見通しはどうか。

情報システム課長

- 1 外部専門家はコンサルタント事業者が就任することが多い。過去にITベンダーが外部専門家に就任したことはない。しかし、外部専門家にITベンダーが就任してしまう可能性があるため、外部専門家の募集の際に条件を付け、後のシステム調達が有利にならないように排除することで、公平性を担保する。
- 2 情報セキュリティ研修は毎年行っている。今後は研修内容の質を上げることと研修回数や対象者を増やすことに取り組んでいく。また、マイナンバーなど新たな制度に対応するために情報セキュリティ監査や研修も行っていく。
- 3 オープンデータカタログとは、オープンデータを一元化して公開し、民間事業者等が効率的に目的のデータを検索し、利活用できるようにするシステムである。平成26年8月に試行版としてオープンデータのサイトを県ホームページ上に開設した。今年度は本格版のシステムを構築し、試行版でできなかった機能を盛り込む予定である。例えば、キーワードで目的のデータを検索できる機能のほか、県と市町村で共同運用して県・市町村のデータを一元化できる機能、国や他自治体のデータカタログシステムが持つデータと連携できる機能などである。

土地水政策課長

- 4 見沼田圃については「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、治水機能を保持しつつ、農地や緑地等として土地利用を図っている。公有地化については、基本方針の中で、他法令による許認可を受けられる見込みはあるが、基本方針により土地利用を制限される場合、例えば、利用目的が貸倉庫や資材置場などの場合に行く。また、相続の発生などにより、基本方針にそぐわない土地利用が行われるおそれがある場合、例えば、相続が発生したが、相続人が農業を継続できない場合などにも公有地化を行っている。特に県でどれくらいの面積を公有地化するなどの計画はない。買取り、借受けした公有地は、NPO法人などに委託して、県民参加の体験農園に活用したり、埼玉県農林公社に委託して就農希望者の実践研修の場として活用したりしている。米や野菜づくりなどの体験農園については、平成26年度に50回、延べ1,231人の参加者があった。参加者のアンケートでは、「非常に良かった」「今後も事業を継続してほしい」との声がほとんどで、大変好評であった。また、埼玉県農林公社が行っている就農希望者の実践研修では、これまでに17人が農業者となり、さいたま市内などで主に露地野菜の栽培を行っていると聞いている。

交通政策課長

- 5 埼玉高速鉄道(株)は、昨年度、第三セクター等改革推進債の発行を認めていただき、平成27年1月に関係者間で合意された経営再構築計画に基づいて、金融機関の債権放

棄と自治体貸付金の資本への振替による債務調整や資産価値の再評価を行った。これにより、金利負担の軽減化と減価償却費の圧縮が図られ、経常収支が大幅に改善し、今年度の事業計画における経常損益は約2億円の黒字を見込んでいる。今後、県から直接補助を行う予定はないが、県としてはウォーキングマップやプロモーションビデオの作成など、沿線の魅力を知ってもらう利用促進事業を行っている。

板橋委員

見沼田圃で米や野菜づくりの体験農園などを行っていることは承知しているが、一方で生態系団体との調整が難しいと聞いているがどうか。

土地水政策課長

現在、NPO法人など8団体に体験農園等を委託しているが、特段問題があったとは認識していない。

細田委員

- 1 今年度の職員定数管理について、スポーツ振興課の移管分を除くと増減なしとのことだが、他にどのような分野の定数の増減があったのか。
- 2 セキュリティ対策については、シンククライアントシステムを導入したものの有効に使われていないところもあると聞くが、県のシンククライアントシステムの状況はどうか。
- 3 鉄道の利便性向上について、西武池袋線の秋津駅とJR武蔵野線新秋津駅や大宮駅の乗換改善について検討し、提言を行ったとあるが、その他、鉄道利便性向上の取組として、行っているものがあるか。

改革推進課長

- 1 増員については、5か年計画や予算における重要事業などを実施するために行った。具体的には、保育士の確保など超少子高齢化社会への対応や、水素エネルギーの活用可能性を広げる取組など通商産業政策の地方分権化、また、土砂災害警戒区域等の早期指定の推進による災害対応体制の強化など安心して暮らせる社会の実現に重点的に増員した。減員については、市町村への権限移譲や民間委託の推進、事務事業の見直しなど、これらによって県職員の仕事が減るため減員とした。具体的には、越谷市の中核市移行に伴う保健所業務の移譲など市町村への権限移譲や、県税事務所の窓口業務など民間への委託、西部地域振興ふれあい拠点施設整備の完了など事務事業の見直しにより減員した。

情報システム課長

- 2 県では現在簡易シンククライアントシステムを導入している。パソコンのハードディスクへのファイルの保存を原則禁止し、ファイルサーバへの保存を基本としているほか、許可されたUSBメモリー以外は使用できない仕組みとしており、セキュリティの確保上有効なシステムとなっている。

交通政策課長

- 3 秋津駅の乗換改善については、乗換利便性向上検討会で提言された内容を、県としてフォローアップしていく。また、大宮駅の乗換改善について、さいたま市が主体となって、関係者を集めた検討会に県も関与している。その他には具体的な検討に入っている

ところはない。

清水委員

- 1 バス路線について、部長説明の中でノンステップバスの導入経費の一部補助というものがあったが、具体的に教えてほしい。
- 2 明るい選挙の啓発については、来年夏の18歳への選挙権年齢引下げに向け、若年層への啓発活動は一層重要になる。今後、県教育委員会とどのように連携を図り、どのような取組を行っていくのか。
- 3 選挙カレッジ生による選挙啓発出前講座を開催とあるが、どのような内容か。今後、充実していく予定はあるか。
- 4 税外未収債権のうち、条例に基づき放棄した債権はどのようなものか。
- 5 なぜ債権を放棄する必要があるのか。
- 6 時効完成後の私債権で処理されなかったものは、今後どのように処理するのか。

交通政策課長

- 1 県では県民生活の足としてのバス路線を確保するため、運行費が赤字の路線に対し、市町村等を通じて補助金による支援をしている。平成26年度は8市町村2事業者に対して支援した。ノンステップバスの導入促進も支援しており、平成26年度は71両を対象として支援を行っている。

市町村課長

- 2 9月28日に高校生の政治参加に向けた副教材を国が作成し、年内にも全国の高校生に配布される予定である。この副教材のうち、「実践編」では模擬選挙を行うことが例として挙げられており、今後、学校での円滑な模擬投票が行えるよう市区町村選挙管理委員会とも協議した上で、学校との連携や実施方法について実施マニュアルとして作成する予定である。また、副教材の「参考編」では選挙運動等に関する想定問答も掲載されているが、高校生向けに分かりやすく注意点を解説した参考資料を県の選挙管理委員会で作成し、高校などに配布することも検討している。こうした県選挙管理委員会の取組については、県教育委員会や現場の高校の先生からも意見や助言をいただき、効果的かつ実践的な取組が可能となるよう緊密な連携を図っていきたい。
- 3 選挙カレッジ生による選挙啓発出前講座は平成26年度から始めたもので、選挙管理委員会の職員が講義等を行うよりも、小中高生に年齢が近いカレッジ生が若者の視点から投票を呼び掛けることで、選挙をより身近なものとして感じてもらえるのではないかと趣旨で実施しているものである。平成27年度の講座実施状況は、現時点で実施済み2校、今後実施予定が4校となっているが、来年夏の参院選で選挙権年齢が18歳に引き下げられることを受けて、今後高校などから出前講座開催の希望が増加すると思われることから、先ほどの模擬投票の実施方法の検討内容も踏まえ、講座内容の充実を図っていきたい。

財政課長

- 4 「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」では時効が完成したもののうち、「債務者が、財産がない、生活が困窮している、所在が不明である」という条件に該当する場合に債権を放棄できると定められている。これらのいずれかの事例に該当する場合、順次債権放棄させていただいている。主なものとしては、県有地不法使用による不当利得返

還金、県立病院診療費等である。

- 5 私債権については、時効が完成した場合でも債務者が時効の援用をしなければ消滅しないため、たまってしまい、管理コストが膨大にかかるという課題があった。そのため、条例を制定して解消に努めているところである。これにより、取るべき債権に力を集中していきたいと考えている。
- 6 私債権は税のように調査権限がなく、多くは任意調査となっているため、調査に時間がかかる。また調査をしても回答が得られないという事例もある。そこで、平成26年度は簡易なものから着手した。残りのものについては順次調査を進め、新たに時効が完成したものも含め、積極的に取り組んでいきたい。

清水委員

バス路線で支援を行った8市町村と2事業者とは、具体的にどこか。

交通政策課長

市町村は秩父市、皆野町、横瀬町、小鹿野町、ときがわ町、熊谷市、神川町、東秩父村であり、事業者は国際興業（株）とイーグルバス（株）である。

石川委員

- 1 人事管理費について、研修受講者がいなかったため1,747万円ほどが不用額となっているがなぜか。
- 2 経済再生につながる許認可の標準処理期間の短縮について、効果が大きかったものはどの事業と考えるか。
- 3 鉄道網整備促進事業の目的は何か。
- 4 税外債権について、放棄した後の残額は、条例ができてどのように変化したのか。

財政課長

- 1 総務管理費、人事管理費は共通経費であり、県庁全体で予備的に計上しているものである。ここで県土整備部の職員研修など措置をしていたが、平成26年度については県土整備部サイドでしっかりと措置しており、他に予備的な研修がなかったためである。もし仮に年度の途中で研修を行う必要が起きた場合、この経費を使う予定である。
- 4 一般会計の税外未収は、平成23年度は16億8,200万円、平成24年度は16億8,500万円、平成25年度は16億4,700万円、平成26年度は17億3,900万円と、金額的には平成25年度から平成26年度にかけて増えた。条例を使って処理を始めたのは平成26年度であり、これから大きなところを中心に取り組んでいく。病院などでは常に新しい患者が利用するため、金額が増加するものではあるが、全体として圧縮していくよう努力していく。

改革推進課長

- 2 どの事務についても、営業許可が早く下りれば、その分早く営業を開始できるようになるので、一定の経済効果が見込めると考えているが、特に件数の多いものが、効果が大きいと捉えている。例えば危険物取扱者免状の交付事務は4,364件、宅地建物取引士証の交付事務は2,290件、宅地建物取引士の登録は1,541件、建設業許可事務は1,010件の申請があった。いずれも平成25年度の件数であるが、例年同様の傾向にある。住宅関係は経済波及効果が高いと言われており、大いに期待している。

交通政策課長

3 平成12年に運輸政策審議会から平成27年を目標年次とする答申が出されたことを受けて、東京12号線、7号線、8号線の延伸に向けた検討のための調査を行っている。

石川委員

- 1 鉄道網の整備促進については、輸送増強、安全・安心に努めていることは理解するが、市町村からの鉄道事業者への要望にはどのように対応しているか。特に県北部では鉄道の始発、終電の時間についての要望があると思うが、事業者には伝えているか。
- 2 税外債権について、条例ができたにもかかわらず債権残額の総額が減っていない。条例ではいわゆる名寄せをして一括して支払督促ができるとなっているが、平成26年度は名寄せは行ったのか。また債権は43の課にまたがるとのことだが各課とは債務者の情報を共有しているのか。財政課がまとめて取り組むのか、それとも各課に任せるのか。

交通政策課長

1 利便性向上やダイヤ改正等の要望を県で取りまとめ、事業者に要望している。要望実現に向けて、これからも引き続き努力していく。

財政課長

2 平成26年度の結果が出ていないのではないかと指摘だが、条例に基づき8,300万円程度の債権を圧縮することができた。ただ新たに5,700万円の新規の未収債権が出てしまい、結果としてプラスになってしまった。このように大口の案件が出てしまうこともあるが、個別に対応し全体額の圧縮に努めていく。また、名寄せはしており、庁内の横の連携は財政課が軸となり取り組んでいるが、平成26年度はこれがうまく働いたという事例はない。これからもシステムとして定着させ効率的に債権放棄ができるよう取り組んでいく。また、実務について各課に任せているのかという点について、具体的な督促などの事務は、全て各課が行っている。

石川委員

債権については全国の自治体でも問題となっているが、任された各課にノウハウがなくうまくいかないと言われている。そうであれば財政課で取りまとめた方が早いのではないか。

財政課長

情報の共有という意味で財政課が果たす役割はあると思うが、債権そのものは3桁、4桁になるくらい膨大な数があるため、財政課の人数で実効性を上げられるかというところかなり疑問がある。連携しながらよく分かっている各課の方たちに自らの仕事であると認識をしてもらい、主体的に取り組んでいただくことがあるべき方向性だと考えている。

荒木委員

- 1 5か年計画の68指標のうち、8指標は数値が改善しているものの、このままでは目標が達成できないものだが、具体的な項目は何か。また、8指標についてどのように改善に取り組んでいくのか。
- 2 地方分権改革に関する提案募集制度において78件の提案を行い、24件が「提案の

趣旨を踏まえ対応」とされたとあるが、具体的な対応の内容とはどのようなものか。

- 3 行政報告書23ページに合併後のまちづくりを支援するため、川口市が行う地域の一体化を進める事業に対し、571万円を補助したとあるが、具体的にどのような内容か。
- 4 ハッ場ダムについて、平成27年1月21日にダム本体の基礎掘削工事に着手したとあり、安定的な水道水の確保や治水の観点からもハッ場ダムの早期完成が望まれるが、事業の進捗状況と今後の見込みはどうか。

計画調整課長

- 1 順調とは言えない8指標は医師数、交通事故死者数、経営革新計画を策定した中小企業の数などである。改善の取組については、例えば医師数では、奨学金の貸与や研修資金の貸与、また、県に総合医局機構をつくり指導医を派遣するなどの取組を行っている。その結果、医師数は平成22年度からの2年間で429人増加している。しかし、人口10万人あたりに換算すると埼玉県は人口が増加していることから、46位の茨城県を越せないでいる。また、交通事故死者数は改善しているが、高齢者事故の減少が順調ではない。高齢者への訪問啓発、声掛けなどにより対応していく。

企画総務課長

- 2 政府では、地方分権改革において地方の発意を重視するため、平成26年度から提案募集制度を導入したところである。導入初年度の昨年度は、全国から953件の提案があったと聞いている。本県からは、御指摘のとおり78件の提案を行った。本県からの提案78件のうち、最終的に提案の趣旨を踏まえて対応すると回答されたものが約3割、24件であった。権限移譲の分野では、地方が強く求めてきた4ヘクタールを超える農地転用の許可権限が来年の4月から都道府県に移譲されることが決まっている。また、規制緩和の分野では、水素ステーションの設置基準が緩和され、燃料電池車に対する水素ステーション整備のコスト削減につながるものと期待されている。

地域政策課長

- 3 合併後のまちづくり補助事業は、合併市町村の一体感を醸成するため支援するものである。571万円の内訳は、ご当地ナンバー導入事業として、川口ナンバーの導入準備やPRを行うため、川口ナンバー出発式などを行ったものである。また、道路図統合事業として、旧川口市と旧鳩ヶ谷市の道路図の規格が違っていたことから、この規格を統合するためシステムを改修し、インターネットで公開したものである。

土地水政策課長

- 4 ハッ場ダムについては、総事業費4,600億円に対し、平成26年度末までの執行が3,900億円で進捗率は85%である。今年1月から本体工事の基礎掘削に着手したが、本体工事以外の、国道、県道の付替えは96%、鉄道の付替えは100%、家屋移転は97%の進捗となっている。今後の見込みは、来年6月から本体コンクリート工事に着手し、平成31年度末に付帯工事、試験湛水を含めて完成の予定である。

荒木委員

5か年計画の指標について、医師数、交通事故者数に対する取組を伺ったが、これまで同様に引き続き対応していくのか。それとも、プラスアルファして取り組んでいくのか。

計画調整課長

プラスアルファして対応していかなければと考える。例えば医師数については、整備中の新都心の医療拠点施設に地域医療教育センターを設置し臨床研修医の養成に力を入れ、医師数の増加を誘導する。高齢者の交通事故については、運転が難しい方には運転免許証の返納などもお願いしていくなど、さらなる対応をしていく。

秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道（株）の経営再構築の支援内容はどういうものか。また、同社に対する県の権利はどのようなものか。
- 2 水資源の確保について、安定水利権の割合が現在71%で、平成28年度の目標が100%となっているが、水の需要と供給のバランスは既にとれているのではないか。
- 3 全国知事会の活動の中で、上田知事が委員長を務める全国知事会地方行政体制特別委員会において、各党で検討されている道州制の基本法案に明記すべき事項等について政党への申入れを行ったとあるが、その内容を教えてもらいたい。
- 4 マイナンバーへの対応と情報セキュリティに係る費用はどのくらいか。また、今後の費用見込はどうか。

交通政策課長

- 1 埼玉高速鉄道（株）は、平成27年1月に事業再生ADR計画を策定し、経営再構築を図った。この支援の内容は、金融機関に対する損失補償として約316億円、県の貸付金債権を資本に振り替える支援が約131億円で、これにより埼玉県の出資比率は49.3%となっている。

土地水政策課長

- 2 平成26年度の水利権量は毎秒26.8 m^3 で、うち安定水利権は毎秒19.1 m^3 、暫定水利権は毎秒7.7 m^3 となっており、水利権量の毎秒26.8 m^3 を上限に取水している。平成26年度の最大取水日の平均取水量は21.4 m^3 であり、日平均のため時間帯によっては、最大取水量はもっと大きくなる。そこで安定水利権を確保していくことは重要であると考えている。また、利根川水系の濁水は、平成に入って8回、3年に1回程度発生しているが、取水制限は水利権量に対してかけられるため、水利権量の確保が必要である。

企画総務課長

- 3 全国知事会においては、上田知事が委員長を務める地方行政体制特別委員会が中心となり国政の動きに合わせて道州制について議論を行っている。平成25年7月の全国知事会議において、各党が策定する基本法案に盛り込んでいただきたい事項をとりまとめ、その後、政党に対する要請活動を行ったところである。要請の内容は、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならぬこと」、「道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならぬこと」、「道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならぬこと」などを申し入れたところである。

情報システム課長

- 4 マイナンバーについては、平成28年1月から利用が開始され、平成29年から情報連携が始まるなど、段階的に施行される。業務手続の見直しなど制度的対応と、システムの構築・改修などシステム面の対応が必要となる。市町村についても同様であり、必要な支援を行っている。県庁LANの運用・セキュリティに係る費用は年間3億1,000万円程度である。今後も毎年、同程度必要である。

秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道(株)に多額の利益が上がった場合は、どのように利益が還元されるのか。
- 2 水需要の推移はどうなっているか。渇水による取水制限があっても、既に供給量は十分バランスが取れているのではないか。
- 3 マイナンバーの導入費用はどのくらいか。

交通政策課長

- 1 埼玉高速鉄道(株)は、まだ再構築を行ったばかりのため、まずは経営の自立化を図ることが大事である。今後は設備投資・更新が必要になる。利益をどう還元するかは、もう少し経営が安定化した後に検討すべきと考えている。

土地水政策課長

- 2 水利権量は毎秒26.8m³で、そのうち安定水利権が毎秒19.1m³となっている。平成26年度の最大取水日の平均取水量が毎秒21.4m³であり、これでは安定水利権だけでは足りず、暫定水利権が必要となる。

情報システム課長

- 3 マイナンバーの導入費用は平成27年度で6億1,000万円程度である。

秋山委員

埼玉高速鉄道(株)には県がほぼ半数に近い出資をしている。よって、自治体の支援を受けている事業者としてノーマライゼーションには最大限に協力することとし、障害者の福祉割引制度を是非導入していただきたい。その方が会社の利益にもつながると思うがどうか。

交通政策課長

割引制度の拡充については、埼玉高速鉄道(株)は民間会社でもあり、経済的負担を強いことは難しいが、県民の足としての役割もある。社会のニーズに合った対応を働き掛けたい。JRや東京メトロも精神障害者割引は導入していない実態もある。割引拡充は、専門的知見のある国において、ガイドラインを作成し、事業者に提示していただくことも必要と考えている。

秋山委員

JRは乗車券で割引制度を導入しているので、先の答弁を修正されたい。

交通政策課長

乗車距離が100kmを超える場合等において、JRには障害者割引の制度がある。答弁を修正する。

木下委員

- 1 県立施設の見直しで、公の施設への指定管理者制度の導入を推進しているようだが、消費税が5%から8%に上がり、これからも上がる可能性がある中、指定管理と直営とどちらがいいのか、消費税のことも考慮に入れて検討しているのか。
- 2 指定管理者制度導入の理由に、住民サービスの向上と経費の縮減を図るため、とあるが、直営ではサービスは向上しないという前提で、指定管理者制度の導入を検討しているのか。
- 3 市町村の財政運営の助言について、延べ6団体に対して助言を行ったということだが、どのような助言をしたのか。
- 4 定数管理について、先ほどの答弁で、越谷市の中核市移行や県税事務所等の民間委託、西部地域振興ふれあい拠点施設整備の完了による減員との説明であったが、それらのことがあっても増減なしということは、増員に等しいのではないかと思うが、それらで何人の減員があったのか。

改革推進課長

- 1 その時々状況を見通して適切に検討している。特に消費税の議論がなされている年については、消費税アップ分も含めてトータルで検討している。
- 2 当然直営の場合でもサービス向上を図っているが、指定管理者制度の趣旨として、ホスピタリティやコスト意識といった民間がより得意とする部分を生かして、更に県民サービスの向上が図られるような場合に、導入を検討している。
- 4 越谷市の中核市移行などの市町村の権限移譲により19人、県税事務所などの民間委託により5人、西部地域振興ふれあい拠点施設整備の完了により12人を減員した。

市町村課長

- 3 6団体のうち、4団体に対して、公共施設アセットマネジメントの推進について、どのように進めていけばよいのかなどについて助言した。これは、平成28年度までに市町村では公共施設等総合管理計画の策定が要請されていることが背景となっている。1団体では、総合振興計画策定に向けた財政分析について助言し、残りの1団体では有利な資金運用について共同研究を行った。

中屋敷委員

- 1 ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの開催を控え、民間との連携を図り、オール埼玉で推進していく必要があると考えているが、定数管理についてどのように考えているか。
- 2 ふるさと創造資金について、不用額が約1億6,000万円ということであるが、市町村の全ての要望に対応しているのか。対応できていないとすれば、その理由と併せて不用額が発生した理由を聞きたい。

改革推進課長

- 1 確かにラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの準備業務の増加が

見込まれるため、こうした分野への配置は必要と考えている。一方、人件費は大きなコストになるので、現行の職員定数を基本としながら、事務事業の見直し、民間委託、民間との協働やITの活用による事務改善など様々な手法を検討し、行政改革の努力をしていきたい。

地域政策課長

2 ふるさと創造資金は、市町村から要望があった件については、全て採択している。ふるさと創造資金の不用額については、毎年、1億4,000万円から1億5,000万円を災害などの不測の事態に対する市町村要望に備えるため、市町村緊急支援事業の枠として残しているものである。平成26年度は災害など不測の事態が起こらなかったため不用としている。

中屋敷委員

ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックについては、既に準備の段階は終わっており、開催に向けてのスキームを構築していかなければならない段階と認識している。平成28年度の組織定数の話になってしまうが、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックを踏まえ、非常勤職員や臨時職員を活用することも含め、考えはまとまっていないのか。

改革推進課長

平成28年度の組織定数の改正については、これから各部局からの要求を受け、検討していく予定である。ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック関連の内容なども含まれてくると思うので、今後、部局と十分協議して必要な体制をしっかりと整備していきたい。

山本委員

市町村の単独補助金について、昨年度の見直しの作業の中で、部局の意見等はどのように予算に反映させるのか。

財政課長

補助金に係る予算要求については、部局に対し、社会情勢の変化を踏まえた外部環境の変化のチェックと、補助制度の在り方や目的・効果について、十分に検証するように要請している。また、サンセットルールを適用し、一定期間内に補助目的を達成するよう求めている。期間終了時には、期間延長をすべきなのか、市町村に単独で継続してもらうのかを検証してもらっている。

山本委員

1年や2年間で終わっている補助金がたくさんある。そのような短期間で効果を評価するのは難しいのではないかと思うが、どのような判断により廃止しているのか。

財政課長

個別の補助金の中身については回答する立場にないが、廃止については部局との議論の中で決めている。例えば、部局によっては手法を改め、別の補助金に振り替えたりすることもある。

権守委員

- 1 バリアフリー法で対象となる、1日当たり3,000人以上が利用する駅のうち、段差未解消駅は9駅あり、今年4駅が整備予定と聞いているが、残る5駅の見込みはどうか。
- 2 整備予定の駅のうち、南浦和駅はなぜエレベーター設置が難しいのか。
- 3 1日当たりの利用者が3,000人未満の29駅の段差解消について、今後県としてどう考えるか。
- 4 ホームドアについては、平成27年度和光市駅、平成29年度川越駅に整備されると聞いているが、その他の整備予定はどうか。
- 5 JR熊谷駅への内方線付き点状ブロック整備の補助をしたとあるが、残りの駅への整備はどう考えているか。
- 6 駅ホームの声かけサポートリーダー講習は、募集に当たってどのように周知・働き掛けを行ったのか。

交通政策課長

- 1 残りの駅については、平成28年度までに、段差解消が図れるよう鉄道事業者に働き掛けを行っている。
- 2 南浦和駅のエレベーターについては駅の構造上、設置場所等の制約が大きいのではないかとと思われるが、引き続き事業者に設置を働き掛けていく。
- 3 まずは3,000人以上駅への整備を優先し、その他についても設置の働き掛けを行っていく。
- 4 ホームドアについては、1日当たりの利用者が10万人以上の駅に整備することとされており、県内では15駅ある。現在、モデル事業として和光市駅と川越駅への整備を進めているが、残りの駅についても、引き続き事業者に対して働き掛けを行っていく。
- 5 内方線付き点状ブロックについても、未整備駅への設置について引き続き事業者に働き掛けていく。
- 6 サポートリーダー講習の参加者は地元市町村の広報紙に掲載し募集した。周知に関しては、ハンドブックを作成し、配布していく。

菅原委員

- 1 IT投資の最適化に向けて、外部専門家を活用していくとのことだが、現状を伺いたい。
- 2 システム開発予算が29億9,000万円削減できたとあるが、どのような理由でこれだけの額が削減できたのか。
- 3 県内のJR各駅へのホームドア設置について、県としてどう働き掛けを行ってきたのか。
- 4 県では民間事業者と、包括的連携協定に基づいて106の事業を実施したとのことだが、協定締結に向けてどのような手続になっているのか。

情報システム課長

- 1 システム評価を行う外部専門家の入札参加の条件に、その外部専門家が支援をしたシステム開発には関わることができないことを盛り込んでいる。
- 2 システム開発予算を29億9千万円、57.2%削減できた主な理由は、小児医療センター新病院建設において、システム開発評価の対象外である医療機器の調達や緊急性

がないシステム開発が盛り込まれていた事業費が整理・圧縮できたためである。なお、例年のシステム開発評価であれば、2、3割の予算削減となっている。

交通政策課長

- 3 ホームドア設置に係るJR東日本への働き掛けについては、駅ホームからの転落防止対策会議等の場を通じて働き掛けを行っている。

改革推進課長

- 4 包括的連携協定は平成20年度から開始している。企業からのアプローチは様々であるため、平成22年度からは、官民連携の総合相談窓口として改革推進課内に民間連携よろず相談所を設けて、ワンストップで相談を受けている。まず、担当者が企業からの相談を受け、庁内調整をした後、原則として知事と企業の代表者とで協定の締結を行っている。

菅原委員

- 1 現時点でITベンダーが外部専門家として、システム評価の業務を請け負ったことはないということの良いか。
- 2 小児医療センター新病院のシステム調達については、見積りが甘かったということか。
- 3 包括的連携協定を締結している企業は同じような業種が多いと感じるが、本県には他業種で優良企業も多いので、もっと幅を広げるべきではないか。県は窓口を設け待っているだけではなく、企業へ出向いてつながっていこうとはしないのか。

情報システム課長

- 1 ITベンダーがシステム評価の支援業務に就いたことはない。
- 2 見積りの問題ではなく、担当部局が本来システム評価に関係のない案件の評価依頼を提出したためである。行政報告書の書き方が適切でない部分があり、今後注意したい。

改革推進課長

- 3 当初はコンビニエンスストアや流通関係の企業が多かったが、平成24年度には情報関連のヤフーや、平成25年度、平成26年度には県内金融機関やNEXCO東日本と協定を締結するなど、業種の幅を広げてきている。各部局のニーズを企業側へつなげていくことが必要であるので、庁内の行財政改革の推進体制である行財政改革推進委員会を活用して、各部局へ連携事例を紹介しながら、包括的連携協定の積極的な活用や包括的連携協定先企業の開拓も含めて繰り返し呼び掛けている。今後、業種の幅が広がれば、県民サービスが更に向上すると思うので、委員の御意見を参考にさせていただく。

西山委員

- 1 埼玉高速鉄道(株)については、経営再建計画は以前からあったが、うまくいかなかったため、平成26年度に抜本的改革を行うこととなった。県民全員が利用するわけではない鉄道に県民の税金を投入していることを鑑み、二度と借金をしないという決意を持つべきではないか。
- 2 交通政策審議会の審議が行われている。今後の交通政策審議会で交渉の優先順位を含め、どのように考えているのか。
- 3 ホームドア設置の考え方については、これまで和光市駅及び川越駅の補助を行ってき

たが、他の駅での設置の予定はないのか。新所沢駅には、国立障害者リハビリテーションセンターがあり、視覚障害者の利用も多い。そうしたところにも設置を促していくべきと考えるがどうか。

交通政策課長

- 1 埼玉高速鉄道（株）については、昨年度多額な税金を使って支援してきたところである。県としても経営の自立化、黒字化に向けて、経営を注視しながら検証、指導していきたい。
- 2 埼玉高速鉄道（株）の経営再構築が達成されれば、東京7号線延伸のハードルが少し下がる可能性はある。やはり、採算性の確保が重要であり、まちづくりによる定住促進などが必要であると考えている。
- 3 ホームドアについては、国の中間とりまとめで1日10万人以上の利用者がいる駅が対象となっているが、障害者の利用が多い駅を除外する趣旨ではない。整備に向けて、県としても努力していきたい。

【説明者】

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部副部長、上木雄二税務局長、福島浩之契約局長、飯塚寛参事兼税務課長、小野寺巨人事課長、根岸章王職員健康支援課長、坂本泰孝個人県民税対策課長、三須康男学事課長、真砂和敏管財課長、山田隆弘入札課長、山崎高章文書課長、山岸盛三行政監察幹、小池光晴県営競技事務所長、市川善一統計課長、横田幸子総務事務センター所長、寺井誠一入札審査課長、大山裕技術評価幹

大浜厚夫秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大野明男任用審査課長

【発言】

板橋委員

追加要求資料23によると、精神疾患で病気休暇を取る職員が多いようだが、平成26年度はどのようなメンタルヘルス対策を講じたのか。

職員健康支援課長

まず、メンタル疾患にさせないということを主眼として、本人、職場の同僚や上司が気付けるように、セルフケア研修とラインケアの研修を実施している。

次に、メンタル不調になってしまった人を重症化させないために、人事を担当する職員、保健師、精神科医などによるメンタルケアチームで相談に対応している。

さらに、メンタル不調になってしまった人が再発しないように、メンタルケアチームにより復職後も5年間はフォローをしている。

板橋委員

外部の資源を利用した専門的カウンセリング等は実施したのか。また、その場合は、プライバシーへの配慮はどのようになされているのか。

職員健康支援課長

外部の機関に委託してカウンセリング等を実施している。一つの例として、県内数か所の精神科診療所に委託し、職員が匿名で相談を行えるようにしている。

また、県庁診療所2階の相談室に外部の精神科医や臨床心理士に来てもらい、相談を実施している。これらの相談についても、全てプライバシーに配慮して実施している。

細田委員

時間外勤務について伺う。企画財政部では定数管理について、6,730人を上限に、業務量の増加は業務量の削減で効率化を図るという考え方だが、労務管理という観点からどのように考えているか伺いたい。今後、オリンピックやラグビーワールドカップ等により新たな業務が増加し、時間外勤務が増加してしまうのではないかと。

人事課長

定数については、業務全体のスクラップアンドビルドという観点から企画財政部で管理している。時間外勤務が多い課所については、人事課からも情報を企画財政部に伝え、定数を配置しており、今後も企画財政部と連携を取りながら時間外勤務の縮減に努めていく。

木下委員

- 1 人材開発について、民間派遣研修の派遣先はどこか。
- 2 国勢調査について、平成26年度は平成27年国勢調査の試験調査等準備事務を実施したとのことだが、実際の調査を担当する調査員から県が直接、調査員の苦労や調査の課題、問題点等を聞くヒアリングを実施したのか。
- 3 能力・実績を重視した人事管理の推進として、人事評価の結果を給与に反映させる仕組みづくりが必要であると報告しているが、仕組みづくりはどの程度のレベルにあるのか。また、いつまでに必要といった時期についてはどう考えているのか。

人事課長

- 1 平成26年度は9社に10人派遣している。派遣期間1年のものが、埼玉りそな銀行、JTB、資生堂、日本総合研究所、キヤノン、東京ガスで各1人である。2年のものが日本政策投資銀行、三井物産であり、各1人である。三菱総合研究所には2人派遣している。うち1人は2年、もう1人は1年9か月である。

統計課長

- 2 平成26年度は、さいたま市見沼区を対象に、オンライン調査の検証や地方公共団体における事務処理の習熟等を目的に試験調査を実施した。調査員からの意見については、市町村を通じて把握したものを国に報告し、今年の国勢調査に生かされている。

人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

- 3 人事評価の結果の給与への反映については、知事部局では既に平成18年度から課長級以上の職員の勤勉手当や昇給に反映しているところである。しかし、一般職員の給与には、まだ反映されていないことから昨年の報告で必要性を言及したものである。
また、時期については、昨年改正された地方公務員法が平成28年4月から施行される予定であり、その時期を目途に全ての職員に人事評価の結果を反映することが必要と考えている。

木下委員

国勢調査について再度、確認するが、県が調査員から直接ヒアリングを実施していないということか。

統計課長

県は調査員から直接ヒアリングを実施していない。国勢調査については、県を通じて市町村が実施するという仕組みになっているため、調査員からの意見についても、いったん市町村が受けて、それを県がとりまとめ、総務省へ報告することとなっている。

清水委員

- 1 女性職員の活躍促進について、現在の女性管理職の登用率は8.2%と過去最高を更新しているが、この水準が高いと考えているのか。
- 2 目標値をどのくらいに定めているのか。
- 3 この委員会の出席者は女性職員が少ないようだがどう考えるか。

人事課長

- 1 現在の登用率は8.2%であり10年前の3.8%の2倍となっており、着実に増えてきている。
- 2 10年後に20%を目標としている。
- 3 総務部の管理職にはまだ女性は少ないが、平成27年4月1日付の人事では、産業廃棄物指導課長に初めて女性職員を登用するなどの職域の拡大も行っている。このような取組を進め、女性登用を着実に実施していきたい。

清水委員

女性職員は増えていくのか、それとも増やしていくのか。

人事課長

このままのペースで自然に増えることで10年後に20%とすることは難しい。女性職員が管理職を目指すための意欲を高める研修など、様々な施策を積極的に打つことにより、20%の目標を達成していきたい。

山本委員

女性職員の場合、出産や育児がありトータルの勤務年数が短くなってしまう。育児休暇中の試験や研修など、管理職への昇任に対する具体的な対応がないと自然には増えないと思うが、何か具体的な対策はとっているのか。

人事課長

本県には主査級昇任試験があるが、30歳台が受験時期であり育児と重なる。研修との連動により、出題分野を17分野から8分野に減らすとともに問題数を50問から40問に減らすなどの負担の軽減を図る見直しを行った。

今後、女性職員が昇任をイメージできるようなキャリアデザインなどの研修や人事異動などについても対策を講じていきたい。

内沼委員

- 1 女性のキャリアアップの支援について、民間企業等に派遣された職員19人の中に女性職員は含まれているか。
- 2 平成26年度に派遣された職員について、派遣先での経験をどのような形で生かしているのか。
- 3 民間企業以外でも大学や海外等に派遣されている職員の状況について伺う。

人事課長

- 1 平成26年度については派遣職員の中に女性はいないが、平成22年度から平成25年度までは毎年1人ずつ女性職員も派遣していた。また、今年度については2人の

女性職員を派遣している。

- 2 派遣の目的としては、民間企業等での企画立案等のノウハウを県での実務に生かすというものがあり、例えば、平成26年度にJTBに派遣されていた職員が、今年度からスポーツ振興課で派遣先での経験を生かしている。また、コスト意識や組織運営を学んで、熱伝導的に組織全体に伝播させるという効果もある。
- 3 大学院派遣については、埼玉大学大学院に1人、政策研究大学院大学に3人の計4人を派遣した。また、自治大学校にも1人派遣した。都道府県には東京都へ2人、神奈川県へ1人を派遣した。海外は、シンガポール国立大学に1人派遣した。

菅原委員

- 1 追加資料36「臨時職員配置状況」について、臨時職員は652人とある。同じ職場で長期に継続して働いている状況はあるのか。臨時職員の処遇について、他の自治体では昇給できるようなところもあると聞くが、本県ではどうか。
- 2 いじめ防止対策推進法が施行されたが、私立学校について、支援の体制づくりを行っているか。また、同法により、私立学校においても「学校いじめ防止基本方針」の策定と、対応組織の設置が義務付けられているが、その状況は把握しているか。さらに、平成26年度中に、同法に定める「重大事態」の報告はあったか。
- 3 追加資料31の「未利用財産一覧」について、長期にわたり未利用の土地はどのようなものか。未利用期間が長い順に挙げられるか。
- 4 横浜市のマンションの杭工事問題の件で、埼玉県内は旭化成建材（株）の過去10年間の杭工事实績は198件とのことだが、平成26年度又はそれ以前にも、埼玉県の発注した杭工事の中に、旭化成建材が施工したものはあったのか。

人事課長

- 1 臨時職員については、平成24年度から2年を超える場合は6か月間雇用期間をあける方針としており、長期にわたって雇用されている職員は原則としていない。賃金については、業務が事務的な補助であり、日々交代しても差し支えないものであることから、昇給にはなじまないものとする。

学事課長

- 2 本県では、法律のできる前から「埼玉県いじめ問題対策会議」を設置し、県民総ぐるみで対応している。総務部としても参画し、情報共有している。学事課では、人権教育・生徒指導担当の専任職員を一人配置し、常に教育局と連携を図りながら対応している。私立学校に対しては強制的な指導は難しいが、埼玉県私立中学高等学校協会とも連携を深め、いじめ防止対策に取り組んでいる。「学校いじめ防止基本方針」の策定と対応組織の設置については、全ての学校において完了している。また、平成26年度中、私立学校において重大事態は発生していない。

管財課長

- 3 長期にわたり未利用となっている財産を長い順位に挙げると、No. 22「小川高等学校校長公舎跡地」が24年、No. 6「旧赤山連絡派出所跡地」が11年、No. 39「旧富士見青年の家」が10年となっている。具体的には、No. 22「小川高等学校校長公舎跡地」については、接道がなく地元とも話をしているものの使い勝手が悪くなかなか処分が難しい。

4 詳細は都市整備部の所管となるが、10月22日の発表の県政ニュースによると、横浜市のマンションと同じ工法のものではなく、杭の材料、工法に関わらず旭化成建材が施工したものは19施設としている。また、この19施設については、21日から緊急点検を実施しており、点検が完了したものについては、傾きやひび割れがないことを確認している。この緊急点検の結果については、点検が完了次第公表をするとのことである。

入札課長

4 平成26年度の県発注工事において、三井住友建設の受注はない。また、旭化成建材については、県の入札参加資格者名簿に登録されていないので、県発注工事の元請としての受注はない。

菅原委員

- 1 いじめ防止対策として、スクールカウンセラーを活用した相談体制の構築が重要であるが、この点について私立学校に対しどのように支援しているか。
- 2 旭化成建材が施工した基礎はないということによいのか。

学事課長

- 1 私立学校においても、実情に応じてスクールカウンセラーを配置している。県としては、私立学校運営費補助金において加算配分し、配置を促している。

管財課長

- 2 旭化成建材が下請けに入っているものが19施設あるということである。

木村委員

- 1 未利用財産に関連して、県ではまず県の中で活用できる場所がないか探して、なければ地元市町村に聞く手順を取っていると聞いているが、市町村との協議に期間を定めているのか。
- 2 追加要求資料31のうち、具体的に次のステップに進めるものはあるのか。

管財課長

- 1 未利用財産について、市町村まで聞いて希望がない場合は、県のマネジメント検討委員会の協議結果を踏まえ、その後地元で丁寧に説明して理解をいただいた上で、売却という手順を踏んでいる。市町村との協議に当たっては、特定の期間を設けていない。ただし、県としては未利用のままにしておくわけにはいかないので貸駐車場などで一時活用している。
- 2 次のステップに進める財産については、追加要求資料31「未利用財産一覧」のうち、17件を今年度売却することを予定している。具体的には、資料のNo. 2、5、7、8、14、15、22、23、28、29、30、31、32、33、42、43、44である。No. 5、23は地元市町村への売却、その他は、入札を予定している。

秋山委員

- 1 追加要求資料18「部局別年次休暇取得状況」について、直轄の7.5日は県土整

備部の14.2日、会計管理者の14.9日と比べると約半分であるが、この原因をどのように考えているのか。また、全体では12.5日という低い取得率をどう改善するのか。

- 2 追加要求資料19について、年間における時間外勤務について、時間外勤務手当支給額の最高額と時間数が約677万円で910時間となっているが、なぜこのような時間数になったのか。また、過労死ラインは月80時間とされているが、これを超える月があったのか。
- 3 私立高校運営費補助について、平成26年度は48校、139億円余と対前年度は増えているが、生徒一人当たり単価では全国平均の85%にとどまっている。私立高校に対する公民格差の解消に向けて今年度どのように努力してきたのか。また、今後はどのように計画しているのか。
- 4 女性管理職登用について10年後に20%が目標とのことであるが、4年間で2.3ポイントしか上がっていないことからすると、10年後は14%にしかない計算である。女性職員は4割以上おり、女性管理職の登用は途上であると思われるが、女性管理職登用率の向上に向けた決意を伺う。
- 5 設計労務単価の引き上げが、現場で働く建設労働者にどのように反映されたか。また、若者の建設業界離れを防ぐための実効ある手立てをどう取ったか。

人事課長

- 1 直轄の職員の年次休暇の取得が少ないのは、秘書業務を所掌していることから、急な来客等突発的な業務に対応する機会が多いため、自分のペースで仕事を進められず、年休を取得することが難しいことが考えられる。全体として年次休暇の取得を促進するための取組については、毎年、年度当初に会議を通じて年次休暇の取得について周知しているほか、ゴールデンウィークや夏期期間、年末年始に年次休暇を取得して連続休暇を取るよう通知している。今年度はゴールデンウィークに年次休暇を取得し、5連休以上の連続休暇を取得するよう通知した。その結果、年次休暇を取得して5連休以上の連続休暇を取得した職員は約64%であった。夏休みについては輪番制により連続休暇を取得するよう通知している。今年の年末については、12月28日が月曜日であるため、1日年次休暇を取得することにより9連休となる場合がある。このような連休となるパターンを具体的に示して取得促進を図っていきたい。
- 2 時間外勤務手当が最も多かった職員は児童相談所の医師で、児童相談所を巡回して児童の診察を1人で行っていた。医師の採用は困難な状況だが、平成27年4月に1人採用し、可能な限り業務を分担してもらうようにしている。今後、更なる医師の採用を検討するほか、外部委託できる業務がないかなどを検討していく。平成26年度に当該医師が80時間を超える時間外勤務を行った月は4回あり、その都度、人事課や部局の職員担当から本人に対して、時間外勤務の縮減について助言、指導を行った。
- 4 女性職員管理職の登用については、このままのペースでは20%を達成することは難しいと認識している。女性職員に対し、管理職になる意識付けを行う研修や人事配置、様々な環境整備などを積極的に図ることで、10年後の女性管理職20%を達成していきたい。

学事課長

- 3 私学助成については、運営費補助と父母負担軽減事業と合わせて2本柱で取り組んでいる。平成26年度一人当たり単価の合計は33万6,332円で全国32位であ

る。平成24年度は39位、平成25年度は33位と年々順位を上げ、充実に努めている。運営費でも、補助単価の伸び率は、平成26年度は1.4%で全国第17位、平成27年度は全国第13位と頑張っている。公私間格差が広がらないように運営費の配分においても、生徒納付金の高いところは減額し、低いところは加算するような仕組みを取り入れている。また、生徒納付金の値上げを行う予定の学校に対しては、丁寧にヒアリングを行い、その必要性を確認するなどできる限りの抑制を指導している。

入札課長

5 個々の労働者の賃金は把握していないが、建設労働者の賃金向上のためには、企業が適正な利益が得られる金額で契約することが重要である。県としては、極端な低価格での入札、いわゆるダンピング防止の対策として、最低制限価格の設定や低入札価格調査制度の運用を行い、安い価格での受注を防止している。また、建設業界の就労環境の向上のため、昨年10月から6,000万円以上の工事を対象に社会保険への加入を条件とした入札を行い、今年度からは対象工事を3,000万円以上に拡大した。将来的には県発注工事は全て社会保険加入業者でなければ受注できない制度とし、若年者が建設業界に入職しやすい環境を整備していきたい。

秋山委員

- 1 平成27年度から医師を採用したということだが、新たに医師を採用して2人体制になったということによいか。越谷児童相談所を訪問した際、医師が来ると非常に助かるという話を聞いており、時間外勤務の状況について早急に改善してほしいと考えている。今年度の当該医師の時間外勤務の状況はどうか。
- 2 運営費補助と父母負担軽減補助は、性格が違うと思う。運営費補助が低いと、例えば非常勤教員を雇わざるを得ない状況となる。父母負担軽減補助が増えているのはいいことだと思うが、トータルで32位は、まだ不十分である。今後、どうやって努力していくのか。
- 3 設計労務単価が引き上がっても、建設労働者の実勢賃金に反映されていない。設計労務単価が建設労働者の賃金にきちんと反映できる仕組みづくりが必要であるが、どのように考えているか。

人事課長

- 1 新たな医師を1人配属し、児童相談所の医師は当該医師と合わせて2人となっている。上半期は新たに配属した医師が事務慣れていないことや、業務委託が進んでいないことから、時間外勤務の状況はそれ程変化はない。部局や本人とよく話をしながら、下半期は時間外勤務の状況をしっかり改善していきたい。

学事課長

- 2 両補助について性格が違うという意見を含め、いろいろな考え方があると思うので、今後幅広く意見を伺いたい。ただ、運営費に関しては、消費支出比率について平成18年度の104%から平成25年度は96%と改善されるなど学校の改革の取組は進んでいる。父母負担軽減補助については、県民の評判も良く全国的に子供が減っていく中で埼玉県は定員を確保しているというメリットもあり、うまくいっている。今後とも、財政状況を踏まえながら運営費と父母負担軽減補助を合わせて、総額の確保に

取り組んでいきたい。また、運営費については効果的な配分について、常に改善するところはないかどうか丁寧に考えながら内容の充実にも努めていきたい。

入札課長

- 3 全ての労働者の賃金については、労働関係の最低賃金法や労働基準法などの法令順守により対応するべきと考えている。

石川委員

- 1 西部地区にある私立学校で学校長による学校の金を私的に流用しているとの疑いがもたれた。補助金を支出している県の立場として、どのように指導をしたのか。
- 2 現年度課税分と滞納繰越分について、平成26年度の納税率を第1項から第9項までそれぞれ伺う。
- 3 自動車税の収入未済と不納欠損が多い。自動車税の平成26年度の不納欠損の最高額と収入未済額の現年度分と滞納繰越分の1人当たりの最高額を伺う。
- 4 滞納者の調査をしていると思うが事務所での程度までやっているのか。
- 5 時間外勤務について、部局ごとの資料があるが、課ごとの上位5課と下位5課の1人当たりの月平均時間外勤務を伺いたい。

学事課長

- 1 事件発覚後、まず第一に生徒の教育に影響のないようにケアすること、保護者への説明をしっかりと行うことを指導した。大学法人でもあり、基本的に、小・中・高校に支出している県の補助金から私的流用されたとは考えていない。今後、現地調査も行い、県の補助金との関係についてよく確認したい。ただ、今回の件については重く受け止めており、運営費については通常9月に交付する補助金を留保したところである。学校法人に対して、文部科学省は、追加の調査と再発防止策の策定を指示している。今後とも国と連携してしっかり対応していきたい。

参事兼税務課長

- 2 平成26年度の主要税目の納税率は、個人県民税の均等割と所得割は、現年分が97.8%、滞納繰越分が25.6%、合計で92.1%、法人県民税は現年分が99.8%、滞納繰越分が33.5%、合計で99.4%、個人事業税は現年分が99.1%、滞納繰越分が35.3%、合計で97.0%、法人事業税は現年分が99.8%、滞納繰越分が18.2%、合計で99.5%、不動産取得税は現年分が97.9%、滞納繰越分が34.3%、合計で96.7%、軽油引取税は現年分が99.6%、滞納繰越分が99.9%、合計で99.6%、自動車税は現年分が99.3%、滞納繰越分が34.1%、合計で98.0%である。
- 3 自動車税の不納欠損額の最高額、収入未済額の1件当たりの最高額については、手元にデータがないため後ほど資料を提供したい。
- 4 まず滞納者の現況調査を行い、調査で判明した職業に応じて預金や給与などを調査し、納税資力があるにもかかわらず納めていただけない滞納者については滞納処分を行っている。

人事課長

- 5 平成26年度の職員一人当たりの月平均時間外勤務が本庁で多い課は、財政課45.

7時間、道路街路課33.0時間、人事課32.2時間、こども安全課31.9時間、少子政策課31.2時間である。少ない課は、福祉監査課1.4時間、入札課2.6時間、金融課2.7時間、エコタウン課2.7時間、統計課3.4時間である。

石川委員

- 1 自動車税の収入未済や滞納繰越について、1件当たりの税額が少なく、一人当たりも他の税目に比べると少ないと思うが、件数が莫大なので全体としてかなりの額になっている。努力して少しずつ減らしていることはわかるが、それにしても多すぎるので何らかの手立てが必要ではないか。どのような対策を講じているか。人手が足りないのか業務改善で済むのか、見解を伺いたい。
- 2 時間外勤務について、財政課と一番少ない課では40倍程度違う。時間外勤務が多い課に臨時職員を配置したり、組織として業務効率化を図って、少しずつ時間外勤務を減らしていることは評価している。今後、一つの課に事務が集中しないように、仕事の進め方など課ごとに対応を考えるべきだと思うがどうか。

参事兼税務課長

- 1 自動車税の収入未済額の対策だが、課税件数が多く大変苦心している。これまでコンビニ収納や納税コールセンターの開設、ペイジー納付の導入などを実施してきた。平成27年度からはインターネットによるクレジット納税もできるように仕組みを構築した。納税していただけるような取組を実施しているが、それでもなお納税資力がありながらも納税いただけない滞納者については給与差押えや自動車登録差押えを強化した。平成27年度も引き続き給与差押えや自動車登録差押えを強化しているところである。

人事課長

- 2 時間外勤務が多い課については増員をしており、今後も企画財政部と連携し対応していく。仕事の進め方という点では、例えば電話対応等が多いと事務作業に集中しづらいことから、一定時間他の職員が電話対応するなど、集中して事務に取り組む時間を確保する「集中タイム」を今年から実施するなどの改善を行っている。また、人事課や財政課では一定期間に事務が集中することから、時期に応じて人を配置するといった試行を検討するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいきたい。

委員長

石川委員から「自動車税の不納欠損額の最高額、収入未済額の1件当たりの最高額」について」資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行部においては、速やかに提出願う。

荒木委員

- 1 私学振興という観点から、県ではどのような支援・助成を行っていくのか。
- 2 東日本大震災により就学が困難となった生徒の就学機会を確保するための助成を行

っているが、現在、そうした児童・生徒はどのくらいいるのか。また、この制度はいつまで続けるのか。

- 3 平成26年度の県内企業の建設工事の受注状況はどうか。
- 4 平成26年度一般競争入札1,713件に対し指名競争入札が356件となっており、大きな差がある。県として地域振興や中小企業の活性化の観点から、条件を限定して指名競争入札を設けることが大きな取組となると考える。指名競争入札の拡大についてどのように考えているか。
- 5 社会保険等への加入を入札参加条件とする中で、平成26年度は6,000万円以上の工事を対象としたのは、どのような基準で設定したのか。また、今後は入札参加資格者名簿に登録する段階で社会保険への加入の義務付けを行っていくのか。

学事課長

- 1 私立学校振興助成法の中でも、教育条件の維持向上、学校経営の安定、父母負担の軽減という大きな目的があるので、この三つのことが実現できるよう改善を図っていききたい。運営費、父母負担軽減補助、一人当たりの合計額、この総額をしっかりと確保したい。各学校への配分、低所得者層への父母負担軽減補助について、常に成果を検証して充実に努めたい。公教育の一翼を担う私学の振興は大変重要であると認識している。今後とも引き続き、県の財政状況を踏まえるとともに、県議会の御意見も伺いながら、2本柱の充実に努め、県内私学の更なる振興を図っていききたい。
- 2 被災児童生徒の補助については、平成23年度は補助対象者が152人、平成26年度は110人と漸減傾向にあるが、未だ困っている方々は数多くいる。財源は国からの交付金であり、今のところ、国の考え方も明確でないところがある。今後、必要なことはしっかり要望するとともに、情報を収集しながら対応していききたい。

入札課長

- 3 県内企業の平成26年度の受注状況については、WTOを除いた受注件数では2,020件、全体に対して86.8%、受注金額では約681億円、全体に対して72.5%を受注した。
- 4 県では入札の公平性、競争性、透明性を確保するため、一般競争入札を原則としている。その中で、県内企業の受注機会の確保の観点から、工事の規模や施工場所に応じて、入札参加条件として企業の所在地を工事現場のある市町村を中心にして設定している。1,000万円未満については指名競争入札を併用している。
- 5 県内企業に配慮し、最初は大きな企業を中心に制限をかけた。全ての案件で社会保険等への加入を入札参加条件に設定した場合、小さな企業では社会保険等に加入していない企業があり、県の入札に参加できなくなってしまうことから、制度の周知期間、未加入企業の加入移行期間を踏まえて、6,000万円からスタートした。今年度からは3,000万円以上の工事を対象としている。今後は、来年4月1日から1,000万円以上に拡大していく。これにより、県のほとんどの工事で社会保険に加入していないと受注できなくなる。また、平成29年度の入札参加資格者名簿から、新規登録の段階において全ての企業に社会保険等への加入を義務付ける。

荒木委員

東日本大震災により就学が困難となった生徒の就学機会を確保するための助成制度は、いつまで続けるのか。

学事課長

当該制度の財源は全額国庫であるため、国の考え方に合わせて実施していくことになる。今後ともしっかりと情報を収集しながら対応していきたい。

中屋敷委員

- 1 私立学校の耐震化は平成27年度末の完了という目途があって事業を展開しており、平成27年度は予算を大幅に増額しているが、平成26年度末の耐震化の状況と今後の見通しはどうか。また、耐震改修事業費補助の基準はどうなっているか。
- 2 宮崎県では、官製談合の流れから全ての入札を一般競争入札としてきたが、県内企業の受注を拡大するため、基準を定めて指名競争入札を導入した。そのような考え方があってもよいと考えるが、指名競争入札の導入に向けて調査・研究してもよいのではないか。

学事課長

- 1 耐震化の進捗状況については、私立高校については平成26年度末で91.2%まで進んでいる。残り数校で、全ての学校が耐震化の計画を立てており、平成29年度末までに完了する見込みである。私立幼稚園については、数も多く、状況も様々であるが、平成26年度末で80.6%というところまで進んでいる。平成27年度末をもって全て完了することは、現実的には非常に厳しい状況かもしれないが、耐震化は子供たちの命に関わる重要な問題で、県を挙げて力を入れている施策である。各園の個別の状況を確認し、耐震化工事ができない理由を整理して工事の前倒しを働き掛けたり、資金計画を幼稚園と一緒に考えてみるなど、丁寧に対応していきたい。また、耐震改修事業費補助の平成27年度の基準・補助要件については、高校は数が少ないということもあり、国庫補助への上乗せ補助となっている。具体的には県で6分の1の上乗せをしている。国庫補助と合わせると、補助率は2分の1又は3分の2となっている。幼稚園は数が多いということもあり、国の補助スキームと同じ仕組みを別に用意している。改築については補助率3分の1、耐震補強については非常に危険性の高い建物は補助率2分の1、それ以外は補助率3分の1となっている。

入札課長

- 2 一般競争入札の入札参加条件として、工事現場がある市町村近隣を所在地とする企業のみとしており、指名競争入札とほぼ同じような企業が参加している。また、一般競争入札で不成立になった場合は指名競争入札への切替えを行っている。入札の公平性や透明性の確保を基本としながら柔軟に対応したい。また、他県の状況については、指名競争入札の実施状況について研究し、今後の入札制度に反映させていきたい。

中屋敷委員

耐震化について、できない理由はいわゆる経済的な理由が多いと思うが、いろんな角度で相談にのってもらえると理解してよいか。

学事課長

幼稚園が耐震化できない理由、悩みはそれぞれである。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、認定こども園への移行について迷っている幼稚園もある。私立学校なので、経営の深いところまでは入り込めないが、それぞれ異なる事情に応じて、

丁寧に話を聞いて対応していきたいと考えている。

西山委員

- 1 公営競技事業について、資料7歳入歳出決算事項別明細書説明調書の94ページ「一般会計繰出金 競馬事業3億445万3,564円」と91ページの「収益事業収入 競馬組合収益収入2億3,076万9,000円」の違いは何か。
- 2 資料7の48ページによれば、一般会計への繰出金の不用額が約58億円となっている。例年、同程度の不用額が計上されているが、繰り出さずに残す理由があるのか。
- 3 個人県民税について、徴収率の悪い大規模市に対しチーム型派遣をし、徴収率を上げる取組を実施しているが、具体的にチームは何人くらいで、どのくらいの期間で、チームとしてどのような仕事をしているのか伺いたい。
- 4 自動車税のペイジー納付について、ATMで納付すると領収証が出ず、車検を受けるときに困ってしまい、サービスが悪いように思う。ペイジーで納付した人にも出るとか、県から送るような仕組みはできないか。
- 5 県有資産管理方針が策定されたが、県の本庁舎は耐震化の状況などから、どのくらい建替えなくても大丈夫なのか。また実際に建替える場合、民間を活用してマンションやビルなどと合築した県庁舎に建て替えることは県の仕組みとして可能なのか。

県営競技事務所長

- 1 一般会計繰出金については、浦和競馬組合への土地貸付に伴う収入の一部と浦和競馬組合が構成団体に配分した3億円のうち県の構成比13分の10で受け入れた競馬組合収益収入2億3,076万9,000円を合わせて繰り出したものである。
- 2 公営競技の開催は4月から予定されているが、台風や大雪などの自然災害により開催が中止になることもある。その場合は、開催経費に係る資金需要が売上額を大きく上回ることがあるため、必要な分を繰り越している。繰出金はそれを考慮し、一般会計と調整して決定するので、この程度の不用額が生じる。

個人県民税対策課長

- 3 チーム型派遣の概要だが、平成26年度はさいたま市、川口市など8市へ18人の県職員を派遣している。さいたま市、川口市には3人など、1団体当たり2人から3人を派遣している。派遣の期間は1年を原則としている。県職員と市職員でプロジェクトチームを編成し、その団体ごとに高額や困難な事案を選定、優先順位を付けて事案の解消に努めている。

参事兼税務課長

- 4 ペイジーの納税やインターネットによるクレジット納税も、納税証明書が手元に残らないため、県から納税証明書を送付している。なお、現在は運輸支局で直接納税が確認できる仕組みが構築されて動き始めているため、来年度以降は運輸支局で直接納税が確認できることになる。ただし、5月の定期課税の納付直後に車検を受ける方については、納税が電算システムに反映されるまでのタイムラグがあるため、コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納税して納税証明書を受け取り、車検を受けていただく必要がある。

管財課長

県本庁舎の耐震化については、平成17年度に県庁舎整備構想調査検討事業として委託調査を実施し、その中で耐久性について「コンクリートの状況から少なくとも今後20年以上の使用が可能」との結果が出ている。また、今年度も県有施設コンクリート劣化調査業務を委託して調査を実施しているところである。

県本庁舎の建替えに当たっての民間の活用については、現時点では、まずは長寿命化を図っていきたいと考えている。

西山委員

県庁舎の建替えに当たり、民間を活用する仕組みが可能かどうかについてはどうか。

管財課長

民間事業者を入れた建替えも方策の一つとしては考えられる。

【説明者】

秋山幸男都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、福島英雄田園都市づくり課長、和栗肇公園スタジアム課長、五味昭一建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、清水敏男設備課長

【発言】

板橋委員

- 1 県営住宅建設事業について、平成26年度は行田門井団地など2団地152戸に着手したということだが、平成26年度で県営住宅の総戸数はどのような状況になったのか。
- 2 高齢化が進行する中で、今後の入居者の高齢化の状況をどのように捉えているのか。
- 3 県営住宅整備の今後の長期的な方針をどのように考えているのか。

住宅課長

- 1 県営住宅のストックは、平成26年度が26,783戸で平成27年度が26,994戸となっており、211戸増加している。
- 2 県営住宅の高齢化率は26.8%となっており、県全体の高齢化率23.7%よりも高齢化が進んでいる状況である。
- 3 昨年度、県営住宅の在り方を検討したが、世帯数に対する公営住宅の比率である公営住宅率は全国最下位であることに加え、県営住宅の平均応募倍率は、ここ数年約5倍と高い水準にあることから県営住宅の必要性は高いものと考えており、この県営住宅率を今後も維持していく方針である。具体的には、今後5年間でおおむね650戸の建替えと新たに300戸の借上げを実施する予定である。

山本委員

- 1 県営住宅の居住者から、一部の住居に住民が住んでいないといった相談を受けることがある。居住の実態をどのように把握しているのか。
- 2 居住が疑われる場合の確認はどうしているのか。

住宅課長

- 1 年に一度の収入申告の際や家賃の収納状況での把握に加え、団地ごとの担当者が月に一度は現地へ行っているため、そうした機会に居住実態を把握している。
- 2 居住が疑われるときは、自治会や団地ごとの管理連絡員に相談し、ライフラインの使用状況の調査のほか、保証人や親族への確認など適切に対応する。

内沼委員

- 1 土地区画整理事業への補助について、公共団体施行事業へ補助した7地区はどこか。また、補助内容はどのようなものなのか。
- 2 土地区画整理事業の状況について、土地区画整理事業への交付金が減少しているが状況を把握しているのか。また、その状況についてどのように考えているのか。さらに、市町村から交付金増額の要望がきているのか。

市街地整備課長

- 1 平成26年度に補助したのは、川口市の石神西立野地区、川口市の安行藤八地区、川口市の里地区、東松山市の高坂駅東口第一地区、八潮市の西袋上馬場地区、熊谷市の上之地区、深谷市の中央地区の7地区である。また、補助内容であるが、地区県道を整備する分の費用を補助している。
- 2 東日本大震災以降、震災復興に国庫補助金が充当されているため交付金の内示は厳しくなっていることから、市町村に対しては新たな補助メニューの検討や事業計画の見直しによる施行期間の短縮などの助言や指導を行っている。また、市町村から交付金増額の要望はきており、県は国に対して財源の確保などの要望をしている。

内沼委員

各地方公共団体における土地区画整理事業の予算は年々減少している状況で事業の見通しがつかないようなところも見受けられるが、平成26年度に各市からこの状況を改善するための相談はあったのか。

市街地整備課長

土地区画整理事業地区の縮小等については、相談を受けている。県としては、土地区画整理事業をやめる場合において、防災上の安全性を確保する視点から線的に道路を整備するなどの指針を定めており、これに基づいて、土地区画整理事業以外の手法によって地区内の整備を進めるよう指導している。

秋山委員

- 1 行政報告書の「有料施設の利用者数及び稼働率」で、平成26年度に消費税率が8%に引き上げられたことを受けて使用料の値上げや高齢者に対する減免が縮小されたが、その2つによる影響額はいくらか。また利用者数の推移はどうなっているのか。
- 2 違反建築物の是正指導について、6,462件の巡回パトロールで違反是正指導を59件行っているが、違反是正の主な内容は何か。また、違反建築物の中にくい打ち違反が含まれていたのか。さらに、くい打ち偽装を発見し是正する体制となっているのか。
- 3 世帯数に占める公営住宅の割合が、47都道府県中で最下位となっている中で、なぜその割合を維持するという後ろ向きな方針としているのか。

公園スタジアム課長

- 1 消費税等の影響については、指定管理者の利用料金収入を過年度と比較することでその影響を見ることができると考えられる。平成26年度における有料施設の利用料金収入は県営公園全体で13億1,631万7,000円であり、平成25年度の14億4,181万1,000円と比較すると6%の減少となっている。利用者数の推移については、平成26年度については462万7,185人であり、平成25年度の516万3,444人と比較すると約10%の減少となっている。こうした傾向は個々の公園施設の状況等が大きく影響していると思われる。例えば、4公園にあるプールの利用者数を見ると、平成26年度は77万2,753人、平成25年度については94万6,935人で18%の大幅な減少となっている。理由としては、平成26年度は天候不順であったため利用者数が少なかったと考えている。これ以外に所沢航空記念公園では発祥記念館も含まれるが、全体として平成26年度の利用者数は31万8,475人で平成25年度の47万1,120人から31%減少している。これは平成25年度に開催した「ゼロ戦」

の特別展が好評であったため、その落ち込み分があったと考えている。こども動物自然公園については、平成26年度の利用者数が72万7,404人で平成25年度の71万2,667人から約2%増加している。

全体で見ても、特別に理由があるものを除き、平成25年度と比較して稼働率が10%減少している施設はない。消費税の影響というよりは天候や企画展などが利用者数及び利用料金収入に影響していると考えている。

建築安全課長

2 平成26年度の違反是正59件の主な内容は、「建築確認手続きなし」、「耐火基準に抵触」、「排煙基準に抵触」、「建ぺい率・容積率のオーバーや構造基準に抵触する事案」があった。59件の違反の内容には、くい打ち工事は含まれていない。

くい打ち偽装の発見であるが、建築基準法では中間検査や完了検査が義務付けられており、埼玉県では施工業者から提出された施工報告書や写真、チェックリストなどで検査している。しかし、提出書類には必ずしも杭が支持層に達したことを示す電流計のデータなどが含まれているとは限らない。また電流計のデータが提出されたとしても、差替えが行われている場合には発見は困難である。

違反の是正体制については、違反が判明したものについて、施工業者や設計者等を指導し、調査・検証及び必要な是正措置を指導している。

住宅課長

3 平成37年度までは県内の世帯数が増えていくと想定される。そうした状況に合わせて県営住宅を供給していくには、少なくとも県営住宅率の維持が必要である。なお、ハード面に加えソフト面の取組として、2年間で4回落選すると当選しやすくしており、人気の高い団地に限定しなければ複数回の応募で入居ができるようにしている。さらに、今年の10月募集からは、過去1年間の応募倍率を募集案内に掲載するようにしたため、倍率の低い団地を希望すれば更に当選しやすくなっており、少ない県営住宅の中で入居しやすくしている。

秋山委員

1 様々な要因があり、消費税の引き上げによる影響かどうか分からないということがよく分かった。答弁不要である。

2 くい問題の対応は非常に難しい。現場の施工にずっと付いていなければ対応できないということであり、対応が難しいことを明らかにするためあえて質問した。しかし一度くいの偽装があれば重大な問題となる。建築確認が民間開放され、その当時から民間が確認することを問題視してきたが、行政としてくいの偽装に対して今できる最善の方法は何か。

3 平成37年度までは、世帯数が増加するとのことであるが、県営住宅の供給量ほどの程度必要であると考えているのか。

建築安全課長

2 くい施工に立ち会えば万全であるが、現在、国が元請業者の監視体制や、検査・報告制度、建築基準法の改正も含めて見直しを検討しており、国と連携して対応していく。

住宅課長

- 3 世帯数が増加する局面となる今後10年間は、建設と借上げ方式によって2,000戸弱の県営住宅を供給していく考えである。

菅原委員

- 1 内水ハザードマップは平成26年度末までに対象市町で作成が完了したとなっているが、これを生かすためにどのような取組を行っているのか。
- 2 戸田公園がオリンピックの際に建設されて50年以上経過している。小さな修繕は行われているが大きな修繕は行われていない。県営公園全体に係る考え方として、新しいものを作ることも大切であるが、今ある県営公園を更に良くしていくという視点も必要だと考えている。平成26年度はそうした検討などを行ったのか。
戸田公園に限ったことであるが、集会室の稼働率が非常に悪い。また戸田公園の艇庫の上部に宿泊施設があったと思うが、行政報告書に記述がないのでその稼働率を確認したい。
- 3 建築指導費について、3,700万円ほど不用額が生じたのは耐震診断や耐震改修の見込みが下回ったとあるが、その具体的な理由は何か。また、耐震化を進めていくためには、どのような方策が考えられるのか。
- 4 平成26年度はサービス付き高齢者向け住宅を1,792戸登録している。計画では平成28年度末の目標を9,000戸としているが、平成26年度末時点での登録数はどのようになっているのか。また、地域偏在の問題について、県としてどのように取り組んできたのか。

都市計画課長

- 1 内水ハザードマップは、過去に浸水実績があった36市町での作成を5か年計画で位置付けた。そのうち浸水対策を実施した1町を除く35市町で作成が完了した。市町に対しては、内水ハザードマップの住民への配布や、防災訓練への活用、出前講座などを行うことにより対応している。先月行ったアンケート調査では、18市町で内水ハザードマップを活用して災害訓練を実施している。今後も引き続き活用について強く働き掛けていきたい。

公園スタジアム課長

- 2 県営公園の修繕の考え方として、県営公園では長寿命化計画を策定している。予防保全型施設として事故が起こる前に機能回復を図るものと、事後保全型施設として機能しなくなった段階で更新するものとに分類し、今後どのように推移をしていくのかを取りまとめ、年度ごとの修繕費を平準化して計画的に修繕を行っている。
戸田公園の集会室の平成26年度の稼働率が9.1%、平成25年度は7.9%と低いのは、特定のボートの利用者に限られた利用実態と一般的な利用が見込めないことにある。集会室が一般利用者にも使えるということをアナウンスしていきたい。宿泊施設の利用者は漕艇場の利用者として扱っているので、宿泊施設の稼働率としては捉えていない。

建築安全課長

- 3 不用額が発生した主な理由の一つとして、予定していた多数の者が利用する建築物2棟の診断について補助申請されなかったことや多数の者が利用する建築物の改修工

事の規模が想定より小さかったため、工事費に差額が生じたことも影響したと考えられる。

耐震化を進める方策としては、広報などでのPR活動のほか、学事課が主催する関係者への説明会や建設業者等への各種説明会でのPR活動などを実施している。対象建築物のオーナーに対して、昨年度は約700通のメール送付による直接の働き掛けも実施している。また、サポーター登録制度の紹介なども行っている。

住宅課長

4 埼玉県高齢者居住安定確保計画の平成28年度末の目標9,000戸に対して、平成26年度末時点は、10,292戸と順調に実績を伸ばしており、埼玉県は全国3位の登録数である。

また、地域偏在の問題については、昨年11月と今年6月に政府要望を実施した。こうした動きを受けて、国は昨年9月に検討会を立ち上げ、平成28年1月以降の登録申請では、市町村の意見聴取を義務付けした。これにより、市町村の意見に基づき立地を抑制することになり、地域偏在の問題解決に一定の効果があると考えている。

菅原委員

- 1 既存不適格建築物への対応について、取壊しの実施も含めた対応等は考えているのか。
- 2 県内で空き家がたくさん出てきている状況で、既に目標を達成しているサービス付き高齢者向け住宅をまだ増やしていく方針なのか。

建築安全課長

- 1 既存不適格建築物である昭和56年以前の建築物に対して、補助金等を活用した改修等の実施についてアピールしている。なお、オーナーによっては、古い建物ということで改修せずに取り壊してしまうこともあるが、これも一つの耐震化と捉えているところである。ただ、相手方の財産であることから、耐震改修か取壊しかはオーナーが決めることである。

住宅課長

- 2 サービス付き高齢者向け住宅のうち介護付きのものは全体の約70%を占める。サービス付き高齢者住宅は特養や有料老人ホームを補完する役割もあるため、まだ数を増やす必要があると考えている。地域偏在の問題にも配慮しながら、これからも登録を進めていく。

西山委員

県営住宅事業特別会計のうち一般会計繰入金の実績額について、平成24年度からの推移を教えてほしい。また、繰入金の算定方法はどのようなものか。

住宅課長

平成24年度で約4億4,500万円、平成26年度が約2億8,900万円である。また、繰入金の考え方としては、県営住宅家賃と近傍同種家賃との差額を補填するものであるが、現在は一般会計の状況が厳しいため特別会計の収支差をベースに係数処理を

行い若干少ない額を繰り入れている。

西山委員

差額を補填することのことだが、この金額をどう評価しているか。

住宅課長

県営住宅家賃と近傍同種家賃の差額と比較するとこの金額は大幅に少ないが、県営住宅基金も平成27年度予算ベースで約40億円の残高を見込んでおり、特別会計は経営が安定している。こうした状況を考えると、おおむね妥当ではないかと考える。

木村委員

「共助による高齢化団地活性化モデル事業」で、この事業を実施した状況を県としてどう評価しているのか。また、学生や住民からはどう評価されているのか。

住宅課長

平成26年度から事業を実施した結果、学生や子育て世代が自治会に参加し、シラコバト団地において3年ぶりに夏祭りが再開され住民からも好評を得るなど一定の効果は見られた。また、学生にとっても、自治会活動を通じた社会体験ができるほか、安価な家賃で入居できるということで学生や大学からも喜んでいただいている。

木村委員

ルームシェア住戸の入居状況は怎么样了のか。

住宅課長

平成26年度のルームシェア住戸は5戸あり、現在5戸全て入居している。5戸の中には1人入居の住戸もあるが、おおむね予定どおりの入居状況である。

荒木委員

内水ハザードマップ作成促進における、県の技術的な支援について具体的内容を教えていただきたい。また、9月に茨城県常総市で鬼怒川が決壊したが、内水に限ったハザードマップだけの対応でよいのか。

都市計画課長

作成支援に当たっては、国のアドバイスを受けて浸水実績をベースにした簡易な作成方法を採用した。これにより、早期の作成が可能となった。また、ハザードマップには河川による洪水ハザードマップもあるが、これと内水ハザードマップを重ねて作成している例もある。使いやすいマップとなるよう引き続き市町を支援していく。

【説明者】

三井隆司下水道事業管理者、大島秀彦下水道局長、菊地仁美下水道管理課長

【発言】

板橋委員

資料1に公営企業会計制度の見直しがあったとあるが、流域下水道事業会計決算には具体的にどのような影響があったのか。

下水道管理課長

会計基準の見直しは主に2点である。1点目は、従来、減価償却費の対象としなかった固定資産の補助金等充当部分について、資産価値の減少を適切に把握するため減価償却を行うこととする一方、既に収入済みの補助金等は、減価償却見合いの額を順次収益化することとなった。このため、費用・収益ともに大きく増加した。ただし、収支には影響はない。

2点目は、従来、資本に計上していた企業債を負債に計上するとともに、従来、資本に計上していた補助金等を「繰延収益」として負債に計上することとなった。このため、貸借対照表においては、企業債、補助金等を資本から負債に計上することになり、資本が大幅な減となり、負債が大幅な増となっている。

清水委員

- 1 平成26年度は、8億1,700万円の黒字を確保したとのことだが、最も古い荒川左岸南部流域は昭和47年に供用開始し、40年以上経過している。今後は施設の老朽化による維持管理経費が増加する一方、人口減少社会の到来で負担金収入の減少なども想定されると思う。今後、下水道局としてどう取り組んでいくのか。
- 2 老朽化対策に係る国庫補助制度はどのようになっているのか。

下水道管理課長

- 1 老朽化の進行に伴い、維持管理経費が増加すると考えている。更新前に施設の劣化状況に応じて部分的な修繕を行うなど、予防措置により施設を延命化し、ライフサイクルコストの縮減及び年度間の予算の平準化を図る、いわゆる長寿命化計画を策定し、計画的な改築・更新を行っていきたい。
- 2 国庫補助制度については、計画的な長寿命化対策の支援を行うため、平成20年度に長寿命化計画の策定に要する経費や従来補助対象として認められていなかった主要部品の更新経費が補助対象となる長寿命化支援制度が創設されている。この制度を活用し計画的な改築・更新を行っていく。

清水委員

この制度を活用すれば、今後の人口減少に対応できるのか。

下水道管理課長

流域下水道は流域市町からの処理水量に応じた負担金により賄われている事業であるた

め、収入減が見込まれる。一方、老朽化の進行に伴う経費の増加が見込まれている。このため、長寿命化計画に基づき、計画的な改築・更新を進め、費用の平準化を図るとともに、市町に対しては、処理水量の増のため、接続率の向上をお願いしている。さらに、市町負担金以外の新たな収入の確保を図るため太陽光発電やバイオマス発電を行い、少しでも市町の負担抑制に努めていく。

菅原委員

- 1 資料1の公営企業会計制度の見直しについてももう少し分かりやすく説明してほしい。また、見直しの意義と平成26年度決算で見えてきたものは何か。
- 2 平成27年度から平成31年度までの埼玉県下水道局中期経営計画では耐震化など鋭意進めていくとのことだが、先般起こった鬼怒川の堤防決壊などのような洪水が起きた場合、180万人分の下水を処理している地元の戸田市にある荒川水循環センターへの影響が懸念される。洪水対策は検討されているのか。
- 3 下水道局は、県内地元業者へどの程度発注しているのか。知事部局と比較してどうか。
- 4 下水処理場は一般県民からあまり理解されていない。水循環センターに名称を変更しているが、浄水場と勘違いしている人もいる。もっと下水処理場を理解してもらえよう。社会科見学など県民に対する周知や教育が必要と思うが、どのように考えているのか。また、去年は、活性汚泥法誕生100周年のイベントも行ったようだが、その他の広報の取組はどうなっているのか。

下水道管理課長

- 1 今までは、補助金等で取得した固定資産の補助金充当部分は減価償却しないでよいとされていた。それが、補助金充当部分についても減価償却することとされた。これにより、例えば、今までは、耐用年数5年の10の資産を5の補助金を得て取得した場合、補助金を除く5の資産を毎年1ずつ減価償却し、除却する場合は、最後の5年目に補助金部分を一時に償却する。したがって、毎年の減価償却費が少なく、除却時に大きく償却費が発生する。これが、補助金を含めて減価償却するとなると、毎年2ずつ減価償却を行うことになり、除却最終年度も2となる。これにより、資産価値を減価償却に合わせて、今までより適切に把握できるようになる。

会計基準の見直しにより分かったことは、従前から分かっていたことではあるが、今後の老朽化対策の費用増を踏まえ、経費の抑制、収益の確保などが課題となったところである。

下水道局長

- 2 中期経営計画でも下水道施設は、365日止めることのできない施設であることから、柱の一つに強じん化対策があり、地震対策、老朽化対策に取り組んでいるところである。洪水対策は具体的に挙げてはいないが、委員御指摘のとおり、下水道施設は洪水に弱い面がある。下水道の設備は地下にあることから、浸水すると施設が止まってしまい、その復旧に相当の時間を要する。このため、現在防水扉や周辺をパラペットというコンクリートの壁で囲い、処理場内への浸水を防ぐ対策の検討を進めている。隣の和光市にある新河岸川水循環センターは洪水ハザードマップによると洪水時の浸水深が2mを超えるため、まず新河岸川水循環センターの対策の設計を進めている。他の水循環センターについても現地の状況を見ながら、今後対策を進めていきたい。

ただし、荒川水循環センターについては、元々、河川区域内に造られていることから、

その周りを堤防で強化しており、他の水循環センターより浸水には強いものとなっている。

今後も、下水道施設が持続的に運行できるよう強じん化に努めていく。

3 知事部局と同様、県内でできるものは県内企業での考えのもと、県内企業の受注拡大を常に念頭において発注に努めている。その結果平成26年度は土木・建築工事については、WTO案件を除き、全て県内業者が受注している。機械・電気工事については、規模や性能の関係により大手プラントメーカーが受注する場合もある。そのような状況にあっても、分離発注、技術習得型JVなどの手法を用いており、平成26年度の分離発注は電気で2件、機械で4件行っている。技術習得型JVは電気で1件行っている。なお、技術習得型JVは不成立であったため再公告を行っている。

4 重要なライフラインである下水道を県民にいかに理解してもらい、広報をどう行っていくかは、大変重要なことと認識している。

9月の「彩の国だより」では、下水道の特集を組み全世帯配布している。9月9日の知事の定例記者会見では、9月10日が「下水道の日」であること及び流域下水道資源の有効活用についてPRさせていただいた。

また、子供のうちから下水道施設に触れてもらうため、社会科見学の受入を積極的に行っている。例えば、社会科の先生の集まる機会を捉えて、見学のPRを行っている。さらに、学校教育でも活用できる下水道啓発資料の作成を教育局と連携して進めている。

渋谷委員

工事の発注については、地元業者の育成を図っているかのような答弁があったが、違うのではないかと。過去に県発注の下水道ポンプ場工事で、県は2億5,000万円の工事を5,000万円も値引いた額で入札した業者を落札者とした。自分の会社はその請負業者に1,000万円の生コンクリートを納入したが、倒産したため、代金が未納となってしまった。安ければ良いのか。知事に聞いたが、民間同士の問題であり県は関係ないという。建設改良費の決算額で174億円ほどあるが、適正に支出されているのか。

下水道管理課長

先ほどの答弁のとおり、県内でできるものは県内企業での考えの下、県内企業の受注拡大の観点で発注を行っている。建設改良費は適正な手続の下執行している。なお、委員が発言した工事の関係については、詳細を把握していない。

渋谷委員

中身の問題について聞いている。地元業者より、安ければよいのか。下請けの地元業者は迷惑している。

下水道管理課長

先ほどの答弁のとおり、県内企業の発注機会の拡大を図っている。事業内容を考慮し、様々な入札方法を使って適切な発注に努めていく。

秋山委員

1 公営企業会計基準が変わったとの話だが、改善点を分かりやすく教えてほしい。

また、収益・費用ともに185億2,000万円計上したとのことだが、これは過去の補助金全て減価償却なのか、単年度のものなのか。

- 2 資料1の市町への維持管理負担金返還金費用32億4,400万円の皆減理由について、返還に至った経緯を含めて説明してほしい。
- 3 資料5の維持管理負担金単価であるが、各流域で大きな差がある。流域の成り立ちによって違ってくると思うが、市町の下水道料金に大きく関係してくる。低い単価で統一するという考えはないのか。
- 4 資料6に平成26年度に下水汚泥の放射能対策に要した経費が3億3,600万円あるが、過去に全ての経費は賠償金として東京電力から支払われているのか。4年半に累積する経費と補償額について伺う。
- 5 決算書33ページだが、現在流域下水道事業会計では、起債残高が912億2,077万3,920円あるが、このうち、一般会計が負担すると見込まれる額は797億1,761万841円とあるが、根拠について伺う。
- 6 環境負荷の低減のため、高度処理は必要だが、高額な投資が必要と思われる。現状と今後の実施計画について伺う。
- 7 処理水量は将来においては、漸減すると思うが、ピークはいつごろになるのか。

下水道管理課長

- 1 減価償却費の方法が変わった点について、従来、減価償却の対象としなかった固定資産の補助金等充当部分について、減価償却を行うことになった。185億2,000万円増えているが、これは、平成26年度の減価償却費の補助金充当部分であり、単年度のものである。その他は、従来、資本に計上していた企業債を負債に計上することとなった。
- 2 平成22年度の公営企業会計移行後、黒字となっている流域の市町から黒字分を返還してほしいとの要望を受けた。そのため、平成22年度から24年度の流域別の収支状況を確認し、事業運営上必要な経費を留保した上で、平成25年度に関連市町へ返還した。
- 3 施設の老朽化に伴い、今後、改築更新費用などの費用の増が見込まれている。流域下水道事業は流域市町からの処理水量に応じた負担金により賄われている事業であり、処理原価を下回る低い単価で統一した場合、一般会計からの多額の赤字補填がない限り事業の継続が難しくなってしまう。そのため、市町の負担を少しでも抑制するため、設備の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減などの取組を進めるほか、太陽光やバイオガス発電の取組を進め、市町負担金以外の収入を確保していく考えである。
- 4 東京電力に賠償を請求すべき費用は、放射能測定費用と焼却灰保管費用である。平成23年度は4億8,247万円、平成24年度は3億7,209万円、平成25年度は5億1,960万円となっており、これを平成23年度分は、平成24年に、平成24年度分は、平成25年に、平成25年度分は、今月、平成27年10月に請求している。実際に補償された額は、平成23年度分は平成25年12月に4億6,966万円、1,280万円は未納であり、平成24年度分は平成26年11月に3億4,548万円、2,660万円は未納であり、補償されなかった経費は人件費等であるが、近隣住民への説明会に係る人件費などである。県の主張が認められるよう、請求のたびに必要性を訴え、公開質問状を東電に送付するなど交渉を継続している。
- 5 企業債償還金のうち資本費として流域市町が負担すべき分を除いたものが、一般会計が負担すると見込まれる額797億円である。平成26年度末企業債残高は約912億円で、市町が負担すべき額は115億円で、その差額が797億円となっている。
- 6 荒川などが注ぐ東京湾では、富栄養化の原因となるチッソ・リンを削減するため、高

度処理の導入を進めている。平成26年度末時点での高度処理化率は約17%となっている。今後については、高度処理のための施設の改造には、多大な時間と費用を要することから、既存施設を活用し、運転管理の工夫により、水質の向上を図る「段階的・高度処理」の導入を進めていく。なお、この効果は実証実験により確認されている。したがって、今後は、段階的・高度処理を導入することにより、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに高度処理化率100%を目標として取り組んでいきたい。

- 7 今後の人口の動きと関係してくる部分もある。処理水量は平成32年度をピークに平成52年度には約10%減少すると見込んでいる。

秋山委員

- 1 起債残高の関係だが、市町が負担すべき額115億円はどのような経過で起債されたのか。
- 2 東京電力から補償されなかった経費は他県でも同様にあるのか。
- 3 高度処理だが、春日部市はオゾン処理しているおり、大変きれいな処理水である。段階的・高度処理はオゾン処理を施した数値まで改善されるのか。オリンピックまでに高度処理化率100%を目指すとのことだが、水質に問題はないのか。

下水道管理課長

- 1 下水道施設建設の際、企業債を起こして借入れを行う。その企業債の償還にあたり、国から交付税措置されない部分について、資本費として市町が負担している。
- 2 他県と情報交換を行っており、他県でも本県と同様に、請求した額と実際に補償された額に差額が生じているところである。情報交換の中で、後から補償が認められたような事例があれば、情報共有していきたいが、現時点では難しい状況にある。
- 3 春日部市のオゾン処理だが、春日部市の汚水処理は中川流域下水道に接続しているため、中川水循環センターで処理している。なお、水質については、例えば、BODであれば10mg/L以下という目標を立てて進めている。

秋山委員

春日部市は流域下水道未接続区域があり、そこではし尿をくみ取りしてオゾン処理までしている。それと比較して聞いているがいかがか。

下水道局長

県では、東京湾に流出する下水の量の40%を埼玉県が占めているため、東京湾への下水の流入を問題視している。通常の下水処理では処理することのできないチッソやリンが東京湾に流入すると閉鎖水域のため、赤潮や青潮が発生する。これを防ぐため、関連する流域の千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県で高度処理に取り組んでいる。そのため、県の概念では高度処理というのは、チッソとリンを取り除くことであり、委員お尋ねのオゾン処理は、色や臭いを取り除くものであり、目的が違う。オゾン処理とは比較する指標が異なってくる。なお、さいたま新都心の施設では、トイレ用水、いわゆる中水を、県が供給しているが、これについては色や臭いを取り除いており、県でもオゾン処理に取り組んでいる。

内沼委員

- 1 資料2の5ページ維持管理負担金単価の推移であるが、ほとんどの流域で平準化されているように見受けられるが、利根川右岸流域で平成26年度に9円上がっている。理由を伺う。
- 2 高度処理と段階的処理の費用対効果について伺う。
- 3 資料1に8流域47の市町に流域下水道の区域が及んでいるが、今後単独公共下水の区域を流域下水に編入するなど、接続の区域を増やす予定はあるのか。

下水道管理課長

- 1 基本的には、維持管理負担金単価は今後5年間に必要な維持管理経費を見込み、見込み処理水量で割ったものを単価として設定している。利根川右岸流域の単価については、施設の老朽化、電気料や労務単価の上昇などで、経費が増加したため引上げを行った。
- 2 高度処理に対応した施設に改築した場合、新河岸川上流水循環センターの例では、約22億円を要した。これが、運転方法の工夫などにより、段階的処理を導入した場合は、水質計器の追加などで、数千万円に対応できる。
- 3 区域の拡大については、現在のところ市町からの要望、相談はないため、現時点では、現行の計画の変更予定はない。

石川委員

- 1 維持管理負担金については5年に1度見直すとのことだが、平成26年度はどのように検討したのか。
- 2 下水道局で市町村の下水道の会計状況を把握しているのか。把握をしているならば、一般会計から下水道特別会計に繰入を行っている市町村はどのくらいあるのか。
- 3 維持管理負担金の単価が各流域で異なっているが、市町から10年以上前から平準化（統一）してほしいのと要望を受けている。今、一番安い荒川右岸が32円、一番高い荒川上流が85円と2倍以上の開きがある。平準化できないのか。

下水道管理課長

- 1 改定時期に該当する流域について、次期単価の検討を行った。平成26年度では、荒川左岸南部、荒川右岸、中川の各流域で単価を検討し、必要な改定を行った。
- 2 流域下水道維持管理負担金単価とも密接に関係するため、年度当初に市町に対し今後の下水道料金の改定状況照会を行い、下水道料金改定予定の把握に努めているところである。一般会計からの繰入を行っていない市町はないと認識している。ただし、その内容までは把握していないが、統計的には下水道特別会計における一般会計からの繰入金の占める割合は約3割となっている。
- 3 市町財政の厳しさが増している。単価の高い市町からは引下げ、平準化の要望があるが、一方単価の低い市町は、自らの流域における収支を踏まえて単価設定するよう話があり、両方の意見があるところである。平成22年度の公営企業会計移行を契機に、県南大規模流域市町から多額の繰越金の返還を求められ、約160億円の返還を行った。県南市町のコスト意識は高い。下水道局としては、まずは流域ごとの収支均衡が図れるよう、設備の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や省エネなどによる経費の抑制に努めている。また、市町に対しては、処理水量の増のため、接続率の向上をお願いしている。さらに、太陽光やバイオガス発電の取組を進め、市町負担金以外の収入を確保し、少しでも市町負担の抑制を図っていく。

石川委員

市町の下水道料金については把握しているが、会計については把握していないということとでよいか。流域下水道維持管理負担金単価は、5年間は変わらないということとでよいか。

下水道管理課長

市町の会計状況の分析までは行っていない。5年間の中間年で、流域別に収支状況を確認し、事業運営上必要な経費を留保した上で、負担金の一部を関連市町へ返還することもできることとしている。

細田委員

- 1 資料2の5ページに包括的民間委託を2者に行っているが、どの程度コスト縮減が図られたか。
- 2 包括的民間委託の額は維持管理業務委託205億円のうち7億円と全体の3%程度となっている。最終的にどの程度委託していくのか。下水道公社への委託はどのようなのか。

下水道管理課長

- 1 持管理コスト削減実績だが、年度によって水量が変化することから、水量補正を行い比較した結果、包括的民間委託を行っている荒川上流・市野川流域は、導入前の平成17年度と比較して、3年間の第1期は年間約4,400万円、第2期は年間1,000万円、第3期は年間9,000万円程度のコスト削減効果があった。
- 2 現在3つの水循環センター（荒川上流・市野川、新河岸川上流）で包括的民間委託を導入しているが、その基準としては、施設が比較的小規模、施設の老朽化が進行していないなどである。今後については利根川右岸流域と古利根川流域への導入を予定している。ただ、県南の大規模な3つの水循環センター（荒川、新河岸川、中川）は、発生確率が高い東京湾北部地震において予測震度6強の地域に立地しており、被災した場合、大きな被害が想定される。また、桶川市にある元荒川水循環センターについては、県南に比べ予測震度が低い5弱の地域で、県中央部に立地しているため、被災時には各水循環センターへ効率的に支援が可能であることから、防災拠点を整備することとしている。これらを踏まえ、県南の大規模な3つの水循環センターや防災拠点を整備する元荒川水循環センターについては、豊富な経験や知識を有する下水道公社への委託を継続していく。

山本委員

資料8の自然エネルギーへの取組状況についてだが、平成26年度から新たな取組として太陽光発電事業とバイオガス発電事業の導入調査を実施しているが、調査状況と発電目標が達成できるかどうか。

下水道管理課長

太陽光発電については、太陽光パネルをリースし発電を行い、固定価格買取制度（FIT）により東京電力に売電する事業スキームである。中川、小山川の水循環センターで実施することとなっている。入札により太陽光パネル設置事業者が決まっており、平成28年度の発電目標に向け進めているところである。バイオガス発電については、現在、県が売却するメタンガスを活用して発電を行う業者を募集（公告）しているところである。予定の平成31年度に向けて進めているところである。

西山委員

- 1 流域下水道全体では8億1,700万円の黒字となっているが、流域ごとの収支はどのようなになっているのか。
- 2 流域下水道の維持管理に関する部分は市町からいただいて、建設に関わる部分については国の補助金と一般会計からの繰入れで行うという考えでよいか。

下水道管理課長

- 1 流域ごとの収支であるが、荒川左岸南部については1億7,000万円の赤字、荒川左岸北部については2億円の黒字、荒川右岸については5億7,000万円の黒字、中川については8億円の赤字、古利根川については4,000万円の黒字、利根川右岸については4,800万円の赤字、市野川については4,000万円の黒字、荒川上流については、1,700万円の赤字である。ただ、公営企業会計導入時に導入前の繰越金について、市町によっては、返還ではなく、今後の赤字部分に充ててもらいたいとの要望があったため、中川については8億の赤字であるが、繰越金で補填している。
- 2 建設については、国の補助金と補助金が当たらない部分は県と市町がそれぞれ2分の1ずつ負担している。維持管理については、基本的には市町の負担金で賄っている。

西山委員

利根川右岸の9円の引上げの理由として、施設の老朽化という話があったが、建設と維持管理の線引きが分からない。維持管理費はどこまでが対象になるのか。

下水道管理課長

修繕費のほか日々の下水処理、点検、水質検査に係る費用は維持管理経費のため維持管理負担金の対象である。利根川右岸の引上げについては、主なものは修繕であるが、電気代、労務単価の上昇も見込んで算定した結果である。

西山委員

建設については、国の補助金が当たらない部分は県と市町がそれぞれ2分の1ずつ負担しているとのことだが、市町の負担金は流域下水道事業会計に入るということでよいか。

下水道管理課長

建設事業については全て流域下水道事業会計で行っている。市町からの建設負担金についても流域下水道事業会計で受け入れている。

中屋敷委員

自然エネルギーの取組状況であるが、内容としてはよいが、費用対効果はどうか。収益はあがるのか。

下水道管理課長

太陽光発電事業では2箇所で見込んで年間約2,000万円を見込んでいる。太陽光発電はパネルを民間業者からリースし、県は発電事業者となり発電で得る電力をFITで20年間に渡り売電し収入を得る。売電価格とリース価格の差額が収益であり、年間2,000万円を見込んでいる。バイオガス発電については、県が民間事業者に汚泥から発生させたバイオガスを売却し、民間事業者はそのガスで発電し、FITにより売電するというスキームを考

えている。元荒川水循環センターでは、年間2,000万円の収益を見込んでいる。

中屋敷委員

今後もこのような収益の見込まれる事業を展開していくのか。

下水道局長

基本的には収益を上げることが目的ではない。これからの人口減少等によって、下水道事業の運営が非常に厳しくなっており、今後は、流域の市町にその負担を強いることになる。このため市町の負担を少しでも軽減する目的でエネルギー事業に取り組んで収益を上げている。太陽光発電については面積と空いている土地の日の当たる角度で設置できる箇所が決まってくるため、今決まっている中川、小山川で全てである。バイオガス発電は、消化ガスを造る消化タンクは下水道事業で作らなければならない。予算の関係上、一度に造ることはできない。そのため今後のFIT価格を見据えながら、拡大するのか検討していく。なお、基本的には発電したものは全て売電していくが、下水道施設の非常時の電源として優先的に利用する考えも持っている。

【説明者】

中野晃公営企業管理者、井上桂一企業局長、吉田正管理部長、久保田広志水道部長、前沢幸男総務課長、西岡利浩財務課長、鈴木柳蔵地域整備課長、相馬正治水道企画課長、矢口正道水道管理課長、大島靖之主席工事検査員

【発言】

秋山委員

- 1 水需要が漸減している現状を踏まえ、工業用水道事業及び水道用水供給事業の今後の水需要の見通しはどうか。
- 2 平成25年度決算審査の改善事項についての措置状況で、「大久保浄水場の改善基本計画を策定しているところ」とあるが、その内容はどのようなものか。また、高度処理施設導入の際の国庫負担は見込めるのか。
- 3 消費税率が5%から8%に改正されたが、それが収入及び支出に与えた影響はどうか。
- 4 資料12にもある浄水発生土の放射能対策について、この年度の費用はどのくらいか。また、東京電力の補償はどのようになっているか。

水道企画課長

- 1 工業用水道事業に関しては、過去10年間の実績で年平均1.66%減少している状況である。平成38年度までの水需要の減少を見込んだ場合、予備力を含めた必要な施設能力としては日量20万m³規模と見込んでいる。また、水道用水供給事業では、年間で0.5%減少しており、同様に平成38年度時点で、予備力を含めた必要な施設能力としては日量240万m³規模と見込んでいる。今後、水需要を見据え、現有施設能力から余剰となる施設は、ダウンサイジングしていく。
- 2 高度浄水処理を導入する場合、オゾンプラス生物活性炭処理を追加することになる。基本調査では、これらの場内での配置や、既存の施設との調整等について検討している。また、大久保浄水場の浄水処理改善の費用は約280億円の見込みである。国庫補助金はそのうち約2割の55億円程度を充当できる見込みである。

財務課長

- 3 消費税率改正の影響は、工業用水道事業会計の収入で約4,870万円の増、支出で約4,490万円の増、水道用水供給事業会計の収入で約11億8,870万円の増、支出で約5億4,470万円の増、地域整備事業会計の収入で約880万円の増、支出で約6,200万円の増である。

総務課長

- 4 平成26年度に請求した費用は、平成25年度発生分になるが、保管費用が約7千万円、処分費用が約7億2,000万円となっている。このうち東京電力から支払われた賠償額は、保管費用は全額の約7,000万円、処分費用は約6億2,500万円である。処分費用のうち、まだ支払われていない約9,500万円については、100ベクレル以下の発生土の処分費用である。これについては、現在、東京電力と交渉中である

が、何とか支払っていただけそうな見通しとなっている。平成26年度に発生した浄水発生土の費用については、これから請求するものであるが、保管費用が約3,300万円、処分費用が約7億800万円である。

秋山委員

- 1 施設のダウンサイジングは、直ちにではなく更新時に合せて実施していくことでよいか。
- 2 高度浄水処理導入年度の見通しはついているのか。
- 3 消費税率の改正により水道用水供給事業会計では差し引き約6億円が企業局の収入として増加しているように見えるが、どのように対応しているのか。

水道企画課長

- 1 そのとおりである。将来の水需要の減少を見据えた場合、施設能力は余剰となっていく。一方、浄水場は、数万㎡規模の施設単位で廃止が可能となることから、時期を見据えて実施していく。
- 2 今年度実施している基本調査の内容を精査して、工事の開始時期を検討していく。

財務課長

- 3 水道用水供給事業会計の消費税率改正による収入の増分約11億8,870万円と支出の増分5億4,470万円の差額約6億4,400万円については税務署に納税した。

内沼委員

- 1 地域整備事業会計の資料18の工業団地の整備・分譲状況について確認したい。杉戸屏風深輪地区産業団地の立地件数がゼロとなっているが、平成28年度までに分譲できる見通しか。
- 2 複数の企業が同じ分譲区画に立地を希望した場合、企業選定はどのように行っているのか。
- 3 担当部局が異なるかもしれないが、産業誘導地区について、県として今後指定していく意向はあるか。

地域整備課長

- 1 杉戸屏風深輪地区については、現時点では未分譲のためゼロとなっているが、今後予約分譲を行っていく。企業の立地ニーズの高さからみて、分譲できると考えている。
- 2 同じ区画へ複数の企業から立地申込があった場合は、設備投資額や雇用人数など地域経済への効果を勘案して分譲企業を選定している。
- 3 産業誘導地区については都市整備部で対応しているので御理解いただきたい。

菅原委員

- 1 工業用水道事業について、新たな料金制度について、抜本的な見直しを行うと一般質問での答弁もあったが、どのような検討を行ったのか。
- 2 災害対策として、工業用水の危機管理対策はどのように取り組んでいるのか。
- 3 決算審査意見書の留意・改善事項の中に「固定資産の減損会計について」が挙げられているが、減損損失を約133億円計上した具体的内容について伺いたい。

水道企画課長

1 工業用水道事業の料金の検討状況であるが、平成26年度は現行の責任水量制や二部料金制度への移行などについて、受水事業所にアンケート調査を行った。その結果は、現状の責任水量制のままでよいと回答した事業所が42%、責任水量制でよいが契約水量を減量してほしいとの回答が27%、二部料金制への移行を希望した事業所は31%であった。アンケート結果を踏まえ、二部料金制度への移行についても検討を行ったが、20事業所程度が現状より負担が大きくなってしまふことや、工業用水道事業全体の経営が安定せず、収支が赤字となってしまうことから、責任水量制を維持する方針とし、併せて一定の契約水量の減量を認めていくとしたところである。この方向性について、説明会を開催し各受水事業所には既に示したところである。

水道管理課長

2 平成26年度では、重要箇所の災害対策として水管橋の耐震工事を実施した。大久保浄水場系で3橋、柿木浄水場系で1橋の耐震工事を実施した。また、地震等による停電で水が送れなくなることを防ぐため、柿木浄水場で自家用発電設備の整備を行っている。

財務課長

3 減損会計は平成26年度の地方公営会計制度の見直しにより導入されたもので、経営成績を早期に明らかにすることによって、速やかに対処するものである。減損会計の対象となるものは時価が帳簿価額の50%以上下落している場合などが該当し、主にバブル期に造成した団地の売れ残りをリースしているものが対象となっている。具体的には、秩父みどり丘工業団地について帳簿価額100億円を36億円まで減額したことにより64億円、本庄いまい台産業団地について帳簿価額を38億円から23億円まで減額したことにより15億円、加須下高柳工業団地について帳簿価額を122億円から72億円まで減額したことにより50億円、熊谷市にある旧地域整備事務所について帳簿価額6億円から2億円まで減額したことにより4億円、帳簿価額合計では266億円から133億円に減額したことにより133億円の減損損失を計上した。

菅原委員

- 1 工業用水道料金は、やはり使った分だけ支払う、事業所の節水が報われるようにすべきである。事業の安定化も考慮する必要があるなら、責任水量制と二部料金制の選択制とすることは検討しなかったのか。
- 2 減損の対象となった団地等について今後の扱いはどのようになるのか。

水道企画課長

1 工業用水道事業は、各受水事業所との契約水量に基づいて施設の規模を決め整備しており、その投資額を回収していくためには、基本的には当初の契約水量を維持していただく必要がある。各事業所で節水等の努力をしていることは承知しているが、使用量が減少したので契約水量も下げるということでは、工業用水道事業の経営が成り立たなくなってしまう。責任水量制と二部料金制の選択制は、全国でいくつか採用しており、昨年度、選択制についても検討を行ったが、やはり経営が安定しないことが分かったため、責任水量制か二部料金制のどちらかで行くべき、ということで検討を進めた経緯がある。

財務課長

- 2 減損会計を適用した固定資産については、直近の実勢価格まで帳簿価額を減額したことから、当面の減損はない。産業団地のリース料収入は毎年約9億円の貴重な財源でもあるので、引き続き収入確保に努めたい。

荒木委員

- 1 「平成26年度埼玉県公営企業会計決算書」14ページ、41ページから42ページで、重要契約が記載されているが、浄水場の設備工事は県内企業の受注件数が少なく思われるが、県内企業の契約状況はどうなっているのか。また、県内企業の受注拡大に向けて、どのように取り組んでいるのか。
- 2 県営墓園の調査費については、平成26年度決算書のどのページに記載されているのか。この事業には2月の予算特別委員会で附帯決議が付されている。県がこの事業進めていくことが妥当なのかについて、現時点での考えを聞きたい。

水道管理課長

- 1 平成26年度の県内企業における設備工事の契約状況は、全159件の工事のうち60件で全体の38%である。浄水場の設備工事は、特殊部品の使用や既設機器との取り合いの関係から特殊技術を要することがある。このため、設備工事の発注では、工事の分割や汎用品を使用し、県内企業の施工が可能であれば県内企業向けに発注している。また、機器費が大部分を占める大規模な設備工事は、JVの構成比率が取れないため単体で発注している。なお、その他の大規模な設備工事は、できるだけ県内企業を構成員とする技術修得型JVで発注している。大規模工事における設備工事の技術修得型JV発注実績は、平成25年度1件、平成26年度4件、平成27年度は5件の予定となっている。

地域整備課長

- 2 決算書60ページの建設準備費の決算額として記載の約1億300万円に含まれている。この中の約2,800万円が該当する。内訳は、委託料が1,803万6,000円、職員の給与等の事務費が約1,000万円となっている。附帯決議への対応については、現在、墓地需要、県民ニーズ、市町村・宗教法人等の墓地整備の状況を調査し企業局内で精査している。整備の可否を含めて検討を進めている。

中屋敷委員

河川水質連続測定装置の導入でどのような効果があるのか。

水道管理課長

これまでも浄水場では、濁度計などの水質計器や毒物監視装置などにより、水道水の安心・安全を24時間連続で監視している。近年、上流河川で、かび臭の発生が多くなっているため、昨年度大久保浄水場に、かび臭連続測定装置を設置した。今年度、行田、吉見も含め全場に設置をする。また、水質事故の約6割を占める油流出事故に対応するため、油連続測定装置を今年度中に全場に設置する。このように水質監視を強化することで、安心・安全を高めていく。

中屋敷委員

ホルムアルデヒド事故の際には、受水団体との連絡体制が課題となった。この教訓により、どのような連絡体制の強化を図ったのか。

水道管理課長

受水団体とは、携帯電話や電子メール等を活用して、迅速な連絡ができる体制を整備した。県と市町村の連携が取れるマニュアル整備について、受水団体と協議して策定している。事故直後は県と連携が図れていた受水団体は11団体だったが、現在52団体まで連携が図れたところである。

中屋敷委員

特に夜間に受水団体との迅速な連絡ができなかった。夜間の連絡体制をどう強化しているのか。

水道部長

県の責任者と受水団体の責任者の間で、携帯電話によるホットラインを作り、さらに移動無線を導入して二重化を図り、夜間であっても迅速な連絡ができるようになった。今後、水総合管理システムを整備し、受水団体との迅速な連絡体制を強化していく。

西山委員

- 1 高度浄水処理については平成26年度に改善計画を立て、平成27年度に基本調査を行っているとのことだが、おいしい水はもちろん安心・安全な水の観点からもトリハロメタン等に効果があるため、高度浄水処理の導入は必要であると考え。また、企業局の調査でも必要であると述べている。高度浄水処理の導入については、受水団体との協議が必要であるが、どうなっているのか。
- 2 資料9、10に記載されている一般会計からの繰入金について、県によりその金額が大きく異なるが、繰り入れの考え方、用途及び他県との違いについて説明してほしい。

水道企画課長

- 1 受水団体との協議については、平成26年1月に受水団体と高度浄水処理に関する協議会を立ち上げ、水質の課題や給水人口・量などを踏まえ導入の必要性や導入の順位について検討してきた。平成26年8月に協議会の総意として、まずは大久保浄水場に導入していくと決めたところである。また、協議会では受水団体から高度浄水処理の整備に関して極力値上げをしないように要望があった。そこで、大久保浄水場への整備については料金の値上げをしないことも協議会で決定された。

財務課長

- 2 地方公営企業法を根拠に、毎年度総務副大臣から地方公営企業の経営の健全化の促進及び経営基盤の強化を目的とした繰入基準の通知が発出され、それを基に計上している。平成26年度は、主なものとしてハッ場ダム等の水源開発に要する経費として3分の1を、水道広域化施設に要する経費として3分の1を、企業債についてもルールがあり、そのルールに基づいて繰入れをしている。他県との比較であるが、水源開発の規模や企業債償還額など各企業により事情が異なることによるものと思われるが、詳細な比較分析までは把握していない。

西山委員

高度浄水処理の大久保浄水場への導入については値上げをしないが、他の浄水場に導入する際は分からないということか。

水道部長

そのとおりである。全ての浄水場に高度浄水処理を導入すると760億円程度かかると見込んでいる。多額の費用を要するため、全ての浄水場に導入した場合には料金を押し上げる要因となると考える。

西山委員

値上げはしないでほしいという受水団体からの要望について、理解はするが、要望どおりにはいかないということか。

水道部長

そのとおりである。

【説明者】

名和肇病院事業管理者、砂川裕紀病院局長、杉田裕循環器・呼吸器病センター病院長、坂本裕彦がんセンター病院長、岩中督小児医療センター病院長、長尾真理子精神医療センター病院長、吉田弘行病院建設部長、笠原実循環器・呼吸器病センター事務局長、須藤喜弘がんセンター事務局長、森美秀小児医療センター事務局長、小林清剛精神医療センター事務局長、河原塚聡経営管理課長、中山昌克小児医療センター建設課長、石井哲也小児医療センター建設課政策幹

【発言】

秋山委員

- 1 資料4から医師の負担軽減についてお伺いしたい。昨年度、改善又は検討を要する事項であった「医師及び看護師の充足率を高めるなど、職員の負担軽減を図ること」については、平成27年度には医師3名、看護師71名を増員し、定数に対して医師94.3%、看護師98.6%の充足となっている。これはもう一息の努力を願うところである。そこで、いわゆる医療クラークと呼ばれる職種の配置がとても大事だと言われている。診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、主治医意見書記載の代行、検査予約等のオーダリングシステム等への代行入力、電子カルテシステムへの代行入力または各種会議等の資料作成を行う方々である。このような医療クラークについて、4病院における配置状況はどうなっているか。
- 2 昨年度の決算審査では、医師の時間外勤務について、最長が循環器・呼吸器病センターの医師で月平均101時間、年間1,211時間という答弁があった。過労死ライン月80時間を超えている状況であるが、平成26年度は改善されたのか。
- 3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の進捗状況及び周辺自治体住民への説明会の実施予定を伺いたい。

経営管理課長

- 1 医療クラークについては、平成22年度に病床当たりの配置数100対1から導入し、以降、順次体制の強化に努めている。現在の配置は、循環器呼吸器病センターが13名、常勤換算10名、がんセンターが21名、常勤換算14名、小児医療センターが12名、常勤換算6名、計46名、常勤換算30名である。精神医療センターは、医療秘書に依頼できる内容も限定されるため、現時点では導入していない。
- 2 平成26年度の最長の時間外勤務時間は、循環器・呼吸器病センターの医師で、月平均105時間、年間で1,261時間であった。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 2 当センターにおける医師の時間外勤務の最長は、月平均100時間を超える状況となっている。病院局で医師の定員を増やしていただいたが、大学の医局における人事調整の関係で人の流れもあり、なかなか定数を充足することができない。当センターは、場所的な条件も厳しく、来てくれる医師が見つかりにくい状況である。しかし、病院としても医師確保の努力をしており、今年度のレジナビフェア等で6名ほど希望者があり、

病院へ見学に来ていただいた。今後とも、こうした努力を続けて何とか充足を図っていききたい。

当センターは救急患者が朝・昼・晩、絶え間なく来院する急性期の病院である。カテール室に治療に入るとすぐには出られない。1人で出来る治療ではないので別の医師に対して呼び出しがかかる。このような状況下で、時間外勤務が減らせない。しかしながら、健康管理については、衛生委員会等を通じて衛生管理者にチェックをしてもらうなど十分に配慮している。若さに任せて頑張っていたいただいている厳しい状況ではあるが、引き続き、医師を増やす努力をしていきたい。

小児医療センター建設課政策幹

- 3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の整備を進めているところであるが、現在公募中で、施設を運営する事業者を選定中である。説明会については、事業者の決定後になるが、平成27年度中の適切な時期に周辺自治体住民への説明会を開催する予定である。

秋山委員

- 1 医療クラークについて平成22年度から順次増やしているとのことだが、配置のある3病院の病院長に率直に伺いたい。3病院の医師の平均の時間外勤務は月37から50時間位だったと思うが、相当な過重労働であると考え。医師には医師にしかできない仕事をしっかりしてもらうことが、医師の健康管理、やりがい、医療の質を高める等の効果があると考え。現状の配置では少ないのではないかと危惧しているが、どのように認識しているか。特に、循環器・呼吸器病センターの医師の時間外勤務の最長が、年間1,000時間を超えている状況が平成25年度、平成26年度も続いているようだが、そういう医師には医療クラークが密着して補助ができているのか。
- 2 医療クラークは検定を受けている方を配置しているか。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医療クラークは医師の負担軽減に非常に役に立っており、電子カルテオーダーの代行入力、各種診断書の作成、画像の取込み等をしていただいている。医療クラークがいなければ、これらの業務は医師がやらざるを得ない。実感としては、もう少し多くいるとありがたい。当院は結核病院であるので、法令に基づく書類が膨大にある。担当医だけではどうにもならない。また、保険会社に提出する書類等は、遅れるとクレームになりかねないので、早く処理をしなければならない。昔はこのような業務を夜中までかけて医師が処理していたが、今は医療クラークにやっていただき、非常に助かっている。
- 2 当センターの医療クラークは全て検定を受けている。

がんセンター病院長

- 1 当院で雇用している医療クラークは21名で、常勤換算すると14名である。
主な仕事は保険関係の書類の記入、がんの登録、手術のデータ登録などで医療クラークがいることでスムーズに行えている。その他内部のデータベースの登録などを頼んでいる診療科もある。書類の作成に当たっては医師が治療に専念できる環境を整えてくれている。他にも人が欲しいところが多くあるため、今まで医療クラークの増員を強く要望はしていないが、アシストしてくれる人材が増えると助かる。
- 2 全員が検定を持っている。

小児医療センター病院長

- 1 当院で作成する文書は、他の病院と異なり、生命保険関係書類が少なく、先天性疾患、小児慢性疾患の診断書など特定の書式の診断書が多い。そのため、一旦、書類を作成すると、例年、同じ作業を求められることになる。ただ、電子カルテシステムが導入されてからは作成作業も比較的楽にはなってきた。現在、常勤換算で6人の医療クランクがいるが、今後、30対1を目指し、10人くらいまで増員したいと考えている。先日の視察の折、御覧いただいたように、当院の場合、診療そのものに手間がかかるため、医療クランク以外にも増員したい職種が多々ある。医師以外の職種も含めて、病院全体の機能向上を視野に入れて検討したい。なお、当院の医師の平均残業時間は38.4時間であり、落ち着いている方ではないかと思われる。

秋山委員

医療クランクについて、今後どこまで増やすという計画はあるのか。先ほど私が紹介した医療クランクの業務内容は、東大阪市の募集の内容である。医療クランクも含めて、やはり人手不足なのではと感じている。病院長の一存で雇えないという状況ならば、医師の要望に応えるべきと考えるが、人員増の計画について伺いたい。

経営管理課長

病院局としては、現在、具体的な医療クランクの配置計画はないが、各病院の意向の把握に努めたい。医療クランクだけではなく、他の職種等についても病院の要望を踏まえ総合的に勘案して経営との両立を図りながら対応していきたい。

内沼委員

- 1 病院全体の経営状況を見ると49億円の純損失を計上しているがこの要因についてどのように分析しているか。
- 2 医業収益は333億円で前年度と比べて23億円増えているが、医業費用は429億円で前年度より36億円増えているため、医業収支比率は前年度と比較して1.2ポイント低下している。この要因は何か。
- 3 各病院のベッドの稼働率が、循環器・呼吸器病センターが78.5%、がんセンターが69.3%、小児医療センターが75.0%、精神医療センターが78.6%となっているが、基本的にこれが適正なのか、それとももっと稼働した方がいいのか、基本的にこの稼働率で目一杯なのか、見解を伺いたい。
- 4 循環器・呼吸器病センターの患者の待ち時間については、年々少しずつ伸びてきている。予約時間からの待ち時間とのことであり、患者さんからの苦情や意見があったかも含め、どのような対策をしているか。

経営管理課長

- 1 主な要因は、がんセンター旧病院の解体に伴う費用及び会計制度の変更に伴い賞与引当金を特別損失として計上したことによるものである。この他には、がんセンター新病院の減価償却費の増加などである。
- 2 退職給付引当金の積立不足額を平成26年度から15年分割で毎年約4億円を積み立てていることや小児医療センター新病院の開院に向けた看護師の前倒し採用、給与の特例減額が終了したことによる給与費の増加などによるものである。
- 3 昨年度は過去最高の収入であったが、病床利用率は予想よりも若干下回っていた。病

床利用率は90%を超えてしまうと緊急時に患者さんが来院したときに入院しづらいというところがあるので、80%程度になるのが適正なのではないかと考える。各病院、病床利用率が上がるよう努力していきたい。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 3 当院の病床利用率は78.5%であるが、結核病棟51床が含まれている。この病床には、空いているからと言って他の患者を入れるわけにはいかない。結核病床の稼働率は40%位であり、一般病床のみで見れば85%以上である。この稼働率では、救急患者を全て受け入れるのは厳しい状況である。当院は、冬場が非常に混み合う特性があり、満床を理由に受入の要請を断らざるを得ないこともある。
- 4 待ち時間については、他の県立病院は15分単位での予約のところ、当センターは1時間単位で予約時間を設定しているため、比較的長くなっているかもしれない。建物の構造上、外来ブースを増やしにくい事情もあるが、今年から循環器外来を1ブース増やして改善を図っている。しかし、外来ブースを増やすと同時に、診察を行う医師の増員も図らなければならず、なかなか難しい部分もある。今後も引き続き医師の充足を図っていききたい。待ち時間への苦情については昨年度も数件あった。最長で5時間39分待ったという報告も受けており、大変申し訳ないと思っている。この場合も、実施できる検査は先に行うなど、待ち時間を無駄にしないよう努力をしている。

がんセンター病院長

- 3 新病院に移転して病床利用率は66.3%。前年度と比べて7.6ポイントの減となった。入院患者数では前年度と比べて6,956人の増となり、収益的には過去最高であったが病床利用率は減少した。その要因としては、病床数が平成25年12月30日以降400床から503床に増床になったことが挙げられる。また移転の時に安全に患者の移転を行うため患者数を絞った影響が年度の立ち上がりにも少しあった。さらに大きな要因としては、平成26年4月からDPC（診療報酬の包括評価制度）を導入したことである。DPCでは長く患者を入院させると収益が下がっていく仕組みとなっている。全国的にも手術関係の入院は在院日数が減っている。空いた病床に人を入れるには新規患者を増やすに尽きる。新規患者を増やすための取組として近隣の病院への訪問やセミナーなどを通じてお互いの顔の見える関係を作っていく。80%程度の稼働を目指しているが、患者の回転が速くなると入院時の処置や事務量等の労働量が増えるため、80%を目指すためには人員の拡充が必要である。危険のないように病床利用率の向上に取り組んでいく。

小児医療センター病院長

- 3 まず、当院の特色を説明する。小児を対象にすることから、様々な感染症患者が多い。感染症の患者さんは、即、個室に入院ということになる。ところが、当院は個室率が低いため、個室がすぐに満床になる。そのため、新たに感染症の患者さんが入院してきた場合、大部屋に入ってもらわざるを得なくなり、その病室に他の患者さんを収容することができなくなる。その結果、病床稼働率が下がることになってしまう。

先日の視察の折、御覧いただいたように、1歳から2歳の患者さんには「高柵ベッド」、学童以上の患者さんには「通常のベッド」が充てられる。実際、どの年齢の患者さんが入院するかは不明である。300床の病院を例にとった場合、成人対象病院であれば300のベッドを用意すればよいものの、小児病院については400近いベッドを準備し

なければならない。そして、狭あい化の進んだ病院のためスペースが確保できず、かつ、異なるサイズのベッドが混在するため、しばしば8人床を6人床として使用することを余儀なくされ、病床稼働率を下げている状況がある。

平成26年度からDPCを導入し、比較的短い平均入院日数で効率的な診療を行ったことにより、平成25年度に77%あった病床稼働率が、平成26年度に75%に下がった。これは、患者数が増えたものの、入院延べ日数は減ったため、病床稼働率が下がったものである。なお、平成27年度の上半期は、様々な取組をした結果、病床稼働率が79.1%になっている。十分に稼働していると考えている。また、感染症と関係のない新生児・未熟児病棟は、ここ数年、90%近い病床稼働率を維持しており、平成26年度の病床稼働率は87.5%である。

精神医療センター病院長

3 病床利用率は、平成24年度から73.5%、78%、78.6%と上昇している。また、医業収支比率に関しても、63.6%、66.3%、66.4%と上昇している。病床利用率について、精神医療センターは、依存症病棟、児童思春期病棟、救急病棟、医療観察法の関係の方が入っている病棟など、様々な病棟がある。その病棟によって患者さんを入院させないといけないという事情がある。そして、依存症病棟であったり児童思春期病棟であっても、病状によって、興奮の激しい方は保護室に、少し病状が軽くなってきたがまだ大部屋にはできないという方は個室に、大部屋についても男女の問題や病状等の問題もあるため、全体のバランスを取りつつ病棟の運営を行っている。しかしながら、まずは病床利用率80%を目標として、やっていきたいと考えている。

細田委員

一人の医師で対応している診療科があるが、がんセンターの皮膚科や小児医療センターの眼科や歯科の担当医がもし診療できなくなった場合、診察自体が停止してしまうということが懸念される。一人の医師の業務量としては比重が重く、バックアップがない状態の中で、現状はどうなっているのか伺いたい。

がんセンター病院長

平成26年度は大学のローテーションの関係で1人になったが、現在は2名体制になっている。1名の時は診療規模の縮小もあり苦労したが、現在は解消している。

小児医療センター病院長

小児病院の外科系は、全国的に人員不足が指摘されている。

当院では、眼科は非常勤医師の応援を受けて対応していたが、今年の秋から、常勤的非常勤医師を増員し、2人体制とする予定である。歯科に関しては、現在、1人体制ではあるが、さまざまな専門家が必要になるため、非常勤医師が、毎日、診療にあたり、3ユニット稼働できる体制となっている。今後、本来の小児歯科診療を適正にできること、小児歯科を専門にしている病院であることを外部に知らしめること、患者さんの受入れと重症心身障害に対する治療が可能になることを目指し、常勤医師を確保していきたい。また、先天性疾患で口唇裂や口蓋裂の患者さんを治療できる特殊な歯科医師を、新病院開設に向けて確保したい。

荒木委員

- 1 現在建設中の小児医療センター新病院の建設の進捗状況及び今後のスケジュールについて伺いたい。
- 2 小児医療センターは、職員数が前年度に比べて47人増員されている。新病院開院に向けて医師、看護師などの医療スタッフの確保、研修の状況について病院長に伺いたい。
- 3 これから新都心駅に小児医療センターが移転してきて、大勢の方が外来を含めていらっしゃると思うが、歩行困難者、いわゆる車いすを使うお子さん、使う方はいないかもしれないがストレッチャー、例えば電車に乗っている方が救急搬送のために使わなければならないということも想定される。さいたま新都心駅から病院まで距離があるので、JRや近隣施設に申し合わせをしていることがあれば対応状況を教えてもらいたい。
- 4 資料10の待ち時間に関する患者さんからの意見・質問に対して、今後どのように応えようとしているのか、小児医療センター病院長に伺いたい。

小児医療センター建設課長

- 1 現在の小児医療センター建設の進捗状況について、今日現在、小児医療センターは13階建ての建物であるが、現在12階の躯体に入っている。9階以下で、外装や内部の壁、手すり・配管工事等を行っており、内部について下の方から順に造っているところである。全体として、進捗率は9月末現在で35.9%、10月末は40%程度まで進む見込みである。おおむね工程どおり作業は進んでいる。
- 3 新都心に電車等を使ってくる方への対応について、以前からエレベーターが足りないという声もあり、JR側に話をしている。JR側も全部の駅にバリアフリー化を進めるという中で、既に1台エレベーターがあるため、複数台の設置については、要検討ということで明確な答えはもらっていない。引き続き話は続けていきたいと思っている。

小児医療センター病院長

- 2 医師については、集中治療部門や総合周産期部門の整備のため、平成25年度に21人の定員増を行った。看護師については、新病院開設に向けて、平成25年度から平成27年度にかけて119人の定員増を図り、職員の前倒し採用を行ってきた。懸案となっていた集中治療や救急に関する医師については、ロコミの段階ではあるものの、目途が立ってきた。看護師には、PICUなどの救急治療の研修が必要になる。そのため、先進的な病院への研修を実施している。医師についても、PICUに関連する病院での研修に派遣している。平成28年度についても、救急医療に関する医師の増員を要求している。看護師の確保については、県立養成校の実習を受け入れることにより、就職希望を出してもらえるように働き掛けている。平成26年度時点において、延べ538人、年間3,264日の実習を行った。実習以外にも、施設見学、インターンシップを行い、施設見学に67人、インターンシップに95人が訪れた。また、平成26年度には、県内7校、県外8校に訪問し、勧誘活動を行った。特に、看護師に関しては、新病院開設を念頭に置いた研修を行っている。クリニカルラダー研修として、経験と習熟度に応じ、さまざまな研修を行っている。平成26年度、看護師向け研修を60回開催し、2,500人以上が参加した。
- 4 待ち時間についてであるが、小児病院は慢性疾患の患者さんが多く、患者数は増える一方である。そのため、診察スペース、医師の数等により制限せざるを得ない状況にある。多くの患者さんを診察しようとするすると診察時間を縮減することになり、患者さんに不満が残る。反対に、じっくり診察しようとする、外来患者の予約が入れにくくなる。

平成27年度からは、診察体制等様々な工夫をした結果、外来予約が入りやすい状況になった。

しかし、外来枠が増えたわけではないため、どうしても待ち時間は生じてしまう。患者サービスの一環として、診察室の前にディスプレイを設置して待ち人数を表示し、プレイルームなどで待っていただいたり、いろいろな場所に絵本を配備し、できるだけ患者さんたちが退屈しないようにしている。現時点では、診察室スペース等の事情により、すぐに改善できないが、新病院ではスペースも広がるため、待ち時間の短縮が図られるものと考えている。

荒木委員

待ち時間について詳細を説明していただいたが、現病院又は新病院において、患者さんからの質問・要望に対する対応策をどのように伝えているのか、伝えていくつもりか、改めて小児医療センター病院長に伺いたい。

小児医療センター病院長

先ほど説明したように、現在、診察室の前にディスプレイを設置して待ち人数を表示することは行っている。また、ホームページ上、病院長挨拶の中でも、「外来予約が難しくて申し訳ない」と掲載している。当院は3次医療機関であるため、2次医療機関で診ていただける患者さんは、可能な限り、地域の医療機関に委ねている。逆紹介率を上げて、外来患者数を削減したいと思っているものの、特殊な先天性疾患の患者さんは、地域の医療機関で引き受けてもらえず、結局、当院に戻ってこられることになる。

最近、問題になっていることは、15歳以上の患者さんを成人医療に移行できないということであり、患者数がますます増える傾向にある。

待ち時間については「お詫び」を掲示しているが、現病院では、物理的に待ち時間の短縮がほとんど不可能な状況にあることは否めない。

病院事業管理者

がんセンターでは、患者さんにタブレット端末を渡して呼出しを行っており大変評判が良い。小児医療センター新病院でも行う予定である。広報については、病院には投書箱があり、それを委員会で検討してその結果を掲示している。

菅原委員

- 1 決算書4ページの研究研修費3億6,000万円について、事業ごとにいくらという数字も出ていると思うが、それぞれ足りているのか。県立病院は高度で専門的な医療機関であって、医師の育成や看護師の育成が肝心であると考え。各病院から研究研修費として要望があり予算の配分をすると思うが、要望と予算の配分にどの程度ギャップがあるのか伺いたい。
- 2 研究研修の内容についても伺いたい。

経営管理課長

- 1 研究研修費は各病院からの要望に基づき予算配分しているところである。それに対して一括してここまでであるという形では今までやってはいない。そのため、基本的には要望を受けた形で予算を配分している。予算と執行額でみると全体で執行残は約1億5,000万円ある。

循環器・呼吸器病センター病院長

2 平成26年度の学会研修等の参加実績は、医師531名、看護師409名、comedical180名、その他21名 合計1,141名が学会等の研修に参加している。研究研修費の配分の中で実施している。

がんセンター病院長

2 がんセンターの平成26年度研究研修費の決算額は2億2,326万9,955円である。医師等から年度当初に研究計画を募集して予算を配分し、学会参加費などを賄っている。年度末には院内において研究成果を発表している。実験を伴う研究は費用がかさむものである。また、看護師の研修にも使用している。

小児医療センター病院長

2 当院は、臨床研究部門を設置していない。そのため、各医師、各看護師が研究研修を行う際、その都度、支弁している。総額では6,000万円前後であるが、中心は医師等の学会参加費である。また、院内の臨床研究委員会で研究対象を募集し、少額のもので1件30万円、高額なもので1件100万円を支給して、その研究成果を見るということもしている。

精神医療センター病院長

2 平成26年度に研究研修費として当センターが使用した金額は、1,143万7,214円である。内訳としては、職員の学会出張や研修参加費、院内で研修を行う際の講師謝金、研究用の図書の購入である。

菅原委員

使っている病院と使っていない病院があるかと思う。できるだけ医師等が使う図書や研修に活用したいと考えてはいると思うが、1億5,000万円の執行残があるということはそこまで消化しきれていないようだがいかがか。

循環器・呼吸器病センター事務局長

研究研修に係る旅費については、病院局で3年ほど前に割当額を引き上げ、研修等に参加している。若干執行残が生じているのは、医師一人当たりの割当額を決め配分しており、学会等への参加に差があるためである。この予算は医師の確保のためにも必要な予算である。このほか、必要な図書の購入、院内研修の謝金、受託研究に係る費用にも使用しており、執行残が生じる場合もあるが、当センターとしては、今後も研修研究費の充実を図っていきたい。

菅原委員

研究研修費の使い勝手について病院長のどなたでもよいので伺いたい。

小児医療センター病院長

昨年度まで、東京大学で教官をしていた経験からいうと、研究研修費は不十分である。研究研修費は様々な研究研修支援に用いられるべきである。最近の傾向として、書誌は、冊子の購入よりも、オンラインによることが多いが、年間1,000万円を超える契約金額になるものもある。また、論文執筆上、英文のチェックを受けるために、論文1本当た

り10万円の費用を要する。また、オンラインジャーナルへの論文投稿になると、投稿料を支払わないと論文そのものを受け付けてもらえないという現状がある。中には、投稿料だけで60万円かかるものもある。

今後の県立病院の在り方として、若手の優秀な医師が県立病院で研修を行い、そのまま埼玉県の医療に携わってもらうためには、研究についても十分な経費を注ぐ必要があると、個人的に考える。

山本委員

- 1 県立病院は不採算部門も担いながら運営していることに対し感謝申し上げたい。各病院長に対し、昨年度特に力を入れて取り組んだこと、そしてまた現在抱えている課題や行政に望むことがあればお伺いしたい。
- 2 危険ドラッグの問題で、精神医療センターにおいて一昨年から患者受入れ数が増えていると思うが、平成25年度、平成26年度の患者数の変化はどうなっているか。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 昨年度特に力を入れたことは、外来をスムーズに診療すること、重症の患者さんをしっかり引き受けていくこと、要するに臨床をしっかりやっていくことである。課題は、外来ブース不足の話をしたが、建物が手狭であること、設備の老朽化など施設について対応していくこと、また、現在、新病棟の整備も行っているところであるが、新しい高度な医療を実施していく上で必要な体制を整えることである。予算面での制約もあるが、この方向で努力していきたい。

がんセンター病院長

- 1 新しい病院のスローガンにしている「高度先進の医療を提供する病院」「日本一患者と家族にやさしい病院」を目標に取り組んだ。患者と家族にやさしくするためには職員にもやさしくする必要があると考える。やさしくされてない職員は患者にやさしくなれないので、職員にもやさしいということを病院の目標に掲げホームページなどにも掲載している。職員が働き心地がよく、生きがいを持って働くことで高度な医療、やさしい医療が実現すると考える。このことを目指して取り組んでいる。現在は病床利用率の改善に向けて新規の患者を増やすため、また当院での治療が終わった患者をスムーズに地域の病院で受け入れてもらえるようにするため、近隣の病院、地域の医師会との連携を更に深めていこうとしているところである。

小児医療センター病院長

- 1 平成26年度に力を注いだことは、新病院の機能の検討である「最大限、最良の医療」を提供できるようにするため、様々な検討をしてきたことである。また、当院は、埼玉県の小児医療の「最後の砦」にならなければならないと考えている。重症の患者さんや、大変な状況にある妊婦さんは、都内の医療機関にかかっている現状があり、その方々が新病院にかかっていたくためには、いかなる機能を保有するべきかということが課題である。当院は郊外の岩槻から都市部のさいたま新都心に移転により、診療圏が変わることになるため、行政に対しては地域連携を含め、様々な支援をしてほしい。

精神医療センター病院長

- 1 当センターが昨年度力を入れたこと、と言うより、力を入れざるを得なかった問題は、

危険ドラッグの問題であった。このことにより、精神科医療はその都度その都度の社会情勢と切っても切れない問題であることを痛感した。当センターの全体的な課題としては、当然のことながら政策医療の推進と、同時に経営の健全化も進めて行かなくてはならないと考えている。

- 2 危険ドラッグの問題が世間をにぎわせたのは、平成25年の後半から平成26年の規制取締まりが強化された秋ごろまでであった。センター全体の入院患者の内訳は、平成23年度の危険ドラッグの入院患者は1名しかいなかったが、平成25年度は55名、平成26年度は63名の患者が入院している。

西山委員

委託業務契約や資産購入契約の締結については、各病院に決裁権があるのか。それとも金額によっては病院局が締結しているのか。また、公正性の確保とコスト削減のためにどのような取組みを行っているか。

経営管理課長

公正性・競争性を担保するため、1,000万円以上の委託業務契約及び3,000万円以上の資産購入においては病院局で業者選定を行い、各病院で契約締結を行っている。そのほか、例えば備品購入に当たり複数の機器、あるいは複数の業者を選定する等の取組を行っている。

西山委員

「医事関連業務委託」とは、具体的にはどのような内容か。

経営管理課長

電話予約、外来等の受付、会計事務、レセプト点検、病棟や手術室のクラーク等の業務を委託するものである。

西山委員

この業務につき4病院とも同じ会社が請け負っているが、この業者がどのような経緯で選定され、契約に至ったのか伺いたい。

経営管理課長

4病院分を合わせて病院局で一括して競争入札を行っている。その上で各病院が落札業者に対して契約を行っている。平成15年からこの形で行っている。

西山委員

他の業務委託はどのように発注しているのか。業務によって一括だったり、そうでなかったりすれば公正性が発揮されないと思われるがいかがか。

経営管理課長

医事関連業務については、スケールメリットを生かす観点から、一括発注している。その他の業務については、病院ごとに発注している。

【説明者】

小島敏幸危機管理防災部長、加藤信次危機管理課長、澁澤陽平消防防災課長、
石鍋恵子化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

【発言】

細田委員

自主防災組織数に対するリーダー養成者数の割合は99%ということだが、いつごろ目標の100%に達する見込みか。また、リーダー養成講座が一巡したのであれば、DIGからHUGにするとか、トイレについて行うとか、研修内容を変える考えはあるのか。

危機管理課長

平成28年度中には100%に達する見込みである。内容については、DIG、HUGが行われている。リーダーは2年で交代するところが多い。このため、内容は、アンケートで評判のよいDIGを引き続き実施していきたい。

細田委員

受講率が100%に達するのであれば、現在の目標を変えていく必要があると考えるがどうか。

危機管理課長

現在、アンケートで課題を把握しているところである。2年でリーダーが変わっていく中で、どのように変えていくのか市町村とも検討していきたい。

内沼委員

- 1 「消防団の活性化について」であるが、県内の消防団員の平均年齢、平均在団年数を把握しているのか。
- 2 消防団員の更なる増員が必要と考えている。団員数はここ数年ほぼ一定となっているが、これが定数なのか。定数で十分なのか、もっと上積みが必要と考えているのか。
- 3 消防団員の加入促進のため、どのような取組を行っているのか。
- 4 女性消防団員は少しずつ増えているが、被災者支援の観点から女性の目線が重要であるとする。女性に長く入団していただくためのモチベーション維持のため、どのような取組を行っているのか。

消防防災課長

- 1 平均年齢は毎年確認しており、平成26年4月1日現在で、40.2歳となっている。徐々にではあるが、高齢化が進んでいる。平均在団年数については、団員が多いこともあり、統計は取っていない。
- 2 条例定数について、63市町村中7市町村しか充足していないことから、まずは定数を満たしていただきたいと考えている。大規模災害時などには、女性消防団員のしなやかな対応が必要であり、女性消防団員を増やしていきたい。女性消防団員を増やすに当たっては現行の定数の中に取り込むのではなく、新たに定数を増やしていただきたいと

考えている。

- 3 加入促進のためには、まず県民の皆様には消防団の役割の重要性やその活躍を知っていただくことが重要である。そこで県、市町村、消防団が一丸となって、消防団のPRを実施している。9月に県内43か所で、さらに11月には全市町村において消防団員を中心とした「県下一斉PR」を行った。さらに、サラリーマン化が進んでいることから、地元の企業や事業所が消防団活動に協力する「消防団協力事業所表示制度」の導入を進めている。

また、県内商工団体などにも部長、副部長が出向き、消防団活動への協力を依頼するなど、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めている。

- 4 7月に深谷市で埼玉県消防協会主催、県後援で「埼玉県女性消防団員大会」が開催され、11月1日を「埼玉県女性消防団員の日」に定め、県下一斉でPRを行うこととなった。9月にはさいたまスーパーアリーナを、11月はイオンモール羽生をメイン会場として実施したところである。

さらに、埼玉県消防協会に働き掛け、今回、初めて女性消防団員を対象とした災害図上訓練を実施した。訓練によるスキルアップはもちろん、他市町村の消防団員と交流を深め、互いに刺激し合うことにより、団員の意識が高まったと聞いている。

今後も、こうした機会を提供し、女性消防団員のモチベーション向上につなげていく。

権守委員

- 1 追加要求資料12の「ハザードマップ作成状況」について、作成予定が5市町、未定が33市町村ということだが、「作成予定」の5市町の作成予定時期はいつか。また、「未定」の33市町村へは働き掛けを行っているのか。
- 2 平成26年度の救急出動件数は約32万件であるが、平成25年度は出動件数31万件のうち搬送したのは27万件であった。#7000の相談件数のうち、60%は緊急受診の必要がなかったということで救急車の要請をせずに済んでいる。
#7000は県民が安心して相談できる窓口となり、救急車の適正利用につながっていると考えるが、#7000の効果を危機管理防災部としてどう捉えているか。
- 3 受入先決定までの所要時間が最長187分とのことだが、これは実際どのような事案か。
- 4 市町村防災訓練の参加比率が3.48%とあるが、平成25年までの平均参加率のデータはあるか。また、東日本大震災以降、参加比率の変化はあるのか。

危機管理課長

- 1 「作成予定」の5市町については、来年度の予算が獲得できれば、来年度に着手する予定である。「未定」の33市町村に対しては、市町村を対象とした会議で作成を依頼するとともに、照会結果を市町村に公表するなど働き掛けている。

消防防災課長

- 2 #7000のみでなく、平成26年度に全ての救急車にタブレットを導入したことで併せた効果である。重症以上の事案について、照会回数4回以上の割合が平成25年の9.4%から平成26年は7.8%と1.6ポイント改善した。30分以上の割合は平成25年の16.8%から平成26年の15.6%に1.2ポイントの改善となっている。

#7000やタブレットの導入など、保健医療部の取組に効果があったと認識して

いる。

- 3 朝霞市、志木市、和光市及び新座市を管轄する埼玉県南西部消防本部管内の32歳女性である。言動や態度がおかしいということで御主人からの通報であった。水痘による脳症で大学病院でなければ対応できないような事案であったこともあり、2次、3次病院に照会したものの、照会回数が16回となってしまった。

なお、発生したのはタブレット導入前である。土曜日の深夜ということも要因の一つと考える。

- 4 3か年のデータは持ち合わせていない。過去のデータもあまり変わらない。東日本大震災以降も大きな変化はないと分析している。

板橋委員

- 1 トップフォーラムの内容はどのようなものか。
- 2 トップフォーラムへの首長本人の出席状況はどうなっているか。
- 3 東京オリンピック等を控え、自然災害のみならず、テロ等をテーマにトップフォーラムを実施してはと考えるがどうか。

危機管理課長

- 1 平成21年の中国・九州北部豪雨で被害を受けた山口県防府市の松浦市長による講演を行った。また、松浦市長をアドバイザーに、避難勧告の発令などについて知事と参加市町村長との意見交換を行った。参加者からは、「首長の話はとても良いので今後も続けてもらいたい」、「避難勧告を出す、出さない、また、タイミングについて防府市長の本音の話が聞けてよかった」との意見をいただいた。
- 2 61市町村から参加し、うち首長本人が37人、代理が24人である。
- 3 東京オリンピック等の国際イベントを控えているので、テロを想定した国民保護実動訓練などを引き続き実施していく。

板橋委員

首長本人の出席率が良くないが、こちらから参加を促すべきではないか。

危機管理課長

参加できない市町村には、それぞれ事情があると思われるが、日程等を配慮するなど、多くの首長に参加してもらえるようにしていきたい。

秋山委員

- 1 追加要求資料13の35団体の整備状況を見ると、消防ポンプ車は平均で93.6%、救急車は94.8%など車両の整備は進んでいるが、職員の充足率は伊奈町42.5%、八潮市53.3%、行田市54.1%となっており、平均70%程度の職員数となっている。基準では消防ポンプ車には5人が乗ることになっているが、3人から4人で出動することもあるのか。

平成26年中に出動した消防ポンプ自動車の乗車人員別の内訳はどうなっているのか。

- 2 #7000とタブレットの効果があったとのことだが、全体の15%は医療機関決定まで30分以上を要している。長時間を要した事例について、平日昼間と休日・夜間の違いはあるのか。

また、受入決定までの所要時間が最長の事例については先ほど説明があったが、照会

回数最多の事例はどのようなものか。

- 3 資料4 行政報告書の100ページ、防災行政無線の管理・運用について、「災害時における通信連絡体制を確実に確保するため、県庁と関係地域機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ地上系防災行政無線（固定局243局、移動局285局）及び衛星系防災行政無線（172局）の管理・運用を行った。」とあるが、平成26年度に住民向けに統一放送を県全域で行ったことはあるのか。私の理解するところでは、一つの自治体ごとに使っているものと承知していたが、いくつかの自治体を超えて同じ放送をすることがあるのか。また、Jアラート訓練は実施したのか。
- 4 資料4の101ページ、「震災に強いまちづくりの推進」の中の防災拠点となる公共施設の耐震化率について、平成23年から平成25年へと数値が上がってきているが、平成26年の数値はどうか。また、耐震化率100%の目標年次は怎么样了。この数値の対象となる公共施設は何を指しているのか。避難場所に指定されているところか、あるいは自治体の全ての施設であるのか。

消防防災課長

- 1 実際の乗車人数については消防統計にはない。消防防災課に消防本部から派遣されている職員に確認したところ、5人や4人や3人で運用する場合はあるが、2人で運用するケースはないとのことである。なお、この充足率はあるべき理想の数字であり、現有車両に対する充足率では、八潮市が76%、伊奈町は65%となっている。今後、消防庁の統計もこの捉え方に変わる予定である。県としては、これらの消防本部は消防の広域化を進めることによって消防力を高めていきたいと考えている。
- 2 救急隊員の業務量増加に伴う過剰な負担を避けるため、継続的に統計は取っていないが、平成19年7月から8月に消防本部の協力で調査をしたことがあり、それによると搬送困難事案がもっとも多かった時間帯は20時から21時59分であった。曜日別では日曜日が一番多い。休日、夜間は専門のドクターがいないので困難事例が発生しやすい。現在も状況は変わらないと考える。
所要時間最長の事例は、47歳男性、蕨市消防本部の管内で平日昼間の事例である。精神疾患があり処置困難と判断した医療機関が多かったと思われる。
- 3 県と市町村の防災行政無線の使い方は異なっている。県の防災行政無線は、市町村や消防本部等との連絡調整の役割があり、市町村防災無線は市町村の防災情報や行政情報を住民に放送する役割である。県と市町村の防災無線は別々の役割を持っており、総務省からそれぞれ個別に免許を受けている。よって、県の防災行政無線で県民に向けた一斉放送した事例はない。

危機管理課長

- 3 Jアラートは、弾道ミサイル、緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に住民に伝達するシステムである。平成26年度は3回の訓練を実施した。
- 4 報告書にある耐震化率については、消防庁が翌年度に集計し例年年度末に公表するもので、平成25年度の数値は平成27年2月に公表されたものである。平成26年度の数値については、現在消防庁にて集計中である。目標年次は、現行の5か年計画において、平成27年度に100%としている。本調査において防災拠点として対象としている施設は、庁舎などの災害応急対策拠点、学校や公民館などの避難場所、警察署や消防署などであり、県内6,833棟となっている。

秋山委員

- 1 消防ポンプ自動車の機能をフルに発揮するためには、適切な乗車人員が必要である。一台で1本又は2本の消火栓を使うかによって消火能力に大きな違いがある。3人乗車では1線しか使えないのではないのか。実状はどうか。
- 2 広域化はスケールメリットで充足率が高まってしまう。広域化だけが充足率を高める手段とは思えない。他の方策はないのか。
- 3 照会回数34回の方は最後には医療機関に搬送されたのか。
- 4 Jアラートの訓練結果はどうか。不具合等はなかったか。

消防防災課長

- 1 消防ポンプ車に3人乗車の場合では、1線となるのが現状である。近隣の消防本部との応援協定で対応していく。
- 2 昨年度から県内の充足率の状況を市町村に示し、定数増を働き掛けている。
この結果、消防職員の実数は平成24年4月1日現在の8,184人から平成27年4月1日には8,354人と170人増えた。
平成22年から平成26年の間に全国平均は1.5%増だったが、本県は2.2%増えている。市町村の理解により実数を伸ばしている。
- 3 34回目の照会により最終的には医療機関に搬送された。

危機管理課長

- 4 3回目の訓練で不具合等のあった17市町については、再訓練を行った。再訓練では不具合はなかった。したがって、一部の市町では4回訓練を行ったことになる。

秋山委員

- 1 防災拠点6,833棟の中には、市町村の避難場所を全て含んでいると考えてよいか。
- 2 充足率の向上についてだが、県と消防本部の関係や充足率を上げてほしいと働き掛ける場合の根拠はどうなっているか。

危機管理課長

- 1 本調査における防災拠点には、市町村の全避難場所を含んでいる。

消防防災課長

- 2 県と消防本部の関係であるが、消防組織法には「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」と定められている。一方、消防組織法には「都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる」ともあり、これに基づき、助言・指導の一環として行わせていただいている。

木下委員

- 1 避難所開設運営訓練の県内市町村の実施状況を把握しているか。
- 2 食料備蓄3日以上とあるが、できる限り1週間分以上とすべきと考えるが周知するのか。
- 3 消防広域化が進まない理由についてどう考えるか。消防広域化推進計画に関して見直しの必要性を感じているか。

危機管理課長

- 2 備蓄は3日以上で、1週間分を推奨するとしている。保管場所など難しい方もいるので、3日以上としている。なお、県民対象に配布している防災マニュアルブックにおいては、水については1週間分、食料は、冷蔵庫・冷凍庫にある痛みやすいものを3日分食べ、その上で、「ローリングストック法」で4日分備蓄したレトルト食品など安全性の高い食品を食べる、合計1週間分の備蓄方法を推奨している。

消防防災課長

- 1 平成26年度は35市町で実施している。平成25年度も同程度の約6割の市町村で実施しており、主に地域の自治会等で実施していると把握している。
- 2 地域防災計画では県1.5日分、市町村1.5日分、県民3日以上食料等の備蓄、県民はできれば1週間分以上の備蓄を推奨している。
- 3 消防の広域化が進まない理由については直接首長や消防長に確認している。災害対応をする中枢機能が他の地域に移ってしまうことへの不安や、これまで消防に予算をかけていなかった自治体では広域化により財政的な負担が増えることへの懸念などが挙げられる。引き続き、消防の広域化によるメリットを十分に説明しながら理解を深めていきたい。

県内には管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が7つある。これらの消防本部は消防力が弱い面があるため、まずは小規模消防本部の解消を中心に広域化を働き掛けていく予定である。

また、計画の見直しについては、平成30年4月1日までは現計画の枠組みを維持した上で、県内7ブロック内での気運を高めていきたい。

石川委員

派遣職員の給与費等負担金の収入未済は今どうなっているか。

危機管理課長

給与費等負担金は、岩手県、宮城県分は平成26年度中に納付されたが、福島県分の納付が遅れた。本県としては適正な時期に請求を行ったが、福島県の担当者が交代し不慣れだったこと、5月30日、31日が土曜日、日曜日だったこともあり、6月1日の納付となり、年度内の納付とならなかった。

石川委員

自主防災組織率の低い市町村には、向上のための働き掛けは行っているのか。資機材整備の補助について、市町村でも行っていると思うが、市町村によって補助率は一律なのか、それとも別々なのか。

危機管理課長

組織率が低い市町村では、コミュニティが密になっているなど、いざという時に助け合えるという意識もある。しかし、全県的に自主防災組織の活動を広げるべきという立場から今後とも市町村に対して組織化の働き掛けをしていきたい。

資機材整備の補助については、市町村独自で実施しており、補助率にも差がある。

石川委員

市町村の資機材整備補助金については、組織立ち上げの初年度に資機材整備のために多くのお金を補助し、2年目からは運営費の補助だけになり、大きく補助額が減少するという話を聞く。2年目、3年目に資機材を買いだいたいと思っても額が少ないので購入できないという話がある。この内容について、県は知っているのか。改善のため、何らかの指導はしているのか。

危機管理課長

知っているが、特に指導は行っていない。

菅原委員

- 1 消防団協力事業所表示制度について、平成26年に事業所はどれくらい増加したのか。
- 2 消防団員の増員を図るため、戸田市では機能別分団を設けるなどの努力をしている。こうした新しい取組を県としてどの程度把握しているのか。それを市町村に情報提供しているのか。
- 3 救急救命士養成所を新しい医療拠点に移すことのメリットはどのようなものがあるのか。
- 4 メディカルコントロール体制について、平成26年から輸液とブドウ糖溶液の投与の2行為ができるようになった。59人認定しているが、県内全域に配置されているのか。これから、更に高度な技術を持つ救命士を増やすべきと思うが、県として育成する計画はあるか。また、拡大2行為の導入による救命率のデータなどは把握しているのか。
- 5 草加市、三郷市で実施した自助のモデル市町村事業について、その結果、実施率はどの程度向上したのか。その効果をどのように評価し、今後事業の成果を全県に広げるために生かせることはあったのか。
- 6 災害時応援協定について、県の協定締結状況はどうか。市町村と事業者との災害応援協定は、把握しているのか。

消防防災課長

- 1 平成26年4月1日の49から平成27年4月1日の61と、この1年間で12増加している。消防団協力事業所表示制度は全ての市町村が導入しているわけではないので、まずは導入市町村を増やしたい。市町村に対し働き掛けた結果、導入市町村は34事業所から51事業所になった。最終的には全市町村に導入させたい。
- 2 県では機能別分団の状況を把握している。消防団のOBで日中のみ活動する分団や現在はなくなってしまったが、草加市には獨協大学の学生による大規模災害時に通訳をするという分団があった。戸田市では女性・学生による機能別分団を定員増により、現在、募集しているということも把握している。
こうした取組については、昨年度から開催している消防団事務担当者会議を通じて紹介している。
- 3 さいたま新都心の医療拠点に養成所を移転した場合、先進的で高度な救急医療現場を身近に学べる。近隣に日赤病院もあることから高度救命救急センターの医師との連携による教育訓練が可能となる。また、県の中央に位置し、交通アクセスも良いことから、県内各地及び県外から来られる講師、受講生にとって利便性が高いと考えている。
- 4 拡大2行為の認定を受けた59人は、県内28消防本部のうち14消防本部に配置されている。拡大2行為については、早期に多数の認定救命士を養成すべく、計画的に教

育訓練を実施する予定である。本年度から毎年200人規模のハイペースで教育訓練を実施し、3年ないし5年程度で認定を終えたいと考えている。

救急車に乗る3人のうち1人は必ず救急救命士であるという常時運用をするためには、救急車の台数掛ける6人で、1,300人程度の救急救命士が必要となる。救急振興財団による養成だけでは間に合わないため、県独自に養成している。なお、都道府県で救急救命士を養成しているのは兵庫県と本県だけである。

救命率のデータ把握についてであるが、平成26年度末で、薬剤投与可能な救急救命士1,300人のうち、いわゆる拡大2行為ができるのは59人と少数であるため、規模が小さく、現状では救命率にどう影響があったかを示すデータは持ち合わせていない。

- 6 県では他部局を含め、平成27年8月1日現在で285団体と190件の協定を締結している。平成26年度においては、「大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定」をキッコーマン(株)や関東グリコ(株)など7者と締結し、災害時に広域支援拠点として所有地を無償で利用させていただくこととした。市町村と事業者との災害応援協定は、把握していない。

危機管理課長

- 5 モデル事業実施後の数値として、5%から20%程度の上昇があり、一定の効果があったと考えている。家具の固定支援やL型金具の購入支援などは効果が低い一方で、分かりやすい啓発物を活用すること、市町村や自治会役員の説明能力の高さが取組率を向上させることが分かってきた。

回覧板で伝えるだけではなく、三郷市で行ったように自治会役員など、人が直接伝えることが重要である。分かりやすい啓発物を活用し、家具の固定も段ボール箱を家具の上に隙間なく置き、マットを下に敷くなど、簡単で分かりやすい方法を提示していきたいと考えている。

また、災害用伝言サービスについても、防災訓練などでNTTの協力をいただき一斉体験をしていくことなども取り入れはじめた。

菅原委員

- 1 協力事業所表示制度は市町村の制度か。他県で税の減免措置を行っているところもあるが、これまでに検討したことはあるのか。
- 2 救命率向上のデータについて把握していないとのことだが、今後把握する予定はあるのか。
- 3 市町村と事業者との災害応援協定についても把握すべきではないのか。
- 4 自助のモデル市町村事業の成果を全県に広げるための計画はあるか。

消防防災課長

- 1 消防団協力事業所表示制度は平成18年度から導入されており、実施主体は市町村である。税の減免措置については、現時点では考えていない。導入済みの県では、税の減免が必ずしも協力事業所の増加につながっていないことも分かった。

県としては、市町村に対し消防団員が商店などで割引などが受けられる仕組みの導入事例を紹介するなど、幅広い形で地域が消防団に感謝する機運を醸成していく。

危機管理防災部長

- 3 先ほど消防防災課では市町村と事業者との災害応援協定は把握していないと回答し

たが、危機管理課で把握している。

消防防災課長

2 何らかの形で検証したいと考えており、消防庁とも相談しながら方法を検討していきたい。

危機管理課長

4 分かりやすい啓発物を県として作成し、これを活用しながら、市町村職員の説明能力を向上させるために、分かりやすく自助の取組を伝えるための講師になれるよう研修を行い、全県に取組を広げていきたい。

木村委員

阪神・淡路大震災の際も4分の3は圧死であったとのことであり、首都直下地震に際しても家具の固定が重要である。本県全体の家具の固定率はどうなっているのか。全国状況はどうか。

危機管理課長

昨年度の県政サポーター2,035人のアンケートでは42%であった。全国は40%である。

木村委員

県として家具の固定について目標値を持っているのか。

危機管理課長

地域防災計画の下位計画である、震災対策行動計画で平成32年度までに65%、約3分の2の世帯に実施していただく目標としている。

荒木委員

県と市町村におけるこれまでの国民保護訓練の開催状況はどうか。

危機管理課長

国民保護実動訓練は毎年、県と市の共催で実施している。図上訓練も毎年、市町村に参加を呼び掛け実施している。平成26年度は24市町が参加した。また、平成26年度は入間市が単独でも国民保護実動訓練を実施したが、市町村単独での実動訓練の実施は、参加機関が多岐にわたるため、難しいと思われる。

危機管理防災部長

東京オリンピック等国际イベントを控えていることから、平成26年度は川越市、平成27年度はさいたま市の埼玉スタジアムで訓練を実施した。来年度は、熊谷市との共催に向け調整をしているところである。

荒木委員

国際イベントを控えていることから、市町村の参加を促すべきではないか。

危機管理防災部長

市単独での実動訓練の実施は難しい。まずは、県で実施する実動訓練を見てもらうことが大切であると考えている。

山本委員

- 1 避難行動要支援者名簿について、作成中の市町村の完成の見通しはどうか。
- 2 避難行動要支援者本人の同意を得る方法は統一しているのか。
- 3 地域における避難支援の取組において、名簿は活用しているか。

消防防災課長

- 1 今年度中に作成する予定である。
- 2 同意を得る方法は市町村によって様々である。昨年度も福祉部とともに市町村の事務担当者に対する説明会を2回開催し、戸田市や杉並区などの同意を得るための先進的な事例を紹介するなど市町村を支援している。
- 3 直接名簿を使っているかは不明だが、4割の市町村が防災訓練の中に高齢者や障害者の避難訓練を盛り込んでおり、避難支援についてきめ細かな取組を行っている。

西山委員

- 1 防災訓練の住民参加比率が自治体で異なっている。川越市0.2%、伊奈町は0%などと低く、高いところとバラつきがある。住民参加による意識向上が重要と考えるが、どう分析しているか。
- 2 帰宅困難者の徒歩帰宅訓練を再開すべきと思うがどうか。
- 3 災害用伝言サービスの体験の数値が低いとのことだが状況はどうか。

消防防災課長

- 1 訓練会場に全ての住民が参加することは物理的に不可能であり、消防等の防災関係機関が参加する機関係訓練に住民が参加することは難しい面もあるが、それにしても約3.5%という住民参加比率は低いと考えている。

伊奈町については、8月30日に実施予定の訓練が雨天で中止となり参加数を把握していないことから、便宜的に「0%」との回答をいただいた。自主防災組織が行う訓練については、再度確認したところ追加資料提出後に1,812人の訓練参加があったとの回答を得ている。

- 2 徒歩帰宅訓練は平成16年度から23年度まで8回計画し、うち1回が中止となった。東日本大震災の教訓から、現在の帰宅困難者対策は、駅前滞留者への情報提供、避難誘導、駅周辺事業者による帰宅困難者対策協議会の設立にシフトしている。

また、東京都で多くの埼玉県民の帰宅困難者が発生するため、東京都とも調整を図っている。

徒歩帰宅者は、国道4号、国道17号、国道254号といった主要な国道を使うことが想定されるため、大宮国道事務所に案内表示板の設置を働き掛けている。

危機管理課長

- 3 県政サポーターのアンケートでの数値であるが、18.4%が県全体のものである。草加市、三郷市の重点地区でも低かったが、35.3%と高いところがあった。高いところがなぜ高いかを分析し、底上げを図りたい。

西山委員

- 1 市町村で実施している防災訓練はマンネリ化しているのではないか。また、実践的ではないのではないか。住民の参加につながる訓練の在り方を検討すべきではないか。
- 2 徒歩帰宅訓練については、革靴で長距離を歩くことは大変なことであるなど、経験の重要性を住民に認識してもらうためにも必要と考えるがどうか。
- 3 県政サポーターアンケートは数字が高すぎないだろうか。家具固定が40%はありえないと思う。この調査を基本としては評価を誤るのではないだろうか。

消防防災課長

- 1 以前からそのような指摘があったため、今年度から実際に市町村でどのような訓練を行っているのか調査を始めた。先進的な事例を市町村にフィードバックすることにより実践的な訓練を行えるようにしたい。今後も実戦的な訓練の実施に向けて働き掛けていきたい。
- 2 都内からの徒歩帰宅訓練の再開は難しいと考えている。徒歩帰宅には運動靴が必要であることなどを住民が意識することは意味のあることなので、例えば防災訓練の中で取り組むことはできないか等検討していきたい。

危機管理課長

- 3 県政サポーターは県政に関心のある方であり、意識の高い方が多いと思われる。このため、今年度、県政世論調査で自助の取組について項目を設けて尋ねている。無作為抽出で3,000人を対象としていることから、これが基本になると考えている。

中屋敷委員

- 1 鴻巣市と北本市との共催で国民保護実動訓練を実施したときに感じたことだが、訓練の趣旨や目的が住民に伝わっていなかった。住民への訓練目的等の周知はどのようにしているのか。
- 2 「いつでも、どこでも炊出訓練応援隊」の登録団体にはどのような団体があるのか。また、災害が発生した時には、どのような協力をしてもらえるか。

危機管理課長

- 1 共催する市町村から地元自治会等に訓練の趣旨や目的等を説明しているが、うまく伝わっていない部分もあろうかと思われる。共催市町村と県と協力し、住民の理解を得られるよう努めていきたい。

化学保安課長

- 2 登録団体は、埼玉県LPガス協会の21支部とJAの21団体である。その他、女子栄養大学やNPO法人がレシピの提供等をしている。
埼玉県LPガス協会とは、実際の災害時には避難所等に優先的に1週間分のLPガスを提供してもらう協定を締結している。

中屋敷委員

登録団体は、どのような支援をしてくれるのか。また、登録団体は全県に分布しているのか。

化学保安課長

訓練では、埼玉県L Pガス協会はL Pガスとガス器具の提供、J Aからはお米の提供を受けている。埼玉県L Pガス協会の各支部は、全県に分布している。

危機管理防災部長

実際の災害時には、食料の確保は市町村が行う。例えば、さいたま市ではJ Aさいたま及びJ A南彩と協定を締結しており、災害時に食料の提供を受けることになっている。

【説明者】

貴志浩平警察本部長、櫻井雅彦総務部長、早川敏夫総務部参事兼財務局長、鈴木幹男会計課長、敦澤洋司警備部長、阿波拓洋刑事部長、北澤一浩生活安全部長、三田豪士警務部長、荻野高史地域部長、後藤秀明交通部長、井桁勤運転免許本部長兼交通部参事官、磯部隆一警備部参事官、山本淳刑事部参事官(統括)、千装次男刑事部参事官兼組織犯罪対策局長、菅沼孝二刑事部参事官、高野邦夫生活安全部参事官、関口啓一総務課長、布川賢二警務部参事官兼監察官室長、古田土等警務部参事官兼警務課長、川上正美地域部参事官、千葉保治地域課長、峯逸男交通部参事官、松村雅彦交通企画課長、渋谷晃公安第一課長、富岡洋警備課長、作田隆志刑事総務課長、近藤勝彦組織犯罪対策課長、伊古田晴正生活安全企画課長、坪信孝子ども女性安全対策課長、近藤秀貴情報管理課長、大熊衛通信指令課長、町田武運転免許課長、熊谷嘉弘交通捜査課長、風上正樹交通指導課長、新井文夫交通規制課長、相原浩哉危機管理課長、杉崎恵子少年課長、安藤茂保安課長、齋藤保生活経済課長、愛敬進サイバー犯罪対策課長、岩根忠広報課長、平山毅施設課長

【発言】

板橋委員

- 1 組織体制の中で、特殊詐欺捜査室を設置したとあるが、内容としてどのような検挙対策を行っているのか。
- 2 振り込め詐欺対策の推進のうち、コールセンター事業の詳細な内容とその効果について伺いたい。
- 3 振り込め詐欺について、平成24年に件数・金額が減少傾向にあったが、平成25年と平成26年とまた増えており、特に架空請求詐欺の被害が3倍に増加しているが、その背景について伺いたい。

刑事部参事官

- 1 特殊詐欺の検挙対策については、昨年4月に、特殊詐欺捜査室を設置し、同年9月には振り込め詐欺特別対策隊を発足し、検挙体制を強化してきた。特に、手交型の犯行に対応するため、受け子等の現場検挙に対応する捜査員を県内5つの拠点警察署に配置し、検挙体制を強化した。その結果、昨年のだまされたふり作戦の実施回数が一昨年の383件から646件と大幅に増加し、検挙人員も、一昨年比で20人増の111人を検挙したものである。また、新たな犯行手口である、私設私書箱を隠れみものとした送付型の事件は、全国に先駆けて検挙したところである。
- 3 検挙率が低下した原因であるが、認知件数が急増したことに加えて、余罪の検挙件数が減少したためである。余罪件数の減少については、犯人グループの役割分担の細分化が進んでおり、末端の被疑者からは共犯者に関する情報が得られなくなってきたものである。このほか、取締りの強化により、受け子等の被疑者を早期に検挙していることが挙げられる。

生活安全企画課長

- 平成26年度中のコールセンター事業の活動については、平成26年6月1日から平成26年度末までの間に、コールセンターから総架電数約48万1千件、有効架電数約20万1千件の架電を実施した。効果的事例としては、88件の事例が寄せられており、内容は水際未然防止が1件、金融機関に被害者が来店する危険性があることを注意喚起し、その後、金融機関で水際未然防止した警戒警報による効果的事例が54件、注意喚起の電話を受けていたおかげで被害に遭わずに済んだとの感謝が寄せられた等、その他の効果的事例が33件あった。

生活安全部参事官

- 振り込め詐欺が増加した原因であるが、平成20年をピークとして、ATMの利用限度額引下げ等の対策や犯行に使用された口座の迅速な凍結措置等の対策により、振り込め型の被害が抑制されてきたが、平成24年、平成25年頃からは、被害者から直接現金を受け取る手渡し型の被害が急増するとともに、1件当たりの被害額も増加したことにより、全体の被害額が増加したものである。

また、ATM対策等が進んだ一方で、架空請求の被害も増加している。架空請求詐欺被害者147人中80人、54.4%の方が架空請求詐欺の手口を知らなかったなどが増加の一要因である。

権守委員

- 振り込め詐欺対策のコールセンター事業について、県警察としてこれまでの対策の効果をどのように評価しているのかについて伺いたい。
- 犯罪被害者に対する支援について、支援の対象となる犯罪被害者に基準はあるのか、また、平成26年度の被害者やその家族、遺族に対する支援活動の具体的内容、人数及び件数について伺いたい。
- 危険ドラッグの販売店については、平成25年中は県内に11店舗存在し、平成26年は4店舗に減って、現在はゼロであると聞いているが、それでよいか。また危険ドラッグ販売店舗に対する具体的な取組について伺いたい。
- 高齢者の年齢別免許保有者数について、平成26年度末における免許取得者は、46万5千374人であるが、高齢者の5歳ごとの免許取得者数は何人か。
- 適性相談者の自主返納件数について、平成26年度の運転適性相談件数は、1,514件となっているが、その中で自主返納した件数はどのくらいあるか。
- 認知症の高齢者が運転免許証を更新してしまうこともあると思うが、その場合、県として自主返納させる方法は何かあるのか。

生活安全部長

- コールセンター事業の効果については、昨年度は県警察で把握しているだけで88件の振り込め詐欺被害が抑制されている。振り込め詐欺被害は、昨年約1,200件であったが、これに対し、100件近くの被害がコールセンターにより防止されている。これは県警察が把握している件数であり、暗数として防止されているものは多いと考えられることから、コールセンター事業の効果については高いものと認識している。

警務課長

- 支援の対象に関する基準はないが、性犯罪や暴行、傷害等の身体犯の被害者に対する

支援が多くなっているのが現状である。支援の具体的内容については、被害者からの相談の受理のほか、直接的支援として、被害後の事情聴取や実況見分等の捜査活動への付添支援、裁判所への付添支援又は警察署と自宅の送迎等の支援を行っている。また、経済的支援も行っており、例えば診断書が必要な場合の診断書料や殺人事件の場合の御遺体の修復費用を公費で負担するなどの支援を行っている。件数については、平成26年度中は、相談が1,317件、直接的支援が259件となっている。

組織犯罪対策局長

3 危険ドラッグ販売店数は現在もゼロである。危険ドラッグ販売店舗については、県薬務課との合同立入りを実施した後、製品の鑑定結果をもって検挙してきたものである。

運転免許課長

4 年齢構成について、65歳から69歳までは39万7,727人、70歳から74歳までは27万9,840人、75歳から79歳までは13万4,270人、80歳以上は6万9,760人である。

運転免許本部長

5 平成26年中の件数ではあるが、相談件数1,454件に対し自主返納に至った件数は42件である。

6 運転免許センターでは、高齢者の更新時に質問票制度により、認知症等の一定の病気を申告していただいている。認知症等の病気があるのに申告しない場合には、罰則がある。このほか、家族からの相談等により、臨時適性検査を通して認知症等の運転者の発見をしている。

交通部長

6 高齢化社会になって、様々な形で認知症の方が運転する状況になっている。今年だけでも、高速道路の逆走事案が数件発生し、そのほとんどが、70歳以上の高齢者である。警察では、違反や交通事故の現場において運転技能を含め認知症等の疑いがある場合には臨時適性検査を受けるよう指導している。その後は、医師の診断を受けていただき、認知症と診断されれば免許の取消をしたり、家族に対して、これ以上運転させないように免許返納の協力を求めたりしている。

清水委員

免許の更新時講習を受けた際に、講師が高齢者に「免許を積極的に更新してください」と言っていた。県警は、運転免許証を使わない高齢者には自主返納させたいのか、それとも積極的に免許更新をさせたいのか、スタンスを伺いたい。

運転免許本部長

講師がそのような話をしていたとのことであるが、県警としてそのような指導はしていない。一般的には生活の足としてどうしても必要である人が早めに返納した場合、生活が不便になるということは聞いたことがある。なお、身分証明書代わりに必要という理由で免許証を保有する方に対しては、身分証明証として一生使える運転経歴証明書を勧めている。

石川委員

- 1 道路標識・信号機設置又は移設要望について一般人からの意見を募集しているが、平成26年にどのくらいの意見が寄せられているのか、また、適切に対応ができているのか。
- 2 ご当地対策とはどのような対策であるのか、具体的な取組事例について伺いたい。また、各市町村に広報大使はいるのか。
- 3 看護学校等で行っている犯罪被害者支援に関する講義の内容を伺いたい。

交通規制課長

- 1 平成26年の要望件数は204件である。受理した全ての要望は、管轄警察署に連絡し、現場調査を行った上で、要望に沿った対応ができるよう事務を進めている状況である。

交通企画課長

- 2 交通事故の発生状況は、交通環境等により県内で一律ではないことから、各警察署が市町村ごとに事故の分析を行い、特徴に応じた対策を講じるものである。効果をおおむね2か月ごとに検証し、効果が見られない場合には対策を変更している。久喜市では高齢者対策を推進した結果、高齢者は減少したが、主要県道での事故や一時不停止による事故が増加したので、現在重点対策の内容を検討しているところである。

広報大使は、63の市町村全てに委嘱している。市町村では地元の方や市町村のゆるキャラ等を、県ではラジオパーソナリティーや落語家を広報大使に委嘱しており、年間を通じて広報啓発活動を実施していただいている。

警務課長

- 3 警務課犯罪被害者支援室では、犯罪被害者の心情等を県民に理解していただき、社会全体で犯罪被害者を支えるまちづくりに向けた取組を進めており、その一環として、看護学校等の各種学校において講義を行っている。看護学校を中心とした専門学校での講義は、平成26年度は4回239名に対して実施した。その他、小中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を行っており、平成26年度は51回15,208人に対し実施した。

内沼委員

- 1 「埼玉県5か年計画」における指標の、人口1,000人当たりの犯罪発生件数について、目標値を既に達成しているが、今後の目標について伺いたい。
- 2 交通安全施設整備費及び国庫補助並びに交通信号整備費の推移について、平成26年度の事業費が前年度に比べて大幅に減少している理由について伺いたい。
- 3 信号機要望数・設置数の推移によると、平成26年度は警察署からの要望箇所数が大きく減少しているが、その理由は何か。
- 4 平成26年度に各市町村からの各警察署への信号機の要望数と設置数はどのくらいか。また、要望と対応のギャップについてどのように考えているのか。

生活安全部長

- 1 犯罪発生件数については、平成16年をピークに年々減少をしており、5か年計画の目標はすでに達成しているところである。平成27年度からの、新たな「防犯のまちづ

くり推進計画」において、平成31年までの5か年間に、犯罪率を9.9にするという目標が掲げられたことから、現在、目標の達成に向け努力しているところである。

会計課長

- 2 平成25年度の事業費が多いのは、平成24年度2月補正予算で議決された国の緊急経済対策を繰り越したためである。平成26年度は、例年と同様シーリングの範囲内で容認されたものである。

交通規制課長

- 3 平成26年度に警察署からの要望が減少している原因は、警察庁から示された信号機の設置基準に基づき、設置を要望するよう各警察署に指示し、各警察署はこの指示に基づいて要望するものをある程度絞ったことによる。
- 4 平成26年度の信号機の設置要望は981件あり、そのうち設置したものが60基である。警察署からの設置要望については、交通規制課の担当官が全ての場所に赴き、交通事故発生実態、道路交通環境、その他交通流等を調査し、必要性、緊急性を判断した上で、必要性が高いものから優先的に順次設置している。これは限られた予算の中で有効活用するために行っている。設置できなかった場所については、道路環境の状況に応じ、例えば一時停止、横断歩道を設置する、道路管理者と連携して注意喚起を促す標示、標識を設置する等可能な限りの安全対策を講じている。なお、要望の中には道路環境面が整っておらず、設置できない場合が多々あり、このような場合は道路管理者に理由を話し、申し入れているのが実情である。

秋山委員

- 1 信号機設置要望について、この5年間で警察署から上がった1,008か所に対し設置が496か所である。直近2年では設置率が約4割で、6割については積み残しになっている。多くの自治体から要望が寄せられた中で、警察署で精査をして上げられたものは、少なくとも8割、9割は設置すべきと思うが、予算がないのでできないという以外の見解を伺いたい。
- 2 横断歩道や止まれの標識やラインが消えかかっている問題について、平成26年度には消えかかっている箇所にとどの程度対応できたのか。
- 3 歩車分離式信号機の設置前と設置後の効果はどのように表れているか、今後の設置計画と併せて伺いたい。
- 4 警察署別交番数の推移では、この5年間で蕨署で1減、上尾署で1増、秩父署で1増しており、必ずしも増やさないというわけではない。2署で増やした理由は何か。また、越谷レイクタウンは、ここ数年で県内では最も激変しているが、設置の必要性をどう認識しているか伺いたい。
- 5 DV相談件数がこの5年間で2,553件から4,739件の1.8倍、検挙件数が106件から618件の5.8倍に激増しているが、相談件数が増加した理由、検挙数が大幅に増加した理由について伺いたい。併せて、相談者は、本人、家族、友人等のうち誰が多いのか伺いたい。
- 6 女性警察官の増員計画及び警部以上の幹部登用の目標があるのか伺いたい。
- 7 自転車事故が減少した理由をどのように考えているのか、どのような対策を実施してきたのか、今後、どのような対策を実施していくのか伺いたい。
- 8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、これまでどのよう

に取り組んできたのか。また、無事故・無違反の方へのゴールド免許は何歳までという決まりはあるのか伺いたい。

交通規制課長

- 1 信号機設置以外の方法で安全対策を講じるとともに、それでも安全対策が十分でなく危険性があると認められる交差点については、次年度各警察署から再度要望が出される形になっている。そこで危険度、緊急度、必要度を判断し、緊急性、必要性の高いものについて順次設置していく。なお、平成22年から平成26年までの間、信号機を496基設置しているが、東京、神奈川、千葉を含めて関東管内では最も多い設置数である。
- 2 横断歩道の補修要望について、平成26年度中に3,488本の要望があり、同年度中に79%の2,769本の補修を完了しており、残りについては平成27年度の予算で対応する。摩耗の著しい横断歩道がないと言えないため、道路管理者や警察署と連携を図り、漏れのない摩耗状況の掌握に努める。
- 3 平成24年度に設置された30の交差点の歩車分離の設置前後1年間の事故統計を取ったところ、18.1%減少し、効果的な対策となっているため、歩車分離式信号機は次年度以降も計画的かつ効率的に設置を進めていく。

交通部長

- 1 信号機設置要望において、予算以外にその理由はあるのかとのことだが、大きな理由はまさにそのとおりである。本県においては既存の信号機が有効に活用されているかどうか、また今現在その信号機が必要なかどうかについての見直しを実施している。設置から数年経ち、今現状においてこの信号機が有効に活用されていない、あるいはそこまで必要性がないといったものについては、随時見直しを行って移設することも念頭に置いている。
- 2 横断歩道の摩耗等によって見えない箇所がある件については、横断歩道のラインを引くためにお金がかかるが、4mのところを3mにし、予算を掛けない中で同じ機能を持たせる方法についての工夫をしている。県警としては、交通安全の環境を作っていかなければならないと理解しており、その中で優先順位を付けさせていただいていることを御理解願いたい。

地域部長

- 4 交番数の増加については、駐在所を交番化したものであり、純増ではない。上尾警察署については、六道駐在所を羽貫駅前交番に、秩父警察署は、野上駐在所・長瀨駐在所・樋口駐在所を統合し、長瀨交番にした。交番設置の基本的な考え方は、警察官数が限られている現状から、地域の治安情勢、人口、面積、近隣の警察施設の設置状況などに加え、地域住民の意見要望等を総合的に勘案し、効率的かつ効果的に警察活動を行えるようバランスよく行うこととしている。越谷レイクタウン地区への交番の設置についても、交番設置の基本的な考え方を踏まえ、今後も総合的に検討し、関係機関とも連携して、適切に対応していく。

子ども女性安全対策課長

- 5 相談件数が増加した理由は、平成23年に長崎県西海市において女性2名が殺害される事件が発生し、さらに平成24年に神奈川県逗子市において女性が殺害される事件が

相次いで発生し、「DV・ストーカ一事案に対する社会的関心が高まったこと」、「警察の取組の強化が広く周知され相談しやすくなったこと」、「平成25年7月にDV防止法等の改正があり、規制対象及び保護対象が拡大されたこと」によるものと考えている。次に、検挙者数が増加した理由は、相談件数が増えたことと被害届の件数も増えたことにより大幅に増加したものと考えている。また、相談者については、平成26年に受理したDV相談4,739件の全てで被害者から相談を受けている。ただし、一部の相談では、被害者からの相談に先立ち、家族、知人、自治体等からの事前相談や情報提供を受けたものもある。

警務課長

6 県警察では、「埼玉県警察女性警察官採用・登用拡大計画」を策定しており、この計画に基づき女性警察官の採用、登用の拡大に努めている。女性警察官の増員計画については、平成25年度からの5年間で400人を採用することとしており、平成30年度において、全警察官の定数の10%を目標に採用の拡大に取り組んでいる。また、幹部登用の目標については、具体的な目標は設定していないが、幹部登用の拡大に努めており、平成26年の春季人事異動では、県警で初めて女性警察官を所属長に登用している。今後も引き続き、女性警察官の採用・登用の拡大に努めていきたい。

交通企画課長

7 本年6月に自転車講習制度が始まったこと等の報道により、県民の交通ルールの順守に関する意識が高まったことや、自転車の通行環境が整備されてきたことなどにより、自転車事故が減少したと考えている。実施した対策については、これまで、子供や、高齢者を対象とした自転車運転免許制度等による交通安全教育、交通違反者の指導警告、検挙活動を推進してきた。今後も、交通安全教育や自転車安全利用五則の普及など、幼少期に安全意識を根付かせる活動、また、主に高齢者を対象に事故時の被害軽減を図るヘルメットの普及活動を進める。

運転免許課長

8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策については、「免許取得時、更新時の『質問票』による一定の病気の申告」、「75歳以上の高齢運転者の免許更新の際の認知機能検査」、「医師からの通報」、「各種警察活動における臨時適性検査該当者発見報告」、「警察署の免許窓口・運転適性相談室における各種相談（家族・本人）」により、発見し、運転させないように努めている。なお、ゴールド免許の年齢制限はない。

秋山委員

- 1 警察署からの横断歩道の補修申請を制限しているのではないかと、また、平成26年度に設置した信号60基の中には改良も含まれているのではないかと。
- 2 警察官の増員がなく女性警察官を増やすということは、男性警察官の採用を抑えて女性警察官の比率を上げるという方針なのか。
- 3 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、今以上の対策について伺う。

交通規制課長

- 1 各警察署に対して、横断歩道の補修申請を制限するような指示は一切していない。ま

た、平成26年度の信号機設置60基は全て新設である。

運転免許本部長

- 3 平成29年には改正道路交通法が施行され、適性検査等について大幅改正がなされる。認知機能検査など認知症発見のための枠が広がり、その結果免許取消しや停止などにつながることもあり、幅広く発見につながるものと思われる。

警務課長

- 2 本県の警察官の業務負担は依然として高いため、警察官の増員については、国に対し引き続き要望していきたいと考えている。併せて、女性警察官の採用拡大にも努めていくこととしているものである。

秋山委員

信号機60基の新設のほかに、移設と改良をした信号機があるということによいか。

交通規制課長

新設のほかに、移設又は改良を実施している。

山本委員

女性警察官の幹部登用に向けて県警として努力はしていると思うが、まだまだ少ないので、今後努力していく点を伺いたい。また、幹部登用の目標を掲げることについての考えを伺いたい。

警務課長

「埼玉県警察女性警察官採用・登用拡大計画」は、採用・登用の拡大だけを進めていくというのではなく、その過程において、育児等女性特有の諸問題に対応し、女性が長く勤務できるような職場環境作りを併せて進めている。また、幹部登用の目標については、女性警察官数が1割に満たない状況の中で、まずは女性警察官の絶対数を増やすことに主眼を置いており、現段階での目標設定は、難しい状況であるので御理解いただきたい。県警察としては、女性警察官の幹部登用の拡大に、引き続き努めていきたい。

中屋敷委員

- 1 ゾーン30について、平成26年度に整備した42区域は、どのような基準で選定されたのか。
- 2 ゾーン30整備の効果を表す指標はあるか。

交通規制課長

- 1 ゾーン30は、学校や生活道路が多く走っている場所で、自転車や歩行者など交通弱者を保護する場所を選定している。選定に当たっては、自治会、道路管理者、警察署で協議し、指定区域の住民の同意を得た地域で実施している。
- 2 平成24年度、平成25年度の62区域の実施前後1年間の人身交通事故発生状況は事故件数が12%ほど減少しており、本施策については、一定の効果があると認識している。

中屋敷委員

平成24年度、平成25年度、平成26年度を合わせて104区域でよいか。

交通規制課長

効果については、平成24年度、平成25年度に実施した箇所の統計である。なお平成26年度に実施した箇所については、平成27年度中の事故発生状況が確定していないため、今後検証の対象とする。

中屋敷委員

平成24年度、平成25年度に指定した箇所がその数で、平成26年度に新たに42区域を指定したということによいか。

交通規制課長

そのとおりである。

木下委員

- 1 平成26年度における、自治体、事業所、防犯団体等と連携した効果的な取組について伺いたい。また、各警察署における、自治体、防犯団体等と連携した地域事情に応じた効果的な取組について伺いたい。
- 2 交通信号機整備費の推移について、国庫補助の額は国から内示された額に基づき信号機を設置しているのか、それとも必要な信号機の数に基づき積算した結果、国から交付されている額なのか。

生活安全企画課長

- 1 振り込め詐欺被害防止のため、県民総ぐるみによる抑止対策として、平成26年11月7日、警察本部において、振り込め詐欺の被害実態や防止対策について検討・協議するための「第1回埼玉県特殊詐欺撲滅官民合同会議」を開催し、関係団体等に協力を要請した。また、警察署では、川越警察署管内の特殊詐欺の被害が多いことから、平成27年10月31日、関係機関、団体、川越市等の協力を得て、高齢者の家庭を直接訪問し、特殊詐欺被害防止を訴える広報啓発活動を実施した。

交通規制課長

- 2 本県で予算が確保できた信号機の数に基づいて、国に補助を要請している。

菅原委員

- 1 放置違反金制度とは、どのようなものか伺いたい。また、放置違反金の収入未済額は、昨年の2億8,000万円から減少しているが、どのようにして圧縮したのか。また、委託費が上昇していることと収入未済額が減っていることに関連はあるのかについて伺いたい。
- 2 平成26年度において、防災無線に関する協定等を締結した自治体はあるのかについて伺いたい。また、これまでに協定等を締結した経緯について伺いたい。

交通指導課長

- 1 放置違反金制度とは、放置駐車違反をした場合に第一次的には運転手に責任がかかる

が、運転手が判明しない場合は、車両の使用者に責任を追及する制度である。収入未済額は制度が発足した平成18年度以降の未収金の累計額であり、督促等を強力に行い回収努力をしているところである。委託費の増加については、消費税が5%から8%に上がったことによるものである。今後も、放置駐車監視員活動ガイドラインの見直しを図り、効果的な駐車対策を推進していきたい。

生活安全企画課長

2 平成26年度において、防災無線に関し、協定等を締結した自治体はない。協定等を結んでいる7市2町については、それぞれ、協定等の内容が異なっており、地域の犯罪情勢などを踏まえ、それぞれ警察署と自治体が結んでいるものと承知している。

菅原委員

- 1 現年度分の収入済額と収入未済額はいくらか。また、放置違反金の滞納者を逮捕できるのか。
- 2 防災無線に関する協定締結に向けて、今後、どのような取組を行っていくのか。

生活安全部長

2 警察において、更に積極的に活用できるよう、自治体と調整を進めていきたいと考えている。

交通指導課長

1 平成26年度分の収入済額は、6億6,418万5,000円であり、収入未済額については、5,957万5,000円である。逮捕はできず、差押え等の滞納処分に対応している。

菅原委員

未収金の圧縮努力はどのようにしているのか伺いたい。また、滞納処分の件数はどうなっているのか。

交通指導課長

平成26年度は641件、金額にして855万7,000円を滞納処分している。車両、給与の差し押さえのほか、差し押さえ物件のオークションを実施するなど、滞納を減らす努力を常にしている。

西山委員

- 1 交通信号機整備費が県と国庫補助を合わせると平成26年度は約14億5,000万円で信号機設置数は60基、平成25年度は約56億円で87基、平成24年度は約22億円で86基、平成23年度は約27億円で125基、平成22年度は約18億5,000万円で138基となっている。信号機の単価はあまり変わらないと思うが、予算と設置数が合わない理由はなぜか。
- 2 平成25年度以降要望数が減少した理由は新たに警察庁の基準が示されたためとあったが、設置できない要望場所については、その理由を説明すべきではないか。
- 3 自動車運転免許手数料の収入が運転免許費の約2倍であるが、自動車運転免許手数料の歳入を運転免許費の歳出以外に計上しているものはあるのか伺いたい。

交通規制課長

- 1 交通信号機整備費については、国庫補助は内数である。年度ごとの整備費については、新設信号だけでなく、LED化や多現示化など改良費用も含まれている。
- 2 住民の方に納得していただけるよう努力していく。

会計課長

- 3 運転免許費以外の目に計上されているものはない。

西山委員

信号機について、改良費用が含まれていたとしても、金額に差がありすぎる。信号機本体設置、改良、移設する費用はそれぞれどれくらいか。

交通規制課長

平成25年度の交通信号機整備費の30億円には約19億円の国庫補助の補正予算が含まれており、その内容のほとんどは、LED化や信号機柱の交換である。信号機の設置費は、1交差点、約530万円である。

西山委員

5年間分の交通信号機整備費の推移の内訳について、後で資料を提出してもらいたい。

委員長

本委員会として資料要求するということによいか。

< 異議なし >

委員長

それでは、後ほど提出願う。

荒木委員

大宮警察署等統合庁舎の建設事業について、入札不調等により当初の計画から遅れが生じたが、どのくらいの遅れとなっていて、それによる関連業者の遅延損害金は生じたのか。また、本来あるべき業務にどのような影響が生じているのか。

施設課長

大宮警察署等統合庁舎建設事業については、9月定例会において、2つの契約案件の承認をいただき、本契約を締結したところである。工期は当初の予定から1年遅れとなり、平成29年10月末までである。議会の承認前は、仮契約を締結し、議会承認後に本契約の締結をしたため損害金は生じていない。また、工期が遅延したが、大宮警察署、科学捜査研究所及び鑑識課については、現存の庁舎で業務を継続しており、現時点において業務への支障は生じていない。しかし、現庁舎は耐震強度に問題があるほか、著しく狭あいな状況であることから、これ以上の遅れが生じないよう努めていきたい。

【説明者】

福島勤県民生活部長、矢嶋行雄県民生活部副部長、山崎仁枝県民生活部副部長、久保正美スポーツ局長、下田正幸広聴広報課長、加藤繁共助社会づくり課長、小林安則人権推進課長、松崎徹県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、小池要子国際課長、渡辺哲青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、西村実スポーツ企画幹、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、牧千瑞男女共同参画課長、山本好志消費生活課長、松本晃彦防犯・交通安全課長

【発言】

板橋委員

- 1 コバトングッズの販売について、平成25年度及び平成26年度の売上額について伺う。
- 2 コバトンの貸出しは平成25年度及び平成26年度は、何回くらいか。
- 3 ゆるキャラグランプリでは、平成25年度と平成26年度の順位は何位であったか。また、順位を上げるためにどのような取組を行ったのか。

広聴広報課長

- 1 コバトングッズの販売額は、平成25年度は約523万円、平成26年度は約312万円である。
- 2 平成25年度は485回、平成26年度は547回の貸出しを行った。
- 3 平成25年度は65位、平成26年度は203位である。しかし、獲得票数について、平成26年度は、平成25年度を上回った。県のイベントにおいてPRをしたり、メディアに露出するよう努めた。

板橋委員

ゆるキャラグランプリで、投票をパソコンやスマートフォンから行うことため各自治体でも投票するように頑張って呼び掛けている。しかし、投票するためには事前登録が必要で、手間となっている。ある自治体では、登録の方法をアドバイスしたり、窓口を設けたりして支援しているようだが、そのような取組は行っていないのか。

広聴広報課長

職員への投票の呼び掛けや、イベントで着ぐるみにタスキを付け、投票を訴えるなど、マスコットの魅力のPRに力を注いだ。

山本委員

- 1 女性チャレンジについて、相談件数は毎年増加しており、困難を抱える女性の支援についても回数が増加しているということだが、ウーマノミクス課とどのように連携しているのか。
- 2 平成26年度からの新規事業であるDV被害母子への心のケアと自立支援の概要について伺いたい。

男女共同参画課長

- 1 男女共同参画推進センターで全般的な女性の支援を行うとともに、4階に女性キャリアセンターを置き、就労支援を行っている。働きたい女性の支援と併せて、まだ働くための心の準備ができていないといった様々な困難を抱えた女性の支援などを行うことで、女性への支援のワンストップ化に取り組んでいる。
- 2 DVによる心の傷は避難した後も長く残る。特に、親の暴力を目撃して育った子供たちへの影響は大きい。このため、DVの被害を受けた母子に対して心理教育プログラムを実施するとともに、心理教育プログラムを実施できるインストラクターを34名育成した。福祉・教育・NPO等の民間支援団体などの各分野の方々に、インストラクターになっていただいている。効果としては、子供が学校などで、暴力でなく言葉で自分の気持ちを言えるようになったり、今まで非正規職員であった母親が、元気が出て正規職員を目指したいなど前向きになったことが挙げられた。今後も民間団体との連携を図り、就労支援など、継続的な自立支援を進めていく。

清水委員

外国人が暮らしやすく、外国人観光客が訪問しやすい環境整備を進める上で、市町村の国際交流協会との連携が必要であると考え、どのように取り組んでいるのか。

国際課長

県内では多数の市町村に国際交流協会が設置されている。県国際交流協会は、市町村や市町村国際交流協会とともに会議を行うなど連携に努めている。

清水委員

私は以前上尾市国際交流協会の会長を務めていたが、県からそういった案内などの通知を見たことがない。

国際課長

会議は主に事務局の方に対応していただいている。

内沼委員

- 1 文化振興に関する事業で一番反響があった事業は何か。
- 2 資料4行政報告書の65ページの「6 文化芸術の振興」の「文化芸術環境に満足している20歳以上の県民の割合」を見ると、事業を実施している割には平成23年度が43.7%で、平成26年度が43.2%となっている。平成26年度において、県民の満足度を上げるための現状分析をしたり、今後の取組について検討はしたのか。
- 3 オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致研修会は何回開催したのか。また、参加市町村の数はどれくらいか。
- 4 キャンプに関する市町村の意向調査の結果を教えてください。

文化振興課長

- 1 最も反響があった事業は、伝統芸能フェスティバルと下総皖一音楽賞受賞者による県民の日コンサートである。両事業とも多数の応募があった。文化振興基金による3つの助成事業についても、好評を博している。
- 2 満足度については、個人の主観に左右されるので、事業を実施してもすぐには上から

ない。平成23年度及び平成26年度は40%台となっているが、その他の年度は50%台となっている。平成26年度においては、千葉県及び富山県でも低下しており、経済的状況が影響していると考えられる。

オリンピック・パラリンピック課長

- 3 平成26年10月に開催し、53市町が参加した。内容は専門講師によるキャンプ誘致の考え方や事例発表などである。
- 4 平成26年には2回、意向調査を行った。5月には「ぜひ誘致したい」が30.2%、「検討中」が14.3%であったが、10月の調査ではそれぞれ41.3%、14.3%で、合計すると市町村数の半数を超えた。

内沼委員

様々な事業を行っているだけでは満足度は上がらない。もっと県民の意識を上げるような検討をすべきと考えるがどうか。

文化振興課長

オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されるが、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもある。県民の意識は、大きなきっかけがないと転換しない。オリンピック・パラリンピックを契機に、国も文化芸術立国を目指しており、国と連携して各種のイベントを展開し、満足度を向上させていきたい。

内沼委員

キャンプの誘致を希望する競技などの状況はどうか。

オリンピック・パラリンピック課長

意向調査では、各市町村に使ってほしい施設や誘致したい競技も聞いている。誘致したい競技では、深谷市がバレーボール、飯能市はホッケーなど国体で実施した施設や競技が中心となっている。

菅原委員

- 1 県民生活部で所管する4基金の運用方法について伺う。
- 2 グローバル人材育成基金の残額が減少しているが、平成26年度の県民や企業からの寄附金額と基金を増やす取組について教えてほしい。
- 3 埼玉サイクリングフェスティバルの目的は何か。また、障害者の方がサイクリングを楽しめるような企画を検討したのか。

会計管理課長

- 1 県民生活部所管のものも含め、36基金を会計管理課が一括運用している。資金のうち、長期運用ができるものは主に地方債等の債券で、短期運用の場合は定期預金等で運用している。運用益は、各基金の残高に応じて配分している。

国際課長

- 2 グローバル人材育成基金は6年間という期間を設定し、集中して事業を行っているため、毎年度残高が減っている。平成26年度の寄附金額は約562万円だった。今後も

寄附を働き掛けるとともに事業を実施していきたい。

スポーツ振興課長

3 サイクリングフェスティバルの目的は、大きく二つある。一つはスポーツとしての自転車を普及すること、もう一つは本県の風土や文化を広めることである。特に後者は、毎年コースを変えて、それぞれに立寄りポイントを作る、休憩所でおもてなしをするなど、県外の方にも埼玉をよく知ってもらう取組を実施してきた。また、障害者の方が楽しめる企画であるが、視覚障害者の方の自転車の体験走行を計画した。ただし、本県ではタンDEM自転車（二人乗りの自転車）は公道を走れないため、会場である熊谷スポーツ文化公園内を体験乗車する内容とした。

菅原委員

1 グローバル人材育成基金は使い切るものなのか。
2 サイクリングフェスティバルを始め、県内でそういったイベントがあっても、タンDEM自転車などは公園内ではしか使えない。公道で走ることができないということは問題ではないか。県内で公道を走ることを可能にしていくような検討をしたのか。

国際課長

1 当初は基金を使い切ることで設置した。グローバル人材育成事業については、基金の設定期間終了時点の事業成果、経済状況などを踏まえて、どのように展開していくか検討する必要があると考えている。

スポーツ振興課長

2 タンDEM自転車の走行については、道路交通法上の問題があり、県警本部の管轄となるため、要望があるということは伝えている。現状では困難であるので、公園内での走行という形で実施したものである。

細田委員

埼玉サイクルエキスポについては、県の魅力の発信、自転車の利用促進、県経済の活性化につなげるという目的で開催されているようであるが、来場者数や出展者数以外で県民生活部としてどのような評価をしているか。

広聴広報課長

イベントの規模としては、幕張等で行っている大きなイベントと比べても、さらに大きく最も大きなイベントとして実施できていると自負している。出展者からもファミリーからサイクリストまで様々な客層が参加できるイベントとして好評をいただいている。シティサイクルをはじめスポーツバイクなどの試乗者数も12,000人に達するなど、いろいろな面でサイクリングに触れていただけるイベントとして、価値を持ってきていると評価している。実際に来場いただいた方からも、いろいろな自転車に試乗できることに対する評価もいただいている。

細田委員

私は、今年の埼玉サイクルエキスポへ行けなかったが、自転車好きの知人は、高く評価していた。今後ともイベントの開催目的と評価を明確にして、引き続き開催をしていただ

きたい。(要望)

権守委員

追加要求資料を見ると、平和資料館でのアンケートが、リニューアル前に比べ、平成26年度では732件回収と増えているが、実際の館の運営においてアンケート結果を生かしたものはあるのか。

広聴広報課長

実際に体験したり触れたりできるものを増やしてほしいという声を踏まえ、ピースチャレンジ事業を実施することとした。この事業は、子供と保護者で戦争に関する映画の鑑賞後、実物に触れる体験とミニ授業を実施し、館内展示物を見学後、平和への願いを込めたメッセージを作成してもらうものである。なお、このメッセージについては改めて館内に掲示し、リピーターになってもらう取組を行った。また、従前、館内の写真撮影は原則禁止としていたが、来館記念として撮影したいという要望を踏まえ、写真撮影できるポイントを設けるとともに、撮影方法等について受付で丁寧に説明するなどの改善を図った。また、撮影した写真を周知していただくことで、リピーター効果を狙った。

権守委員

平和資料館の入館料が無料であることをどのようにPRしているのか。

広聴広報課長

平和資料館で実施する各事業を周知するためのチラシや、ホームページにおいて無料である旨を大きめに記載し、周知している。

権守委員

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会埼玉県運営支援検討会議で出た主な課題と、現在の状況を教えてほしい。
- 2 オリンピック等の機運醸成事業であるフェイスブックページの「いいね！」件数はどれくらいか。

オリンピック・パラリンピック課長

- 1 検討会議は6月に一度開催している。ただ当時は県内の競技会場もまだ決定していない状態で、オリンピック・パラリンピックの状況報告が中心であった。その際、多言語対応などのおもてなし、キャンプ誘致などの課題が出ており、多言語対応についてはガイドラインを市町村に配布したり、キャンプ誘致研修会などを行った。
- 2 より多くの人にも見てもらうため、射撃会場の近くの十文字学園の学生に記事を書いてもらうなど工夫をしている。「いいね！」は本日現在で116件である。

石川委員

- 1 資料4行政報告書の65ページに「文化資源を活用した観光の振興」とあるが、具体的にどのようなものか。
- 2 審議会などにおける女性委員の割合が総数になっているが、個々の機関の状況はどうなっているのか。審議会等とはどういうものか。審議会以外にも入っているものがあるのか。

- 3 女性委員がゼロの審議会、女性委員の割合が3割を切る審議会はいくつあるのか。
- 4 地域支え合いの仕組みについては56市町が実施しているが、良い事例があったら紹介してほしい。
- 5 情報公開の「前年度からの繰越件数」が601件とあるが、このうちで処理期間が最長のものはどのようなものか。
- 6 青少年夢のかけはし事業における平成26年度の応募状況はどうか。定員割れの教室はあるのか。定員を大幅に超える応募のあった教室はあるのか。また、その状況を受けて平成27年度はどう対応しているか。

文化振興課長

- 1 平成25年度に、県内の文化的価値の高い建物を調査し、このうち113施設をピックアップしてガイドブックを発行した。平成26年度にガイドブックの配布とともに、フェイスブック、ツイッター等による情報発信を行い、施設への誘客を図り、観光振興につなげている。また、平成22年度から、伝統芸能フェスティバルを開催している。鑑賞、発表の充実を目指しているが、見せると同時に地域の歴史の紹介や物産展も開催し、地域のPRをして観光につなげている。

男女共同参画課長

- 2 審議会等には、行政委員会が入っているが、協議会は入っていない。
- 3 審議会の数は全部で80である。そのうち、女性がゼロの審議会は6、3割を切る審議会は20である。

共助社会づくり課長

- 4 地域支え合いの仕組みが最も活発に行われているのは、ふじみ野市で毎月2,000時間を超える利用をいただいている。主な支援内容は、外出支援であり通院や買い物、散歩などの付き添いである。お手伝いというだけでなく、話し相手となる意味も大きいようである。

県政情報センター所長

- 5 繰越件数601件のうち処理期間が最長のものは、前年度11月に開示請求があり5月に決定をしたもので約6か月間であった。なお、601件のうち残りは、前年度末に開示請求があり6月までに決定をして全て処理が終わっている。

青少年課長

- 6 平成26年度の実応募倍率は全体平均で8.2倍であった。定員割れの教室はなく、2教室は応募倍率が30倍を超えた。一つは「トリマーを目指そう」の教室で実際のトリマー体験を行うため、定員30人程度としたところ、動物とのふれあいを望む希望者が多く、高倍率となった。もう一つはケーキ作りの教室で国際的に有名なパティシエ朝田晋平さんに講師を依頼し、実際にケーキを作る内容である。用意する材料の関係で、あまり定員数を拡大できなかった。平成27年度は講師と相談し定員枠を2,030人に拡大している。また、可能なものについては1日に2回講座を開催しているほか、「消防士になろう」の教室を新たに設けている。

石川委員

- 1 審議会等における女性の割合について、平成25年度と比較して平成26年度はどうなったのか。平成25年度の結果を見て、平成26年度は何らかのアプローチをしたのか。
- 2 情報公開について「前年度からの繰越件数」601件のうち、処理期間が最長のものは約6か月とのことだが、なぜか。

男女共同参画課長

- 1 女性委員の割合が4割を切りそうな審議会については、協議を行い、女性委員を増やす努力をしてもらっている。その結果、平成25年度の37.7%から平成26年度の38.1%となった。

県政情報センター所長

- 2 開示対象文書が多かったためである。

石川委員

- 1 女性委員がゼロの審議会数、女性委員の割合が3割を切る審議会は、平成25年度はいくつあったのか。
- 2 開示対象文書が大量ということだが、この開示請求は一つなのか。

男女共同参画課長

- 1 平成25年度は、女性委員がゼロの審議会は4、3割を切る審議会は17であった。年度の比較をする際、休止になる審議会や新たに増えた審議会がある。専門性の高い分野で女性の登用が間に合わない審議会もある。

県政情報センター所長

- 2 開示請求は一つであったが、その開示対象文書が全体で800件を超えていたため、年度内に処理が終わらず、繰越しとなった500件以上を翌年度に開示した。

石川委員

専門性の高い分野で女性の登用が進まないなどの特殊事情があるのは分かる。そのような審議会を統計的に入れる必要はないような気がする。平成26年度で新たに加わった、女性委員がゼロ及び女性委員が3割を切る審議会の名称を教えてほしい。

男女共同参画課長

専門分野についての審議会を入れていない都道府県もあるが、本県は、男女共同参画推進条例も全国に先駆けて制定し、女性の登用を進めるという観点から入れている。新たに加わった女性ゼロの審議会は、埼玉県小児慢性特定疾病審査会、埼玉県指定難病審査会、新たに加わった女性が3割を切る審議会は、埼玉県小児慢性特定疾病審査会、埼玉県指定難病審査会、埼玉県いじめ問題審議会である。

木村委員

- 1 広聴制度として県政世論調査、知事への提言、県政サポーターがあるが、県政サポーターについて詳しく教えてほしい。登録者について、総数や男女別の内訳、年齢構成、

市町村の状況なども教えてほしい。

- 2 青少年が使うスマートフォン等のフィルタリングの利用実態について教えてほしい。

広聴広報課長

- 1 県政サポーターは満16歳以上の方でインターネットのホームページを閲覧し、電子メールを利用できる人である。年齢構成は10代が14人、40代が最も多く909人である。最高齢は88歳、最年少は17歳である。男女別の内訳は、平成27年10月現在で登録者数3,324人のうち男性1,833人、女性1,491人である。皆野町と横瀬町を除いた全ての県内市町村と県外に居住している。

青少年課長

- 2 県では、ネットアドバイザーを活用し、青少年の保護者等への啓発に取り組んでいる。また、青少年健全育成条例を改正して、携帯電話の販売事業者に対して、フィルタリングの導入について書面で説明する義務とフィルタリングの導入を支援する義務を課している。こういった取組により、小中高生のフィルタリングの利用率については、教育局が平成26年度に実施した保護者調査によると、携帯電話が90.5%、スマートフォンが67.3%であった。内閣府が行った保護者を対象とした全国調査では、携帯電話は61.1%、スマートフォンは46.2%であり、全国に比べて高く、対策の取り組みの効果が表れているものと推察される。

木村委員

昨日の決算特別委員会で、家具の固定を行っている人が40%いると聞いた。この数値は、県民の実態とかい離しているのではないのか。

広聴広報課長

県政サポーターは県政に対して意見を述べようとする方々であり、問題意識と積極性を持つ方々であることを各課に理解してもらい、施策に活用してもらうようにしていきたい。なお、県職員はサポーターに登録できない。

秋山委員

- 1 消費者対策の推進について、消費生活相談員は、平成26年度29人で、平成22年度の38人から9人も減っている。そのため、相談員1人当たりの相談件数は年間100件近く増えているが、十分な成果は上がっているのか。
- 2 消費生活相談員の身分はどうなっているか。
- 3 相談件数が、平成22年度や平成23年度と比べ、平成24年度から平成26年度は減少しているが、相談員を減らしたためではないのか。
- 4 弁護士などの消費者苦情処理アドバイザーの助言について、平成26年度に何件であったのか。
- 5 特定商取引法により、行政処分を行った事業者について、その業務停止期間、消費者への補償及び現在の営業状況はどうなっているか。
- 6 特定商取引法及び県条例により、改善指導を行った事業者について、その後の状況を継続的に把握しているのか。改善がされていると判断しているのか。
- 7 県市町村の公立スポーツ施設数について、平成24年度が2,859で、平成25年度2,839となり、20減少した。平成26年度では2,672になり、前年度に比

べ167施設減った。この2年間で187のスポーツ施設が減ったことになる。スポーツの振興を掲げる県として、スポーツ施設数の減少をどのように捉えているのか。また、このうち、増加した施設があるのか。

- 8 わがまち防犯隊の育成・充実では、平成26年度5,860の団体が活動しているが、活動状況をどう把握しているか。
- 9 わがまち防犯隊に対する補助の予算措置はあるか。
- 10 わがまち防犯隊の活動団体数に地域偏在はないか。
- 11 わがまち防犯隊が消滅することなく、世代継承しながら充実させていくためにどのようなことを援助しているのか。
- 12 わがまち防犯隊を今後どこまで増やしていく計画か。
- 13 平成26年度のをがまち防犯隊の顕著な効果は、どのようなものがあるか。

消費生活課長

- 1 県の消費生活相談員については、平成22年度当時、38人のうち24人が週3日17時間30分勤務の職員、残りの14人が週4日29時間勤務の職員が混在しており、これを平成25年度までに順次、全員を週4日29時間勤務に切り替えた。この結果、相談員の人数は減ったが、全相談員の相談業務を行う合計時間は反対に増加している。また、平成22年度から土曜日の相談も受け付けているが、勤務する相談員の数は平成22年度当時の2人から順次増員し、平成25年度は5人で相談を受け付けている。このように、相談員の勤務時間の増加などの相談体制の強化を図ってきたので、相談処理が迅速になり、相談者の苦情にもより適切に対応できるようになった。成果はあったものと考えている。
- 2 地方公務員法第3条第3項第3号に規定される非常勤特別職の公務員である。
- 3 市町村の相談体制の充実が大きな要因であると考えている。県は、相談者がより身近な窓口で相談を受けられるようにするため、これまで、財政的な支援も含め、市町村の相談窓口の充実を支援してきた。これにより、平成21年度以前は相談窓口を持たない市町村があったが、平成22年度に全ての市町村が相談窓口を持つようになり、その後、順次整備が進み、昨年度全ての市町村で週4日以上相談が受け付けられる体制が整った。この結果、過去に50%台だった市町村への相談割合が、平成26年度では67%まで増加した。
- 4 苦情処理アドバイザーの助言回数は、平成24年度は52回、平成25年度は37回、平成26年度は43回である。
- 5 平成26年度に処分した9事業者の業務停止期間は、3か月が3事業者、6か月が4事業者、9か月が2事業者である。消費者に対する補償は、特定商取引法上に規定がないが、処分した事業者はクーリング・オフには対応している。また、消費者から契約解除の要求があれば、可能な限り対応していると聞いている。処分した事業者の現在の状況は、処分後、ほとんどの事業者が廃業している。
- 6 改善指導を行った事業者については、全国の相談情報を集めたデータベースシステムにより継続して監視しておりほとんどの事業者が、センターへの消費相談がなくなったり、激減している。

スポーツ振興課長

- 7 県内の市町村のスポーツ施設数は2,000以上であるが、数字の数え方については、例えばテニスコート1面を1施設といったような形でカウントをしている。このため、

187の減といっても、その全てが施設丸ごとなくなったというわけではないことを御理解いただきたい。一方で、施設老朽化など様々な要因がある中で減ってきていることは事実である。今後は現存する施設をいかに有効活用して、県民がスポーツに親しめる機会を提供していくかが重要である。また、増加した施設としては、熊谷市に、旧市立女子高校を改修したスポーツ文化村「くまびあ」が新設されている。その中には人工芝のグラウンドのほか、多目的グラウンド、テニスコート、体育館等のスポーツ施設がある。さらに、深谷市ではプール施設にビーチバレーのコートを設けた。その他、ランニング、ウォーキング又は自転車というような形で、スポーツ施設を使わずに身近な環境を使って行うスポーツも増えているので、スポーツ施設を使うスポーツ、使わないスポーツ両面から振興をしていきたい。

防犯・交通安全課長

- 8 わがまち防犯隊の活動状況については、地元警察署において把握しており、全ての団体が活動していると承知している。また、県においても職員を派遣しパトロールへの同行指導を行い、実際の活動の支援をしている。なお、平成26年度は81回実施した。
- 9 予算措置については、防犯パトロールの活動開始時に必要となる帽子や夜光チョッキ等のパトロール用品の整備、また、パトロールに伴う保険等について市町村を通じて補助を行っている。平成26年度は、34市町に約2,000万円の補助を行った。
- 10 地域偏在については、わがまち防犯隊は、県下全体の自治会レベルで約75%で行われており、特に県南部に集中していたり、県北部が活動していないなどの偏在はないと認識している。
- 11 世代継承については、県内63市町村の退職者を対象にわがまち防犯隊への加入の働き掛けを行っている。また、若い世代を取り込むために、県内の大学に働き掛けを行い、今年6月には、立正大学の学生約25名によるわがまち防犯隊「Ris(りす)のおまわりさん」が結成された。
- 12 今後の団体数の増加については、本年9月末現在、5,863団体で、増加は鈍化傾向にある。本年度から開始した第3期防犯のまちづくり推進計画では、埼玉県内を面として捉えて、防犯活動をしている地域の割合を、平成26年4月の約75パーセントから、平成31年度までに85%に上げることを目標に掲げている。
- 13 わがまち防犯隊の活動による顕著な効果については、具体的な事例は承知していないが、平成26年の刑法犯認知件数は前年に比べ減少しており、特にひったくりや路上強盗、自転車盗等の街頭犯罪が減少している。これは、警察の活動に合わせ、わがまち防犯隊による見せる警戒を行った効果であると認識している。また、積極的な防犯活動を実施している団体には、感謝状を贈呈している。平成26年度は、埼玉県防犯のまちづくり推進会議において97団体、防犯のまちづくり県民大会において地域安全功労団体として45団体に対して贈呈を行った。

秋山委員

- 1 スポーツ施設については、統廃合を含め、新しい施設をどう作っていくかという観点も必要であると思うが、計画はあるか。
- 2 行政処分を受けた悪質業者が再度、別の手口や名称を変えて復活する場合がある。警察の手を借りなければ難しいと思うが、こうした事業者に対して、どのように対応しているのか。
- 3 消費生活相談員に非常勤を充てている理由は何か。

スポーツ振興課長

- 1 現在、市町村では、新しい施設を作るよりも、既存の施設の老朽化にいかに対応していくか、高機能化を図るかというような形で整備が進められている状況である。県としては、市町村施設について、国庫補助の関係など、いろいろな相談に乗っていきたい。

消費生活課長

- 2 残念ながら、一度処分を行った事業者が名称を変えて、違法な業務を行うことは現実に存在する。県としては、処分を行った事業者の立入検査の際に従業員名簿を入手しており、それをもとに全国の消費生活相談データベースで継続して監視している。実際に昨年度処分した事業者の責任者が、本年8月に処分した事業者の支店長であったという例がある。処分後も引き続き監視の目を強め、例えば業務停止3か月であったのをより長い期間とするというような重い処分を実施していく。また、県警とも情報を共有していく。
- 3 専門的な資格を有する者を、その技能を用いて相談業務を行ってもらうため、任期1年の非常勤としている。

秋山委員

消費生活相談員の持っている資格とは何か。県職員で資格保持者はいないのか。

消費生活課長

消費生活相談員は、消費者問題に関する専門知識と相談処理能力が必要で、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を保持する人を採用している。なお、県職員については資格保持者の調査をしたことがないので分からないが、専門的な知識を必要とするため、限られた数であると思われる。

木下委員

- 1 文書を見ても答弁を聞いても、フェイスブックやツイッターは出てくるが、LINEは全く出てこない。先ほどの県政サポーターの話でもインターネットとメールとのことである。実際に30歳以下の世代は、ほとんどLINEを利用している。幅広く県民に伝える、聴くとなると、LINEの活用も必要と考える。LINEを使用しているのか。使用していない場合は検討しているのか伺う。
- 2 子育て預け合いの仕組みは子育て世代同士の助け合いだが、共助社会づくりを進めていくに当たり、2025年問題を見据え、元気な高齢者にも参加いただくために団塊世代間の共助の仕組みを考えているか。

広聴広報課長

- 1 平成27年3月18日からLINEを開始した。

共助社会づくり課長

- 2 地域支え合いの仕組みは、高齢者同士の支え合いでもある。また、団塊世代を中心とする元気な高齢者が地域の担い手として活躍できるよう「シニア共助担い手塾」という事業も始めた。

木下委員

県民の暮らしやすさは県民生活部が担当であると考えているが、指標を設定して取り組んでいるのか。

広聴広報課長

毎年実施している県政世論調査に生活全体の満足度という項目がある。平成27年度の調査では、生活全体の満足度について約50%が満足、約43%が不満という結果だった。

中屋敷委員

- 1 共助社会づくりの推進において、一方では地域支え合いの仕組みや子育て預け合いの仕組みといった仕組みづくりがあり、一方では共助マッチング事業や共助社会づくりに関する協定の締結など輪を広げる取組が行われている。どちらも担い手の支援として重要であるが、それぞれをどう関連させ、成果はどう出ているのか。
- 2 奨学生を海外に送り出す前に指導などを行っているのか。
- 3 総合型地域スポーツクラブの数は着実に伸びてきて、平成26年度は若干減っている。トレンドがあったことは私も承知しているし、地域の中にスポーツ環境を整えていくことが重要であるということで始まったと認識している。クラブ数が減ったことをどのように捉えているのか、また、創設や運営の支援の内容について答弁願う。

共助社会づくり課長

- 1 例えば、地域支え合いの仕組みは助成期間が3年間なので、その後の運営が課題となる。自立に向けマッチング事業で共助仕掛人が実践者を紹介することで、コミュニティレストランのオープンに結び付けたものもある。

国際課長

- 2 奨学生を送り出す前に壮行会を行っており、県や寄附者から激励されるとともに、奨学生を埼玉親善大使に委嘱し、埼玉県をPRする役割も伝えている。今年度は、壮行会の前にアジア開発銀行駐日代表による、国際機関で働く心構えについての講演会を開催した。

スポーツ振興課長

- 3 総合型地域スポーツクラブのポイントとして、多種目・多世代・多志向で構成され、地域住民が主体となって運営するという形態で複数の種目ができる、子供からお年寄りまで多世代でできる、レベルの高い人から楽しみたい人まで広い範囲となっている点が挙げられる。今回2クラブ減ったが、これはクラブそのものがなくなったわけではなく、多種目というところに運営上少し厳しい面があったことから、一つのクラブは陸上の単独クラブになりたいということで、総合型の条件に合わなくなったものである。もう一つのクラブは、フラダンス・ゴルフ・フットサルというものを合わせて実施していたが、それぞれが単体になっていくということで、総合型の条件を満たさなくなった。活動そのものは継続されているが、総合型としては2クラブ減ったという状況である。支援の内容としては、設立の段階ではt o t oの助成がある。数年間助成があり、その助成について間を取り持ちたり、また、どんな形でクラブを運営していけばよいのかというような助言をさせていただいている。また、運営については、核となるクラブマネージャーという方がおり、その方を中心になってやっていただいていることから、その方にク

ラブを運営するための経営能力、マーケティング等に関する研修会を実施するなどの支援をしている。

中屋敷委員

- 1 奨学生は日本の伝統や文化を知ることが大切だと思うが、どのように身に付けさせているのか。奨学金制度は継続して行っているがどう改善しているのか。
- 2 総合型地域スポーツクラブとしては減ったものの、その他の形態で残ることは良いことだと思う。総合型スポーツクラブの多種目・多世代・多志向という目的は、健康づくりという面では重要な部分だと思う。県民生活部ではNPOに関する事務も所管しているが、市が主導しているクラブとNPO化されているクラブがある。NPO化しているクラブは自前で運営していく工夫をしている。そうした努力を県として促してもよいのではないかと。平成26年度にNPO化を支援するような事例はなかったのか。

国際課長

- 1 奨学生も参加できるグローバルキャンプ埼玉を実施しており、茶道などを英語でどのように伝えるかなどの講義も行っている。奨学金制度も毎年行っていく上で、当初協定留学だけが対象だったコースに認定留学も対象にしたり、長期間の留学が難しい理系学生のために短期コースを設けるなどの改善を行っている。

スポーツ振興課長

- 2 現在ある86の総合型地域スポーツクラブのうち、おおむね半数程度がNPO化されている。当課では、総合型地域スポーツクラブのネットワーク化を支援している。現在、県内全ての総合型地域スポーツクラブが加盟している一般社団法人彩の国SCネットワークが発足しており、様々な運営のノウハウ等を共有し、場合によってはNPO法人へ進む道についても情報交換をしていけるような場を作っている。

中屋敷委員

県としての運営支援では、NPO化を直接促すことはせず、情報共有の場で、その気があるクラブに情報収集してもらうということか。

スポーツ振興課長

NPO化を促すことを含め、SCネットワークと協力しながら進めていきたい。

荒木委員

- 1 埼玉親善大使の委嘱数444人は平成26年度単年度の数なのか。親善大使に委嘱した効果はどうか。
- 2 県が平成26年度に補助した市町村が設置した防犯カメラの設置台数は何台か。
- 3 日本一の防犯共助県づくり推進事業費約4,100万円のうち、防犯カメラの補助金は全体のどれくらいか。
- 4 防犯カメラの設置効果をどのように評価しているか。

国際課長

- 1 平成26年度単年度の数値である。延べ3,735人に委嘱しており、奨学生やJICAボランティアやALTに委嘱している。効果としては、草の根レベルで本県をPR

してもらえることと本人の意識付けが大きいと考えている。

防犯・交通安全課長

- 2 平成26年度の設置台数は、15市町が設置した515基である。
- 3 防犯カメラの補助金については、1,742万9,000円となり、補助金全体の半分弱となる。
- 4 設置効果については、警察による犯罪捜査への有効活用や、街頭犯罪が減少していることなどから、その効果が表れているものと認識している。

【説明者】

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、西成秀幸県土整備部副部長、松澤潤県土整備政策課長、富田真樹建設管理課長、柳田英樹用地課長、中村一之道路政策課長、大島利彦道路街路課長、濱川敦道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

【発言】

山本委員

- 1 河川改修率は、平成28年度に目標値を達成できるのか。
- 2 市町村が河川に設置しているポンプ排水の放流について、制限をしているのか。ポンプ排水を止めるなどの指導をしているのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 河川改修率は平成26年度末で60.5%であり、あと2年で目標を達成することは困難な状況となっている。この改修率は流下能力を基本としているが、この5年間に調節池の整備や鉄道橋の架替えなど改修率に現れない事業を優先的に進めてきたため、改修率が伸びていない状況である。
- 2 ポンプの排水量は、河川改修の状況に合わせて制限をしている。ポンプ管理者がポンプを設置するときには、あらかじめ洪水処理能力の状況等を勘案し、排水量について協議を行い許可している。洪水処理に影響を与えない高さ(HWL)までは受け入れられている。

山本委員

河川の水位に余裕があるのにポンプを止めている場合もあるように思われるが、判断基準はあるのか。

参事兼河川砂防課長

判断基準は、ポンプを設置する時にポンプの設置者が操作ルールを定めている。その操作ルールを決める時に、河川管理者である埼玉県は計画高水位で止めるように指導している。堤防の天端までは余裕高を設けており、その部分を見て河川に余裕があると感じていると思われる。なお、9月の豪雨では、新方川は計画高水位まで達していない。したがって、越谷市の管理する排水機場は1箇所故障したところ以外はフル稼働したと市から報告を受けている。

秋山委員

- 1 追加要求資料11の2ページ「直轄事業負担金の推移(河川分)」について伺う。直轄事業費負担金の河川分について、平成26年度85億7千万円とあるが、このうち八ツ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業への支出額はどれくらいか。
- 2 都市計画道路保谷朝霞線について、平成26年度までの進捗状況はどうなっているか。

- 3 追加要求資料18「踏切の交差箇所数及び立体交差箇所数と事業の推移」について、踏切除却事業実施箇所のうち、東武伊勢崎線107号踏切及び同124号踏切の除却見通しはどうか。また、平成26年度の執行額及び累積事業費はいくらか。
- 4 追加要求資料22「県発注工事に係る建退共証紙の購入状況等について」について、公共工事の見積もりに占める建退共（建設業退職金共済制度）の証紙購入に係る金額はいくらか。また、証紙は1枚いくらか。平成26年度の証紙貼付状況が306,341枚となっているが、これは建設労働者が所有する建退共の台紙に貼付されたものか。

参事兼河川砂防課長

- 1 ハツ場ダムの事業費は3億5,033万3,768円、思川開発は0円である。霞ヶ浦導水事業については、本県は治水の受益地の対象でないことから事業負担はない。

道路街路課長

- 2 この道路は昭和43年に都市計画決定されており、事業化に向けて現在の諸基準に合致するよう、都市計画変更の手続きを進めている。現在、道路線形や幅員、主要な構造物の見直しを行っており、特に国道254号との交差部は地形が複雑であることから、現況測量を実施し、詳細な検討を行っている。また、関越自動車道との交差部では、既設構造物への影響について地質調査等の調査及び検討を進めている。
- 3 107号踏切については、現在、県では都市計画道路大場大枝線の道路整備として、当該踏切の隣接箇所で鉄道立体交差工事を推進している。同踏切は、地元自治会や春日部市から存続希望が強いことから鉄道管理者である東武鉄道（株）との調整を進めており、現在のところ、その取扱いはまだ決定されていない。事業費については、平成26年度執行額は約3億8,000万円で、累積事業費は平成17年度から平成26年度までの間で約44億円である。次に、124号踏切については、春日部駅付近連続立体交差事業の計画区間にあるため、同事業により除却する予定である。平成26年度は、これまでの調査や春日部市のまちづくり計画などを踏まえて、春日部市、東武鉄道（株）と課題解決に向けて検討を進めているため、新たな調査等は実施していない。また、累積事業費は、事業に着手した平成13年度から平成26年度までの間の調査費として約6億6,000万円である。

建設管理課長

- 4 公共工事の見積もりに占める建退共の証紙購入金額についてであるが、公共工事の積算においては、法定福利費である建退共の証紙購入に要する経費を、現場管理費として一括計上している。受注業者の見積もりに占める証紙購入金額は、資料のとおりであり、平成26年度の県発注工事においては、契約金額が992億6,339万8千円、証紙購入金額は1億3,413万9千円となっている。建退共証紙は、1枚310円である。平成26年度の証紙貼付枚数の306,341枚については、建設労働者が所有する建退共の手帳に貼付されたものとして報告された枚数を計上している。

秋山委員

- 1 保谷朝霞線の現在の県と地元自治体及び住民との合意形成状況はどうか。また、今後の説明会開催の見通しはどうか。
- 2 107号踏切については除却しない可能性もあると理解してよいか。また、連続立体交差事業については、2年後の事業認可に向けて都市計画決定を行うと捉えてよい

か。

- 3 県では、証紙の貼付枚数は、建設労働者の手帳に貼られているものとして認識しているようだが、実際は貼られているものではない。どのように認識しているのか。全部貼られていることを確認しているのか。

道路街路課長

- 1 平成26年7月開催の地元説明会において、「道路幅員は20mではなく27m必要であり、車線数については4車線で整備する」旨を伝えたところである。また、今後の説明会開催については、現在、道路線形を検討しており、詳細が決まっていないことから、まだ開催していない。
- 2 107号踏切については、地元等は「存続」を求めており、東武鉄道(株)は「除却」の意向があり、今後、両者の調整を経て決定していく。また、連続立体交差事業については、市の「総合振興計画」において「2年後の事業認可」となっていることから、今後、これを目標に検討を進めてまいりたい。

建設管理課長

- 3 埼玉県土木工事共通仕様書に基づき、県の発注工事を請け負った会社から、証紙の貼付状況を被共済者ごと、月ごとに何枚使用したかを記入してもらい、県に報告してもらっている。県では証紙が手帳に貼られているものとして認識している。

秋山委員

- 1 地元においては、保谷朝霞線の道路幅員27m、4車線拡幅されることについては同意し難い内容と思われるが、道路拡幅に伴う地権者数はどのくらいか。
- 2 建退共の証紙については、そのような報告を受けて、建設労働者の手帳に貼られていると認識していることは理解するが、実際は違う。答弁は不要である。(意見)

道路街路課長

- 1 道路線形等は、図上で検討している段階のものである。現地での測量は未実施のため、対象となる地権者数は現在、把握していない。

石川委員

追加要求資料26に通学路安全総点検に基づく整備として、新たに歩道を整備した箇所数が記載されているが、延長距離はどれくらいか。また、総点検に基づき歩道の整備が必要だと判断された部分の何割くらいが平成26年度に整備されたのか。

道路環境課長

歩道の整備は、現在、通学路を中心に行っている。平成26年度は道路環境課の所管事業では約10キロメートルの整備を行った。通学路安全総点検に基づく歩道の整備はこの内数になる。

石川委員

通学路安全総点検を実施し、危険な通学路が何キロメートル見つかり、そのうち歩道の整備が必要な通学路は何キロメートルあったのか。50キロメートル中40キロメートルのように進捗状況を教えてほしい。また、平成27年度以降の見通しを教えてほしい。

道路環境課長

通学路安全総点検は、平成24年度から平成28年度までの5年間で進めており、89箇所の歩道の整備を考えている。総延長は把握していないが、そのうち81箇所は着手済みである。通学路安全総点検に基づく歩道の整備とは別に、県の判断として、通学路の歩道の整備を行っており、毎年9キロメートルから10キロメートルの整備を行っている。

菅原委員

- 1 事項別明細書説明調書374ページに記載の自転車歩行者道整備費が約12億6,000万円と前年度約5億5,000万円の倍以上になっているがなぜか。
- 2 行政報告書253ページに記載されている歩道・自転車歩行者道の整備10.1キロメートルの歩道と自転車歩行者道の内訳について伺いたい。
- 3 行政報告書255ページの自転車通行帯の整備について、市町村道とのネットワークを想定して連携して実施しているのか。また、整備に当たっての優先順位はあるのか。
- 4 水門・ポンプ（排水機場）の耐震化の進捗率はどうなっているか。

道路環境課長

- 1 差の約7億円は当初予算の差となっている。平成25年度は交差点整備の事業費を重点化しており、平成26年度は歩道整備費を重点化したことによる。
- 2 車や歩行者、自転車交通量で歩道幅員を決定しており、幅員3メートル以上が自転車歩行者道となるが、内訳については資料がない。
- 3 平成25年度からの3年間で、「自転車すいすい55プラン」を実施している。中心市街地は自転車レーンの整備、郊外部では歩道内を分離している。市町村にネットワーク計画があれば市町村道とのネットワークを図ることとしているが、計画がない場合でも県道の自転車通行量が多い場合など、必要性の高い箇所で整備を進めている。

参事兼河川砂防課長

- 4 排水機場（ポンプ）については、平成20年度に耐震診断を行い8機場が対象となっている。平成22年度から平成24年度の3か年間で耐震化は100%完了している。水門については、平成24年度及び平成25年度に耐震診断を行い、13水門が対象となっている。これまでに5箇所が完成、4箇所が工事中である。

菅原委員

- 1 自転車の歩道通行可否は、公安委員会が整備後判断するものなのか。
- 2 自転車通行帯は、ネットワーク化して価値が発揮されるものである。戸田市は積極的に実施しているが、県道では設置されていない。積極的に実施している市町村との連携は検討しているのか。
- 3 水門は震度6強の地震に対応しているのか。

道路環境課長

- 1 設計段階で、警察と協議を行いながら進めている。最終段階でも協議を行い、公安委員会が決定することとなる。原則自転車は車道端を通行することとなっているが、状況に応じて3メートル以上の歩道幅員が確保されている箇所に対して、自転車を歩道内通行可能とするかどうか判断される。平成26年度整備分がすべて自転車歩道通行可になっているかは資料がない。

- 2 市町村道とのネットワーク化については、非常に効果があると認識している。市町村とも協議をしていきたい。

参事兼河川砂防課長

- 3 全ての水門が対応している。

内沼委員

- 1 追加要求資料15「道路改築事業及び道路維持管理事業の事業費の推移」について、年々国庫補助事業が減っていると聞いているが、平成25年度より平成26年度の予算が大きく減っているのは、そのためか。
- 2 平成26年度の国庫補助事業費が平成25年度に比べて少ないが、なぜか。また、道路維持管理事業では、県単独事業が増加しているが、国庫補助事業が減額となった分を県単独事業で計上しているということか。

道路街路課長

- 1 平成25年度は国の補正予算があったが、平成26年度は補正がなかったため予算額が減っている。各年度当初予算は少しずつ減っているが、年度末の国の補正予算によるところが大きい。

道路環境課長

- 2 国庫補助事業については、平成25年度は補正予算があったことが理由である。平成26年度の県単独事業は、橋りょうの耐震補強等を重点的に実施したため増加している。

内沼委員

国からの交付金は年々減っていると思うが、追加資料にある国庫補助事業の減額にはその影響が現れているのか。国庫補助事業が減り、県単独事業が増えているのは、県単独でやらざるを得ず増えているのか。国の補助とは関係なく県単独事業の増減はあるのか。

道路環境課長

国の補助事業については、平成26年度は前年度に比べて内示額は減っており、事業の進捗に影響があったことは事実である。橋りょうの耐震補強や修繕については、補助金の増減にかかわらず、元から計画されていたものであり、補助金とは別に有利な起債措置があったので平成26年度は積極的に活用した。

権守委員

- 1 行政報告書258ページ「砂防事業」について伺う。土砂災害警戒区域指定が100%となる見込みはいつごろか。
- 2 追加要求資料25「平成26年度の『災害危険診断地図』（ハザードマップ）作成状況」の土砂災害ハザードマップについて、作成していない16市町村の状況はどうなっているのか。また、41市町村のうち3市が指定対象外とされている理由は何か。
- 3 追加要求資料28「ゲリラ豪雨の発生状況とその対策について」、ゲリラ豪雨対策として河川と下水道の一体整備を行っているが、平成26年度の主な取組について伺う。

参事兼河川砂防課長

- 1 土砂災害警戒区域について、残りの区域の指定は、現在鋭意進めているところであり、平成28年度までに全ての区域の指定を行うことを目標に進めている。
- 2 土砂災害警戒区域の指定をしていない市町村では、区域指定をした後にハザードマップを作成することになる。区域指定が済み次第、県ではハザードマップの作成を支援する。ハザードマップの作成に当たっては技術的な視点が必要であることから、県ではひな形を作成し、市町村に配布しており、速やかにハザードマップを作成していただけるよう働き掛けている。また、3市が対象外となっている理由は、土砂災害警戒区域を指定する市町村に土砂災害ハザードマップを作成する義務があるが、3市は区域指定がなく除外となっているためである。
- 3 河川と下水道の事業の連携を調整する協議会を14市と設けている。協議会で連携する施策について調整を行い、調整が完了した施策から事業を行っている。

西山委員

- 1 追加要求資料15の2ページの道路維持管理事業について、平成26年度の事業費は約231億円だが、事項別明細書説明調書374ページの道路維持費と379ページの橋りょう維持費を合計すると約323億円となり、かい離があるがなぜか。
- 2 軽微な補修はどの予算で実施しているのか。

道路環境課長

- 1 事項別明細書説明調書は決算額であり、前年度からの繰越等も含まれている。
- 2 事項別明細書説明調書374ページの舗装道整備費で舗装の修繕、道路環境整備費で草刈りや側溝修繕に対応している。

西山委員

道路維持系の予算が平成24年度をピークに減額となっている。一方、県全体の予算としては、平成23年度から平成26年度に向けて増額となっている。道路の新設は選択と集中で決定することは構わないが、道路維持は選択と集中というわけにはいかない。しっかり、予算を確保する必要があると考えるがどうか。

道路環境課長

県単独事業費については、橋りょうの耐震補強等の事業量により上下しているが、通常の道路の維持管理費に係る予算は平準化されており、対前年度比1倍以上を確保し続けている。

西山委員

県民の要望に対して、予算がないため、対応できないと回答される箇所もあると聞くが、実際に道路維持の予算は十分確保されているのか。

道路環境課長

道路パトロール等により県道の不具合の発見に努め、適切に対応していきたい。また、危険箇所の解消など県民の要望に対しては、本課及び県土整備事務所全体で、真摯に対応していきたい。

荒木委員

- 1 行政報告書251ページ「道路・橋りょうの整備」について伺う。先日、県内の圏央道が全線開通し、関越道や東北道などがつながり、日本の骨組みがまさに直結して新たなネットワークが形成された。これは本県の成長や発展にとって大きなチャンスである。このチャンスを最大限に発揮し生かすためには、圏央道アクセス道路に加えて幹線道路の整備が当然必要である。早期に事業効果を発揮させるために選択と集中により予算の重点化に取り組んできていることと思うが、これまでの効果と今後の見通しについて伺う。
- 2 追加要求資料32の除雪の対応について、平成26年度は約4億6千万円となっているが、待機準備料の単価はどの程度か。十分に支給しているか。また、補償費とは何か。

道路街路課長

- 1 県土整備部では、集中投資により早期に県土の骨格となる幹線道路ネットワークを構築する施策として「威力倍増！幹線道路のネットワーク整備」に取り組んでいる。この施策は平成24年度に着手し、10路線10箇所を選定して集中投資を行うことにより事業期間の短縮を図ってきた。その結果、3年目となる平成26年度末には、国道122号昭和橋など3路線3箇所の事業期間を1年から2年短縮して完了することができた。現在も、新たな路線を取り入れ進めている。今後とも限られた予算を効果的に活用し、早期に事業効果を発揮できるようスピード感のある道路整備を進めていく。

道路環境課長

- 2 単価については、一人一時間当たり4,513円となっており、平成26年度の実績は21万6,000円である。支給対象者を再受注者まで拡大している。また、補償費については、重機のリース代等に係る費用である。

中屋敷委員

- 1 行政報告書257ページと追加資料28について伺う。河川の管理は国と県でどうしているのか、また河川情報をどのように集め、県民に伝えているのか。
- 2 水防システムの改修はどのように進めるのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 河川の区分けは利根川、江戸川、荒川などの大河川を国が管理し、支川の中小河川を県が管理している。また、河川情報については、水位や雨量のデータを国や県それぞれの管理者が観測し、集まった情報は国と県で相互に共有している。国では集まった情報をホームページで公開している。おおむね10分程度で新しい情報に更新されている。
- 2 水防システムについては、最新の通信回線に見直すことや画像監視システムの作成、水位情報をメール等で配信するシステムへの改善を進めている。

中屋敷委員

水防システムについて、県と市では連携できているのか。

参事兼河川砂防課長

市町村も同様のシステムで対応できている。

鈴木委員

行政報告書253ページ「道路・橋りょうの維持管理」について伺う。電線地中化について、本県の実績はどうか。また、事項別明細書376ページにある繰越についてはどのような状況か。

道路環境課長

平成26年度末までの実績で、県全体で約323キロメートルとなっており、うち、県が整備した延長は約51キロメートルとなっている。また、繰越理由としては、電線管理者等関係者が多く、これらの調整に不測の日数を要したことによる。

【説明者】

田島浩福祉部長、樋口勝啓福祉部副部長、牧光治福祉部副部長、奥山秀少子化対策局長、知久清志福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、沢辺範男社会福祉課長、江森光芳高齢者福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、加藤誠障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、岡村和典福祉監査課長、今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

【発言】

細田委員

- 1 行政報告書158ページの「シ 障害者スポーツの振興」について、彩の国ふれあいピックとはどのような大会なのか。障害者が新たにスポーツを始めるきっかけとなるような仕組みがあるのか。
- 2 県民生活部にオリンピック・パラリンピック課が新設されたが、福祉部はどのように役割分担してパラリンピック競技大会の選手育成に取り組むのか。
- 3 行政報告書162ページの「(2) 県立社会福祉施設の管理運営」について、8施設を社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に運営委託しているが、これらの施設は入所希望者のニーズに対して十分な定員が確保されているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 障害者のスポーツの機会を提供するために実施している彩の国ふれあいピックは、毎年度、春季大会、秋季大会、球技大会の3回を開催している。春季大会は競技性が高く、本格的にスポーツに取り組んでいる方を対象としている。秋季大会はレクリエーション的な要素が多く、初めてスポーツに取り組む方も参加できる大会となっている。平成26年度の参加者数は、春季大会が1,170人、秋季大会が958人、球技大会が1,371人であった。年度合計参加者は3,499人であり、これは過去最多の参加者であった。また、競技性が高い春季大会の優秀選手を全国障害者スポーツ大会に派遣しており、平成26年度の長崎大会には、選手と役員を合わせて144人を派遣した。
- 2 パラリンピック競技大会の選手育成は福祉部が所管している。本県出身の選手がパラリンピック競技大会で活躍できるよう、平成27年度から選手育成強化事業を実施している。強化選手として34人を指定しており、強化練習会や合宿を実施したり、海外遠征費用の一部を助成したりしている。

社会福祉課長

- 3 県立社会福祉施設のうち、嵐山郷をはじめとする8施設について、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に管理運営を委託している。嵐山郷は、民間施設では処遇が困難な重度の障害者を受け入れるセーフティネットの役割を担っており、入所率は9割を超えている。児童養護施設は虐待を受けた児童など民間施設では受け入れづらい児童を多く受け入れており、入所率はおおむね9割となっている。現状では定員に近い入所者がいるが、特に待機者が著しく多い状況ではないため、ニーズに見合った定員になっていると考えている。

権守委員

- 1 行政報告書141ページの「(5)福祉ビジネスの育成」について、平成26年度の実績では、相談件数が75件、創業件数が17件となっているが、相談の主な内容や創業した事業はどのようなものか。
- 2 追加資料16について、児童相談所の相談件数のうち、平成26年度の養護相談の件数が前年度比で1,270件増えているが、増えている状況をどう考えているか。また、行政報告書146ページの「(6)児童相談所業務の推進」を見ると、養護相談のうち8割以上に対して助言指導を行ったとなっているが、どのような助言を行ったのか。
- 3 行政報告書154ページの「(8)介護人材確保対策の推進」のうち、「ア 介護人材の確保・定着の支援」について、資格取得を支援した事業者には雇用に係る経費等を助成したとのことだが、助成した事業者数と雇用者数はどれくらいか。また、事業者には介護技術講習受講料の一部を助成したとのことだが、助成した事業者数はどれくらいか。
- 4 介護人材の確保・定着の支援として、介護のPR隊が大学・高校等への訪問や県外での人材募集活動等を実施したとのことだが、それぞれ何か所実施したのか。また、県外のどのような大学・高校を訪問したのか。さらに、県外での人材募集活動によりどれくらいの方が就職に結び付いたのか。
- 5 「イ 介護職員の処遇改善」について、介護職員処遇改善加算を受けるよう働き掛けたとのことだが、どれくらいの事業所に働き掛けたのか。また、県が作成した介護職員モデル給与表の導入についてもどれくらいの事業所に働き掛けたのか。

福祉政策課長

- 1 相談の内容は、創業の初歩に関するものから実務的なものまで様々である。介護保険事業を創業したいという相談が最も多く、次に障害者支援事業を創業したいという相談が多かった。創業件数の内訳については、12件が訪問介護、通所介護などの介護関係の創業、4件が児童デイサービスなどの障害者関係の創業、1件が子供関係の創業である。

こども安全課長

- 2 平成26年度の養護相談の件数が前年度比で増加している理由は、児童虐待に関する相談・報告が増えているためである。夫婦間の暴力を目撃した児童について児童虐待を受けたとして警察から通告される件数が増えている。助言指導は親に対して1回から数回の指導で終了するものであるが、このように警察からの通告を受けて親を指導した場合も大多数が助言指導である。

高齢者福祉課長

- 3 介護資格を持っていない者を6か月雇用し資格取得を支援する事業では、209人が新たに雇用され、そのうち182人が介護職員初任者研修を修了した。また、介護福祉士資格取得支援については、60事業所、105人の介護技術講習受講料の一部を助成した。
- 4 大学・高校を合わせて47か所に訪問している。県外では高崎経済大学を訪問した。介護のPR隊の対象者が1年生や2年生の場合もあるため、実際に介護事業所への就職に結び付いたかまでは把握していない。
- 5 介護職員処遇改善加算については、5月ごろに県内の介護事業所を集めて行う集団指導の場において、また、指定更新手続きや新規の指定の手続き等の際にその都度働き掛

けている。モデル給与表については、平成25年度に作成し、介護職員処遇改善加算と同様に、集団指導において約4,600事業所に導入を働き掛けた。その後の追跡調査では、県が所管する特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の約9割が、新卒及び新卒5年目の年収ベースでモデル給与表と同等以上の給与水準を確保している。

板橋委員

- 1 行政報告書146ページの「(6) 児童相談所業務の推進」を見ると、児童相談所の対応件数1万5,983件のうち、施設等入所が368件となっている。中には投薬治療等が行われる場合もあるかと思うが、医療的ケアが必要な児童数はどのくらいか。また、児童相談所が児童を施設に入所させている中には、様々な事情から親に面会させられないケースもあると聞いているが、平成26年度はそのようなケースはどのくらいあったのか。
- 2 追加要求資料24の無料低額宿泊所の一覧に2つの無届施設があるが、平成26年度にこれらの施設にどのような指導を行ったのか。また、善弘寺分院宗永寺川口寮は定員オーバーであるが、川口市とはどのように連携してきたのか。

こども安全課長

- 1 入所した児童のうち医療が必要な児童の数は把握していないが、必要な児童には医療を受けさせている。費用は公費負担であり、措置費で賄っている。平成25年度と平成26年度に新たに面会を制限した件数はゼロである。それ以前では、平成23年度に面会を制限した事案が1件ある。なお、児童を施設に入所させる場合は親権者の同意を得ることが原則であるが、例外的に親の意に反して入所させる場合もある。その場合家庭裁判所の審判を受けて行っている。平成26年度にはこのような例外措置により入所した児童は13人であった。

社会福祉課長

- 2 無届施設である善弘寺分院宗永寺川口寮、松伏寮については、他の届出施設と同様に、年1回の実地調査を行い、併せて入所者への聞き取り調査も行っている。両施設とも採光不足など建築基準法違反があるため、建築担当課と連携して指導を継続している。また、届出をするよう指導もしているが、両施設とも地元住民の理解が得られておらず、届出には至っていない。川口寮は無届施設であるため定員を確定することができず、現在は78人を定員として捉え、それ以上は入所させないよう川口市とともに指導しているが、法的な強制力はない。今後も川口市と連携して指導していく。

板橋委員

子供を親に会わせないのには様々な個別事情があると思うが、親にとって子供に会えないのは大変なことである。個別の事情に合わせてきめ細やかな対応が必要だが、しっかりと対応しているのか。

こども安全課長

平成26年度には新たに面会を制限した事案はなく、過去から継続している事案があったが、個別の事情を勘案し、子供の状況も把握しながら丁寧に対応している。親権者の同意がなく入所させる場合も、行政庁だけの判断ではなく家庭裁判所で親権者の意見を聴いて審判が下されており、丁寧に対応している。

内沼委員

- 1 行政報告書150ページの「ア 老人福祉施設等の整備」について、特別養護老人ホームは整備が進んではいないがまだ不足しており、入所を希望しても入れない方もいる。平成26年度の入所待機者の状況はどうなっているか。また、今後どのように待機者を解消していくのか。
- 2 施設入所者や施設の職員等から苦情や意見はどれくらいあったのか。また、どのくらい解消できたのか。

高齢者福祉課長

- 1 特別養護老人ホームについては、平成26年度中に3,081人分を新たに整備した。入所希望者は、平成26年4月1日現在14,947人であったが、平成27年4月1日現在12,761人に減少した。入所要件が平成27年度から原則要介護3以上に変更となった影響もあると思われるが、施設整備が進んだことが入所希望者の減少につながっている。平成15年度末から平成26年度末までの間、17,170人分を整備し、増加率は140.3%であった。1都3県の中では増加数、増加率ともに埼玉県が一番であり、平成23年度以降は埼玉県だけが入所希望者を減少させている。今後は、高齢者支援計画に基づき、入所定員を今後3年間で整備数を7,190人分増やすこととしている。

福祉監査課長

- 2 福祉監査課が平成26年度に対応した苦情の件数は、224件である。そのうち職員や利用者及びその家族からのものが約72%となっている。苦情に対しては電話等により相談に応じたり、内容に応じて特別調査や定期的実地指導等により実態を確認し指導した。こうした取組によって、苦情は5件を残して解消した。なお、未解消の5件については今年度引き続き指導を行っている。

内沼委員

特別養護老人ホームの入所定員を3年間で7,190人分増やすこととは、平成27年度から平成29年度までに行うのか。

高齢者福祉課長

そのとおりである。高齢者支援計画では、平成26年度末の29,409人分を、平成29年度末には36,599人分に増やすこととしている。

木下委員

- 1 生活保護の不正受給防止に向けて、警察との連携が重要であるが、どのような連携を図っているのか。
- 2 里親について、平成26年度には新規里親登録者数が72組あったとのことだが、ここ数年の新規里親登録者数の推移はどうか。
- 3 長年運営されている特別養護老人ホームでは、施設の大規模修繕などが必要となってくる。施設の新設に対する支援があっても、大規模修繕等に対する支援が充実していないと運営が難しくなってくる。平成26年度は特別養護老人ホームの大規模修繕に対してどのくらいの助成を行ったのか。

社会福祉課長

- 1 生活保護を申請する方の状況を適切に把握するよう福祉事務所の指導をしているが、不正受給は増加傾向にある。県警との連携としては、暴力団員による不正受給を防止するため、暴力団員の疑いがある場合には警察に暴力団照会を行い、生活保護費の支給を防止している。また、悪質な不正受給事案に対しては、警察への告発を検討するよう指導している。さらに、警察官を講師として招き、暴力団員など不当要求を行う相談者を想定したロールプレイングなどの研修を実施し、不正受給防止に努めている。

こども安全課長

- 2 里親の新規登録数は、平成24年度63組、平成25年度43組、平成26年度72組である。

高齢者福祉課長

- 3 特別養護老人ホームの改築に対しては新設と同様に1床当たり300万円、大規模修繕には補助率2分の1で1床当たり100万円の補助制度がある。平成26年度は、改築1件約2億9千万円と大規模修繕7件の合計で約5億円の補助を行った。

木下委員

不正受給を立証する際に医師の診断書がその妨げになっていると聞いている。受給者の診断書だけではなく、福祉事務所が現状を確認するための診断を行う制度が必要だと考えるが、制度改革を国に働き掛けているのか。

社会福祉課長

生活保護の決定に当たり、病状や障害の程度などの確認のため、福祉事務所は、医療機関からの意見を聴取するなどの調査をしている。福祉事務所による調査の中で、生活保護受給者に診断書を提出してもらうこともあるが、基本的には福祉事務所の調査に基づき生活保護の決定をしている。

木下委員

視覚障害があるという診断書が出ているのにもかかわらずパチスロをやっている、歩行できないという診断書が出ているのにもかかわらず日常生活では走っていたというような、診断書の状況とは異なる生活をしている方がいるという話も聞く。医師の診断書が妨げとなって不正の立証が難しくなっているのであれば、福祉事務所が現状を確認するための診断を行う制度がなければ不正受給を排除できない。制度改革を国に働き掛けることが必要だと思うがどうか。

社会福祉課長

国への制度改革の要望はしていない。診断書の内容と生活状況に違いがある場合もまれにあることは把握している。診断と現状に疑義がある場合は医療機関の再診断を指導しているが、強制はできないため対応が難しい。

荒木委員

- 1 公益財団法人いきいき埼玉が行っている彩の国いきがい大学を卒業すると何か資格を取得できるのか。また、卒業生はどのような活躍をしているのか。

- 2 障害者の就労や生活の一体的な支援を行うために県内に10か所設置されている障害者就業・生活支援センターについて、平成26年度の利用状況はどうなっているのか。また、障害者就業・生活支援センターでは障害者の家族からの相談も受け付けているのか。

高齢者福祉課長

- 1 彩の国いきがい大学は、卒業して資格を取得するものではなく地域リーダーになっていただくことを趣旨としている。今年1月に行った卒業生へのアンケート調査の結果によれば、約7割の方が地域活動や社会活動に参加している。一般の高齢者の地域活動への参加割合が約4割であることを考慮すると、彩の国いきがい大学は高齢者の社会活動への参加促進に成果を挙げており、県としては引き続き、運営を支援していきたいと考えている。

障害者支援課長

- 2 平成26年の障害者就業・生活支援センターの登録者数は、10か所合計で5,388人であり、このうち就業した方は2,548人である。障害者の家族が来所した場合にも相談を受け付けている。

荒木委員

彩の国いきがい大学の卒業生は、具体的にどのように活躍しているのか。

高齢者福祉課長

具体的な活動事例は、高齢者介護施設などへの慰問や作業介助、放課後児童クラブでのボランティア、緑のせん定、地域の見守り活動など多岐にわたっており、地域のリーダーとして活動され地域の活性化につながっている。

石川委員

- 1 生活保護費返還金には、全てが不正受給の場合の生活保護法第78条による返還金だけでなく、急に必要な場合に生活保護を受けて、後でお金できた際に返還される生活保護法第63条による場合もある。返還金の収入済額の生活保護法第63条及び第78条による場合の内訳、収入未済額の生活保護法第63条及び第78条による場合の内訳並びに最高額及び最低額はどうか。また、不納欠損額の生活保護法第63条及び第78条による場合の内訳並びに最高額及び最低額はどうか。
- 2 障害者就労施設の工賃向上については様々な事業を行っているが、工賃の上昇にどのように結び付いたのか。
- 3 行政報告書163ページの「(3)社会福祉施設等の指導監査」の表に指摘件数が記載されているが、指摘を行った施設の数を表の上から順に教えてほしい。
- 4 平成26年度の母子寡婦福祉資金の不用額は3億5,579万円である。一方、県債は、4億1,407万円となっている。不用額が多いのであれば、繰入金で賄えれば、県債は必要ないのではないか。

社会福祉課長

- 1 生活保護費の返還金について、生活保護法第63条及び第78条による場合の内訳や最高額、最低額については手元に資料がない。返還金の総額については、平成25年度

以前に調定を行ったものが2億9,039万円、平成26年度に調定を行ったものが1億3,689万7,000円である。それに対して収入があったのが6,841万8,000円、不納欠損として処理したものが292万5,000円である。最終的に収入未済となったものは719人分で3億5,594万4,000円。不能欠損として処理したものは6人分で292万5,000円である。それ以上の詳細なデータは手元にない。

障害者支援課長

2 民間企業での就労が困難な方が利用する障害者就労継続支援B型事業所における平均工賃月額、平成26年度は13,950円であり、対前年度比で641円増えている。工賃向上支援事業として、障害者就労支援施設が生産技術の向上、品質の向上、魅力ある製品開発などを行うために専門家の指導を受ける場合に経費を補助する技術指導員支援制度がある。平成26年度は、この制度で、1施設当たり60万円を上限に25施設に対して総額1,310万円の補助金を交付した。また、障害者就労施設・シニア世代連携事業などの支援策を実施している。併せて、埼玉県障害者優先調達推進方針を定めて障害者就労施設などからの調達を積極的に進めており、平成26年度の調達実績額は4,589万円、対前年度比1.4倍となった。これは、障害者優先調達推進法施行前の平成24年度と比較して5.3倍の実績である。今後も障害者の仕事の確保と収入の向上に率先して取り組み、障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を推進していく。

福祉監査課長

3 全体では1,453施設に監査を実施した。施設ごとの内訳は、老人福祉施設329、障害児施設77、児童養護施設等29、障害者支援施設83、障害福祉サービス事業所73、法人本部のみ2、その他の施設2、公立保育所360、民間保育所498である。

少子政策課長

4 平成26年度の不用額は、剰余金として翌年度へ全て繰り越し、貸付金の原資として有効活用される仕組みとなっている。

石川委員

- 1 生活保護費の返還金について手元に資料がないとのことだったが、把握しているのであれば資料要求したいと思う。県は、福祉事務所に対して指導監督する立場でもあるので、詳細なデータが把握できていないのであれば問題である。把握していないのか、それとも手元に資料がないだけで、資料請求すればすぐに出せるものなのか。
- 2 生活保護のケースワーカーは、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数が100世帯以上の市の福祉事務所がある一方で、県の福祉事務所のケースワーカー1人当たりの世帯数は市町村と比較して少ない。ケースワーカーの増員について、どのように考えているのか。
- 3 行政報告書161ページに記載されている工賃向上の2事例では、どれくらい工賃が向上したのか。
- 4 社会福祉施設等の指導監査については、例えば民間保育所の場合は、対象498施設に対して実地監査を126施設、書面監査を372施設で実施し、219件の指摘を行ったのか。

社会福祉課長

- 1 生活保護費返還金の生活保護法第63条及び第78条による場合の内訳並びに最高額及び最低額については、データはあるので整理した上で提出したい。
- 2 ケースワーカーの配置基準は、市部の福祉事務所では被保護世帯80世帯に1人、郡部の福祉事務所では65世帯に1人とされている。このため、郡部を所管する県の福祉事務所は市の福祉事務所に比べ、ケースワーカー1人当たりの世帯数が少なくなっている。平成27年4月現在、県はこの基準を満たしているが、12の市で基準を満たしておらずケースワーカーが不足しており、県としても充足を働き掛けている。特に不足している市には、福祉部副部長が直接市を訪問し、市の福祉部長や人事部長などに直接増員をお願いしている。市でもケースワーカーの増員を行っているが、生活保護世帯数が増加傾向であり、ケースワーカー不足の解消には至っていない。

障害者支援課長

- 3 平成26年度に支援を実施した施設の平成27年度の工賃がまだ出ていないので比較はできないが、平成25年度に実施した施設では、23施設のうち19施設で工賃が上昇し、平均上昇額は月額2,495円であった。また、玉ねぎの生産や出荷に取り組む障害者農業参入チャレンジ事業では、実施した5施設の平均で月額1,654円工賃が上昇した。

福祉監査課長

- 4 そのとおりである。なお、指摘件数は延べ件数であり、監査を実施して指摘を受けた施設、受けなかった施設があるが、指摘を受けた施設への指導に重点化していることから、統計上指摘を受けなかった施設としては把握していない。

石川委員

技術指導員による指導について、平成26年度に実施した施設について工賃がまだ出ていないとのことだが、工賃は向上する見込みなのか。

障害者支援課長

過去3年の状況を見ると、平均上昇額は平成23年度は月額2,469円、平成24年度は月額1,716円、平成25年度は月額2,495円であり、事業実施の効果が出ている。平成26年度も同様に工賃が上昇するものと考えている。

委員長

石川委員から生活保護費返還金の内訳等について資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

それでは執行部におかれては、速やかに提出願いたい。なお、資料については控室に配布しておく。

ほかに発言はあるか。

山本委員

- 1 行政報告書139ページの「3 安心して子育てできる環境づくり」について、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、平成26年度は施行準備の負担が大きかったと市の担当者から聞いている。新制度の施行準備に当たり、県は市町村とどのように連携していたのか。
- 2 5か年計画の指標となっている待機児童数について、ここ数年は待機児童数が減っていない。保育需要が増えているため追い付いていないのだろうが、平成29年4月1日時点で保育所待機児童を550人にするという目標に向けて、平成26年度中にどのような努力をしてきたのか。
- 3 追加資料12の「2 次世代育成コバトンプランの目標と達成状況」について、おおむね3分の2は達成しているが、一時預かり事業、特定保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業については目標が未達成であった。このうち、一時預かり事業、病児・病後児保育事業は目標に近いめほぼ達成できたと評価できるが、特定保育事業、休日保育事業の2つは達成率が6割程度である。女性が活躍する社会やウーマノミクスが期待されているが、フルタイムの仕事に復帰したくても保育所に入れなかったり、土日の仕事であるといった事情があるので、休日保育事業などの需要が高かったのではないかと。平成26年度が最終年度であった「子育て応援行動コバトンプラン」の総括を伺いたい。

少子政策課長

- 1 新制度施行準備として、市町村も計画策定が必要であった。このため、計画策定などについて、市町村を対象とした説明会の開催や情報提供を行い、市町村との連携を図ってきた。
- 2 待機児童数の増加は、新制度が始まり入所希望者が増加したことや女性の就業者が増加したことなどが要因と考えられる。平成26年度は6,600人程度の受入枠を確保して、待機児童対策に努めた。平成27年度も6,000人の受入枠を確保する予定である。
- 3 子育て応援行動計画では保育所受入枠など11の指標を定めており、3つの指標の目標値が達成できなかった。一時預かり事業については、目標値の約98%に達し、目標をほぼ達成できている。特定保育事業と休日保育事業の2指標については、目標値の60%程度しか達成していない。利用者のニーズが少なかったため、市町村による整備が進まなかったことが原因と考えている。今後とも市町村とよく連携し、現状を踏まえた対応を進めていきたい。総括としては、ほぼ目標を達成できたと考えているが、新制度が施行されたため、問題点も探りながら、新しい計画をしっかりと進めていきたい。

秋山委員

- 1 行政報告書143ページ「(1) 埼玉県子育て応援行動計画の推進」について、「埼玉県子育て応援行動計画」では保育所等の受入枠を9万2,328人から今後5年間で11万1,522人に増やす目標としているが、この目標設定に当たっての根拠を伺う。
- 2 追加要求資料13「②待機児童数推移」を見ると、待機児童数は平成26年度当初は905人、平成27年度当初は1,097人となっている。これとは別に、認可保育所や認定こども園に入所できなかった不承諾児童数が、平成25年度には4,103人、平成26年度には4,767人、平成27年度には6,252人に上ると聞いている。待機児童数に表れない不承諾児童が大勢いるのが現状である。今年1月の0歳から5歳までの児童のうち保育所を利用している割合である入所率は26%である。ウーマノミ

クスの効果もあり、働きたいという母親が増えているため、入所率は高まっていくと思われる。入所率の向上を見込んで入所枠の拡大を考えていかなければ待機児童は解消されないのではないか。目標値が甘いのではないかと考えるが見解を伺う。

- 3 厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、平成26年度の保育士の給与は埼玉県が20万9,900円であるのに対し、東京都は24万200円となっており、東京都に隣接する自治体では保育士の確保が困難になっている。「埼玉県子育て応援行動計画」を推進するためには保育士の確保が課題であるが、保育士の給与上げが必要ではないかと考えるが現状をどう認識しているのか。
- 4 埼玉県高齢者支援計画では、特別養護老人ホームの入所定員を平成31年度までに10,390人増やして39,799人にするとしている。ところが、特別養護老人ホームの入所希望者は平成26年度で14,947人おり、計画を達成しても現在の待機者も入所できないことになる。高齢者人口は更に増える。この計画では間に合わないのではないか。目標値を実態に合わせて引き上げる必要があるという認識はあるのか伺う。
- 5 行政報告書154ページの「(8)介護人材確保対策の推進」について、介護職員処遇改善加算は平成24年度に設けられ、月額1万5,000円相当の加算が受けられるようになった。平成27年度からは更に月額1万2,000円相当が上乗せされ、合計で月額2万7,000円相当の加算が受けられるようになった。加算を受けている事業所は平成26年度では82.5%となっているが、なぜ残りの約2割は加算を受けていないのか。
- 6 介護職員処遇改善加算の対象は介護職員に限られており、ケアマネジャー、看護師、調理師などは対象外であるため、事業者は大変苦勞している。介護職員以外の職員にも加算が適用されるようにしてほしいとの要望が事業者から県に届いているのか。また、介護職員処遇改善加算は、加算を受けると利用者の自己負担に跳ね返るといった問題もあるが、県はどのように認識しているか。
- 7 平成27年度に介護報酬が2.27%に引下げられたことによる事業所へのダメージを、県としてはどのように認識しているか。

少子政策課長

- 1 保育所等受入枠の目標値は、各市町村が定めた受入人数の目標値を合計したものである。市町村は、平成25年度に住民の就労希望や保育の希望などに関する調査を実施し、調査結果に潜在的な意向も加味して保育のニーズを推計し、受入人数の目標値を定めたものである。
- 2 市町村のニーズ調査をもとに県の目標値を定め、平成31年度までに受入枠の確保を進めていくこととしているが、今後、保育所の申込状況が大きく変化する場合などには、市町村と連携して、県の計画の見直しを考えていく必要があると考えている。
- 3 給与の改善は、保育士の人材確保のために重要な取組であると考えているが、県単独で給与の改善を行うことは、財源の問題もあるため難しい。費用対効果を検証し、実施できるかどうかを研究していく。給与改善以外にも、県内で働く保育士が増えるように、地元就職を希望する方を対象としたPRなどを実施し、人材確保に努めていく。

高齢者福祉課長

- 4 計画の目標数と待機者数の数だけ見ると、追いつかないように見えるかもしれないが、特別養護老人ホームの整備は平成15年度末以降、増加数、増加率とも埼玉県が一都三県では一番であり、市町村とも連携しながら対応してきている。施設サービスは介護保

険制度の運営に大きな負担になるものである。特別養護老人ホームだけを増やすのではなく、在宅でのサービスが受けられる体制、そして最後のセーフティネットである特別養護老人ホームを含めた地域包括ケアシステムを整える必要がある。次期の高齢者支援計画では、入所希望者数を踏まえ市町村と連携しながら目標を設定する。

- 5 介護職員処遇改善加算の取得率は、平成26年度が82.5%、平成27年度の9月時点が86.1%となっている。介護職員処遇改善加算は毎年度改善の計画書を提出することが条件である。このため、年度途中でオープンした事業所では、様子を見てから申請しようというところもあり、なかなか90%を超えるような取得率にならない。加算を受けていない事業所の中には、元々賃金を高く設定しているところもある。また、委員御指摘のとおり、利用者の負担に影響があることから、加算を取得しないところもある。
- 6 加算の対象を介護職員だけでなく他の職種にも広げてほしいという声は、事業者団体を通じて県にも届いている。県では、加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するよう、国に要望している。また、介護報酬の中で賃金を引き上げれば、介護保険財政や利用者負担への影響があるので、平成27年度からは介護報酬とは別枠で措置するよう国に要望している。
- 7 介護報酬引き下げのダメージについては、今月に調査を行うよう準備しているところである。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を予定している。職員の賃金の状況も含めて詳しく調査する予定である。

秋山委員

現在の県の保育所入所率は26%であるが、今後加速度的に入所率が高まっていくこと考えられる。平成25年度の調査に基づいて受入人数の目標値を定めたとのことだが、市町村計画の積み上げでなく、現在の保育所入所率26%がどのくらい上昇するかを県が独自に予測して、目標値を定めることはないのか。

少子政策課長

市町村における保育ニーズの状況を踏まえ、県として見積もることが可能か、今後検討していきたい。

菅原委員

- 1 生活保護の不正受給防止には、ケースワーカーの増員などの様々な課題があるが、県として、不正受給について地域による傾向があると認識しているのか。
- 2 資料7「平成26年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」の190ページに記載されている「発達障害者就労支援センター」について、平成26年度にどのような成果があったのか。
- 3 資料7の191ページに記載されている「地域リハビリテーション支援体制整備事業費」について、平成26年度から本格始動し、支援体制としてケアサポートセンターを設置しているが、10の保健医療圏域に対して、5か所の設置となっている。本来なら10か所必要であると考えますが、議論されてきたのか。
- 4 行政報告書157ページ「ケ 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、高次脳機能障害支援体制整備推進委員会を、平成25年度は開催したが、平成26年度には開催されておらず、平成27年度も現在のところ開催されていないようであるが、なぜか。
- 5 平成26年度に県が開設した「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の開発に

要した経費はいくらか。また、このサイトの利用状況はどうなっているか。

社会福祉課長

- 1 不正受給について地域的な明確な傾向はない。ケースワーカーが標準数よりも少ない川口市や草加市などは不正受給が多いが、ケースワーカーが充足していても多いところもある。毎年、全ての福祉事務所で課税調査により受給者の収入状況を確認し、不正受給の状況を確認している。保護費に対する不正受給額の割合は、埼玉県全体で約0.5%と全国平均と同様の状況である。

福祉政策課政策幹

- 2 平成26年6月に発達障害者に特化した就労支援機関である発達障害者就労支援センターを川口市と草加市にオープンした。発達障害の診断の有無にかかわらず、発達障害の傾向があり、就労に困難を感じている方であれば誰でも利用できる。平成26年度には、2センター合わせて581人が就労相談を利用した。相談者のうち得意・不得意を見極める職業能力評価を194人に実施し、155人が就労訓練を受けた。その結果、19人が就職している。就職するまでの支援には平均して6か月から9か月を要するが、その後の支援によって、平成27年9月末現在では、61人が就職している。

障害者福祉推進課長

- 3 当初は10か所の設置を検討していたが、予算の都合で現在は5か所となっている。派遣実績は平成27年9月末現在で476件、うち川越・比企地域が176件、南部地域が8件と、地域により件数にばらつきがある。また、ケアサポートセンターを担える病院がその地域にあるかどうか見極める必要がある。今後は、これらを踏まえて検討していく。最終的には、市町村が顔の見える病院を見つけてもらい、市町村事業として行ってもらうことであるため、ケアサポートセンターの役割はそのためのつなぎだと認識している。
- 4 高次脳機能障害支援体制整備推進委員会は平成25年度に1回開催したが、平成26年度から開催していない。高次脳機能障害者の支援は、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターが中心となって行っているが、支援を充実するためには、各地域で診断から相談支援ができることが重要であり、高次脳機能障害者支援センターが核となったネットワークを作ることが必要と考えている。その検討を進める中で委員会を開催し、意見を伺っていきたい。

少子政策課長

- 5 平成26年8月に公式サイトを開設した。資料7の198ページ、「子育て環境づくり対策費」のうち約1,500万円が開発に要した経費である。平成27年8月時点のアクセス数は累計で約18万件、月平均15,285件となっている。外出先でも携帯電話やスマートフォンから「パパ・ママ応援ショップ」や「赤ちゃんの駅」の検索に利用できるなど、利便性が高いと考えている。

菅原委員

- 1 生活保護の不正受給が川口市や草加市で多いとのことだが、川口市などの大規模な福祉事務所に対する県の支援は行っていないのか。また、市町村との連携はどうしているのか。

- 2 地域リハビリテーション支援体制整備事業の予算は300万円強であり、県の予算からするとそれほど多くない。この事業は地域包括ケアシステムの柱であり、推進してもらいたい、決意を伺いたい。

社会福祉課長

- 1 川口市や草加市はケースワーカーの配置数が少なく、現場の負担になっている。ケースワーカーの適正配置を市の福祉部長のほか人事部長に対しても要請している。また、不正受給防止のためには、ケースワーカーによる生活実態の把握だけではなく、福祉事務所全体での対応が重要であり、管理職員による進行管理についても監査時に指導している。さらに、厚生労働省による監査や県による特別監査により、重点的に指導してきている。県として財政的な支援はしてきていない。

障害者福祉推進課長

- 2 事業の最終的な目的は、療法士をスムーズに派遣すること、療法士を養成し資質の向上を図ることであると考えている。今後も市町村の要望に応じていきたい。

西山委員

- 1 追加要求資料19を見ると、要介護認定の認定者割合が最も低いのは和光市の9.4%であり、最も高いのは小鹿野町の22.1%である。小鹿野町は一人当たりの医療費が少ないことで有名であり、県の事業のモデルにもなっているので意外な気がするが、これをどのように分析しているのか。
- 2 資料7事項別明細書説明調書の200ページに記載されている「児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費」について、具体的な事業内容と補助額を教えてください。

地域包括ケア課長

- 1 75歳以上の後期高齢者の要介護認定率は、前期高齢者の認定率の7倍にもなる。小鹿野町は、高齢者に占める後期高齢者の割合が55.4%と県内で一番高いことがその要因であると考えられる。

こども安全課長

- 2 まず、施設入所児童等健全育成推進事業として4,074万2,424円を助成した。この助成の主な内容は、措置費で支弁されない施設の賠償責任保険料や、キャンプなどの体験活動の事業費、高校への進級進学支度金などである。また、民間児童養護施設等人材確保対策として、職員の給与や適正配置に要する費用の一部1億991万9,579円を助成した。このほかに、乳児院に対し、突然死を防ぐための機器備品リース代などを補助している。

西山委員

県として、児童の自立を支援するため5万円を支援していると聞いているが、ここに含まれるのか。

こども安全課長

技能習得費用として約5万円支出しているが、これは国の措置費制度に基づくものであり、「児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業」とは別の事業である。

西山委員

資格取得支援として、児童養護施設の児童が運転免許を取得するための費用を助成していると聞いているが、平成26年度の実績はどうなっているか。

こども安全課長

運転免許の取得に要する費用は、平成27年度から、「児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業」の新規メニューとして実施するため、平成26年度の実績はない。なお、平成27年度は、就職の際に免許の取得が必要となる児童を対象に補助を行っていく予定で、9人分の予算を積んでいる。

西山委員

平成26年度における技能習得費の使途として、運転免許以外にどのようなものがあったか。

こども安全課長

英語検定の受検費用などが挙げられる。

【説明者】

関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、塩野谷孝志教育総務部副部長、高田直芳県立学校部副部長、小澤健史県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、吉田正市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、大根田頼尚教育政策課長、佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、及川孝之教職員課長、高橋和治福利課長、渡邊亮県立学校部参事兼県立学校人事課長、武内道郎高校教育指導課長、依田英樹生徒指導課長、岡部年男教職員採用課長、加賀谷貴彦保健体育課長、宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、小島克也県立学校人事課学校評価幹、鎌田亨小中学校人事課長、山田晋治義務教育指導課長、藤田栄二家庭地域連携課長、芋川修生涯学習文化財課長、長谷川雄一人権教育課長、横松伸二市町村支援部副参事

【発言】

権守委員

- 1 資料4行政報告書の291ページ(4)の「ア 教育の情報化基盤整備事業」のうち、教員を対象としたICT研修を行ったとあるが、実施した内容や件数、参加した世代や人数が分かれば教えてほしい。
- 2 校務支援システムについて、具体的な整備内容を教えてほしい。
- 3 299ページ、オの電話教育相談事業の電話相談について、24時間365日体制で実施することにより、悩みの解消を図ったとあるが、相談件数が何件あったのか。
- 4 302ページ、アナフィラキシー対応研修会について、平成26年度に4回開催したとあるが、県が行った研修会の参加延べ人数を教えてほしい。
- 5 309ページ、オの防災教育の推進の2つ目の丸印について、「熊谷市と三郷市を研究モデル地区に指定」し、「小・中学校の連携により児童引き渡し訓練や地域の防災関係機関との連携体制の構築強化などの取組を実施した」とある。具体的にどのような訓練だったのか。訓練を行うに当たり、想定した震災状況、どのような想定で訓練を行ったのか。熊谷市と三郷市の訓練内容はそれぞれ異なる内容であったのか。参加した学校、どのような方が参加したのか。今後2つの市に限らず、訓練の成果を広めていくと思うが、今後の展開について伺う。

高校教育指導課長

- 1 ICT研修は、21世紀型スキル育成研修会を行っている。対象は学校の教員であり、平成26年度は小学校の教員44名、中学校27名、高校66名、特別支援学校1名、合計138名で、研修会を何度かに分けて実施している。研修の世代については、比較的若い世代が多いという認識であるが、年齢構成については手元に数字がない。
- 2 校務支援システムは、従来手作業で行っていた学籍あるいは出欠、成績の処理を一元化し、生徒指導要録や進学用の調査書の発行などをコンピューターで処理するシステムである。

生徒指導課長

3 平成26年度の電話相談は、1年間で1万3,053件である。

保健体育課長

4 県が行ったアレルギー・アナフィラキシーの研修会には、延べ1,137名参加した。

5 訓練の想定について、三郷市では、震度5強、5弱など設定を変えながら、主に小学校と中学校の連携を行った。具体的には、中学生が小学生を迎えに行く訓練である。熊谷市では地域全体の協力をいただき、緊急地震速報を活用して実施した。両市では中学生と小学生の連携がしっかりと図られ、中学生が小学生を迎えに行くことに対して、中学生も自分自身がしっかりと防災に協力しなければならないとの意識が高まった、などの成果が得られた。

権守委員

1 ICT研修の具体的内容を教えてほしい。

2 防災教育の推進に当たって、地元の地域の防災関係機関との連携以外は考えていないのか。東日本大震災では、校区内の介護施設と連携し、中学生が入所している方と一緒に避難したなどの事例もあった。また、父兄の方との連携については、ただ引き渡して家に戻すだけではなく、家に戻さずに学校にさせた方が安全であるという考え方もある。父兄や校区内の福祉施設との連携について検討したのか。

高校教育指導課長

1 21世紀型スキル育成研修会は、インテル社の提供するインテルティーチというソフトを使ったプログラムや、東京大学「大学発教育支援コンソーシアム」と連携して行っている協調学習の内容についての研修プログラムを作り、主にタブレットを使ったものなど、最先端の技術を使用し、授業で使えるような研修を行っている。

保健体育課長

2 介護施設との連携については、今後、御指摘を踏まえて検討する。保護者との連携においては、当然保護者も小学生、中学生とともに一緒に活動している。

菅原委員

1 資料4行政報告書の289ページ、本県独自の学力・学習状況調査については、全国初の大変先進的な取組であると評価しており、内外からも同様の声があると聞いている。同調査の問題作成に当たって、どのような検討を行ったのか。全国学力・学習状況調査の内容では、知識を問うA問題と活用を問うB問題に分かれている。特に活用を問うB問題について、今回の埼玉県学力・学習状況調査には含まれているのか。また、今後分析や活用につながるような仕組みになっているのか。

2 資料4の299ページ、(カ)スクールソーシャルワーカーの配置について、平成26年度において4名増員されたが、スクールソーシャルワーカーは国家資格を持つ方が多いにもかかわらず、スクールカウンセラーとの処遇のギャップがあると言われている。スクールカウンセラーとの処遇の差はどのくらいあったのか。処遇の改善について検討したのか。

- 3 資料4の304ページ、県立高校の部活動の充実については努力していると理解しているが、部活動の備品などが老朽化して使えず、PTAや後援会から寄附していただくなど、文化部も運動部も厳しい状況と聞いている。基本的には公費で備品等を更新するべきであると思うが、予算が学校にしっかり配分され、内容を県として把握しているのか。また、平成26年度の配分額はどのくらいあり、予算額の推移はどうなっているのか。
- 4 追加要求資料13、教員採用試験において、小学校で817名が合格しており、中には22歳の合格者もいる。新任が小学校低学年の担任として赴任される事例はあるのか。低学年はある程度経験豊かな教員が担当した方が良いのではないのか。

義務教育指導課長

- 1 全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生、それぞれ小学校5年生までの段階と中学校2年生までの段階の学習内容がきちんと身に付いているかどうかを測るものであり、毎年対象となる子供は当然変わるものである。それに対して埼玉県学力・学習状況調査は毎年一人一人の子供がどのように伸びていったかを見るために、小学校4年生から中学校3年生まで6年間、毎年実施していくものである。いわゆるA問題、B問題については埼玉県学力・学習状況調査でも同じような問題を入れている。
また、分析できる仕組みとしては、現場の教員に対して、問題の意図や、全国学力・学習状況調査との関連性が分かるよう、現在報告書をまとめているところである。

生徒指導課長

- 2 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの処遇のギャップについて、スクールソーシャルワーカーは1日6時間勤務、時給が1,800円、スクールカウンセラーは、1日5時間50分勤務、時給が5,280円である。
更に賃金の高い職場に移りたいと考えている方がいたと間接的に聞いている。処遇の改善については、課題として捉えていきたい。

財務課長

- 3 部活動の備品整備に係る予算については、学校管理費の中の備品購入費で対応しており、各学校の規模に応じて一定の予算を渡して、各学校の裁量で計画的に整備をしている。購入した備品の内容は把握していない。
備品購入費は、平成26年度の決算ベースで約3億3,000万円、平成25年度は約3億5,000万円である。
高額な備品は、学校に配分した予算枠では対応できないものもあるので、必要性や緊急性について別途ヒアリングを行い、予算の範囲内で順次措置している。厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き、教育活動に必要な予算の確保に努めていきたい。

小中学校人事課長

- 4 詳細な数は把握していないが、新採用教員には大学を卒業直後の者、あるいは経験者がいることを考慮しながら校長が担任を充てている。新採用教員の多くは中学年、3、4年生の担任として充てることが多い状況である。また、1つの学校に複数の新採用教員が配置される場合には、2年生や5年生の担任となる場合もあるが、1年生や6年生の担任に充てるケースは極めて少ないと把握している。
初任者に対しては、ベテラン教員等によるサポートなど、学校全体で支援をする体制

を取っている。

板橋委員

- 1 資料4 行政報告書の308ページ、県立高校再編整備計画推進事業及び追加要求資料48について伺う。少子化の中で、高校を統廃合していくことは、限られた財政状況を勘案すると、当然の流れであると思う。後期の再編整備計画によって、開校した学校について、教職員の配置、校名、校章、校歌及び部活動の段階的な移行並びにPTA及び同窓会などの様々な問題について、平成26年度において苦労した点、課題と思われる点について教えてほしい。
- 2 統廃合したことで受験の応募者が多くなった、学力が上がったなどの効果や成果があったのか。
- 3 平成30年に、川口市で市立高校の統廃合が行われるが、川口市から県教育委員会で培ったノウハウの提供について相談はあったのか。あった場合、どのような支援を行い、連携を図っているのか。

魅力ある高校づくり課長

- 1 再編整備計画により整備した新しい学校については、計画発表後、新校準備委員会を立ち上げ、地元の関係者にも委員会へ参加いただき、校名や教育内容について検討した上で開校に臨んでいる。平成26年度には、開校後ということもあり、施設の整備などの予算を執行した。
- 2 再編整備については、「21世紀いきいきハイスクール構想」の計画に基づき、段階的に再編整備を進めてきた。学校の規模が小さくなる中で、学校の教育活動に制約が出てくるため、再編整備を行い、学校の規模を適正にすることで、部活動なども含めた学校の教育活動が活発に行われるという効果が出ている。
教育内容についても、新しいタイプの高校、総合学科の高校や単位制の高校、多部制の定時制の高校という、今までにない新しい教育内容を行う学校を整備してきた。教育の質の向上という点においても効果を上げてきたと認識している。
- 3 川口市の新校の関係であるが、川口市からの要請に基づき、新校の準備委員会へ県職員を派遣するという形で、支援を行っている。

参事兼県立学校人事課長

- 3 川口市教育委員会からは、特に人事異動について、力量のある人材の転入、また、管理職の配置について相談があり、対応しているところである。また、川口市の方で過員解消、教員が余るようなケースについても、県で受け入れる体制を準備しているところである。
川口市の統廃合による学級数減少に伴って生徒募集に影響が生ずることから、同市からの県立高校での受入れ要請を踏まえ、全県的な生徒募集について検討しているところである。

山本委員

- 1 資料4 行政報告書の298ページのイ、ネット問題対策教育推進事業について伺いたい。サイト監視の状況について、問題があり学校に通報したサイト数が4,619件とあるが、平成26年度のサイト監視体制はどのように行われたのか。また、学校に通報した後の対応はどのようになるのか。

- 2 同事業では、高等学校6校を研究校に指定し、いろいろな取組を行ったと思うが、昨年11月4日に開催されたイベント「Stop! いじめ in SAITAMA 2014」の中で、研究校による実践発表が行われ、県ホームページへの掲載による発信を行ったとある。ホームページで確認したが、実践発表の内容を調べきれなかった。実践の成果及び実践の内容はどこに掲載されているのか。

生徒指導課長

- 1 ネット問題対策教育推進事業は、県立学校178校を対象に学校非公式サイトを監視し、学校活動を支援するものである。問題のある書き込みがあった場合は、学校に情報提供して、学校から削除依頼をしている。書き込みをした生徒が把握できた場合には、当該生徒に削除させるなど、指導に役立てている。また、ここで監視した様々な問題のあるサイトについては、毎月、ネットトラブル注意報として各学校や市町村教育委員会に情報提供し、トラブル防止に努めている。

なお、サイト監視の体制について、平成26年度はピットクルー株式会社という民間会社に委託して、24時間体制で対応している。

- 2 「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」の6校の取組については、それぞれの学校で全校生徒の意見を集約し、自分たちのルールを作り、各学校で自ら作成したルールを自ら守っていこうとする取組である。

ルールの一例として、ネットに写真を載せるときは、相手の許可を取る。学校内では、必ず電源を切る。歩きながらのスマホはしない。10時以降は使わない。人とのコミュニケーションを大切にし、言いたいことは直接言う。インターネットで知り合った人とは、深く関わらない等、学校により工夫を凝らし、生徒自ら取り組んでいる。

これらは、保護者の啓発講演会などで周知している。また、ホームページへの掲載については、各学校からの報告書が取りまとまったところである。作業の遅れについては善処していきたい。

内沼委員

- 1 資料4行政報告書の293ページ、県立高校プロフェッショナル育成推進事業は、専門性に特化した良い事業だと思うが、スペシャリストの講師の方々はどのように選んでいるのか。また、事業の成果はどのように表れているのか伺う。
- 2 実践的職業教育グローバル事業は、時代に即したすばらしい事業だと思う。どのような企業や大学と連携したのか、何社、何大学と連携した事業なのか。
- 3 8校4チームが埼玉ブランド商品としてパンや菓子など11品目を商品化したとあるが、商品はどこで、どのように売り出したのか、台湾に15人を派遣して現地の学生と連携したとあるが、どのような系統の学校と連携したのか。また、成果についても伺う。
- 4 先日、川越工業高校が、エボルタ乾電池を使った電車で22.615km走り、ギネス記録を樹立されたと聞いている。これも高校と企業の連携した取組と思うが、同事業であるのか、全く別のものなのか伺う。

高校教育指導課長

- 1 「プロフェッショナル」に学ぶ事業は、専門高校を中心に合計33校78学科、延べ92回実施している。それぞれの学校で様々な講師を招いており、具体的には和菓子店の店主、フラワーデザイナー、地元農業の経営者、大学の研究者、自動車整備技術者、調理師、プログラマーなど、学校の教育と関わりの深い方となっている。

生徒が日常学んでいる事柄が将来にどう結び付くか、将来の姿をイメージでき、目標設定がしやすくなるなど、大変教育効果の高い事業と認識している。

- 2 実践的職業教育グローバル事業について、平成26年度は、いずみ高校と川越工業高校がサークルKサンクスと連携し、地元の狭山茶を使った「おもちでくるんだ煎茶クリーム」、入間郡産ゆずを使った「あんぱん」、「カスタードデニッシュ」を開発し、サークルKサンクスで販売した。また、大宮商業高校と杉戸農業高校が三州製菓と連携し、「野菜を使ったクッキー」や「米粉を使ったパウンドケーキ」を開発し、三州製菓やイオンレイクタウンで販売した。さらに、岩槻商業高校と進修館高校が藤宮製菓と連携し、3種類の菓子を開発・販売した。

成果としては、子供たちが実際苦労して作ったものを自ら販売することで、お客様に喜ばれるところを直接見られるなど、非常に教育効果が高いものと考えている。

- 3 台湾での連携に関しては、現地の専門高校の生徒と日本のイオンリテール株式会社と連携して、「杏仁プリン」や「まるーろー」などの商品を共同開発した。現地の学生と交流して開発商品を調理することで、これからの時代に必要となる国際感覚を養えるため、大変効果があったと思っている。
- 4 川越工業高校に関しては、ギネス記録に認定され喜ばしいことではあるが、これは高校とパナソニックが独自に連携して取り組んだものであり、実践的職業教育グローバル事業での取組ではない。実践的職業教育グローバル事業には、新座総合技術高校が広栄交通バス株式会社と連携し、バスの塗装のデザインをし、そのバスを実際に運行するという事例がある。

木下委員

- 1 資料4行政報告書の307ページ、「指導が不適切である教員に係る指導改善研修」が一人ということだが、追加要求資料を見ると平成26年度以前にも、指導が不適切であると認定された教員はそれなりの人数がいる。認定を受けた教員の中に校長、教頭という管理職が含まれているのか。
- 2 307ページの一番下、市町村で解決が困難な保護者への対応に対してサポートをしたとあるが、大変良い活動をされていると思うので、実際にこのような支援をしたケースが何件ほどあるのか。
- 3 308ページ、「小・中学校の運営の充実と適正化」を図るために、新任校長と候補者にも研修を行っている。これは候補者又は新任時だけなのか、候補となった後も行っているのか。

小中学校人事課長

- 1 指導が不適切な教員の状況の中に管理職は含まれていない。一般の教員の中で、最も程度が重いものについては、現在指導改善研修を行っているところである。
- 2 サポートチームは、それぞれの教育事務所において、副所長を中心に、様々なスタッフで編成している。平成26年度はサポートチームとして対応した事例はないが、本局と教育事務所が一体となって問題解決にあたった事例は5件である。
- 3 管理職の研修は、それぞれ校長、教頭候補者名簿登載後に行っている。管理職選考試験に合格した翌年度に校長、教頭ともに管理職候補者の1年次の研修として、それ以降についても2年次、3年次と候補者である期間は、毎年研修を行っている。また、校長、教頭に登用された後も、それぞれ新任校長、新任教頭、また教頭2年次、校長2年次研修を実施している。

木下委員

校長になる前の候補段階での研修、新任時、1年次、2年次に研修を行うが、4年目、5年目と途中で研修が入ることはないのか。

小中学校人事課長

教頭候補者については、合格した翌年度に教頭候補者1年次、その次の年には教頭候補者2年次研修と行っている。3年次以降については、年次で分けるのではなく、登載者のうちは、実際に登用されるまでの間、3年目であっても4年目であっても、毎年研修を行っている。

校長についても、1年次だけは別に行っているが、それ以降については、候補者になってから2年次以降は登用されるまでの間、しっかりと研修をしている。

木下委員

登用されてからの3年目以降はないのか、という質疑である。

小中学校人事課長

校長に登用されて3年次以降は、県として研修は行っていないが、校長研究協議会、あるいは市町村ごとに行われている様々な研修会の中で、県の政策の方針や事例について、情報提供や、研修を行っているところである。

木下委員

校長になって3年次以降については、基本的には校長同士の交流、意見交換を行っているというイメージだと思うが、登用後、実際の現場において少し課題がありそうだから頑張ってもらいたいという校長がいた場合、どのように対応するのか。研修などを行っているのか。

小中学校人事課長

県として3年次以降の研修は行っていないと申し上げたが、サービスを監督している市町村教育委員会が主体となって研修等を行っている。県教育委員会にも管理職に関する苦情もまれにあるが、その場合は、市町村教育委員会が窓口となって指導を行うとともに、教育事務所と市町村が連携して適正に対応できるように助言をしている。

石川委員

- 1 資料4行政報告書の310ページ、スクールガード・リーダーについて、62市町村の708人にスクールガード・リーダーになっていただいたとのことだが、平成26年度はどのような人を委嘱したのか。人選については市町村任せだったのか。実態をどのように把握しているのか。
- 2 312ページ、放課後子供教室推進事業について、県から市町村へ補助をする際、補助金の対象となる経費に制約はあるのか。補助の対象となっている経費はどのようなものか。市町村事業の実態をどのように捉えているのか。

保健体育課長

- 1 スクールガード・リーダーについては、警察OBやPTAの役員など、地域の方に委嘱をしている。また、人選は市町村から推薦があった方に委嘱している。

家庭地域連携課長

- 2 放課後子供教室推進事業については、国の要綱で補助対象が定められている。県では、1教室当たりの運営経費の上限額、1市町村当たりの運営委員会の経費の上限などを定めている。対象となる経費は、教育活動推進員に対する経費、教育活動サポーターに対する経費、保険料、通信運搬費、成果をまとめた報告書の印刷製本費、教材費・消耗品費、コーディネーターの謝金、また、新規の場合については備品を補助対象としている。事業の主体は市町村であるが、事業の実態については、現地で確認させていただく場合もあるが、最終的には事業報告で確認している。

石川委員

- 1 スクールガード・リーダーの市町村の実態について、県は把握しているのか。実際に活動を見ているのか。平成26年度の状況を教えてほしい。
人選は市町村から推薦されたということだが、市町村にはどのような人を推薦してほしいと依頼しているのか、それとも依頼をしていないのか。
- 2 放課後子供教室推進事業について、備品購入費が補助対象となるのは、新規の場合だけなのか。

保健体育課長

- 1 スクールガード・リーダーの実態について、人数は記載のとおりである。一人当たり年間平均166日活動いただいている。
人選について、県から市町村に依頼する際に、過去の事例や候補者の職種など、例を挙げて推薦を依頼している。
市町村との連携については、市町村も独自に見守り活動を行っており、児童生徒を守るに当たって、スクールガード・リーダーだけではなく、地域との見守りとの連携が必要である。

家庭地域連携課長

- 2 国の補助要綱による制約があり、委員の発言のとおりである。

石川委員

- 1 スクールガード・リーダーについて、市町村にこのような人を推薦してほしいと依頼しているとの説明があったが、自主防災組織や、わがまち防犯隊など、自治会の役員が担うところがほとんどである。県から支給された衣服や、帽子、備品もあるが、自分たちの町内のものもあり、二重行政になっている可能性もある。そのような実態を把握しているのか、もし把握しているのであれば、より効率の良い方法があると思うが、見解を伺う。
- 2 放課後子供教室について、国の基準として備品購入費は、新規の場合だけのことだが、備品が老朽化して、更新が必要なこともある。補助金を出す立場の県としてどう考えているか。

保健体育課長

- 1 市町村との連携について、小川町の活動については直接訪問し、活動確認をしている。御指摘いただいたスクールガード・リーダーへのベストの配布については、地域、市町村で実施している見守り活動と重複しているという情報を入手しているので、行政とし

て重複しないよう、連携を図ってまいりたい。

家庭地域連携課長

- 2 放課後子供教室推進事業は、市町村の事業であり、国が3分の1、県が3分の1の経費を補助している。補助を受けず市町村が備品を購入することはできるので、市町村の担当者との会議などで伝えてまいりたい。

秋山委員

- 1 臨時的任用教員について、本会議の一般質問に、県は多くの教員の新規採用に努め、定数内臨時的任用教員の比率は減少傾向にあると答弁していた。
しかし、追加要求資料15の平成22年度と平成26年度の臨時的任用教員の比率を比べると、小学校では1.7%、特別支援学校では0.9%増えている。中学校、高等学校の臨任率はやや下がっているが、全体では平成22年度と比べて平成26年度はやや増えているのが実態である。臨時的任用教員を減らすという答弁を踏まえて努力していく必要があると思うが、平成26年度の新規教員の採用予定者数は何人で、平成25年度と比べてどのくらい増えたのか。また、教員の採用枠の拡大について、どう取り組むのか。
- 2 市町村ごとの臨任率だが、平成26年度、戸田市では小学校16.8%、中学校19.0%となるなど、県の臨任率を大きく上回っている自治体もあると聞いている。臨任率の高い自治体の現状や自治体間でのアンバランスについて、県の認識と今後の対策について伺う。
- 3 追加要求資料の43、学校管理費について、学校管理費の予算は年々徐々に増えてきているが、県立学校や特別支援学校の教職員からは「基本的に光熱水費と学校行事等に関わる教員の旅費で使い切り、備品購入もままならない」などの声を伺うことが多くなっている。近年の電気料金、水道料金などの値上げ、消費税増税、物価上昇などを考えると、現場は深刻なのではないかと思う。実態をよく把握して不自由をきたさないように、平成26年度にはどのように対処をしてきたのか。
- 4 追加要求資料26、県立高校の団体費について、県立高校の保護者はPTAや後援会の会費として年間平均26,000円あまりを負担している。資料では、平成26年度26,121円となっている。ある高校では、PTA会計から行事費の約100万円が文化祭や体育祭に支出され、ある工業高校では、後援会会計から実習用消耗品・教科用備品に561万円が支出されていると聞いている。本来、教育予算で措置すべきものが、実際はPTA会計や後援会会計から補填され、実質的には保護者負担となっている。平成26年度決算を見ると、保護者負担の軽減のためにも、学校運営に必要な予算を確保することが必要であると思うが、どのように学校現場を把握しているのか。
- 5 先日、当委員会で埼玉県立近代美術館を視察した際、平成27年度の美術品購入予算が330万円と聞いた。しかし、この5年間は予算額2,000円とほとんどないに等しい。近代美術館の展示品購入費の過去最高額はいくらか。より魅力ある施設にするために、展示品購入費をどのように評価し、位置付けていくのか。

教職員採用課長

- 1 平成26年度の新規採用教員の採用予定者数とその増減を、志願区分別に申し上げる。小学校は840人で前年度と比べて増減なし、中学校は520人で増減なし、高等学校は450人で増減なしである。特別支援学校については高等学校に含めて試験を実施し

ている。養護教員は25人で5人増、栄養教員は5人で5人増、合計1,840人で、10人増である。

小中学校人事課長

1 臨任率が高いことについては、課題として捉えている。これまで、退職者数に見合う数を採用すると、将来、現在と同じように大量退職が発生する可能性があること、年齢構成の不均衡を加速させてしまう懸念があることから、長期的な展望に立った教員採用を進めてきたところである。

今後については、児童生徒数の推移をしっかりと見極めるとともに、退職者数、再任用見込みの数等を考慮して、臨任率の減少に向けて、採用数の拡大を含めた見直しを検討してまいりたい。

2 臨時的任用教員の多い主な要因である、児童の転出入の多い地域においては、学級数の確定が困難であり、直前まで教職員の定数が定まらず、臨時的任用教員で対応せざるを得ない状況であった。一方で、児童生徒数が減少している地域、将来学校の統廃合を予定している地域においては、教員が定数を超える状況に備えて、臨時的任用教員の割合が高くなっているところもある。

また、退職者については、原則として新採用教員と再任用教員で補充するが、地域によっては教員数が不足し、臨時的任用教員を充てることとなったことも考えられる。県教育委員会としても、臨時的任用教員の割合の高さや、市町村間でアンバランスな状況にあることは、課題として重く受け止めている。今後、市町村の臨時的任用教員の割合について、各教育事務所を通じて市町村に数値を伝え、解消に取り組むよう指示をしたところである。

臨任率の減少に向け、中長期的な視点に立った計画的な採用、再任用教員の活用などにより、正規採用の教員を確保し、減少に努めていきたい。

財務課長

3 学校管理費については、財政状況が厳しい中で予算の確保に努めている。しかしここ数年ほぼ横ばいという状況であり、各学校で様々な工夫や努力を重ねていることは認識している。管理費予算は、県の予算編成方針上、毎年5%のシーリングがかかる中、平成27年度予算についても、なんとか横ばいの予算を確保している。全庁的にも財政状況が厳しく、国に対し国庫補助金や地方財政負担軽減の更なる充実を機会があるたびに要望している状況である。

また、執行においては、スケールメリットを生かすように、財務課にて複数の学校に共通する備品等の購入を一括で行い、予算の節減に努めている。このような節減により、生み出された予算があれば、年度途中でも学校に実情を聞き、予算を再配分するなどして、できるだけ多くの学校の要望に応えられるよう努めている。引き続き、様々な工夫を行い、予算の確保に努めていきたい。

4 県立高校の団体費についてであるが、保護者の熱意により、施設整備、備品整備の一部が保護者の御負担により行われている事実がある。しかし、県立学校の運営に係る施設整備や備品の整備については、基本的に県費により賄うべきものである。保護者負担の軽減に努めるよう県立学校を通じて教職員並びに団体会計の長に対して周知やお願いをしている。さらに、毎年、学校を通じて、団体費の活用の将来計画を作成し提出を求めて計画的に運用していただいた結果、団体費における保護者負担の額は平成18年度と比較し、8.7%、3,250円の減少と、今のところ削減傾向となっている。引

き続き、将来計画を作成していただくことを通じ、保護者負担の軽減に努めていきたい。

生涯学習文化財課長

5 美術品購入費の過去最高額は、開館10周年の平成4年度、7億2,001万円である。

近代美術館では、本県にゆかりのある優れた作家の作品、本県の美術界に影響を与えた国内外の作家の作品、本県美術文化の振興に寄与する作品を対象とする収集方針の下に美術作品を購入している。魅力ある展示を行うためには、美術作品の購入は大変重要であると認識しており、厳しい財政状況の中、引き続き予算の獲得に向けて頑張っていきたい。

なお、新たな美術作品の購入以外にも、収蔵する美術作品の最大限の活用や他の美術館から目玉となる美術作品の借用、複数の施設が共同で行う巡回展の方法など、近代美術館の職員は魅力ある展示の実現に向けて工夫を行っている。

秋山委員

2,000円の予算が5年間続いているという状態では、答弁していることとやっていることがあまりにも違いすぎるのではないかと。やっと今年度に330万円ついたようだが、これでよいのか。

生涯学習文化財課長

様々な教育課題が山積する中、厳しい財政状況を鑑みて、予算要求を断念せざるを得ない状況があった。しかし、直近の平成21年度の購入以降5年以上にわたり新たな美術作品の購入を行わないことは、近代美術館における体系的な資料収集の観点から望ましい状況ではなかったため、平成27年度予算で約330万円の購入費を要求して確保した。引き続き、予算の獲得に努めていきたい。

秋山委員

330万円でも少ない。けたが違うとの認識が委員の間にもある。努力をしてほしい。(要望)

荒木委員

- 1 資料4行政報告書の292ページ、(5)県立高校のキャリア教育総合推進事業の一番下の欄、「(オ)インターンシップ推進事業」について、高校の29校を推進校に指定したとのことだが、指定された基準及び指定方法について伺う。
- 2 平成26年度以前にインターンシップを行っていた企業に、平成26年度の採用として就職された方がいるのか。指定されなかった学校の生徒と指定された学校の生徒との間の就職に当たっての公平性について、県として何か考えていたのか。
- 3 298ページ、アのいじめ・非行防止学校支援推進事業について、一昨日も痛ましい事件が起きている。県として様々な取組をする中で、例えば、いじめ・非行防止支援員は現地に赴いて対応していただいているが、保護司との連携・協力はどうなっているのか。
- 4 299ページ、オの電話教育相談事業について、24時間365日体制で実施していただき、心強い限りである。いじめを受けている児童生徒には切実な問題であり、電話だから相談できるということもある。相談に対して、どこまで具体的に親身に対応して

いるか、具体的な事例を教えてください。

高校教育指導課長

- 1 指定校と他の学校の違いは、教員がインターンシップ先を訪問するときの旅費や、保険などを手当てしていることである。指定の基準については、就職状況が多い学校や、企画の内容を精査し、しっかりやっていける学校、より効果の上がると思われる学校を優先的に指定している。
- 2 指定校である29校中、ほとんどは就職が多い専門高校であり、普通高校は2校のみである。ただし、実際にインターンシップを実施している学校はほかにも多くあり、82校で実施している。主に近隣の事業所など、学校で開拓した企業、合計延べ2,316事業所で、8,163名の生徒がインターンシップに取り組んでいる。
高校生のインターンシップでは、主に1年生2年生が参加しており、就職のためではなく、職業観の育成を目的に実施しているため、インターンシップ先への就職はほとんどないと認識している。

生徒指導課長

- 3 いじめ非行防止ネットワークは、保護司を含め、様々な構成員で構築している。非行対象の生徒に保護司が付いている場合は、ネットワークに保護司を含めて対応している。高校では、教員が非行対象の生徒の更生に向けて、保護司と相談しながら対応している。
- 4 電話相談の多くは匿名であるが、本人の立場に立って傾聴することに努めている。また、緊急性があると判断した場合は、学校名、住所、通知された携帯番号などから、なるべく個人を特定するようにしている。その後、生徒指導課へ緊急連絡が入り、各学校への相談や、警察などと連携して子供の保護を図るよう対応している。

荒木委員

インターンシップについて、公平性を尋ねている。企業としても学生としても、学生のうちに社会に出る前に企業との接触をもつことは素晴らしいことである。なおかつ、もう一步言うと企業の思惑としても採用としての枠を考えたとき、この中から採る、採らないという視点もある。

多くの学校でインターンシップを実施していると伺ったが、選定基準によって選ばれない学校があるとすると、指定される、指定されないによって、会社の採用試験を受ける際に、何らかの有利な点などが生じるのではないかと思うが、就職における公平性について何らかの視点があるのか。

高校教育指導課長

全日制高校では55.1%の学校でインターンシップを実施している。ただし、全校生徒が参加しているわけではなく、就職希望の生徒のみなど、学校によって実態が異なっている。実施期間はおおむね3日から5日、参加者は高校1年生及び2年生であることから、仕事を手伝うというより、企業にお邪魔して、貴重な社会経験を積ませていただいているというものである。この経験が2年後の就職に大いに生きるという観点からの公平性の問題はあってもよいかもしれないが、多くの学校が社会経験として実施している。

今後も予算の獲得などについて工夫しながら、インターンシップを広げていきたい。

木村委員

- 1 キャリア教育については、将来役に立つような教育を行うべきだと考えている。年金の話など、労働や社会保険制度に関するキャリア教育を実施したのか。もし実施していたとすれば、その教科について伺いたい。
- 2 資料4 行政報告書の303ページ、体力向上と学校体育活動の推進について、体力テストの結果のグラフが、ずっと右肩上がりになり非常に素晴らしいと思う。この要因をどのように考えているのか。
- 3 部活動について、特に高校の運動部活動についてであるが、運動部活動を推進していくべきだと考えている。現状の加入率はどの程度であるか。さらに、指導者が非常に重要になってくると思うが、教員の部活動に参加する手当、夜間や土日などに参加した際の手当は支給しているのか。
- 4 部活動における外部指導者について、外部指導者の現状や手当はどうなっているのか。

高校教育指導課長

- 1 キャリア教育、年金、労働問題等について、御承知のように主権者教育は18歳選挙権の件で重要性が増し、新しい学習指導要領において「公共」という新科目が検討されているなど、ますます高校生の主権者意識等は重要性が増してくるという認識を持っている。現在、現代社会や政治経済の授業において扱っているが、学校の中には講師として労働関係、年金事務所、弁護士、税務署の方などを招いての講演なども行っている例もある。今後とも学校に働き掛けていきたい。

保健体育課長

- 2 体力テストの結果については、昭和60年頃まで上昇傾向にあったが、それ以降は低下傾向を示した。このため、平成17年度から、教育に関する3つの達成目標に体力を加え、小・中学校へ働き掛けたり、高等学校の自発的活動、県教育委員会の研修などに取り組んだことが要因であると考えている。平成26年度の結果についても、全国平均を上回る種目が非常に多く、67.2%の種目で全国平均を上回っている。このまま上昇傾向を続けていきたいと考えている。
- 3 部活動の加入率について、平成27年度データでは、中学校が72.7%、高等学校が48.6%である。
- 4 外部指導者の現状については、資料4のとおり、高等学校63校へ外部指導者70人を派遣している。手当は、それぞれの指導者の資格や実績などを踏まえA・B・Cの3タイプに分け、Aタイプは1回5,000円、Bタイプは4,000円、Cタイプは3,000円とランクを作っている。
また、中学校については、市町村への補助事業であるスポーツエキスパート活用事業として、18種目644部の運動部活動に派遣されている。手当の平均は、市町村から1回1,500円程度であると報告を受けている。

教職員課長

- 3 部活動手当についてであるが、教員等が平日に部活動に従事した場合の支給はない。休日や土曜日、日曜日の週休日等については、3時間1分以上従事した場合、3,000円を支給している。

中屋敷委員

- 1 資料4 行政報告書の302ページ、「学校における食育の推進」に「食習慣の形成を図るため、保護者向け食育啓発資料」を保護者に配布したとあるが、どのように配布したのか。
- 2 本来、食育は家庭で担うべきだと思うが、(イ)の研究協議における講演会への参加人数が554人であったことをどのように捉えているのか。推進していると言い切れる数字なのか。栄養教諭をはじめ学校における食育の推進者を育成するための研修会も546人であるが、こちらについても説明願いたい。
- 3 食育の推進者について、「栄養教諭をはじめ」とあるが、栄養教諭及び学校栄養職員の追加要求資料24には食育が重要と言いつつも、越谷市は人員を市費で賄っている部分が大きく、県費よりも人数が多い。市町村ごとのばらつきについては、何らかの基準があるのか。
- 4 県として食育を推進していると言っているが、平成26年度はどのように展開したのか。推進していることが伝わってこないという印象を受けている。
- 5 鴻巣市では、小学校は自校式給食を実施しており、栄養に係る職員の方々は、調理だけでなく、地産地消についても指導をしている。地元の方が学校で説明するといった指導ができる環境こそ食育を育んでいくにふさわしいと思う。指導を可能にするために、各市町村が大きな財政負担をしなければならない状況を、県教育委員会としてどう捉えているのか。

保健体育課長

- 1 食育の資料については、保護者の皆様への「食事の重要性」、「埼玉の学校給食」や「食育指導力向上授業研究会」を、ホームページ等で公表したり、配布している。
- 2 食育指導力向上授業研究会などの参加者数については、広く参加を呼び掛けた結果の人数であると捉えている。
- 3 栄養教諭の市町村ごとにばらつきがあることについては、現在、栄養教諭の配置について協議をしているところである。実際、栄養教諭が配置されて、食育の指導が前進した例がある。例えば、残食率が下がった、朝食を摂るようになったという面があるので、引き続き栄養教諭の配置を検討していきたいと考えている。
- 4 食育の推進については、しっかり取り組まなければならないと考えている。まず、市町村としっかり連携をし、県立学校には直接指導することである。実際に学校に赴き、学校での調理や食事の状況などを確認しながら、はしの使い方などの食育も含め、学校給食の指導の中で進めている。
- 5 食育の環境づくりについては、御指摘の点を踏まえながら、これからも市町村と連携し、市町村への支援についても、金銭的な支援だけではなく、マンパワー面の協力などを行っていきたい。

中屋敷委員

- 1 資料の配布について自分のことを振り返ると、中学校3年生くらいになると、学校から来た資料を親に渡す子ばかりでないという気がする。配布した後に、どんなリアクションがあったのか。配布方法については、検討した方がよいと考えるがどうか。
- 2 食育の環境づくりのために、財政的な支援以外にも取り組むという発言は、根拠があるものと理解しているが、それを一歩飛び越えて、手を差し伸べてもよいのではないか。検討する機会があるのか、ないのか改めて答弁願う。

保健体育課長

- 1 学校からの書類を保護者に渡す子ばかりではないという御指摘は理解している。リアクションについてであるが「非常にいいものをもらった」と保護者の方から生徒を通して言われる場合もある。小・中学校の学校行事には、保護者に登校していただくものもあるので、書類が渡っているか随時確認している。
また、配布方法について、ホームページだけではなく、しっかり行き渡るよう、工夫しながら継続してまいりたい。
- 2 財政面の支援については検討したい。

小中学校人事課長

- 2 栄養教諭並びに学校栄養職員については、平成26年度、栄養教諭は小・中学校に200名配置した。学校栄養職員の退職補充については、栄養教諭を充てていくことになっているので、今後、栄養教諭は増えていく。なお、トータルの人数については、国の基準があるので、御容赦いただきたい。

西山委員

- 1 資料4行政報告書の286ページ、5か年計画の指標のうち、特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち実現した割合について、5か年計画策定時が70%、平成26年度の実績値が71.1%、5か年の目標値が90%となっている。一生懸命取り組んでいることは理解しているが、数字が思わしくない。達成の見込みと具体策について伺いたい。
- 2 289ページ、(2)確かな学力の育成のイ「考え、話し合い、学び合う学習」推進事業についてである。以前に視察をさせていただいた熊谷市の中条中学校で取り組んでいる「学び合い学習」と同じものと思うが、生徒が机を動かしながら学習する授業であり、思考力を高めるにはとても良い授業で、ぜひ推進していただきたいと個人的に思い、一般質問にも取り上げたことがある。平成26年度に小学校5校、中学校4校で実施しているとのことだが、成果と今後の普及拡大について、県としてどのように考えているのか。
- 3 290ページ、「(ウ)課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン」で、全日制高校10校、定時制高校19校を対象として教員志望の大学生等を学習サポーターとして活用し、高校生の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図ったとある。私はこうした事業を知らなかったがとても良いことだと思う。平成26年度の成果はどうだったか、また、どの程度の規模で、何人くらいの大学生が何日間実施しているのか、どのようなやり方をしているのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 近年、希望者が増えている影響で、就労率は下がっている状況があるため、目標達成に向けた具体的な取組を3点考えている。
1点目、「チームぴかぴか」事業では、特別支援学校で希望に沿えなかった生徒を教育局で支えていき、その成果を学校にフィードバックして学校の組織力・教育力を高めるよう取り組んでいきたい。
2点目は、自閉症の子供たちの就職率を高める取組である。彼らは働ける力を持っているので、しっかりと取り組んでいきたい。
3点目は、経済6団体、たとえば、経済同友会、商工会議所連合会、商工会連合会な

どとの協定締結を視野に入れた取組である。

様々な団体からの応援をいただいて、希望する全ての生徒の就労に向けて取り組んでいきたい。目標は9割と高いが、実現可能であると考えている。

義務教育指導課長

2 教師から一方的に教えていく授業ではなく、子供同士が学び合いながら高めていくという方式は、大変効果があると考え、「考え、話し合い、学び合う学習」推進事業を平成26年度から実施している。桶川市、小川町、秩父市、春日部市に実施していただき、効果が上がっていると聞いている。特に教員の意識が大きく変化し、子供たちを見る目も大きく変わってきたということである。

普及については、平成28年度にきちんと整理して、会議の場や、報告書等も含めて広めていきたい。具体的な学力向上はまだ見えてきていないが、今後期待できると思っており、多くの学校で実施していただく予定である。

成果としてもう一つ、生徒の人間関係が大変良くなったという声がある。単純に学力の向上だけではなく、人間関係の構築にも、学び合う学習が効果的であると受け止めている。

高校教育指導課長

3 「課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン」の学習サポーターについては、主に生徒の基礎学力の定着に課題がある学校に配置している。教職を目指す大学生等が主に高校一年生の英語や数学の授業に入り、教員とのチームティーチングをしながら学習補助を行っている。週に2回程度、1日3時間程度充てており、全県で171人いるが、大学生のため授業の関係で、2人での補助や、3人で補助をする学校もある。

成果については、小・中学校で取り組んでいる「3つの達成目標」の検証問題を年度当初に解かせ、年度末にどの程度解けるようになったかを検証としている。おおむね7割以上の生徒が年度当初解けた学年の問題よりも2学年以上、上の問題ができるようになったという結果が出ている。生徒からは、年齢が近いと質問がしやすい、あるいは分からなかったときにすぐにその場で聞けるとの声があること、また、2人で見ているということで、授業への集中を促すこともできるため、効果があるものと考えている。

西山委員

自閉症の子を対象にした新しい取組とは何か。

参事兼特別支援教育課長

以前から自閉症は重要なポイントである。知的障害の特別支援学校では、半数近くが自閉症の子供である。これまでの取組を強化し、組織づくりや指導方法を含め、小学部・中学部・高等部で一貫した指導体制を取れるよう取り組んでいきたい。

【説明者】

立川吉朗産業労働部長、加藤和男産業労働部副部長、渡辺充雇用労働局長、
正能修一参事兼産業支援課長、板東博之産業労働政策課長、
岡田逸夫商業・サービス産業支援課長、村瀬泰彦先端産業幹、新里英男企業立地課長、
目良聡金融課長、今成貞昭観光課長、斎藤和也勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長、
野尻一敏ウーマノミクス課長、堀口幸生産業人材育成課長

黒澤治労働委員会事務局長、發知和弘動労委員会副事務局長兼審査調整課長

【発言】

内沼委員

- 1 先端産業プロジェクトのうち、先端蓄電システム研究開発プロジェクトについて伺う。
平成26年度の事業費が約1億5,000万円ということだが、実施内容は何か。
- 2 平成26年度の成果は平成27年度の事業内容にどう生かされているのか。また、プロジェクトの成果を今後どのように生かしていくのか。
- 3 プロジェクトには7企業・1大学が参加しているとあるが、7企業の内訳を伺う。
- 4 新エネルギープロジェクトで同様に行っている「次世代型蓄電池の研究開発」と関連性はあるのか。

先端産業幹

- 1 先端蓄電システム研究開発プロジェクトは、蓄電池の長寿命化を可能にすることと、異なるメーカーの蓄電池をつなぎ、地域全体として協調制御ができるようなシステムを開発することである。これにより、電気料金の縮減や県が推進する既存街区のエコタウン化に資することを目指している。平成25年度に本庄早稲田に研究開発拠点を設置し、新神戸電機製の蓄電池を導入した。平成26年度は異なるメーカーの蓄電池をつなぐため、東芝製の蓄電池を新たに導入し、本格的なシステム開発に着手した。
- 2 平成27年度は、前年度からのシステム開発を継続するとともに、東京にある蓄電池研究施設と連携したシステムを構築し実証試験を行っている。まだ開発途中だが、順調に開発が進んでいる。来年4月に始まる電力の自由化において、参入企業がこうした技術を活用してスマートグリッドシステムを構築し、既存街区のエコタウン化に生かすことを期待している。
- 3 大手企業としては新神戸電機、東芝、三菱電機の3社である。県内中小企業からは蓄電池のリサイクル技術や診断技術、材料の開発、メッキ加工技術に特徴を有する企業4社が参画している。
- 4 次世代型蓄電池の研究開発は産業技術総合センター(SAITEC)が取り組んでいるもので、蓄電池の大容量化を目指している。先端蓄電システムとは関連していない。

内沼委員

次世代型蓄電池の研究開発に参加する大学・研究機関というのはどこか。

先端産業幹

埼玉工業大学とSAITECである。

板橋委員

- 1 SKIPシティを活用した映像関連産業の振興について伺う。スキップシティ国際Dシネマ映画祭について、応募作品、来場者ともにマンネリ化してきていると思うが、平成26年度は新たに何か取り組んだのか。
- 2 ソニーが運営に関わっていると認識しているが、最近同企業が引き気味の感がある。以前と比べてどうか。
- 3 映画祭の全体予算はどのように推移しているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 平成26年度の国際Dシネマ映画祭は、9日間開催され、応募作品727作品、来場者数9,104人で順調に終了した。新たな取組として、ソニックシティでのサテライト上映、アニメ部門の設置を実施した。
- 2 ソニーは、設立時に機器整備で大きな役割を果たしていただいた。今も良好な関係にあり、映画祭にも協力いただいている。
- 3 映画祭の全体予算については平成25年度9,300万円、平成26年度8,283万円で、8,000万円から9,000万円台で推移している。

板橋委員

デジタルシネマは10年前は新しいものだったが、今では当たり前となった。名称も含め、今後内容を大きく刷新すべきではないか。そのような検討を行っているのか。

商業・サービス産業支援課長

映画祭の名称は、街びらき当初からのものであり、デジタルの普及にこの映画祭が貢献してきた経緯もあることから、見直しは考えてこなかった。クリエイターは、賞を狙う以外に、多くの人に見てもらふことや商業上映の可能性を期待している。専門家と連携して民間映画館での上映につながるように取り組んでいく。

細田委員

先端産業創造プロジェクトの研究開発の中で、不調なものや実績が上がっていないものはあるのか。また、実績はどのように検証しているのか。

先端産業幹

平成26年度に取り組んだものから例を挙げると、光を応用して血糖値を測定する医療機器の開発を目指した事業では、まだ基礎研究レベルで実証に時間がかかることから開発を中止し、大学で検討を続けてもらっている。各研究開発については、先端産業研究サロンの部会において進捗状況を十分検証するとともに、成果の見込めないものは中止するなどの判断を行っていく。

細田委員

サロンの部会では何を基準として検証が行われているのか。

先端産業幹

主に、事業化につながるかどうか、企業の利益につながるかどうかという観点を重視して検証してもらっている。

秋山委員

- 1 中小企業の支援について伺う。5か年計画における「県の支援による創業件数」について、年208件のペースで創業しているが、創業したという事実確認は何によって判断しているのか。
- 2 県内企業の平成26年度の倒産件数は379件、5年間の平均では503件であるが、平成24年から平成26年までの県内企業数の動向をどのように分析しているのか。
- 3 新規融資開始件数と融資額は共に大きく減少している。平成22年度から平成26年度までの間、県の融資について、申込件数と実行件数はどう推移しているか。
- 4 なぜ、融資が実行されなくなっているのか。どう分析しているか。
- 5 平成22年度から平成26年度までの間、融資残高はどう推移しているか。
- 6 同機関における融資焦げ付き件数、金額の推移はどうなっているか。
- 7 融資利率の0.3%引下げによる利子の軽減額はどのくらいになるか。
- 8 融資利率の引下げは返済終了まで継続されるのか。
- 9 融資利率の引下げ分は金融機関が負担するのか、県が負担するのか。
- 10 貸金業者の指導及び監督について他の都道府県に登録している貸金業者に対しては、どのように検査・指導、苦情・相談しているのか。営業所が県内にある場合は検査・指導しているのか。
- 11 貸金業の登録業者数が平成26年度末で34業者とあるが、これは同年度に新規に登録された数か。その場合、これまで県に登録された業者の累計はいくつか。
- 12 貸金業者の廃業をどのように確認しているか。
- 13 大規模小売店舗立地法の適正な運用について伺う。大規模小売店舗立地審議会では、従来の既存商店への影響を含む審議を行ってきたのか。どういう立場でやってきたのか。
- 14 商店街の振興支援事業では、平成26年度は支援実績が1件のみであるがなぜか。また、県内小売業商店数の推移について、商店街の店舗数が激減している一方で、大型店の店舗面積が小売業全体の店舗面積に占める割合は増加している。商店街の振興が功を奏していないと思われるが、どう分析しているのか。
- 15 雇用情勢に対応した就業支援について伺う。ヤングキャリアセンターの就職確認者数2,202人のうち、正規雇用者数、非正規雇用者数の内訳はどうなっているのか。
- 16 県立高等技術専門校の若者向け職業訓練を171人が修了して全員就職し、35歳までの30人も訓練校と企業での就業実習を通して就職したが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているのか。また、こうした大変優れた取組が少人数にとどまっているのはなぜか。
- 17 女性の就業支援では2,260人が託児サービス付き職業訓練で71.3%の方が就職につながったが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているか。
- 18 障害者の就業支援について伺う。平成26年度の民間企業の障害者雇用について、雇用義務企業数は何社か。また、法定雇用率達成企業数と未達成企業数はどうだったのか。
- 19 障害者雇用納付金制度については、平成26年度はどのように配分・交付されたか。

参事兼産業支援課長

- 1 産業振興公社内の「創業ベンチャー支援センター」の支援による創業件数をカウント

している。センター職員や創業アドバイザーが相談後約3か月から4か月後に創業の熟度を見ながら相談者に対して電話等で、開業届や法人設立届等の有無を確認して創業の実態をつかんでいる。

産業労働政策課長

2 平成26年度の倒産件数379件は、平成3年度の398件以来23年ぶりに400件を下回る水準となった。県内企業数は、経済センサスの直近の調査確定値である平成24年データと前回調査の平成21年データを比較すると、平成21年の18万6,582社から平成24年の17万4,816社へと、1万1,766社、率にして6.3%減少した。全国では減少率8.1%であり、全国より減少率は低くなっている。

金融課長

3 融資申込件数は、平成22年度が2万988件、平成23年度が1万8,972件、平成24年度が1万6,418件、平成25年度が1万6,287件、平成26年度が1万6,197件となっている。融資実行件数は、平成22年度が1万7,378件、平成23年度が1万6,015件、平成24年度が1万4,849件、平成25年度が1万4,947件、平成26年度が1万4,753件となっている。

4 リーマンショック後に資金繰りに苦しむ中小企業の助けとなるよう、時限的に「セーフティ緊急融資」や「緊急借換資金」といった新たな制度を導入したため、平成21年度が融資実行のピークとなった。その後は、資金需要が一巡したこと、金融機関が条件変更に対応するケースが増えたこと、また、ここ数年は民間金融機関の貸出し意欲が旺盛でプロパー融資による貸出しを積極的に行っていることなどから、減少傾向となっているものとする。なお、融資枠については、平成26年度、平成27年度とも3,600億円と十分な額を確保している。

5 制度融資の残高は、平成22年度が約7,809億円、平成23年度が約7,339億円、平成24年度が約6,510億円、平成25年度が約5,779億円、平成26年度が約5,130億円となっている。

6 融資焦げ付き件数については、制度融資の県信用保証協会による代位弁済の件数とすれば、平成22年度が2,212件で約205億円、平成23年度が2,026件で約196億円、平成24年度が1,939件で約192億円、平成25年度が1,634件で約159億円、平成26年度が1,321件で約119億円となっている。

7 最も一般的な事業資金・一般貸付で、1,000万円の融資を7年間で返済するケースをシミュレーションすると、1.9%から1.6%に引下げたことにより、総額で10万6,000円の利子の負担軽減となる。

8 県制度融資は融資実行時の固定金利が適用されるため、返済終了まで継続される。

9 金融機関の収益の減少になるという意味では、金融機関の負担である。

10 2つ以上の都道府県に営業所を有する貸金業者は国の管轄となり、本店の所在する財務局が検査・指導を行うことになる。これら業者に関する苦情・相談についても、監督権限を有する財務局を紹介することになる。

11 登録業者数34業者は、平成26年度末現在に埼玉県知事登録のある貸金業者の総数である。平成26年度に新規登録された貸金業者は3者である。また、これまでに県に登録された貸金業者の累計は3,350者である。

12 貸金業を廃業した場合、30日以内に届け出ることが義務付けられている。平成26年度は3業者が廃業した。

商業・サービス産業支援課長

- 13 執行機関の付属機関である大規模小売店舗立地審議会やその下部に位置する市内連絡会議は、大規模小売店舗立地法の、周辺地域の生活環境を保ちつつ大型店の適正な立地を図る、という趣旨に沿って開催している。
- 14 商店街の振興支援事業についてであるが、平成26年度に国の創設した補助制度が、県の制度よりも事業者の負担が少なく済むものであった。このため、県としても国の補助制度の活用を勧めたことが理由である。また、店舗数については、平成26年度の商店数は速報値であり、約1万社の未整理分が計上されていない。確報値は12月下旬に出る予定である。県としては、やる気のある商店街への支援を必要と考え、黒おび商店街を中心に商業振興を行っている。今後もやる気の高い商店街を中心とした支援を行い、商業振興を進めていきたい。

就業支援課長

- 15 就職確認者数2,202人のうち正規雇用者数は1,391人である。
- 18 対象企業数は2,737社で、法定雇用率達成企業数は1,195社、未達成企業数は1,542社である。
- 19 障害者雇用納付金制度は国の制度で、事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部が行っており、納付金の配分・交付については把握していない。障害者雇用納付金制度の仕組みは、未達成企業から不足1人につき月額5万円を徴収し、障害者を法定雇用率以上に雇用している事業主へ企業規模に応じて1人当たり月額2万7,000円ないし2万1,000円を給付するものである。

産業人材育成課長

- 16 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了し就職した170人のうち、正規雇用は169名、非正規雇用は1名、デュアルシステム訓練で就職した30人のうち正規雇用は29名、非正規雇用は1名であった。デュアルシステム訓練が少人数である理由は、機械科の定員に関しては訓練機械の数に限りがあるためである。また、機械科以外にデュアルを広げることも難しい。例えば、空調システムはメンテナンス業務が中心であり、ユーザーの都合に合わせて勤務が不規則になりがちで実習になじみにくい。また、情報処理も機密情報や個人情報を実習生に扱わせることに企業は抵抗を感じる。こうしたことから、デュアルシステム訓練は相性のよい機械科のみで実施している。
- 17 女性の職業訓練後の就職状況について、託児サービス付の委託訓練のみを抽出したデータはないが、民間委託訓練を経て就職した女性は2,615人おり、うち正規雇用は41%、非正規雇用は59%である。

秋山委員

- 1 民間金融機関の直接融資より制度融資の方が有利ではないのか。また、融資審査会には金融機関が入っていて、安全な企業にしか融資していないのではないのか。
- 2 貸金業者数34業者は平成26年度における県への登録数であり、累積数は3,350業者との答弁があったが、数字の意味について再度説明をお願いしたい。
- 3 廃業した貸金業者の把握について漏れはないのか。
- 4 商店街の店舗数について、未整理分は件数が分からないのか。比較できないデータを資料に掲載することはおかしいのではないのか。
- 5 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了した者は正規雇用につながっている。この

取組は是非拡大していただきたい。(意見)

- 6 障害者の法定雇用率の未達成企業への指導などはどのように行っているか。
- 7 小規模企業への雇用促進を図るため、どのような支援を行っているか。

金融課長

- 1 現在、「埼玉金利」といわれるように民間金融機関の間での金利競争が激化しており、比較的リスクの少ない企業に対しては、制度融資より有利な利率のプロパー融資で顧客確保が行われている。ただ、全ての企業が受けられるわけではなく、融資が受けづらい企業の最後の砦として、制度融資の意義は変わらずにあると考えている。また、現在、融資審査会はなく、個々の融資案件について金融機関と信用保証協会が審査している。
- 2 貸金業者の登録は毎年度更新するものではない。平成26年度末現在登録を受けていた業者が34業者である。そのうち3業者が平成26年度中に新規登録した。累積数というのは、すでに廃業した者も含む県にこれまで登録した全ての業者数のことである。
- 3 毎年、全事業者に立入検査を行っているので、把握が漏れることはない。

商業・サービス産業支援課長

- 4 確報値である平成21年度と平成24年度のデータを資料に載せる方が適当だったかもしれないが、少しでも直近の数値と考えて使用してしまった。今後、12月に発表される確報値をフォローしていく。

就業支援課長

- 6 未達成企業に対してはハローワークが達成指導を行っており、併せて県の設置した障害者雇用サポートセンターが企業を訪問し、障害者の仕事の切り出しなど雇用アドバイスを行っている。
- 7 小規模企業に対しても、障害者雇用サポートセンターが企業の状況に即した支援を丁寧に行っている。また、ハローワークには障害者雇用を行う企業への助成制度があるので、その活用を含めてアドバイスを行っている。

山本委員

- 1 「SAITAMA Smile Womenフェスタ」について平成25年度から実施しているが、出展・協賛の推移はどうなっているのか。また、どのような効果が出てきているか。
- 2 ウーマノミクストレイン事業は昨年度だけの事業で今年度に引き継がれていないようだが、どのように総括されているのか。
- 3 埼玉版ウーマノミクスサイトについて、アクセス数はどの程度か。また、サイトを開設したことでどのような効果があったか。

参事兼産業支援課長

- 1 出展については、平成25年度が112社・団体、平成26年度が113社・団体、今年度が125社・団体である。協賛については、平成25年度が55社・団体、平成26年度が59社・団体、今年度が70社・団体と、今年度が大幅に増加している。フェスタの成果については、来場者からは、「働くことに前向きになった」、「起業する際の参考になった」との感想をいただいた。また出展企業からは、「知名度が上がった」、「会場でアンケート調査をした結果、新しい商品開発につながった」、「フェスタ来場者

が実際に店舗に来てくれた」など一定の評価をいただいている。

ウーマノミクス課長

- 2 ウーマノミクストレインは、西武鉄道の西武池袋線と東武鉄道の東武スカイツリーライン日比谷線乗り入れの主に2路線で平成26年5月から11月までの間ラッピングした列車を走らせたものである。効果としては、企業からウーマノミクスプロジェクトに協力したいとの申出をいただいたり、雑誌などにも埼玉版ウーマノミクスプロジェクト関連の記事を取り上げられることがあった。ウーマノミクストレインを東京まで走らせることにより、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトに興味を持っていただける企業が数多くあるという手応えがあったので、今年度は「輝く女性応援団」という事業に取り組むこととした。
- 3 埼玉版ウーマノミクスサイトは、平成25年度に県内経済団体に負担金をいただき共同で設置したものである。月平均アクセス数は、平成25年度は1万2,259件、平成26年度は1万7,997件、平成27年度は、スマートフォンでも型くずれしないで見られるような改良にも取り組んでおり、9月末現在で2万4,698件となっている。サイトでロールモデルとなる活躍している女性を紹介することによって、女性の参考にしていただいている。また、このサイトのための取材でつながりができた方に、大学等で開催しているセミナーの講師としてお話しいただいたこともある。今後もサイトの充実に努めていきたい。

菅原委員

- 1 産業振興・雇用機会創出基金の活用について、予算の執行状況はどのようになっているか。また、基金の平成26年度末残高はどれくらいあるのか。
- 2 先端産業創造プロジェクトでは、平成26年度予算で基金を財源に約10億円の事業費を組んでいるが、執行状況と取組結果を伺う。
- 3 基金を活用した事業のうち若者正規雇用化拡大事業の予算執行額はどのくらいか。
- 4 平成25年度は観光費の支出額が約2億円だが、平成26年度は約1億円と半減しているのはなぜか。
- 5 観光客数の目標を平成24年から5年間で250万人を増加させるとしているが、平成24年に既に1,800万人を超えている。目標達成は良いことだが、一昨年の決算特別委員会でも発言したとおり、目標の在り方について検討したのか。平成25年から平成26年は約140万人減っているのは、支出額が1億円減った影響なのか。

産業労働政策課長

- 1 基金繰入金の当初予算額は、産業系7事業が約9億9,800万円、雇用系2事業が約3億4,800万円であり、年度途中の執行状況や財源の変更を踏まえ、2月補正予算によりそれぞれ約7億6,000万円、約4億9,000万円とした。決算額についてはそれぞれ7億1,415万9,922円、4,887万1,193円で調製した。また、基金の平成26年度末残高は、平成26年度中に7億6,303万1,115円を取り崩し、基金運用益5,186万2,396円を積み立てた結果、92億8,883万1,281円となった。

先端産業幹

- 2 先端産業創造プロジェクトとしては、当初予算で9億円強を計上したが、最終的には

約6億5,000万円を支出した。差額は2月補正予算で減額をしている。これは、重点分野を設定するのに時間を要したこと、理化学研究所や産業技術総合研究所との調整に時間を要したこと、平成26年度に開発がスタートできなかったためである。平成26年度の実績として、具体的な成果はまだ出ていない。理由は、産学連携による開発は2年から3年の期間で行うものだからである。企業に対する支援では、航空・宇宙分野で2,000万円を上限とする参入支援事業費補助金を7社に交付した。うち3社は試作品を製作し現在大手重工メーカーで試験を行っていると聞いている。大手メーカーから評価を受けることができれば、量産化につながる可能性がある。また、ナノカーボン分野では、新素材開発に取り組む企業に対して50万円を上限とする補助金を24社に交付した。この中には試作品を開発し、実証試験に進んでいるものがある。特許申請につながったものも2件ある。さらに、航空・宇宙分野のマッチング支援の結果、6社が新規参入に成功したという成果も上がっている。

就業支援課長

3 若者正規雇用化拡大事業については、予算額3億2,089万5,000円のところ、3億540万3,279円の執行をした。

観光課長

4 平成25年度は国の緊急雇用基金の事業予算が1億7,000万円あったが、平成26年度はそれがなくなったため減ったものである。基金事業を除くと8.2%増加しており、事業を弱めたわけではない。

5 観光客数の目標は観光づくり基本計画でも定めているが、平成23年は東日本大震災の影響を見込んであり、ベースそのものが低かった。また、大手ショッピングモールも算入されていることから、こうした施設のトレンドがそのまま反映されてしまう。来年度、観光づくり基本計画を見直すので、この指標を目標にするかどうかも含めて慎重に検討する。

菅原委員

- 1 分野によって補助金が使われるものと使われていないものがあるのか。
- 2 雇用基金と事業の関係について、説明していただきたい。
- 3 雇用系の事業への繰入額が当初予算3億4,000万円のところ、決算額は約5,000万円となった理由は何か。

先端産業幹

1 昨年度の航空・宇宙分野に加え、平成27年度からナノカーボン、医療、ロボット、新エネルギーの分野でも上限2,000万円の補助制度を開始した。どの分野においても採択に対する応募の倍率が1.8倍以上で、高い分野は3.7倍から4倍程度となっており、分野による大きな偏りはないと考えている。

就業支援課長

2 若者正規雇用化拡大事業は2つの事業から成っている。1つは県の基金「産業振興・雇用機会創出基金」を使った事業で、もう1つは国の基金「緊急雇用創出基金」を使った事業である。

産業労働政策課長

- 3 当初予算では県の基金を財源としていたが、国の緊急雇用創出基金を活用できることとなり、2月補正予算で財源更正を行ったためである。

木下委員

- 1 外国人観光客誘致のために、海外現地のウェブサイトでアプローチをしているか。
- 2 多言語による県観光のスマホアプリの導入は検討したのか。

観光課長

- 1 平成26年度は中国で現地法人に委託し、ツイッターにより情報発信を行った。平成27年度はタイ現地のナムジャイというブログを開設して情報発信している。
- 2 多言語アプリについては、作成したい気持ちは十分あるが、コストの面から実現できていない。

石川委員

- 1 新エネルギープロジェクトのうち地中熱ヒートポンプシステムの開発について、その概要と平成26年度の成果を伺う。
- 2 ヤングキャリアセンターの就職確認者数2,202人の定着率はどのくらいか。
- 3 若者自立支援センター埼玉では、333人が就職等に移行したとのことだが、グループワーク等を利用した延べ人数3,714人の実人数を伺う。
- 4 中高年齢者向けに、ビル管理と介護サービスの職業訓練を行っているが、就職者のうち関連業種への就職者はどのくらいか。
- 5 障害者雇用優良企業の認証数が、平成26年度は7社と少ない理由は何か。
- 6 「大学との連携による次世代産業分野の技術者の育成」について、講座数が平成25年度の41から平成26年度は33と減少しているがなぜか。
- 7 いこいの村の財産貸付収入の未納額について、現在はどうなっているのか。

先端産業幹

- 1 地中熱ヒートポンプシステムが普及しにくい理由としては、機器のコストが高いことに加え、管を地中に通すため地下100メートル程度掘り下げるコストがかかることが挙げられる。当該事業では、熱交換器を介さずに直接冷媒を回して地中熱を取り込む方式を開発している。機器コストが縮減されるとともに、地下の掘り下げも30メートル以内で済むためコストを低減できる。平成26年度は試作品の開発を行い、現在その改良に取り組んでいる。
- 6 平成25年度は医療福祉、新エネルギー、次世代自動車の各分野の講座を開設していたが、次世代自動車センター埼玉で研究会などを活発に行っていることを踏まえ、平成26年度から次世代自動車分野の講座を廃止した。

就業支援課長

- 2 就労者にアンケート調査で追跡したところ、92.6%が1年後も就職先で仕事を続けている。
- 3 若者自立支援センター埼玉の登録者数は438人である。
- 5 認証制度は平成23年から制度をはじめ、平成25年度までは従前から積極的に障害者雇用を進めている企業を認証することが多かった。平成26年度については、障害者

雇用の開始直後に申請する企業が増加したので、こうした企業に対して雇用の定着を確認するために認証を遅らせてきた。今年度については、昨年度に認証を見合わせていた企業の確認後に認証を行っているところである。

産業人材育成課長

- 4 ビル管理科の就職者77人のうち関連業種への就職は64人で83%、介護サービス科は就職者113人のうち107人で95%である。

勤労者福祉課長

- 7 いこいの村の未収債権については、民間法人に対して土地建物を貸し付けていた平成17年4月1日から同年10月11日までの賃料等661万5,553円が未納となった。そのうち保証金の360万円を相殺した301万5,553円が未収債権となったものである。平成18年2月定例会で承認を受け、法人と法人の取締役個人に対し、賃料等の支払を求める訴訟を提起し、法人に対しては県が勝訴した。判決確定後、賃料等の支払を求めて強制執行を行ったが、資産がなく回収できなかったため申立てを取り下げた。その後、あらためて、債務者である法人の財産開示手続き申立てを行い、開示された金融機関口座等を確認した。口座には残金がほとんどない状況だったため、地方自治法施行令に基づき徴収停止としたものである。法人は解散したが、清算が行われていないため、現在、定期的に法人の登記簿謄本等を確認するなど、法人の動きを注視しているところである。

石川委員

- 1 地中熱ヒートポンプシステムの試作品を市場に乗せ、早く成果を上げるための努力をしてきたのか。
- 2 若者自立支援センター埼玉の登録者数が438人とのことだが、実人数なのか。333人が就職等に移行したというが、比較できる実人数は何人なのか。

先端産業幹

- 1 プロジェクトを進めるため研究会を組織しているが、成果を市場に乗せていくため、研究会には複数の住宅メーカーにも入ってもらい、モデルハウスで試作品の実証試験を行っている。良い成果が得られれば、住宅メーカーが新築住宅を売り出す際にセットで普及していくことを考えている。

就業支援課長

- 2 相談やグループワークについては、一人がいろいろなプログラムに参加し、自立に向けて一歩を踏み出すという流れで、一人が何回もプログラムに参加する。相談については1,451、グループワークについては316、そのほか労働体験やセミナーなどに参加している。

石川委員

- 1 地中熱ヒートポンプシステムの開発は県独自の研究開発という理解でよいか。
- 2 先ほどの説明の人数は延べ利用者数だと思うが、相談やグループワークをしたのが実人数で何人か。そのうち333人がニート以外になったということだが、何分の333人なのか。分母を実人数で知りたい。

先端産業幹

- 1 地中熱ヒートポンプは県独自に開発している。ただし成果を普及していく際には、県だけでは限界があるので、国レベルの団体や研究機関などともしっかりと連携を取っていきたい。

就業支援課長

- 2 分母は438人で登録者数と同じである。そのうちの333人が就職等に移行したということである。

荒木委員

- 1 おもてなし力向上実行委員会で研修教材とした「埼玉県おもてなしサポートブック」の内容はどのようなものか。
- 2 このサポートブックを活用して、どのようにおもてなし力の向上が図られているのか。
- 3 ハローワーク浦和・就業支援サテライト内のヤングキャリアセンター埼玉や中高年コーナーの実績は記載されているが、女性の利用実績はどうなっているのか。
- 4 5か年計画における指標のうち、就業率については策定時に比べ1%低下しているが、なぜか。
- 5 ハローワーク特区は当初3年間の予定であったが、これまでの実績をどのように評価しているか。

観光課長

- 1 「埼玉県おもてなしサポートブック」は約30ページで、2つの内容から構成されている。一つ目は、おもてなしとは何かを分かりやすく解説している。二つ目は、愛県心を育てるため、県内の観光スポットやアクセスに関する情報を掲載している。
- 2 県では、おもてなしの取組を三つ以上行うことを宣言した事業所を「おもてなし宣言事業所」として登録している。このおもてなし宣言をした事業所の研修材料としてサポートブックを活用していただいている。おもてなし大賞は、おもてなし宣言事業所の中から自薦他薦でエントリーすることになっている。サポートブックを活用した研修を実施する企業のエントリーもあり、良い流れができつつあると認識している。

就業支援課長

- 3 ハローワーク浦和・就業支援サテライトには女性コーナーが設置されており、平成26年度の実績は、利用者数2,718人、就職確認者数464人となっている。
- 4 指標の策定時はリーマンショックや東日本大震災の影響により雇用情勢は厳しい時期であった。加えて、就業率の分母は、15歳以上の人口で上限がないため、高齢者の増加により就業率が低下している。平成25年から平成26年にかけては、雇用情勢の回復や高齢者の継続雇用の義務化などにより就業率が改善している。引き続き目標の就業率60%を目指していきたい。
- 5 ハローワーク浦和・就業支援サテライトは、平成24年の設置以来、順調に実績を伸ばしている。満足度も97.7%と非常に高い。これは駅近の設置や夜間営業など利用者ニーズを踏まえたきめ細かなサービスの提供の結果、県民の利用が増えたものと評価している。

荒木委員

就業率の目標を60%とした理由は何か。

就業支援課長

計画時の前5年間で最も良い数字を目標とした。

木村委員

ハローワーク特区として、ハローワーク浦和・就業支援サテライトを運営しているが、ハローワークの運営に県が関与したことによって、どのような効果があったのか。

就業支援課長

福祉人材が不足していることから重点的に福祉の仕事を紹介する福祉人材就職コーナーを県で設けるとともに、生活・住宅総合相談コーナーを設置して生活面の全ての相談を受けられる体制にしているのが特徴である。3割程度の利用者が複数のコーナーを利用しており、こうしたサービスの結果として、就職につながっていると考えている。

木村委員

ハローワーク特区は3年経過したが、今後はどうなるのか。

就業支援課長

当初の閣議決定では3年程度の実施であったが、現在の閣議決定では期限はない。国はハローワーク特区や一体的実施など国と地方が連携した取組を高く評価しており、更に進めていくという考えである。現在、国ではハローワーク特区の成果検証を行っている。

中屋敷委員

- 1 埼玉県は障害者雇用率が伸びない理由として、本社所在地でカウントされる実情があることは理解している。そのため特例子会社が増えても県外の本社でカウントされる状況が見られるが、現在の特例子会社の設立状況とさらに、今後どのように進めていくのか。
- 2 ものづくり技能フェスタは優れた技能をアピールするイベントである。県内にはテレビ番組の「ほこたて」に出た鋳物会社など、小さくても高い技術力を持つ多くの企業がある。このイベントをどのように広報し、県民を誘導しているのか。ものづくり人材のすばらしさを広く知ってもらうため、平成26年度に力を入れたことは何か。

就業支援課長

- 1 県内の企業に特例子会社を設置してもらいたいと考えている。今年3月には(株)カインズが本庄市に、また、4月にはポラス(株)が越谷市に特例子会社を設立した。こうした模範的な事例を県内企業に広く周知し、県内企業の特例子会社設立を進めていく。

産業人材育成課長

- 2 ものづくり技能フェスタの広報については、イベントの後援をいただいている新聞社や放送局などマスコミ各社に協力いただき、広報を行っている。また、平成26年度には彩の国ビジネスアリーナに技能者の作品やパネルの出展、実演等に新たに取り組み、技能を広くPRした。

中屋敷委員

中小企業者などの技能者は商売ではなく、自分の技術が評価されることを喜ぶ。アピールには様々な機会があると思う。広く県民に優れた技術を周知することについて、産業労働部としてどのように考えるか。

産業労働部長

優れた技術を広めていくことは産業振興の立場からも重要であると考えている。知事表彰などアピールの方法については、議員の皆様にも御声掛けするなどして検討し、より広く知っていただく努力を今後続けていきたい。

委員長

荒木委員に確認するが、「埼玉県おもてなしサポートブック」についての質疑があったが、資料を要求する必要はあるか。

荒木委員

資料要求をお願いします。

委員長

ただいま荒木委員から「埼玉県おもてなしサポートブック」についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定する。

執行部においては、速やかに提出をお願いします。なお、資料については、提出があり次第、控室に配布する。

【説明者】

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、
森尾博之食品安全局長、山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、
田中誠農産物安全課長、中島一郎畜産安全課長、奈良原栄司農業支援課長、
持田孝史生産振興課長、橋本栄森づくり課長、大岡早孝農村整備課長

【発言】

秋山委員

- 1 平成26年の埼玉県の農業生産額及び林業生産額はどのくらいで、前年度と比較するとどうか。また、国内に占める割合及び順位はどうなっているか。
- 2 行政報告書225ページの農業経営法人化推進事業で、平成26年度は722法人で前年度から78法人増加しているが、組織する農家戸数と人員はどうなっているか。
また、追加資料14では、基幹的農業従事者が平成14年度では6万9,720人、平成22年度には5万8,681人とあるが、平成26年度ではどうなっているか。
一方で、平成26年度の新規就農者は284人だが、どう分析しているのか。また、抜本的対策の柱は何であると分析しているか。
- 3 行政報告書225ページの2月の大雪被害については、平成26年度末時点で撤去が100%、再建が72.2%とあるが、その後の進捗状況はどうか。農林部の努力はどのような成果となって表れているか。また、追加資料40を見ると、被害が最も大きかった深谷市で再建完了率は94.1%、2番目の本庄市では89.2%だが、まだ再建が完了していない理由と市町村への支払状況にタイムラグがある理由は何か。
- 4 行政報告書227ページで平成26年度において新たに農業に参入した企業は3法人とあるが、これまでの累計はいくつか。また、全ての法人が活動しているのか。

農業政策課長

- 1 農業産出額の発表は例年12月中旬のため、平成26年の農業産出額は不明である。平成25年の農業産出額は2,012億円であり前年と同額である。国内に占める割合は2.4%であり、全国順位は18位となっている。

森づくり課長

- 1 平成26年の林業産出額はまだ公表されていない。平成25年の林業産出額は20億2,000万円であり、平成24年と大きな変化はない。国内に占める割合は0.5%であり、全国順位は38位となっている。

農業支援課長

- 2 農業法人を構成する農家戸数は約1,900戸である。また、農業法人の常時従事者の平均は15.4人であることから、約1万1,000人と推計される。
基幹的農業従事者の数値は平成22年の農業センサスが最新であり、平成26年度決算時の数値はない。基幹的農業従事者の減少の要因は高齢化による農家全体の減少が大きい。抜本的対策の柱は、主業農家の規模拡大及び経営力の高い新規就農者を確保することと考えている。農業産出額の約7割を主業農家が担っており、主業農家数

を維持するために年間280人の新規就農者の育成が必要であるため、今後も質の高い新規就農者の育成に努めていく。

- 3 大雪被害からの再建については、平成27年11月4日現在の完了率は96.6%であり、事業を実施した56市町村のうち48市町村において、全ての農業者の再建が完了している。

農林部の努力の成果としては、国に対し農業被害対策について要望し、農業用ハウスの撤去・再建・修繕へ助成が認められ、県議会においても補正予算を認めていただいたところである。また、補助事業の円滑な執行を図るため、市町村開催の説明会等に、延べ717人の県職員を派遣した。

さらに、ハウスの撤去・再建のスピードアップのため、県内外の施工業者と現場とのマッチングを行った。その結果、平成27年度中には、全ての農業用施設の再建完了を見込んでいる。

- 4 平成27年3月時点で、95地区、88企業が農業に参入し、3企業については不採算などを理由に撤退している。

秋山委員

大雪被害で廃業した農家はあったのか。

農業支援課長

規模の縮小や、ハウス栽培から露地栽培への転換、収入を得るために他産業へ一時的に従事した農家はあったが、廃業した農家は確認していない。

内沼委員

行政報告書243ページについて、埼玉の木豊かな暮らし応援事業の住宅への助成が145件と、森林整備加速化・林業再生事業における助成が10施設では少ないと考えるがどうか。また、この10施設に対する補助率について伺いたい。

森づくり課長

145件の助成は平成26年度の木造住宅の新築数が約3万5,000戸であることから、少ないと言える。公共施設の10か所は県の補助事業で実施したものであり、それ以外のものも含めると66施設で木造化、木質化を実施した。補助率は基本的に木造に係る経費の2分の1である。

内沼委員

市町村や建築業者に対して、事業についてPRはしているのか。

森づくり課長

平成26年度は工務店1,500社に対し、ダイレクトメールを送付し、延べ130社に直接訪問している。また、駅でのポスター掲示を行うなどPRに努めている。

細田委員

- 1 追加要求資料23について、茶の栽培面積の減少分がどのように活用されているか、把握しているか。
- 2 畜産の新たな担い手の確保について、雇用も含めて、どのように考えているか。

生産振興課長

- 1 追加要求資料23の数値は農林水産省の統計から引用しているため、県では把握はしていない。

畜産安全課長

- 2 本県の養豚はブランド化が進み、豚肉の直売やレストラン経営に取り組む農家も増えている。今後も、ブランド化を進めるとともに、6次産業化などにより畜産業の魅力を高めることで、後継者を確保し雇用も増やすことができるのではないかと考えている。

石川委員

地産地消推進事業について、県産農産物の県立高等学校の食堂での利用率はどうなっているか。

生産振興課長

県産米については、県立高等学校100校のうち81校の食堂で利用されている。

石川委員

米以外で働き掛けは行っていないのか。

農業ビジネス支援課長

米以外については、働き掛けは行っていない状況である。

菅原委員

- 1 追加要求資料27-①で平成26年度の農林総合研究センターの試験研究費が前年より増えているが、設備の更新を行ったのであれば概要を教えてほしい。
- 2 研究費の財源は、国等他からの財源があると聞いているがどのくらいの割合があるのか。
- 3 追加要求資料27-④で平成22年度から職員定数が減少しているが、研究体制は大丈夫なのか。研究員の年齢別データはあるか。また、若手研究員の育成にどう取り組んでいるのか。
- 4 平成26年度の主な研究内容としてはどのようなものがあるのか。

農業政策課長

- 1 設備の更新として、約5,300万円の分析機器を購入している。
- 2 平成26年度の当初予算ベースでは国や独立行政法人からの委託費は約7,000万円で、研究費に係る予算の約29%となっている。
- 3 効率的な体制とするため、平成26年度から平成27年度にかけて、試験研究機能を熊谷の本所に集約した。そのことにより若手研究員への技術の継承が行いやすくなっている。農林総合研究センターの年齢構成は、20代が5人、30代が4人、40代が23人、50代が25人、60代が2人と40代と50代が多くなっている。若手研究員の育成のため、内部研修のほか、国の試験研究機関や大学等への派遣研修を行っている。
- 4 平成26年度の研究内容の例として、イチゴの新品種の開発や高温に強い米の新品

種の育成を行っている。

中屋敷委員

- 1 普及指導員が137人と限られている中で、どのように普及に取り組んでいるのか。
- 2 地産地消推進会議は、どのような内容の会議であったのか。また、県産農産物サポート店はどのように展開されているのか。
- 3 現在の人員体制でどのように県内農業の質を高めていくのか。

農業支援課長

- 1 普及の継続性の観点から、普及指導員については各市町村の分担制をとっており、相談体制の充実に努めている。

農業ビジネス支援課長

- 2 地産地消推進会議については、各団体の取組内容の情報共有及び連携を図ることを目的としている。県産農産物サポート店については、小売店が約半数を占めており、看板等でのPRや県ホームページで紹介し、県民への周知に努めている。

農林部長

- 3 限られた人員体制の中で、農家からの相談や要望に応じていけるよう人材の育成に努めていく。

中屋敷委員

地産地消の取組について、今度どのように取り組んでいくのか。

農林部長

県民725万人という規模がある埼玉県は、県産農産物を消費してもらう環境が整っているため、地産地消を強みとしていけるよう、今後推進に努めていく。

山本委員

行政報告書236ページの農業の6次産業化支援事業で経営ビジョン作成については、どのような体制で支援を行ったのか。また、商品のPRはどのように行ったのか。品目数は昨年度の77品目から16品目増えたのか。

農業ビジネス支援課長

国の特区認定を受け、農業ビジネス支援課に中小企業診断士2名を普及指導員として任命し、各農林振興センターの6次産業化を担当する職員で、経営ビジョン策定を希望する農業者を支援した。6次産業化のPRについてはホームページへの掲載や、農商工連携フェアでのコーナー設置等を行っている。品目数については平成26年度に新たに93品目が開発された。

山本委員

6次産業化で販売額が大きい商品や全国展開している商品はどんなものがあるか。さらに、6次産業化商品の一覧を資料としていただきたい。

農業ビジネス支援課長

平成26年度途中に開発されたものであり、まだ年間の販売額とはなっていないが、イチゴのロールケーキは数百万円の売上がある。全国展開しているものとしては過去に商品開発されたものであるが養鶏場のカステラがあり、カステラを含めて数千万円の売上がある。

委員長

山本委員から「6次産業化商品の一覧について」資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行部においては、速やかに提出願う。

木下委員

- 1 行政報告書226ページの新規就農者数についてのグラフを見ると、順調に人数が増加しているが、ハローワークや高等学校に対して就農についてのPRを行っているか。
- 2 学校給食について、米飯給食は全て県産米だが、パン用の輸入小麦1,173トンも全て県産小麦になるように働き掛けたのか。輸入小麦を使っているのであれば、県産米を使ってはどうか。

農業支援課長

- 1 就農に向けた取組として、ハローワークには直接働きかけていない。県では農業支援課、8農林振興センター、農業大学校、公益社団法人埼玉県農林公社の11か所に就農相談窓口を設置し、年間1,000件程度の相談に応じている。
就農相談では、就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じ農業大学校への進学を勧めたり、技術のある人には明日の農業担い手育成塾を紹介するなどの支援を行い、新規就農者の育成・確保に努めている。県内の9つの農業高校に対しては、農業大学校から学校案内を通じて就農を勧めている。

生産振興課長

- 2 県内で生産されている小麦は麺用であるため、県産小麦に輸入小麦と混ぜて学校給食ではパンを製造している状況である。学校給食では米粉を使ったパンも作っていたいので、その中で県産米の利用拡大の働き掛けを行っている。

木下委員

県産米をパンにして食べなくても、輸入小麦を使っている部分をできるだけ米飯にしようと働き掛けないのか。

生産振興課長

米飯給食については提供が進められており、現在、週3.14回提供されている。学校給食では食育上、米飯だけではなくパンや麺も取り入れる必要があると聞いている。

荒木委員

- 1 埼玉ブランド農産物推進事業における「優良種畜の増殖確保」の内容はどのようなものか。
- 2 ブランド農産物について、どのようなPRを行っているか。

畜産安全課長

- 1 埼玉を代表するブランド畜産物「彩の国黒豚」については、農業技術研究センターに導入した黒豚純粋種「パークシャー」から子豚を生産し、県内の養豚農家に譲渡している。また、TPP対策等として、輸入牛肉との差別化を図るためにも、今後は和牛の増産に力を入れる必要がある。そこで、秩父高原牧場に宮崎県より導入した優良血統の繁殖雌牛から、子牛を生産し、県内の肉用牛農家に譲渡することで、県産ブランド和牛の品質向上を図っている。

農業ビジネス支援課長

- 2 PRについては、知事とJA中央会会長とのトップセールスや、ブランド梨「彩玉」のキャンペーンを行った。

荒木委員

ブランド農産物のマスコット化などは検討したか。

農業ビジネス支援課長

マスコット化そのものは検討していないが、ブランド農産物のロゴを作成しているため、活用を含めて、検討していきたい。

鈴木委員

県産木材の民間住宅への利用拡大について、上限額はどのくらいか。また、補助要件は県産木材60%を使用していること以外にあるか。

森づくり課長

上限は34万円である。その他の要件として県内で県内建設事業者が建設することを要件としている。

鈴木委員

県産木材の利用拡大を目的とするのであれば、県外であっても、県産木材を60%以上活用していれば、補助対象とするべきではないか。

農林部長

御指摘いただいたので、今後検討していきたい。

西山委員

- 1 農業産出額はどれくらいか。そのうち、経費等を除いた粗利益額はどのくらいか。
- 2 行政報告書の225ページにある経営体とはどのような意味か。また、代表的な農業法人を米と野菜のそれぞれの生産分野で伺う。
- 3 地産地消は生産者と消費者の双方にインセンティブがないと進まないのではないか。

生産者が県内に流通させることのうまみや消費者にとってもただ単に地元産というのではなく、仕掛けが必要なのではないか。

農業政策課長

- 1 平成25年の農業産出額は2,012億円である。粗利益を表す数値はないが、農業センサスの生産農業所得額でいえば、平成25年は720億円である。また、平成22年の生産農業所得額は768億円で、これを農家戸数で割ると1戸当たりの額は100万円となるが、実態を正確に表したものではない。

農業支援課長

- 2 農業経営の形態として個人経営の農家と法人があり、総称して経営体と呼んでいる。米の代表的な法人としては、幸手市の神扇農業機械化センターがあり経営規模は70から80ha、野菜では上里町の株式会社関東昔がえりの会があり経営規模はねぎ、白菜など延べ100haである。

農業ビジネス支援課長

- 3 産地単位で統一的なものを大量に生産したり、小規模農家での付加価値の高い生産など、いろいろな経営タイプがある。大規模産地は市場流通、小規模農家は直売所の利用が一般的である。高付加価値の農産物が高い値段で直売されている事例もある。生産者が自分の設定した値段で売ることがうまみになる。消費者については、県産農産物を知って、買って、食べてもらうことで、おいしさ、新鮮さをわかってもらうことが重要である。直売所に加えて、量販店の地場産コーナーが県内量販店の約半分に設置されている。県民が県産農産物を手軽に知って、買って、食べてもらうように取り組んでいく。

西山委員

- 1 各法人の人数は何人か。
- 2 大規模法人は地産地消になじまないのではないか。

農業支援課長

- 1 神扇農業機械化センターは21人、株式会社関東昔がえりの会は20人から25人程度である。

農業ビジネス支援課長

- 2 大規模法人の方の経営内容による。少ない品目を大量に生産する場合は向かないが、大規模経営の方でも品目を分けて作っている人は、地産地消による直売という選択肢もある。

渋谷委員

行政報告書244ページの多面的機能支援事業について、農家は共同作業などを行うことには労力をいとわないが、申請事務を行うことは苦手である。それを補うために土地改良事業団体連合会に手続を依頼しているところである。その費用が高額であるため、農家自身が事務手続を行えるよう、申請書類の簡素化を是非お願いしたい。

農林部長

申請書類の簡素化は、以前に比べて簡素化を図ってきているが、引き続き申請書類が必要最小限となるように、簡素化を国に要望していく。また、県へ相談があった際には必要な支援を行っていく。

【説明者】

石川稔保健医療部長、三田一夫保健医療部副部長、関本建二保健医療部副部長、森尾博之食品安全局長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、阿部隆保健医療政策課長、唐橋竜一保健医療政策課政策幹、梶ヶ谷信之国保医療課長、表久仁和医療整備課長、矢島謙司健康長寿課長、野本実疾病対策課長、三田和正生活衛生課長、西川裕二食品安全課長、謝村錦芳薬務課長

【発言】

板橋委員

- 1 AEDの普及推進について、平成26年度の設置届出台数の公共施設と民間施設の内訳はどのようになっているか。さらに、AEDの最新の設置届出台数はどれくらいか。
- 2 救命講習会受講者数が平成26年度は平成25年度より減っているようである。実際にAEDを使用できる人を増やさないといけないと考えるが、受講促進のためにどのような対策を行っているのか。また、一定期間の後、再受講が必要と考えるが、どのように進めているのか。
- 3 歯科保健の充実について、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例が制定されたが、8020運動はどのように行っているのか。

薬務課長

- 1 平成26年度の設置届出台数は、公共施設5,141台、民間施設6,506台である。最新で把握している平成27年8月末現在の設置届出台数は、公共施設5,181台、民間施設6,569台の合計11,750台である。
- 2 救命講習会については、前年度末に各市町村を通じて各消防署が行う講習会の開催予定を確認し、翌年度の当初に薬務課ホームページに掲載している。日本赤十字社埼玉県支部が実施する救命講習会は有料となるが、薬務課ホームページにリンクを貼って日程が分かるようにしている。県民からの問合せに対しては、これを見て申し込むよう説明している。救命講習会の再受講については、各消防本部から講習会受講者に対して、定期的に再受講していただくよう働き掛けていただいている。

健康長寿課長

- 3 平成23年10月に、議員提案によって埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例が制定され、条例に基づいた埼玉県歯科口腔保健推進計画により歯科保健対策を推進している。80歳で20本の自分の歯を保つためには、小児期から高齢期に至るまでのライフステージごとの取組が必要なことから、小児う蝕予防対策や在宅歯科医療の推進体制整備などに取り組んでいる。

板橋委員

- 1 AEDの設置については、ある程度公共施設で進んだ段階で、民間施設の設置を促進することも必要と考える。これからは民間の身近な施設に設置するよう舵を切っていく必要があると考えるが、どのような検討をしているのか。
- 2 県で歯科口腔保健推進に関する条例を制定したが、市町村の制定状況の現状と条例制

定に向けた支援はどうなっているか。また、障害者の歯科口腔保健に対しては、どのような取組を行っているのか。

薬務課長

- 1 AEDの設置に当たっては、購入、維持管理及び取扱者の講習などの経費がかかる。コンビニエンスストアに対しては24時間対応ができるため、設置の働き掛けを行ったが、経費等の関係から設置には至らなかった。しかし、平成24年度に三郷市、草加市が各消防本部で管理するAEDのコンビニエンスストアへの設置を始めた。平成27年度は八潮市、日高市、坂戸市、熊谷市、新座市がAEDをコンビニエンスストアに置いてもらうこととなった。そこで、このような事例を各市町村に情報提供し、コンビニエンスストアへの設置が拡大するよう働き掛けている。

健康長寿課長

- 2 平成27年4月1日現在で県内26市町が歯科口腔保健の推進に関する条例を制定済みである。なお、平成25年度に9市町、平成26年度に10市町が新たに制定したところである。県では、埼玉県歯科口腔保健推進計画において、市町村の条例の制定を施策指標としており、積極的に支援しているところである。

障害者に対しては、条例第6条に規定されており、県では、障害者の歯科診療を行っている埼玉県歯科医師会口腔保健センターに運営費補助を行っているところである。また、県総合リハビリテーションセンターをはじめ、5つの県立障害者歯科専門診療所において、障害者歯科診療を行っている。なお、障害者歯科診療の専門機関で治療を行った後のアフターフォローについて、地域における受入体制を埼玉県歯科医師会と検討を進めているところである。

内沼委員

- 1 市町村国民健康保険の平成26年度の繰入金が大幅に増加しているが、その理由は何か。また、今後どのように対応するのか。
- 2 国民健康保険税の賦課方式が4方式、2方式とあるが、国民健康保険の広域化を図る上でどうなるのか。また、平成26年度の検討状況はどうか。

国保医療課長

- 1 国民健康保険には、被保険者の平均年齢が高い、医療費が高い、また、被保険者の約7割が無職やパートタイマーなど低所得者であり税収入が少ない、という構造的な問題があり、毎年赤字が拡大している。平成30年度からの都道府県単位の新制度において、3,400億円の公費追加で国民健康保険の赤字は一時的には圧縮されるが、医療費を削減するためには、医療費適正化が重要であり、健診データ、レセプトデータの分析により地域ごとの健康課題に対応していくデータヘルスの推進が必要になってくる。
- 2 国民健康保険税については、県が標準保険税率を市町村ごとに定め、市町村はこれを参考に、地域実情に応じて2方式または4方式で賦課を行う。平成27年5月に法律が成立したことを受け、今年度から市町村職員と勉強会を立ち上げるなど具体的な検討を始めている。

内沼委員

平成23年度には繰入金が増加しているが、何か特別な対応をしたのか。

国保医療課長

具体的な原因は把握していないが、国民健康保険税値上げなどの見直しのタイミングが市町村によって異なるので、その影響ではないかと考える。法定外繰入金は毎年前後しているが、おおむね300億円程度で推移している。

菅原委員

- 1 福祉3医療は財政力指数によって補助率が変更されている。市町村の財政力指数は現時点でほとんど1を切っており、変更が適用されているのは2市町だけである。そもそも公費負担医療の補助率に財政力で差をつけている都道府県はあるのか。また、補助率を変更された2市町が仮に2分の1の補助を受けられた場合の差額を各事業について答弁願う。
- 2 県立大学の学生は、92.8%と高い国家試験合格者を誇っているようだが、9つある国家資格の合格率に違いはあるのか。また、県立大学であることを踏まえれば、卒業生の県内就職率は重要であると考えますが、平成26年度はこの割合をどの程度達成したのか。
- 3 健康長寿サポーターの養成人数を見ると、最新値では秩父市は2,174人、さいたま市は36人と市町村によって養成数にばらつきがある。ばらつきの理由とそれを解消するためにどのような努力をしているのか。
- 4 平成26年度に在宅歯科医療推進窓口に診療機器を整備したとのことであるが、使用状況はどうか。

国保医療課長

- 1 財政力指数で補助率に差をつけているのは、埼玉県をはじめとして兵庫県、静岡県、神奈川県、神奈川県の4県である。平成26年度では、戸田市の補助率は3分の1、三芳町は2分の5であるが、2分の1補助との差はそれぞれ乳幼児医療が3,368万4,944円、重度医療が4,573万1,063円、ひとり親家庭等医療費が887万7,962円である。

保健医療政策課長

- 2 平成26年度における国家試験9職種の合格率であるが、看護師、保健師、助産師、理学療法士、精神保健福祉士、歯科衛生士の6つの職種においては100%を達成している。それ以外の資格では、作業療法士が93.2%で全国平均は77.5%、社会福祉士が53%で全国平均は27%、臨床検査技師が92.7%で全国平均は82.1%である。
次に、平成26年度における卒業生の県内就職率であるが、53.9%となっている。これは、法人化した平成22年度に45.8%であった県内就職率を平成27年度までに60%を目指している過程の中での平成26年度の数値である。

健康長寿課長

- 3 健康に良いことを実践し、それを周りの人にも広めていただく健康長寿サポーターを平成26年度末で36,075人養成した。市町村の養成数にばらつきがある理由として、さいたま市など規模の大きな市には、健康長寿サポーターと類似の制度が既にあり、既存の事業を優先していることが挙げられる。健康長寿サポーターの理念に合致すれば良いため、さいたま市等とは今後も連携していきたい。また、健康長寿サポーターの養

成が進んでいない市町村には引き続き養成を積極的に働き掛けていく。

- 4 この事業は平成26年12月の補正予算において予算化され、平成26年度は診療機器の整備を行ったところである。平成27年4月から10月までの在宅歯科医療に関する相談件数は322件、訪問診療は216件である。また、貸出機器の利用実績は149回である。

菅原委員

- 1 平成26年度の県補助額は約109億円であり、少額とはいえ前年度よりも減少している。そうした中で3分の1補助と2分の1との差額を聞いても、それぞれ約3,000万円、約4,000万円、約800万円であるような状況で差をつけるのは限界なのではないかと思うが、平成26年度には見直しを行ったのか。
- 2 県立大学の卒業生は、大変優秀であるということがよく分かったが、卒業生が地元に戻って来ていないと感じる。平成27年度までに県内就職率60%を目指しているということだが、県内に戻らない要因の分析や目標達成に向けてどのような努力を行ったのか。
- 3 在宅歯科医療の推進拠点が19郡市歯科医師会ごとにあるとのことだが、郡市によっては診療所が推進拠点となっているようである。県として適切な支援を行っているのか。

国保医療課長

- 1 平成26年度の補助額は減っているが、政令市への補助見直しの影響でさいたま市への補助率を2分の1から3分の1に変更したためである。医療費が年々増加していく中で、この制度を将来にわたって維持していかななくてはならない。市町村の財政力指数は年度によって増減はあるが、必要な仕組みだと考えている。見直しについては毎年度検討を行っており、平成26年度においては、重度医療の見直しを行ったところである。

保健医療政策課長

- 2 県立大学に入学する学生の出身地を見ると、県内と県外の割合がほぼ5割対5割という構成になる。県内の高校からの推薦枠もあるが、受験生は全国から集まってきている。したがって卒業生全体で見れば、県外から県立大学に入学した学生が卒業し、就職する際に埼玉県内にとどまっているという見方ができる。これを学生数に置き換えると17人から18人に相当する。しかし、県外に就職した事情について、実際に学生から聞き取ったところ、「卒業後は親元に戻りたい」、「自宅から通勤できる県外の施設で働きたい」などの意向が多いこと、また、職種によっては、県内に求人募集がほとんどない場合もある。県内就職率向上のために教職員が県内の施設や企業などを直接訪問し、求人開拓を行うなどの努力を重ねている。

健康長寿課長

- 3 この事業は、埼玉県歯科医師会に委託して実施している。推進拠点は郡市歯科医師会事務所が最も多く、地域によっては病院や郡市歯科医師会会長の診療所などに設置されている所もある。県は、各地域の実情に応じて、この事業が円滑に実施されるよう、適切な支援を行っている。

秋山委員

- 1 乳幼児の医療費助成は県が就学前までとしているが、市町村が単独で年齢拡大を行っ

ている。平成26年度決算では県は26億3,420万8千円の補助を行ったが、補助率はおおよそ2分の1であった。平成26年度に県内市町村が子ども医療費助成制度で実際に支給した額の何%にあたるのか。また、県内全市町村が中学校卒業まで助成している都道府県はいくつあるのか。

- 2 重度医療について、県は平成27年1月から重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象外とした。これにより対象から外れた人数は、平成26年度には何人であったか。県補助額ではおおよそいくらかと分析しているか。また、通年ではどうか。
- 3 平成25年度に発足した埼玉県総合医局機構について、医師不足病院への医師の派遣の実績、若手医師のキャリア形成支援、女性医師の支援、高校生の志養成事業の実績はどうか。
- 4 平成26年度の地域枠医学生奨学金貸与者48人の在籍学校はどこか。卒業後県内指定医療機関に勤務すれば、返済は不要になるのか。また、指定医療機関とは何を指すか。さらに、奨学金の月額と6年間の総額はいくらか。
- 5 県外医学生奨学金貸与者が41人いるが、奨学金の内容はどのようなものか。
- 6 臨床研修医と後期研修医の研修資金について、県内定着すると貸与された研修資金の返還は不要になるのか。研修資金の月額や年額はいくらか。
- 7 平成26年度に順天堂大学附属病院の誘致が決まったことはよいことだと思うが、医学部設置に関する成果と到達点を知りたい。
- 8 埼玉県総合医局機構のトップは誰が務めているのか。同機構は常設で恒常的に活動・機能するものなのか。
- 9 平成26年4月1日から県内全ての救急車などにタブレット端末283台を整備して、救急医療機関の受入可否情報をリアルタイムで確認することができるようになったが、どのような成果があったのか。

国保医療課長

- 1 県が把握している市町村の助成額は県補助対象分のみであり、それぞれの市町村における事業費の実績は把握していない。また、各都道府県の補助対象は調査しているのが把握しているが、全国の市町村の助成対象年齢までは把握していない。
- 2 65歳以上で新規に手帳を取得したため、重度医療の対象外となった方は平成26年度では517人で、補助額への影響は約2,500万円と推計している。また通年分については、平成27年度予算においては、マイナス2億8,000万円と試算している。

医療整備課長

- 3 総合医局機構を通じた医師派遣については、平成26年度は50人の医師派遣を行った。次に、若手医師のキャリア形成支援については、県の奨学金貸与者が卒業後県内病院でキャリア形成を行うことができるプログラムを作成した。女性医師支援については、17件の相談を受け、2人の医師が復職した。また、当直免除など短時間勤務を希望する女性医師の代替医師の雇用支援を行い、12人の女性医師が雇用継続となった。次に、高校生の志養成事業については、138人の高校生が参加した。
- 4 地域枠医学生については、全員が埼玉医科大学の学生である。卒業後9年間、指定医療機関に勤務すれば、全額返還不要となる。奨学金は月額20万円で、6年間の総額は1,440万円である。なお、指定医療機関とは、小児科、産科、救急科、県北など医師不足地域の公的医療機関である。
- 5 県外医学生奨学金については、月額20万円の奨学金のほかに、入学金として100

万円を上限に貸与している。

- 6 臨床研修医は月額10万円、後期研修医は月額20万円の資金貸与となっている。県内の産科、小児科、救命救急センターで勤務すれば、返還不要となる。
- 8 埼玉県総合医局機構のトップは金井忠男県医師会長である。医師確保・派遣委員会など3つの委員会などで構成され、県、県医師会、大学、病院長などによって構成され、一元的に医師確保を推進している。
- 9 タブレットを導入した平成26年度と導入前の平成25年度を比較すると、重症患者のうち、受入要請回数が4回以上となった事案が16%減少した。そのため、効果は現れていると考えている。

保健医療政策課長

- 7 医学部設置の認可権限は国にあることから、国に対して、医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じるよう、働き掛けを行っているが、国は新設を認めない方針を堅持している。県としては、国の方針が出るのをただ待つわけにいかない。県内医師の確保に有効な手段として、医師確保及び育成に資する病院、具体的には医師を自ら養成するとともに、供給をコントロールできる大学附属病院の整備が有効ではないかとの考えから、平成26年度において、医学系大学院設置に関して国内でも特色のある大学院の状況と大学病院及び医学系大学院の整備に伴う経済効果を調査し、一般病院よりも大学附属病院及び大学院を誘致した方が、経済波及効果が高いという結果を得た。

秋山委員

- 1 乳幼児医療費助成の埼玉県の補助対象は就学前だが、市町村が努力して平成27年度には全市町村が中学校卒業までとしており、そうした意味では高い水準にあると言える。これは私の個人的意見だが、県も対象年齢を引き上げるべきだと思う。(要望)
- 2 重度医療について、平成27年1月から3月までに除外された方は517人ということだが、通年では4倍にすればいいのか。
- 3 地域枠医学生奨学金について、指定医療機関で勤務しない場合、奨学金の返還は一括で行うのか。また、返還利息は徴することになるのか。
- 4 私の地元の春日部市の医療機関からは、受入可否情報を全て登録すると実際の受入れが大変になるので、リアルタイムに情報を出さないことがあると聞いている。実際、救急医療情報システムの受入可否情報はどの程度リアルタイムに提供されているのか。

国保医療課長

- 2 平成27年度予算においては約6,300人が除外されると試算している。

医療整備課長

- 3 貸与期間の1.5倍、例えば医学生に6年間貸与した場合、9年間指定医療機関に勤務した場合には返還免除となる。これが果たせない場合、奨学金は一括して返還していただく。現時点では返還利息は徴していない。
- 4 医療機関は1日2回応需情報を入力しており、加えて、救急隊が搬送事案ごとに受入れや受入不可などの情報を逐次入力している。かなりリアルタイムに近い状況であると考えている。

秋山委員

- 1 6, 300人という人数は実人数か。
- 2 奨学金の一括返還を求めることは厳しすぎるのではないか。

国保医療課長

- 1 実人数を想定している。

医療整備課長

- 2 この奨学金制度は条件を明示した上で応募を受け付けているが、大変多くの応募をいただいている。卒業後、必ず県内医療機関で勤務していただきたいとの強い期待の意味を込めて、一括返還としている。

細田委員

- 1 化粧品産業の国際競争力の強化についてであるが、この事業により開発した化粧品は、事業所において生産されたり、輸出体制ができるといった結果は出ているのか。
- 2 既存の現地市場に対して、開発した化粧品の競争力や優位性は、どこに見出しているのか。
- 3 開発した化粧品は、現地のイスラム教徒による宗教上の利用のみをターゲットにしているのか。イスラム教徒以外の方が宗教上の利用以外で使うことも考えているのか。

薬務課長

- 1 事業者は、試作品、試供品の開発を経て、これから海外への輸出を目指して準備を進めている。また、来週11月30日に実施するハラール化粧品研修会などを通じて、県内事業者にも更なる参加を呼び掛けていく。
- 2 もともと日本産の化粧品は品質が良いということで、現地では多くの消費者から購入してもらっていた。これにハラールという付加価値を付けることにより、他の日本産化粧品よりも手に取っていただけるというメリットがあると考えている。
- 3 日本ではオリンピック開催が予定されており、イスラム圏からも大勢の方々が日本に来ると想定している。また、世界人口の4分の1がイスラム教徒になるという予測もあることから、この事業に取り組んでいる。アルコールや豚由来物質を含まないということは、オーガニック系の製品にもつながる。ハラールという製品を追求すると、自然派を好む一般の消費者にも購入していただけたらと思うが、今は輸出と在日のイスラム教徒の方に焦点を絞って進めている。

木下委員

コンビニエンスストア以外で24時間使用できるAEDはないのか。また、24時間使用できるAEDの台数は把握しているのか。

薬務課長

把握していない。

山本委員

- 1 健康長寿サポーター養成講習は内容的にまとまっており、良い取組と考えている。先日、春日部市で行われた彩歯健康アカデミーに参加したところ、70歳で22本の歯が

残っている7022が良いとの話があった。このように歯科口腔等の新たな情報が出てきている。平成26年度には、新しい情報を追加するといった検討は行われているのか。

- 2 医学部設置を見据えた環境調査を行っているが、この結果を踏まえてどのような検討がなされたのか。

健康長寿課長

- 1 平成26年度はデータを最新値に更新するなどの見直しを行っており、新しい情報については取り入れるようにしている。平成27年度は、スーパー健康長寿サポーター制度を設置し、ネットワーク化を図りながら取り組んでいきたいと考えている。

保健医療政策課長

- 2 これまで、県立大学に医学部を設置することを模索してきたが、現実的には極めて難しいという状況である。このため、当然、国に対して医学部の新設を認めるよう要望を続けているところであり、平成27年度4月には知事が直接、群馬県と新潟県の知事とともに、厚生労働省に出向いて要望を行っている。しかし、医師不足は喫緊の課題であり、国の対応をただ待つわけにはいかないと考えている。そこで、別な方策も模索する中、大学附属病院の設置を進めるという結論に至ったものである。一般的に大学院の設置は医学部の新設よりもハードルが低いと言われており、医師免許を持つ学生が進学してくる。また、大学附属病院については、一般病院に比べ約2倍程の医師が専任教員として配置されるという状況にある。なお、委託料の中には、平成27年度に行う地域医療構想の傾向を把握するため、県内における2025年を見据えた医療需要の状況を事前に把握するための調査経費が含まれている。

荒木委員

- 1 衛生研究所が平成26年4月から旧吉見高校の校舎を改修するなどして吉見町に移転し、運営を開始した。新たな衛生研究所では従来に比べて機能が強化されているようであるが、具体的にはどのようなことがあげられるか。
- 2 旧衛生研究所では取り壊し作業を行う前の調査で、ヒ素、フッ素、鉛が土壤汚染として検出された。人体に影響を及ぼさず、衛生研究所の業務に関連したものでないことは承知しているが、新衛生研究所における化学薬品を取り扱う際の安全性はどれくらい担保されているのか。
- 3 不妊治療費助成件数は6,716件とのことだが、妊娠に結び付いた件数はどれくらいか。
- 4 平成26年度には487頭の犬が殺処分されているが、野犬はどのような場所で捕まるのか。

参事兼衛生研究所所長

- 1 感染症系の検査についての細菌やウイルスの遺伝子検査を従来は2台の機器で検査していたが、性能的にも新しい機器を2台増やして、食中毒や感染症の原因をより早く正確に究明できるような体制を整えた。例えば食中毒の通常の検査で結果が分かるまでに2、3日かかっていたものが、1日である程度目安が付けられるようになっている。また、食品であれば農薬が含まれていないかなど、より正確に安全性を確保できる検査を行うために、これまでに比べ、100倍の検出能力を有する機器を導入した。
- 2 化学薬品を使用するような検査は、洗った水も含めて廃棄物として必ず回収して処理

する体制を取っているのです、そのようなことはないと考えている。

健康長寿課長

3 妊娠した件数は1, 879件であり、これは助成件数の28.0%になる。

生活衛生課長

4 平成26年度は、保健所において1, 260頭の犬が捕獲収容され、また184頭を飼い主から引き取っている。捕獲収容犬の多くは飼い主から逃げ出したもので、いわゆる純粋な野犬はほとんどいないものとする。

荒木委員

この数年の妊娠に結び付いた率の推移はどうか。

健康長寿課長

平成25年度は23.9%、平成24年度は24.6%である。そのため、平成26年度は過去と比べると上昇した。

中屋敷委員

- 1 食育については、教育局でも学校における食育の推進という取組がある。食育はずっとつながっていかないと意味がない。平成26年度は教育行政との連携が図られたのか。
- 2 食品監視指導はどのように行われているのか。提供禁止となった生レバーを裏メニューで提供している店もあると聞いているが、そのような施設の取締りはどうしているのか。また罰則はあるのか。
- 3 全体の傾向として、献血者数は減少しているようだが、献血はムーブメントとして進めていくべきと考える。県として機運を醸成していく必要があると思うが、どのように考えているのか。また、これから人口は減少するため、放っておくと献血者数も減っていくものとするがどうか。

健康長寿課長

1 食育については、県の食育推進計画に基づき取組を行っている。これは国の食育基本法に基づく計画であり、「健全なからだを育む」、「豊かな心を培う」、「正しい知識を養う」という基本方針や指標を設定している。教育局との連携では、「朝食を欠食する子供の割合の減少」や「学校給食における地場産物を使用する割合」という指標も入っており、それに対応するための取組を行ってもらっている。また、庁内関係課とは毎年度情報共有を図っている。

食品安全課長

2 食品衛生法に基づき監視計画を策定し、リスクの度合いに応じ、効率的かつ効果的に検査を実施している。施設をランク分けし、大型製造施設や給食センター、保育園など重点的に監視を行っている。施設において違反事実が確認された場合は、口頭や文書で改善の指導をしている。裏メニューについては、県で情報を得ることもあり、直ちに営業者に指導を行っている。生食は人の命にも関わるため、禁止に従わない場合には、警察と連携しながら刑事告発という法的措置を講じることもある。なお、消費者に対しても生食の危険性について周知している。

薬務課長

3 献血者数が平成26年度に急激に減少した原因としては、大宮駅コンコースにあった献血ルームが諸事情により閉鎖になったことにより、県内献血ルームが8か所から7か所に減少した。また、大雪や台風による天候不順により、献血バスの派遣回数や呼び掛けに応じる人が減少したことなどが挙げられる。なお、東松山市にある関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所には、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県の6県の血液が集められ、その中で融通できる体制ができているので、医療機関からの要請に対して不足が生じていることはない。

また、献血者数の減少については、県としても危機感を持っている。そこで、特にこれからの献血を担う若い人たちへの呼び掛けを強化している。例えば、中学校において、献血をテーマにしたポスターコンクールを実施することにより、献血について考える機会にしてもらっている。また、学生に対しては「はたちの献血」、高校生に対しては「卒業献血」など各種キャンペーン活動を通じて献血を呼び掛けている。

中屋敷委員

- 1 教育局との連携に関しては、意見交換を行い、それを翌年度の事業に生かしているという理解でよいか。
- 2 食品監視指導について平成26年度の立入り時に指導した内容はどのようなものであったか。
- 3 若年層への啓発の重要性は理解でき、キャンペーン活動などの呼びかけが行われていることは実感としては分かるが、大人向けの呼び掛けは今ままでいいのか。埼玉県は昼間人口が少ないという特徴があり、キャンペーン活動も工夫しなければならないのではないかと。

健康長寿課長

- 1 教育局には、数値目標と実績を生かした取組を進めてもらっている。

食品安全課長

- 2 監視時において、製造した食品の販売停止や回収等の指示に至った事例はなかった。従事者の作業着の汚れや天井のはがれなどを確認した際は、直ちに改善を指導し、その場で改善が確認できなかった事例については、再度立入りを行い、改善の確認を行っている。

薬務課長

- 3 本県は昼間人口が少ない県であるので、無計画に献血バスを派遣しても多くの献血に結び付かない。そこで、県内の事業所にあらかじめ日程を確認し、献血バスの派遣を計画的に行っている。事業所では、従業員の方々に職務を免除する形で献血に御協力いただいている。一人でも多くの事業所内の従業員に御協力いただけるよう呼び掛けるとともに、その機会に周辺の住民にも献血していただけるようお願いをしている。大人は400mlを1年間に3回献血することができるので、事業所には1回だけではなく、足りない時は2回、3回と献血バスの受入れをお願いすることも視野に入れなければならないと考えている。

西山委員

- 1 自殺者は経済が良くなったことや、多種多様な自殺対策で年々減少傾向にあるが、人口10万人当たりの全国の数値はどのように推移しているのか。また、どの年代の自殺者が減少しているのか。以前は、経済的理由で中高年代が多かったが、どの年代が減ったなどといった特徴的なものはあるのか。
- 2 平成26年度には、桶川市立桶川小学校で、彩の国動物愛護フェスティバルが行われているが、このイベントは毎年行っているのか。また、どのような啓発イベントが行われているのか。さらに、参加人数480人は少ないと思うが、どのような事情なのか。

疾病対策課長

- 1 本県の平成27年9月末の人口10万人当たりの自殺死亡率は、13.0人で全国40位である。平成26年が18.9人であり、ピークの平成21年が25.2人である。全国数値は平成26年が19.9人で、平成21年が25.8人である。どの年代が減少しているか、特徴的なものがあるかについてであるが、県では経済的な問題や健康問題を抱えているケースの多い40代以上の方々を主な対象として、暮らしとところの総合相談会等を実施している。そのことにより、平成26年においては、40代は246人と減少している。

生活衛生課長

- 2 毎年10月に行っており、盲導犬や聴導犬によるデモンストレーションや講演会、獣医師会の協力による獣医師体験などを行っている。参加人数についてであるが、平成26年度は桶川小学校の体育館を会場としたため、収容人員に限界があった。

西山委員

- 1 自殺者数の減少について、もう少ししっかり分析して、どういうところに手を打てばよいか、よく検討してほしい。(要望)
- 2 盲導犬や聴導犬の周知は良い取組だと思う。小学生などを対象に行うのもよいが、多くの一般来場者が参加し、動物愛護の裾野を広げる機会となるようにもう少し大きな会場で啓発してはどうか。

生活衛生課長

- 2 平成27年度は、深谷ビッグタートルで深谷市健康福祉まつりと同時に開催させていただき、多くの参加者に来ていただいた。

【説明者】

半田順春環境部長、大久保伸一環境部副部長、棚沢利郎環境部副部長、
山野均環境政策課長、安藤宏温暖化対策課長、松山謙一エコタウン課長、
水井廣二大気環境課長、葛西聡水環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、
豊田雅裕資源循環推進課長、野口典孝みどり自然課長

【発言】

石川委員

- 1 化学物質環境保全対策として、リスクコミュニケーションを実施したとあるが、平成26年度の事業内容を伺う。
- 2 「生物多様性保全の推進」について、特定外来生物の防除対策を推進したとあるが、具体的な事業内容を伺う。
- 3 「身近な緑の保全・創出」について、平成26年度は幼稚園や小・中・高等学校の計17園校に芝生化の助成を行っているが、助成した園校は現在どうなっているのか。

大気環境課長

- 1 事業者と行政を対象とした研修会を開催し、合計で256人の参加者があった。リスクコミュニケーションを推進することで、事業者の化学物質の管理適正化及び周辺住民の不安の解消につながることから、県として、事業者によるリスクコミュニケーションを支援している。また、市町村、大学、工業団地などに事業実施の働き掛けを行った。

みどり自然課長

- 2 代表的なものとしては、アライグマ対策がある。昨年度の農業被害額は約2,341万円であった。平成18年度にアライグマ防除実施計画を定め、市町村と役割分担しながら防除を実施している。今年度は、県は捕獲用のわなを市町村に提供している。
また、カミツキガメについては、平成26年度は22匹を捕獲した。捕獲は市町村や警察にお願いしており、捕獲したものは県の鳥獣保護センターで処分している。
外来植物については、オオキンケイギクが代表的である。防除は、基本的には管理者が行うことになっており、県民から通報があった場合、管理者に連絡して防除を依頼している。県から保全活動団体を紹介し、防除を行ってもらう場合もある。
- 3 芝生化の完了後に、完了検査をして状態を確認しているほか、みどり自然課に芝生専門の非常勤職員2名が、定期的に巡回して状況確認を行っている。また、必要に応じて造園の専門家を派遣し、助言を行っている。

石川委員

- 1 リスクコミュニケーションについて、平成26年度に実施した事業所数を伺う。
- 2 平成26年度芝生化を助成した17園校について、状況確認した結果を伺う。

大気環境課長

- 1 平成26年度は33事業所で実施した。

みどり自然課長

- 2 全ての園校で芝生の残存率が90%以上であった。また、状態が悪い場合は県から芝生を提供し、補植してもらっている。

秋山委員

- 1 「廃棄物処理対策の推進」について、指標「一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量」の平成26年度の数値を伺う。また、既に目標は達成しているが、新たな目標数値を定めるのか。
- 2 行政報告書128ページ「一般廃棄物対策」の「一般廃棄物処理実績の推移」を見ると平成23年度以降、数値が横ばいとなっているが、引下げのための取組を伺う。
- 3 指標「産業廃棄物の最終処分率」の最終処分率について、算出方法と平成26年度の実績値を伺う。また、「福島第一原子力発電所事故に係る放射能の影響」で、汚泥の最終処分量が増加したとの記述があるが、平成26年度の状況を伺う。
- 4 「環境保全対策の推進」について、中川、綾瀬川の「全国水質ワースト5河川」からの脱却を目標としているが、達成の見通しはどうか。また、脱却に向けてどのような対策を行っているのか。
- 5 「石綿対策の推進」について伺う。アスベストが建材として用いられた建物が更新時期に当たる。大気汚染防止法に基づく解体工事の全数立入を行い、3件の行政措置を行ったとあるが、この内容と効果を伺う。また、県と市町村との役割分担はどうなっているのか。
- 6 「石綿廃棄物対策の推進」について、家屋解体現場等への立入件数が905件となっているが、その内容と効果を伺う。また、市町村との役割分担を伺う。
- 7 追加要求資料23「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」について、監視指導件数が減少している理由を伺う。また、不法投棄をはじめとする不適正処理事案について、指導や改善の状況を伺う。
- 8 「緑のトラスト運動の推進等」について、平成26年度までにさいたま緑のトラスト基金に寄附をした人数、企業数とその総額を伺う。第13号地「無線山・KDDIの森」で取得した面積4.8ヘクタールのうち、約78%は企業からの寄贈であるが、その経緯について伺う。また、候補地・取得地の選定はどのような基準に基づいて行われているのか。
- 9 追加要求資料30「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田基地周辺の騒音調査結果」について、平成26年度は12地点ある測定地点のうち8地点から7地点に適合地点が減少しているが、測定地点及び周辺の住宅防音工事は完了しているのか。また、騒音発生者に対し、どのように改善を求めたのか。

資源循環推進課長

- 1 平成26年度の実績は現在集計中である。新たな目標数値については、現在、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定中であり、現状のデータや国の動向などを踏まえ、同計画において設定したい。
- 2 ごみを出さないライフスタイルの呼び掛け、分別を徹底し再資源化を促進するなど、最終処分量を縮減する取組を推進していく。
- 3 最終処分率は、産業廃棄物の「排出量」を分母、「最終処分量」を分子として計算するもので、排出量中の最終処分量の割合を示すものである。なお、平成26年度の数値は現在集計中である。また、汚泥の最終処分量についても平成26年度の実績は集計中で

あるが、増加した汚泥は浄水場から発生している。再生利用が進んでいない県内の浄水場に対しては、県から汚泥の再生利用の再開を働き掛けている。その結果、再生利用を再開したところもあり、最終処分率の数値は改善していく見込みである。

水環境課長

- 4 平成25年度は綾瀬川、中川がワースト1、2位であったが、平成26年度は水質が改善したことにより、ワースト1位を脱却した。また、ワースト5河川の水質の差が狭まっている。また、下水道の普及、合併処理浄化槽への転換、台所対策及び中川水循環センター処理水の水質改善等について取り組んでいる。
- 9 住宅の防音工事は国直轄事業であり防衛省北関東防衛局が行っていることから、県として進捗状況を把握していない。騒音発生者に対しては、県及び14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や14都道県で作る渉外関係主要都道県知事連絡協議会において、早朝、夜間の飛行禁止や防音工事の促進を要望している。

大気環境課長

- 5 立入検査では、飛散防止対策がとられているかを事前に確認している。全数に立入指導を行うことにより、石綿の飛散による健康被害の未然防止につながると考えている。また、市町村との役割分担であるが、法令又は県からの権限移譲により、仕事を切り分けており、さいたま市など9市は、市の事務として立入検査などの指導を行っている。

産業廃棄物指導課長

- 6 建設リサイクル法の届出事務を所掌している建築安全センター、特定行政庁等から情報を入手し、立入検査を行っている。個人住宅や倉庫など建築物の解体工事を対象に、分別解体と再資源化、廃棄物処理法の基準の遵守等を指導している。廃棄物の排出先を確認して不適正処理の未然防止が図られる効果がある。また、石綿に関しては、石綿含有廃棄物の有無や、解体方法・処分先等を確認している。市町村とは、合同での立入等を通じて情報共有を図っている。
- 7 監視から立入指導に重点を移したことが件数減少の原因である。例えば、排出事業者の立入検査では、契約書及びマニフェスト等を確認するなど時間を掛けて実施している。不適正な処理が疑われる処理事業者に対しても時間を掛けてチェックを行っている。
不適正処理事案への対応について、廃棄物の保管量や保管場所など軽易な場合は、口頭指導及び指導票による是正指導を行っている。重大な違反事実である場合は、文書指導や状況により行政処分を行う。不法投棄についてであるが、行為者が判明した場合は、行為者に撤去させている。行為者が不明な場合は、土地管理者に撤去を依頼している。一般廃棄物に関しては市町村に対応を依頼している。

みどり自然課長

- 8 「さいたま緑のトラスト基金」は昭和60年に設置された。平成26年度までに、個人からの募金は25,527件、約3億4,800万円、企業からは12,592件、約12億2,600万円、合計すると約15億7,400万円の寄附があった。第13号地「無線山・KDDIの森」取得の経緯は、春には地元で桜まつりが開かれるなど大変親しまれていることから、伊奈町がKDDIに対し取得を打診し、町と県でトラスト保全地として取得した。KDDIから、県と町が財政上負担可能な範囲で土地を購入してもらいたいとの打診があり、購入した土地を除く約8割の取得地はKDDIから寄贈

されたものである。また、トラスト保全地の選定に当たっては、市町村が取得費の3分の1を負担することになるため、まず、市町村から候補地を挙げてもらう。選定基準は、優れた自然環境や歴史的環境を有していること、保全の緊急性が高いこと、保全に対する地権者等の協力が得られることなどである。

秋山委員

- 1 産業廃棄物の最終処分率であるが、算出時の分子部分「最終処分量」とはどのようなものか。また、放射性物質を含む汚泥を再利用することに問題はないのか。
- 2 下水処理施設の水質改善を図るとのことだが、高度処理等の導入にはコストがかかると思うがどうか。
- 3 不法投棄対策について、監視パトロール体制はどうなっているのか。
- 4 基地周辺の騒音対策について、国の事務ではあるが、県民が置かれている状況を把握していないのは遺憾である。県としての考えを伺う。

資源循環推進課長

- 1 再資源化されたものなどを除き、最後に埋め立てられる量が分子の「最終処分量」である。リサイクル等を推進することにより、最終処分率が下がる。なお、汚泥は、通常の処分ができるものを再生利用しており、影響はないと考えている。

水環境課長

- 2 ハード面での変更は行わず、段階的・高度処理として運転状況を工夫することにより、窒素、リンに加えBOD等の削減による水質改善を見込んでいる。
- 4 国に情報提供を働き掛けていきたい。

産業廃棄物指導課長

- 3 不法投棄110番を設置し、24時間体制で通報を受け付けているほか、各環境管理事務所及び本庁でも、年間683件の通報を受けた。また、市町村からも情報提供を受け連携して対応しており、夜間や休日は、民間委託でパトロールを行っている。

秋山委員

産業廃棄物の最終処分率について、詳しく説明願う。

資源循環推進課長

分母である「排出量」が、中間処理により減少し、更にリサイクルされる部分を除き、最後に埋め立てられる量が「最終処分量」となる。

内沼委員

- 1 「鳥獣の保護管理」について、クマなどの野生鳥獣の生息域はどこまで拡大しているのか。また、農林業への被害について、農林部と環境部ではどのように連携しているのか。
- 2 「森の番人」の育成について、内容と効果を伺う。また、猟友会と森の番人との関連性を伺う。

みどり自然課長

- 1 ニホンジカは、昭和50年代には秩父地域のみの生息であったが、現在は八高線以西全域にわたって、約1万頭が生息している。ツキノワグマは、目撃情報からの推計で県内に約100頭が生息しているとみており、狩猟者に狩猟を自粛するよう呼び掛けている。また、農林部では、農作物を守るための柵の設置や樹皮剥ぎ被害を防ぐためのカバーの設置を行い、環境部では、捕獲による対策を行っている。平成27年5月に鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、県が捕獲を行うことが明記された。本県では、改正に先駆けて平成26年度から県が主体となって行う捕獲事業を、埼玉県猟友会に委託して実施している。
- 2 「森の番人」事業は狩猟者を増やすための取組であり、埼玉県猟友会に委託して狩猟免許試験の前に初心者向け講習会を年6回実施している。その結果、狩猟免許試験の合格者は平成20年度の137人から平成26年度は259人まで増加した。また、平成26年度は県職員にも働き掛けを行い、業務上関連する農林部の普及指導員などがわな猟で27人合格した。今年度は合格者が300人以上になると見込んでいる。また、射撃の研修や実地研修についても猟友会に委託して実施しており、ベテランの猟友会会員から学ぶ場となっている。

内沼委員

猟友会会員の平均年齢が上がっており、「森の番人」事業を通じて、猟友会としても若者に狩猟免許を取得してもらうことによる若返りを図っていると考えてよいか。

みどり自然課長

狩猟免許保有者は60代以上が66%を占めている。若者に免許を取得してもらい、長期間狩猟に携わってほしいと考えている。なお、試験会場では若い人が多いと感じている。

中屋敷委員

「国際貢献」について、中国との技術交流が続いていることは評価できる。この技術交流によってPM2.5などは改善されたのか。

環境政策課長

本事業は、環境技術を求めている中国や韓国といった国々に公害対策等の環境技術を提供することを目的としている。PM2.5の発生を減少させることにより、本県にとってもメリットのある国際貢献事業であると認識している。また、中国で実施している環境技術セミナーでは、環境技術の支援のみならず、本県の技術を持った企業の技術者も同行しており、ビジネスの機会を提供することで地域の振興にもつなげていくものである。

中屋敷委員

国際貢献事業について、平成26年度の具体的な実績を伺う。

環境政策課長

実績については、55名の研究員の派遣、35名の研修員の受入れ等の交流を行っている。また、環境技術セミナーでは266企業、504名の参加があった。

中屋敷委員

この事業について、PM2.5の減少など日本の環境改善につながる具体的な成果があったのか。

大気環境課長

平成26年度は国の日中都市間連携事業を活用し、3月に環境部長が山西省を訪問した。同省とはこれから技術交流を進めていく計画であり、平成27年度は同省から研究者を受け入れる予定である。

中屋敷委員

この交流により、PM2.5の問題を改善するための端緒が開かれたと解釈してよいか。

大気環境課長

そのとおりである。これから技術交流を行い中国の環境改善に役立ててもらうことを考えている。

環境部長

PM2.5について、関東地方では約3割から4割が中国からの影響とする報告もある。例えば、PM2.5に含まれる微量元素を分析することで発生源の特定にもつながる。このような研究を通じて国際貢献を進めていきたい。

山本委員

- 1 「放射性物質等への対応」について伺う。県民からの問合せや相談は何件あったのか。
- 2 空間放射線量の測定結果はどうだったのか。また、結果をどのように周知したのか。
- 3 平成26年度と平成25年度の行政報告書の記述が同一であるがなぜか。

環境政策課長

- 1 平成26年度は48件の問合せがあった。平成25年度は71件である。
- 2 放射性物質への対応は終息しつつあると考えている。空間放射線量などの最新データをホームページ上や彩の国だよりで公開している。
- 3 記述は毎年度見直しているが、平成25年度と平成26年度で県の対応状況に変化がなかったことから、同様の記述になっている。

山本委員

相談件数は年々変化していると、先ほど答弁があった。そのような変化も行政報告書に記載すべきではないか。

環境部長

相談件数などは毎年度異なるので、行政報告書に反映するようにしたい。

木下委員

「環境保全対策の推進」について、「全国水質ワースト5河川」からの脱却に向け、関係者が懸命に努力し、成果を上げていると思う。しかし、他の河川も同様に改善されてきており、目標を達成することは難しいのではないかと。努力し、成果を上げているのに、目

標未達成となってしまうことは残念である。BOD値の改善を指標とするなど、次期5か年計画における指標の設定方法について検討をしているのか。

水環境課長

他の河川も水質が改善してきており、目標達成は厳しいが、あらゆる取組を行っている。現在、次期5か年計画の目標を検討しているところであり、新たな指標を設定することも含めて検討していく。